

衆議院 総務委員会 議 録 第 四 号

令和二年二月十八日(火曜日)
午前十時十五分開議

出席委員

委員長 大口 善徳君

理事 大西 英男君

理事 坂井 学君

理事 中根 一幸君

理事 吉川 元君

理事 井林 辰憲君

理事 石田 真敏君

理事 岡下 昌平君

理事 川崎 二郎君

理事 木村 弥生君

理事 佐藤 明男君

理事 杉田 水脈君

理事 西田 昭二君

理事 百武 公親君

理事 松野 博一君

理事 宗清 皇一君

理事 山口 泰明君

理事 奥野 総一郎君

理事 重徳 和彦君

理事 西岡 秀子君

理事 山花 郁夫君

理事 本村 伸子君

理事 井上 一徳君

古賀 篤君

富樫 博之君

高井 崇志君

國重 徹君

池田 道孝君

小倉 将信君

金子万寿夫君

木村 次郎君

小林 史明君

斎藤 洋明君

高木 啓君

鳩山 二郎君

穂坂 泰君

務台 俊介君

山口 俊一君

岡島 一正君

佐藤 公治君

長尾 秀樹君

緑川 貴士君

太田 昌孝君

足立 康史君

初鹿 明博君

総務大臣政務官
総務大臣政務官

政府参考人
(内閣官房まち・ひと・し
ごと創生本部事務局次長)

政府参考人
(内閣府大臣官房審議官)

政府参考人
(内閣府大臣官房政府広報
室長)

政府参考人
(内閣府地方創生推進事務
局審議官)

政府参考人
(金融庁総合政策局参事官)

政府参考人
(総務省大臣官房長)

政府参考人
(総務省大臣官房総括審議
官)

政府参考人
(総務省大臣官房総括審議
官)

政府参考人
(総務省大臣官房地域力創
造審議官)

政府参考人
(総務省自治行政局長)

政府参考人
(総務省自治行政局長)

政府参考人
(総務省自治行政局長)

政府参考人
(総務省情報流通行政局長)

政府参考人
(総務省情報流通行政局長)

政府参考人
(総務省総合通信基盤局長
事務取扱)

政府参考人
(出入国在留管理庁出入国
管理部長)

斎藤 洋明君
進藤金日子君
辻 庄市君
村手 聡君
田中愛智朗君
長谷川周夫君
齋藤 馨君
横田 真二君
奈良 俊哉君
秋本 芳徳君
境 勉君
高原 剛君
内藤 尚志君
吉田 真人君
長塩 義樹君
谷脇 康彦君
石岡 邦章君
藤江 陽子君

政府参考人
(厚生労働省大臣官房審議
官)

政府参考人
(厚生労働省社会・援護局
障害保健福祉部長)

政府参考人
(経済産業省大臣官房審議
官)

参考人
(日本放送協会経営委員会
委員長)

参考人
(日本放送協会会長)

参考人
(日本放送協会専務理事)

総務委員会専門員
近藤 博人君

委員の異動
二月十八日

補欠選任
西田 昭二君

補欠選任
高木 啓君

補欠選任
百武 公親君

補欠選任
杉田 水脈君

補欠選任
木村 次郎君

同日
西田 昭二君

同日
高木 啓君

同日
百武 公親君

同日
杉田 水脈君

第六号)

地方交付税法等の一部を改正する法律案(内閣提出第七号)

地方自治及び地方税財政に関する件(令和二年
度地方財政計画)

行政の基本的制度及び運営並びに恩給、地方自
治及び地方税財政、情報通信及び電波、郵政事
業並びに消防に関する件

○大口委員長 これより会議を開きます。

開会に先立ちまして、立憲民主・国民・社保・
無所属フォーラム及び日本共産党所属委員の御出
席を要請いたしました。御出席が得られませ
ん。やむを得ず議事を進めます。

行政の基本的制度及び運営並びに恩給に関する
件、地方自治及び地方税財政に関する件、情報通
信及び電波に関する件、郵政事業に関する件及び
消防に関する件について調査を進めます。

この際、お諮りいたします。
各件調査のため、本日、参考人として日本放送
協会会長前田晃伸君及び日本放送協会専務理事木
田幸紀君の出席を求め、意見を聴取いたしたいと
存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり〕
○大口委員長 御異議なしと認めます。よって、
そのように決しました。

引き続き、お諮りいたします。

各件調査のため、本日、政府参考人として内閣
官房まち・ひと・しごと創生本部事務局次長辻庄
市君、内閣府大臣官房政府広報室長田中愛智朗
君、内閣府地方創生推進事務局審議官長谷川周夫
君、総務省大臣官房総括審議官奈良俊哉君、大臣
官房総括審議官秋本芳徳君、大臣官房地域力創造
審議官境勉君、自治財政局長内藤尚志君、情報流

通行政局長吉田真人君、総合通信基盤局長事務取扱谷協康彦君、出入国在留管理庁出入国管理部長石岡邦章君、スポーツ庁審議官藤江陽子君、厚生労働省大臣官房審議官奈尾基弘君、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長橋本泰宏君及び経済産業省大臣官房審議官野原諭君の出席を求め、説明を聴取したいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○大口委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

○大口委員長 質疑の申出がありますので、順次これを許します。大西英男君。

○大西英男委員 委員の皆様には大変長らくお待たせをいたしましたし、私も針のむしろの上でずっとやきもきさせていただいてまいりました。これはこの委員会とは関係ありませんけれども、国会対策上、当委員会は極めて円満に、順調に推移をしておりますけれども、予算委員会の審議の過程の中で、一部野党のさまざまな国会対策上の運営がありまして、委員会がストップしたことがそのまま総務委員会に波及するという国会対策のあり方については、私どもは大きな疑義を感じます。

これは、私どものようなべいべいの一議員が何を申し上げても届かないとは思いますが、我々、議員として、国会改革、しっかりとこれから臨んでいかなければならないと思います。

それでは、ここで質問に入らせていただきますと思います。

今、ソサエティー五・〇の実現をあらゆる角度からという時の流れが強まっているわけですが、私は、まさに地方創生、地方開発にとっては天の時を迎えていると思うんですね。

そうした中で、先週、皆さんごらんになった方もいらつしやると思いますけれども、「ポゾンと一軒家」、あれがこのところ、一月は視聴率がずっとトップなんです。NHK、きょうは来て

いるのかな。NHKの肝いりの「麒麟がくる」はずっと低迷しているんですね。そうした意味では、「ポゾンと一軒家」、あの番組を見ると、やはり、地方の人情豊かな地域に対する憧れといえるでしょうか、これが全国的に広がっているわけでありまして、豊かな自然と温かい人情の中で自給自足的な生活をしていらつしやる方々がまだ日本の中にもたくさんいらつしやる。やはり、地方の魅力を感じて国民というのは、視聴率でも明らかにではないかと思うんですね。

今、こうしたソサエティー五・〇の時代を迎えて、こうした新しい技術を使って、地方を創生していく、地方の魅力を広げていく、そういうときを迎えているのではないかと思うんですね。

相変わらず、三十四道府県は転出が超過をして、人口減少傾向がどんどんまだ、歯どめがかかっています。一方で、首都圏への転入超過は相変わらず、変わらずにあえていっているわけです。私も東京選出の国会議員ですけれども、朝夕の交通ラッシュあるいは通勤ラッシュ、これは一向に解消されないわけでありまして、今これ以上の東京圏への人口流入というのは、また新たなインフラ整備も必要になってきますし、国家財政の観点からいっても、均衡ある人口の動向をつくっていくかなければいけない、そのように率直に感じているわけでありまして。

そんな中で、ソサエティー五・〇時代の中で、デジタル革新、イノベーションによる新しい時代がもう訪れているわけですね。5G、あるいはIoT、4K、8Kテレビ等で、都市にいる者と全く同じ、リアルタイムで情報を得ることができるようですね。ですから、こうした5G時代、ソサエティー五・〇時代、この中で、地方のこうした情報設備を増強することによって、地方の魅力というのは更に拡大をしていくんじゃないかと思うんですね。

そういう点で、総務省が努力をしております政策の中で、サテライトオフィスの普及というのがあります。これは、こういった5Gを使って、オ

フィスを地方につくる、そして東京の本社から移転をして、そこで全く東京で働くのと同じように仕事ができるような環境があるわけですね。

そうした中で、私どももたくさんさんの事例を聞いております。例えば、徳島県の神山町なんかは先進的にサテライトオフィスの整備を進めておりまして、人口もふえる、そして地域の経済の活性化も果たすことができる、そして働く人たちにとても大きな働き方改革。サテライトオフィスで日中仕事をやり、そして夕方には近所の山へ行く、あるいは海に行く。そして、まさにワーケーションという言葉が現実味を帯びて、充実をしているわけでありまして、私は、今日までの総務省のサテライトオフィスへの取組と今後の展望について、お話をまず伺いたいと思います。

○秋本政府参考人 サテライトオフィスの普及拡大についてお尋ねをいただきました。

総務省では、平成二十七年から三十三年度までの間、全国五十六拠点のサテライトオフィスの整備につきまして予算措置を講じてまいりました。現在も運営されております。

今年度、令和元年度におきましても、三拠点に對しまして国費による補助を行う予定であります。

また、来年度、令和二年度予算案におきましても、引き続きサテライトオフィス整備に係る支援策を盛り込んでいくところでございます。

○大西(英)委員 このように、普及しつつあるサテライトオフィスを定着させていく、そして、地方活性化の、地方創生の切り札としていくためには、さまざまな国の支援が必要だと思っております。

例えば、自治体への支援ももちろんです。今、あらゆる角度から行われていますけれども、総務省の枠を超えて、内閣官房で地方創生移住支援事業というのが行われていますけれども、地方へ就業した場合、最大百万円、あるいは起業した場合、三百万円、こういった制度もあるわけでございます。こういう制度ともうまく連携をしてサ

テライトオフィスで働く人たちへの援助を強化していくとともに、自治体へもさまざまな支援体制が必要だと思っております。

さらには、大企業、大都市での企業にやはりインセンティブを与えていく。サテライトオフィスで社員を地方に派遣をする、そうした場合には、税制面での優遇措置を思い切つてやっていくべきではないかと思っております。そして、サテライトオフィスで働く人たちが、ただ、東京から通勤、一時的にそこ出張するのではなくて、その町に定住する、定着する、住民登録をする、あるいは住民税をそれぞれの自治体へ納めていく、それによって地方の活性化、財政力の向上への寄与もしていくのではないかと思います。

内閣府で行っている地方創生支援事業等々とコラボをして、そして効果的な支援施策をこの際行っていくべきだと思っておりますけれども、お考えをお聞かせいただきたいと思っております。

○秋本政府参考人 大西委員から、税制支援策や他省庁との連携施策も含めてお尋ねをいただきました。

まず、税制支援策について申し上げます。実は、平成十九年度から平成二十二年までの四年間、テレワーク環境整備税制という税制措置としておりました。ただ、利用実績が数件であったということも踏まえまして、税制ではなく予算措置によるサテライトオフィス整備、あるいはテレワークマネージャーという専門家を派遣いたしました。自治体や企業に助言をしていただく形で支援策を講じてきたという経緯がございます。

その結果、総務省がこれまで予算措置をしてきたサテライトオフィスは五十六拠点、今年度予算で措置予定の箇所を含めると五十九拠点到達しております。

また、全国のサテライトオフィスの開設数を昨年三月末時点で総務省で調査しております。これによりまして、全国で四百四十四拠点のサテライトオフィスが開設されているところでございます。

また、全国のサテライトオフィスの開設数を昨年三月末時点で総務省で調査しております。これによりまして、全国で四百四十四拠点のサテライトオフィスが開設されているところでござい

また、全国のサテライトオフィスの開設数を昨年三月末時点で総務省で調査しております。これによりまして、全国で四百四十四拠点のサテライトオフィスが開設されているところでござい

また、全国のサテライトオフィスの開設数を昨年三月末時点で総務省で調査しております。これによりまして、全国で四百四十四拠点のサテライトオフィスが開設されているところでござい

このように、サテライトオフィスが全国的に広がりをを見せております現状も踏まえまして、予算という手段によって支援すべき事項、領域と、委員御指摘の税制あるいは他省庁の施策も含めて、予算以外の措置による、支援すべき事項との区分、また、御指摘いただきました内閣府の地方創生移住支援事業や厚労省のテレワーク関連の予算措置との役割分担も勘案いたしまして、来年度以降の有効な政策手段を検討してまいりたいと考えております。

○大西(英)委員 積極的な施策の推進をお願いをしたいと思います。

先ほども申し上げましたように、こういったサテライトオフィスで仕事をする人たちが、ただ単に出張者であつてはならないという言い方は適当ではないかもしれませんけれども、そうした人たちがそこに定住させるための仕組みというのをやはり積極的に行うていかねばならないのではないかと思います。

そこで、定住するためには、必要なものは、やはり、医療、介護、保育、教育など、あらゆる角度から、そこに住み続けることを心から願うような、そういった流れを地方で整備をしていかなければならないわけでありまして、まさに、5Gや4K、8K等による遠隔医療や何かによつても医療は深めることができますし、例えば、東京で行われているビッグな音楽活動にしてもスポーツ活動にしても、それをリアルタイムで4K、8Kテレビで見ただくようなシステムもあると思うわけですし、こうした地域の活性化、地方創生に向けて、あらゆる角度から総合政策の中で総務省も御努力をいただきたいと思いますが、お考えをお聞かせいただきたいと思います。

○奈良政府参考人 お答え申し上げます。

大西委員の御指摘のとおり、地方への人の流れの創出は重要であつて、そのためには地域における生活の充実が不可欠である、このように考えます。これだけ毎日の生活にスマホが欠かせない人がふえている今日、ICTの基盤の整備とその利

用促進は生活の充実にとって極めて重要である、このように考えます。

そのため、総務省といたしましては、5G、IoT、AI、4K、8K、さまざまな技術を使つてさまざまな分野でこれらの活用等を図るため、5GやファイバーなどのICTインフラとさまざまな分野での利用環境の整備等、これをまたさまざまな地域において進めていこうというところでございます。

以上でございます。

○大西(英)委員 もう少し時間を残したかったんですけども、あと三分ぐらいです。

大臣、こうしたソサエティー五・〇時代を迎えて、まさに地方創生にとって天の時を迎えているのではないかと考えています。大臣、二回目の大臣の御就任でございます。どうぞこの新しい時代、切り開いていただきたいと思ひますけれども、大臣の御決意を伺いたいと思ひます。

○高市国務大臣 前任のときにも申し上げていたことですが、私は、住民の皆様が安全な環境で暮らすことができ、質の高い教育や必要な福祉サービスを受けることができ、働く場所がある、そんな地方を全国各地につくっていく必要があると考えております。

これまで政府を挙げて地方創生に取り組んでまいりましたが、先ほど大西委員が指摘されたとおり、まだ東京への流入が続いているということと、さらなる取組が求められております。まさに、きょう大西委員から御指摘いただいた、サテライトオフィスの普及拡大、それから住環境の向上というのは、いずれも地方創生のために大切なことだと考えております。

総務省では、地方への新しい人の流れをつくるために、地域おこし協力隊の推進や関係人口の取組の強化、横展開による地方とのつながりの強化を図つてまいります。また、分散型エネルギーインフラプロジェクトやローカル一千万プロジェクトもしっかりと推進して、稼働地域をつくつてまいります。さらには、テレワークの普及拡大を進め

るとともに、奈良総括審議官から答弁させていただきまして、ICTインフラと活用環境の整備を進めてまいります。

頑張つてまいります。ありがとうございます。

○大西(英)委員 ありがとうございます。

○大口委員長 次に、足立康史君。

○足立委員 日本維新の会の足立康史でございます。

大臣所信質疑ですが、そもそも予定されていた十三日から五日間おくれで、さらに、昨夜、野党の高井筆頭に、きょう大丈夫だよね、予算案がもめているようにだけれども総務委はちゃんとやろうね、大丈夫ですというメッセージを頂戴していましたが、やはりだめでありまして、大変残念であります。きょう、新型コロナウイルスについて、関係省庁にもお越しをいただいて質問させていただきまして、私の方からは予定どおり四十分使わせていただきたいと思います。

さて、NHK会長にもお越しいただいているんですが、ちよつとその前に、通告できていない部分もあるんですが、厚労省、きょう、結局、政務三役は難しい、二役は難しいんですね。だから政府参考人ですね、お忙しい中、済みません。きのう受診の目安も出ましたので、ちよつと基礎的なところから入りたいと思ひます。

ちよつと通告していないことで、わかればですが、けさWHOが見解を出されたという報道があります。要すれば、致死率はSARSよりも低いんだとか、いろいろなそういう情報ですね。この新型コロナウイルス感染症については、私の周りのお医者さんの中でも、インフルエンザに毛が生えたぐらいだと言ひ人もいます。でも、もう早く感染症法の一類に引き上げた方がいいと言ひ人もいます。

要は、どれぐらい怖い感染症なのか。その辺の、ごめんなさいね、ちよつと通告できていないんだけれども、けさWHOからそういう見解が出たという報道がありましたので、簡単でいいですよ、どれぐらい怖いのか、怖くないのか、あるい

はわからないのか。ちよつと、感覚的なものでも結構です。よろしくお願ひします。

○奈良政府参考人 お答え申し上げます。

ちよつと、恐縮ですけれども、WHOのけさの状況をまだ詳細に把握してございせんが、例えばSARSとの比較で申し上げますと、SARS、WHOから終息宣言が出た時点の致死率が大体一〇%未満でございます。

ただし、今回の新型コロナウイルスにつきましては、大体、世界の発症者、患者とそれから死亡者の方を比較すると、三%弱という数字でございますので、今の段階でこうだということをなかなか断定的に申し上げる段階にないわけでございますが、引き続き日本の症例を集めて検討を行つてまいりたいと思ひてございます。

○足立委員 今御紹介があつたように、致死率というところでは、まあ、まだ数字ははっきりしていない部分もありますが、SARSほど心配しなくていいのかもしれないと思ひます。

それからもう一つ。ごめんなさい、これも通告できていませんが、きのうの夜かな、共同が、官邸回りでしたっけ、御存じですかね。要は、共同通信の方々が使つていた、十人ぐらいかな、使つていたハイヤーの運転手さんということで、共同が紙を張り出されたということと、共同が、情報をお持ちであれば事実関係だけ御紹介をいただきたいと思ひます。

○奈良政府参考人 恐縮でございますが、ちよつと手元にデータがございせんので、済みません。

○足立委員 皆さんお忙しいのであれですが、与党の皆様もよくこれは心していただきたいんですが、官邸回りですよ、官邸回り。

本当に私は、今回のこの新型コロナウイルス感染症については、これは国家的な緊急事態だという認識ですつと取り組んできています。だから、きょうも、高井野党筆頭に、新型コロナウイルスをやるんだから、とにかく真面目にやってくれということ

をお願いしましたが、だめだということですので、私、もう、高井野党筆頭には辞任をいただきたい、私が野党筆頭をやる、こういうことを理事会で申し上げましたが、スルーされましたが、それぐらいの気持ちで国会活動をしてまいりたいと思います。

さて、じゃ、通告している内容に沿ってざっと参りたいと思います。

きのう、そういうことで、目安が出ました。この目安ですね。これは、いや、お忙しいので仕方ないんだけど、七時のNHKのニュースでざっとやりましたね、これが出ましたと。各民放もやりました。これは質問しません、かわいそうだから。これを探すわけですね、私たちはネットで、いや、これが出たというから、NHKのニュースで大々的にやっているわけだから、これが出たんだから、これを探します。ないんですね。仕方ないから、厚生労働省にお聞きをする、いや、まだ上げていませんと。わかった、もう仕方ない、じゃ、上がったらずぐ教えてくれと言ったら、九時前ぐらいですね、二十一時前ぐらいに御連絡をいただいて、ようやくこれにアクセスすることができました。

まあ、忙しいんだけど、もし厚生労働省が職員的に回っていないのであれば、もうみんなで行きましょうよ、みんな。野党は遊んでいるんだから、もつと国会議員も含めて。私たち維新の会は、これはもう政府だけの問題じゃないと。政府、与党、野党の人材を総力を挙げて、僕らも厚生労働省の中に手伝いに行ってもいいよ、僕暇だから。だから、とにかく、あらゆる人材を投入して、厚生労働省の皆さんを助けて、そして国民の安全を守っていく、そういう気持ちで私はいいます。

仕方ない。仕方ないけれども、だって、NHKのニュースを見たら、普通の人は探しますよ、本物。NHKなんか信用してないんだから。というのはいき過ぎか。だから、探しますよ、本物、一次情報を。でも、九時まで上がっていないんですね。ちよつと苦言だけ呈しておきたいと思

います。

それで、今、官邸もホームページをつくられて、厚生労働省は「新型コロナウイルス感染症について」というホームページをつくられていきます。いろいろな関係者に聞くと、ここが一番充実している。この厚生労働省の「新型コロナウイルス感染症について」というホームページに、このリンクも当然張ってあります。だから、私は厚生労働省のホームページが一番充実していると思います。思いますが、加えて、官邸も、きのうから、「新型コロナウイルス感染症に備えて」一人ひとりができる対策を知っておこうと、二月十七日時点の情報をもとに作成だから、きのうの情報をもとに作成された。

官邸が厚生労働省か、それも統一してほしい、いや、両方見に行かないといけないのでそれもまあ統一していただいたらいと思うが、何よりも私が懸念をしているのはNHKですよ。

何かのんびりした番組ばかりやっているんですね。ニュース番組、七時のニュースとか九時のニュースとか、そこでは確かに扱ってくださっています。でも、もうこういう事態なんだから、例えば、地震が起こったとき、東日本大震災が起こったとき、ずつとやっていたよ。いや、NHKの画面の中で、青い何か帯をつくりますよね、よく。青い帯でこの厚生労働省、官邸のホームページのリンクをQRコードですつと載せ続けたらいいと思うんですけど、そういうことを全くやりません。しつかりやってもええませんか。

○木田参考人 新型コロナウイルスについては、NHKが公共放送、公共メディアとして命と暮らしを守る報道の使命を果たすため、テレビ、ラジオ、インターネットとあらゆる伝送路を使って情報発信を強化しているところであります。

視聴者の方々に正確で必要な情報を届けるため、最新情報や対策に向けた動き、さらに、コロナウイルスに関する基本的知識や予防法などを、事実に基づいてさまざまな角度から伝えており

ます。

総合テレビでは、特設ニュースを含め、連日詳しく伝えているほか、「NHKスペシャル」や「クローズアップ現代」など、番組でも多角的に取り上げております。また、ラジオ第一放送では、リスナーの質問に専門家が答える特別番組を放送したほか、インターネットでは、特設サイトをさまざまな情報を掲載しております。また、クルーズ船に多数の外国人が乗船していることを踏まえ、連日、国際放送で十七の言語による発信も行っております。

○足立委員 役人答弁、まあ、役人っぽいから仕方ないんだけど。

これは、さつき申し上げた、青い帯ですつと出したらいじゃないですか。私がかまた、国会が報道内容に、報道という番組内容について言うとか何かが問題があるのかな、よくわからないけれども。しかし、例えば地震が起こったからこういうふうにするとかいう内規とかあるんじゃないんですか。内規あります。ない。ある、ない、ちよつと。ない。いや、いい、もう、ちよつと時間がないので。

ちよつと、別に圧力をかけるつもりはないですよ、でも、国民はこれを知りたいんですよ。国民は今、きのう政府が示した受診の目安を知りたいんですよ。知りたいというか、伝えないといけないでしょう。普通に考えれば、既存の番組を潰してでも、いや、僕は潰さなくてもいいと言っているんです。青い枠で二十四時間三百六十五日、二十四時間毎日、これはもうやりますと言えませんか。

いや、別に、私が言うからやるんじゃないていいですよ。当たり前の判断として、きょうからやります、この委員会が終わったらすぐやります、今携帯で電話してやらせまうとちよつと云つてく

○木田参考人 国内でも感染者が相次いで、亡くなった方もいるという大変深刻な事態だというふうには認識しております。

どのような方法で、今後、感染の拡大防止をするために情報発信をしていくか、今の先生の御意見も踏まえてしつかり検討していきたいというふうに考えます。

○足立委員 私の意見を踏まえていいですよ。公共放送としての当たり前の判断。

NHK会長、きょう来ていただいています。ちよつと、これはもう、前向きに考えますと。

いや、別に、国会で言われたからじゃない、NHK会長のこれは責任として、公共放送を預かるNHK会長として当たり前のことだと、言われたからやるんじゃない、当然やると。お願いします。

○前田参考人 お答えを申し上げます。

必要な放送はNHK独自の判断でやらせていただきます。

○足立委員 いや、だから、ちよつと、NHKの会長と専務がここに座っているわけですよ。そこにいらつしやるわけですよ、前田会長と木田専務ね。

別に私が言ったからじゃなくいいんだから。普通に考えたらやろう。危機感が伝わっていないのであれば、危機感を改めて持つてくたさい。だから、青い帯をやつたらいいじゃない。別に番組に影響を与えない、青い帯。ちよつと、お願いします。専務でもいいですよ。誰でもいいから、やると言つてくたさいよ。

○木田参考人 先ほども申しましたように、大変深刻な事態だという認識は十分に持つております。

どのような方法が一番視聴者・国民の方々に必要な情報を届ける方法としてふさわしいかについては、しつかり検討していきたいというふうに考えています。

○足立委員 そういうことを言っているからNHK廃止論みたいなのが出るんですよ。いや、私は、NHK、いい番組もあると思いますよ。でも、一番大事なのは、こういう緊急事態に、公共放送として国民に伝えるべきことをちゃんと画面に載せてくたさいよ。なぜそれができないのか。

だから、どうも政府も、NHKはもういいというところで、政府広報、日テレかな、きのうからCM、新聞広告が打ち出されています。これはどういう内容ですか。内閣府の政府広報室、お願いします。

○田中政府参考人 お答えいたします。

新型コロナウイルス感染症に関する政府広報につきましては、テレビでの広告、CMをきのうより開始いたしました。放映局を拡大しつつ行っていくところでございます。また、新聞につきましても、一面囲み広告をきのうから始めたところでございまして、紙面の下部広告も今週中に載せることとしております。

内容につきましては、テレビCMでは、手洗いやせきエチケットなどの感染症対策について発信しておるところでございます。また、新聞での広告につきましては、電話相談窓口の利用案内などを掲載しているものでございます。

○足立委員 今、田中室長から御紹介があったのは、通常の政府広報の枠組みとは違うよね、通常の補正予算。もう時間がもったいないからいいよ。これは補正予算で組まれたものだと思います。

だから、通常の政府広報の枠組みだと時間がかかって、発注する、どうのこうのするというところで大変だから、随分で、補正予算でいいやと。これは私、官邸主導でやられたと承知しています。そうすよね。大変、私は、官邸の危機感を反映したすばらしい取組だと思えます。だから、それを田中室長にはもう少し柔軟に、政府広報の枠組みでもちゃんとやってはしなかったけれども、それを乗り越えてでも、従来の政府広報の枠組みを乗り越えてでも官邸主導できのうからテレビCMを打ち出した。これは国民の税金でやっているんですよ、国民の税金で。

ところが、前田会長、NHKはもういいというんです。何で税金で、補正予算を組んだ税金でCMを打たないといけないんですか。いや、打つたらいいますよ、それは。でも、何でNHKがば

うつしているんですか。こういうことをわかって、やはり検討とか何かそういうしようもないことを言うわけですか。一緒ですね、答弁。

大臣、済みません、きょうは新型コロナウイルスで、総務大臣にはゆくりと聞いておいていただいた結構なんです。これは問題でしょう、この人たちが。いや、私はNHK、好きですよ。好きな番組もある。「NHKスペシャル」なんてすばらしい。

ただ、やはり公共放送としての責任と役割、それから、そうでない部分というところから業務が肥大化している部分、これをどうしていくのか。それも、特にネット時代、放送と通信の大融合時代に公共放送はどうしていくべきなのかと、ずっと僕はこの総務委員会でも何十回となく質問してきています。大臣とも議論してきました。

ちょうど、私が尊敬するイギリスのボリス・ジョンソン首相が、BBCをベイ・パー・ビューでやる、受信料制度を廃止するというのを打ち出されました。真面目に、本気でやるぞと言って胸を張っています。どこまでできるかはまだわかりませんが、少なくとも、一國の首相がBBC改革に踏み出した、そういう報道がございました。

日本もいかげん真面目にやらないと、本当にNHKは潰れますよ。私が申し上げているのは、NHKがNHKであり続けるために、公共放送の責任を果たしていくために、ネット時代にどうしたらいいのかというのを真面目に考えてくれと言っているんです。

会長、ちょっと、放送と通信の大融合時代に、NHKの受信料制度、ぜひ会長の手でちゃんと改革してください。ちょっとお願いします。

○前田参考人 お答え申し上げます。

視聴者のコンテンツ視聴や情報の受け取り方が多様化する中で、テレビを持たない方に対して公共性の高い情報やコンテンツを届けていくことは、信頼される情報の社会的基盤という役割を果たしていく上で重要な課題だと認識しております。こうした観点から、放送と通信の融合時代に

ふさわしい受信料制度のあり方に関しては、研究が必要な課題だと考えております。

いづれにいたしましても、受信料制度のあり方は、視聴者・国民の理解を得ることが大前提であると考えております。

○足立委員 総務大臣とはちょっとまた改めてやりましょうね、これは。きょうはコロナの方にきたので、この話は、本当は総務大臣にも御通告させていただいていますが、NHK改革、受信料制度改革はきょうと別途時間をとってやらせていただきますと思います。

きょうは関係省庁からも来ていただいているので、ちょっと急ぎます。

まず、厚労省、再び、奈尾審議官になるのかな、どなたでも結構ですが、とにかく、専門家会議で、国内発生期から感染期に警戒レベルを引き上げる判断を見送りました。それはいいですよ。専門家の判断としてそういう御判断をされる、それは勝手にやってください。でも、政治家としてやるべきことは、最悪の事態を想定して対策を講ずることだと思えますが、きょうはだから、本当は政治家に来てほしかったんだけど、忙しいと言ったら、政治家の責任について奈尾審議官にお答えいただくのも、もうやめましょうか。やめますか。何か答えられることはありますか。では、一言ちょっと、政治家に対する苦言でもいいですよ。

○奈尾政府参考人 お答え申し上げます。

一昨日の専門家会議におきまして、国内の状況については、感染経路が特定できない可能性のある症例が複数認められる状況であって、患者が増加する局面を想定した対策が必要という見解をいただいております。

政府としては、これを受けまして、先般来お話しに出ています受診の目安を取りまとめておりますほか、例えば帰国者・接触者相談センター、こちらは二十四時間対応を全ての都道府県で実施するように要請してございます。また、帰国者・接触者外来という専門の窓口をつくり、PCR検査の

拡充等も行っております。

いづれにいたしましても、政府として、しっかりと責任を持って、感染状況を見きわめながら対策を打っていきたく思っております。

○足立委員 ちょっと愚問でした。失礼しました。

きょうは法務省から義家副大臣にもお越しをいただいております。お忙しい中、ありがとうございます。

水際の話は、既にもうこの水際対策が有効なフェーズは終わったという指摘もあります。でも、一方で、ウイルスは変異もしますから、引き続き水際対策は重要だという指摘もあるし、中国を取り巻く世界各國の入国管理の取組を見ると、日本だけが緩い制度になっているために、中国から世界に新型コロナウイルスが感染拡大していく抜け道に日本がなっているという厳しい指摘も世界から寄せられています。

入管法を所管されている法務省の副大臣として、御見解をお願いしたいと思います。

○義家副大臣 お答えいたします。

まず、足立議員の問題意識として危機感には敬意を表したいというふうに思います。

その上で、中国における新型コロナウイルスの感染症の感染が拡大し、無症状であっても、検査の結果、ウイルスへの感染が確認された者も出ています。我が国への流入を阻止するためには、包括的かつ機動的な水際対策が不可欠でございます。

政府においては、新型コロナウイルスの感染症が蔓延している中国の地域から来訪する外国人や、感染症が発生しているおそれのある旅客船に乗船する外国人について、当該地域や旅客船を新型コロナウイルス感染症対策本部において報告し、法務省は、これを踏まえた上で、入管法五条一項十四号に基づき、迅速に入国拒否の措置を講じているところでございます。

新型コロナウイルスの感染拡大の状況が時々刻々と変化している中、どこの地域を危険地域と

して考えるべきなのか、上陸拒否の措置の対象地域をどのように定めるべきなのかについては、政府全体としてのさまざまな情報や知見に基づく検討を踏まえ、法務省としても、今後とも弾力的に措置を講じてまいりたいと思っております。

○足立委員 大塚、この点、国民の関心も大きいところですので、今しつかり御答弁いただいたと思います。しつかり、日本が世界の中で抜けて道扱いされるようなことがないようにお願いをしたいと思っております。

NHKの皆様は、もう終わりましたので引いていただいても結構ですが、ただ、もしお時間がありませんでしたら、危機感が足りないようにお見受けします。お忙しければ結構です。

○大口委員長 NHK会長、専務理事は退出していただいて結構であります。

○足立委員 いていただいてもいいですよ。さて、義家副大臣、もう一問。

入管法の五条一項十四号、これは、私はテロリスト条項と呼んでいるんですよ。公安の観点から、まずい者が国内に入ってくるのを水際でとめる、これは十四号ですよ、テロリスト条項ですよ。

このテロリスト条項を援用せざるを得なかった事実があります。私は、法務省の判断、皆様の判断、森大臣始め法務省の皆様の判断を支持します。緊急事態だから、これぐらいの拡大解釈したらいいますよ。

でも、新型コロナウイルスが一段落したら、入管法はやはり不備があるんじゃないか、もっと国民から見えてわかりやすい法体系に、これから、インバウンド、我々もインバウンドを頑張っています、こういう大交流時代にふさわしい入管法に大改正する必要がありますが、今する必要があると思いませんよ、でも、一段落したらする必要があると思いますが、御認識はどうですか。

○義家副大臣 お答えいたします。あらゆる角度から総合的に検討していくべきこと

とであらうと思っております。

○足立委員 ありがとうございます。義家副大臣に来ていただけてよかった。

やはり、政治家は政治家なんです。きょう、厚生労働省は事務方しかおいていただけていませんが、僕はいいと思うんですよ。事務方、行政官、公務員には公務員の仕事、僕も公務員をやっていますから、そのやるべき仕事の内容は別に政治家に劣るものではない。むしろ、こんな人たちがよりよっぽど立派な仕事をしていきますよ、この人たちよりも。そうだけれども、こういう緊急事態に本当に必要なのは、政治家が政治の責任を果たすことです。義家副大臣には、引き続き、森大臣を支えて、しつかりお願いをしたいと思っております。

さて、今、水際の話をしたが、これは厚生省ですが、新型インフル特措法というのがあります。新型インフル特措法で規定した、例えば外出自粛要請等の知事権限、これをしつかりと知事に権限を付与していく作業、それは今の法体系ではできません。今の法体系ではできない、新型インフルには措置していたのに新型コロナウイルスには措置できない、これは国会を通す法律事項がいっぱいあります。なぜそれをやらないんですかね。

私は、この責任は、この総務委員会じゃない、厚生労働委員会、国会にあると思いますよ、一義的には。国権の最高機関である私たちがサボっているからいけないんですよ。いけないだけなんです、閣法でもないんです、議員立法でもないんです、最高度の、少なくとも、新型インフルよりも新型コロナウイルスの方が法体系が緩いんですよ。政令指定ではそれをカバーできません。法改正が必要ですよ。更にいけばもっと法改正が必要です。必要だと思いませんか、厚労省。

○奈尾政府参考人 お答えいたします。国内の状況につきましては、現在、感染経路が特定できない可能性がある症例が複数認められるという状況でございまして、今後いかに国内感染の進展を防ぐかが重要と考えております。そのための対応につきましては、確実に必要な

診療につながりますよう、受診の目安等を取りまとめ、PCR検査が必要に応じ着実に実施されるよう、対象がわかりやすい通知を发出する、また、帰国者・接触者相談センターについては、二十四時間対応を全ての都道府県で実施する等の対応を要請しているところでございます。

現時点で直ちに御指摘の権限拡大を検討する状況には至っていないと考えてございますが、今後とも、刻一刻と変化する状況に合わせて、感染拡大防止のために全力を尽くしてまいりたいと思っております。

○足立委員 しかし、法律をつくるとなったら時間がかりますよ、ちよとは。一晩ぐらいかかりますよ。この人たちはほっておいてやれば一晩でできます。そやけど、準備があるじゃないですか。

審議官、なぜ、新型インフルでは必要な措置が、新型コロナウイルスでは用意しておく必要がないんですか。答えられますか。難しいね。やめておきましようか。僕はやつた方がいいと思いますよ。

自民党の皆さん、井上先生、これ、国会で、ああ、総務委員に言っても仕方ないな、厚生労働委員会でもたやりますが、僕は、維新の会は、立法措置がすぐ必要だと。やっておけばいい。最悪の事態を想定した最高度の法体系をつくっておけばいいじゃないですか、こうやって遊んでいる間に。

だから、政府・与党、野党、政府・与党、維新の会と希望の党だけでいいですよ。立国社とか共産党というのはもう寝ていてもらった方がいいですよ。かえって楽ですよ。それで、私は、とにかく早く立法措置を、ね、小林先生、うなずいていただいています、立法措置を講じましょう。だって、最悪の事態に備えておいたらいいじゃないですか、ぼうとしてる間に。空回ししている間に。私はそう思います。しつかり、そういう協議を国会の中でも進めていきたい。

議院運営委員会でも私たちはそれを提案しました。与野党緊急立法政策責任者会議をつくりま

しようと言いました。そうしたら、議運委の野党筆頭が、手塚さんだっけ、いや、そういうことは政府がやることだから、俺たちはスキャンダル追及が本務だと言った、嫌だと言ったんですよ。ね、大臣、恥づかしいよね。あり得ない。国会の責任ですよ、立法は。週刊誌の下請だったら必要なんですよ、こんな国会。だから、僕は役人の皆さんに言っているんですよ、国会もうやめた方がいいと、こんな国会。

与党の皆さんも、もう定足数とか言わないから、もう退席してもらっていいから、仕事してください、仕事。まあ、いいや。ちよとと時間がないな。

あと、今、検査能力の、PCR検査の拡大、一般病床の活用、そうやって広がっていますね。せやけど、そういうところは必ずしも十分な体制がない中で無理してやります。すると、例えば訴訟リスクとかいろいろなりリスクを全部かぶるわけですね。そういうリスクはしつかりと国が負う、都道府県にかぶせない、リスクは全て国が負うということで協力を仰いでいるという理解でいいですね。

ちよと、もう、ごめん、一言で。そういう責任分担についてちゃんと整理しているのかということをお願いします。

○奈尾政府参考人 お答え申し上げます。国と地方の責任の分担という観点で申し上げると、例えばPCR検査の費用については、感染症法に基づいて都道府県等が検査を実施する場合には……(足立委員「訴訟リスクは」と呼ぶ)ちよと訴訟リスクについては、確たるものは今ないわけでございますけれども、適切な費用分担はやっておるところでございます。

○足立委員、恐らくお金の問題は整理されていると思うんですよ。

でも、こういう問題はお金だけじゃないんですよ。さまざまなリスクを抱えます。だから、広がりが広がり切れていない。三千件と今おっしゃった、三千力所か。もっと広がると思うんですよ。で

も、そのためには、お金の分担だけじゃなくて、リスク分担についてもぜひ至急整理をしていただきたいと思っています。

それから、ちよつと細かくなりますが、今、雇用調整助成金とかいろいろなことを厚労省でやられています、私の近くの方で、要は障害者の方の通所サービスをやられている方がいらつしやいます。

これは、外出自粛をすると、要は、少しでも風邪がみだつたらもう家にいてくださいという今のメッセージを投げると、恐らく事業所はすぐ潰れます。しつかり、こういうきめ細かいところにも厚生労働省は配慮してほしいと思いますが、これはできますか、配慮。

○橋本政府参考人 御指摘いただきましたように、障害福祉サービスは、障害のある方がみずから希望する生活を送る上で大変重要なサービスでございますし、また一方で、新型コロナウイルスへの対策を進めることも大変重要なことでございます。

現在、障害者福祉サービスにおける在宅での支援ということにつきましては、就労継続支援事業などの一部のサービスにおいて認められているところでございますが、御提案も踏まえまして、今後の感染状況をしっかりと注視しつつ、私どもとしてどのような対応があり得るか、早急に検討したいと思っております。

○足立委員 本日にこれは大事な問題なんです。だから、本日に、今早急に検討するとおっしゃっていただきましたので、ぜひお願いします。

それから、ダイヤモンド・プリンセスです。これは、あした下船するということだと承知しています。その後、きのう加藤大臣は、アンケート用紙か何かを渡しておきますというだけで、手を放すという御答弁でしたが、心配あると思いますよ。

だって、きょうの報道とかでも、結局、WHOも、日本のあの船はしっかりと管理できているかどうかわからないと言っているわけです。それか

ら、厚労省の職員の方も、理由がわからないけれども感染しているんでしょう。そういうところにいらつしやった方が、本日にフォローなしでいいんですか。

大阪の吉村知事に、これはどう思いますかと、言つて相談したら、国でやるキャパはないだろうから、そのフォローは地域の保健所、都道府県、政令市、中核市の保健所にしっかりと情報を提供してもらえば、地域でフォローすると言っています。お願いできませんか、そういう方向の検討を。

○奈良政府参考人 お答え申し上げます。

クルーズ船の関係でございますけれども、例えば武漢からのチャーター便という前例を踏まえて考えますと、今までのチャーター便帰国者は五百人以上いらつしやるんですけれども、このPCR検査結果を踏まえて、国立感染症研究所の方で見解を出しております。それによると、十四日間の健康観察期間中に……(足立委員)わかった、それは知っている。いいよ。だから、ないのね」と呼ぶ(ええ、はい)。

○足立委員 きょうの加藤大臣の答弁と一緒に、しかし、本日にいいのね、これは。

アメリカの理解、アメリカの衛生当局の理解、あるいは厚生省の職員がどこで感染したかわからないのに感染している。こんな状況で、その船から下船された方を全くほったらかしにする、追跡しない、ケアしない。おかしいですよ。

じゃ、都道府県が情報提供を求めたら対応してくれませんか。情報を欲しい、地域が欲しい、大阪府が欲しいと言つたら提供してくれますね。それだけお願いします。

○奈良政府参考人 仮に自治体の方からそういうお求めがありましたら、そのときに検討してみたいと思います。

○足立委員 最後に、亀岡副大臣にお越しいただいています。

東京マラソン、東京オリパラ、どんな見込み、見通しでしょうか。御紹介ください。

○大口委員長 亀岡副大臣、時間でありますので、簡潔にお答えください。

○亀岡副大臣 お答えいたします。

御存じのとおり、東京マラソンは、主催者である東京マラソン財団が、一応、一般の参加を取りやめるという発表をされました。ただ、エリートの方は車椅子も含めて開催をするという決定をされたようであります。

ちよつとしつかりと問合せをさせていただいた、観戦者に対する配慮はしっかりと、なるべくは自粛を求めるけれども、できる限り、東京財団として、観戦者に対して影響が及ばないようにしたい、それは万全を尽くすというふうに聞いております。

また、オリンピックの方は、IOCを含め組織委員会の方は、やるというふうにお聞きをしておりますが、その中で、IOCのプロジェクトレビュー、先週行われた中では、東京大会の中止にかかわる協議は一切行われていない、こういうことで伺っております。

ただ、今日本がやっている新型コロナウイルス感染症に対する対応が、適切に対応されるという信頼感を抱いているという評価をいただいております。しつかりと、政府としても、IOCや組織委員会と、さらには東京都との間で密接な連携をとるながら、対策を万全を期していきたいというふうに考えております。また、あらゆるスポーツ大会に対して、文科省からも、こういうことで対応していただきたいというお願いをしています。

とにかく、何があっても影響が出ないようにというところで、しっかりと対応していきたいと思っております。

○足立委員 時間が来ましたので終わります。御答弁ありがとうございました。

とにかく、政治の責任は、最悪の事態を想定して万全を期する、この点で私も頑張りますが、与党の皆様、そして政府の皆様にも御尽力をお願いして、質問を終わります。

ありがとうございます。

○大口委員長 次に、井上一徳君。

○井上(一)委員 希望の党の井上一徳です。

やはり、日本に今、コロナウイルス対策を始め、本日に課題が山積している状況です。私たちは、国民の代表として国会の場でしっかりと議論するというのが非常に大事だと思っておりますし、多くの国民の方々も、こういった課題について国会の場でしっかりと議論してほしいというふうに期待されておると思います。

この貴重な時間を使って、私は、特に高市大臣の大臣所信に対する質問をさせていただきたいと思っております。

この所信の中で、大臣は、地域の活性化と東京一極集中の是正、これを一番最初に挙げられて、そして、地域経済を活性化するとともに、地方への人の流れを創出しますということをおっしゃっております。

資料を用意しております。これを見ていただきたいんですが、東京圏への転入超過数というところで、二〇一五年から、何とか東京への転入者数と転出者数を均衡させるということで、目標を立ててやっているわけですが、ここ三年間、二〇一七年には十一万九千七百七十九人、そして二〇一八年には十三万五千六百六十人、二〇一九年には十四万五千五百七十六人と、二〇一八年から比べて更に一万人ふえているというところで、もう東京一極集中については、是正するどころかむしろ加速化している、こういう状況が続いております。二〇二〇年度に東京圏への転入と転出を均衡させるということを目標にしておりましたが、これについては当然ながら非常に難しいという状況であります。

そして、昨年十二月の二十日に閣議決定された第二期のまち・ひと・しごと創生総合戦略では、今度は二〇二四年度に転入と転出を均衡させるということになっておりますが、第一期にはこういう目標を掲げながらむしろ加速化している状況が進展しておりますので、もうこれまでの施策の延長

線上ではなくて、本当に大胆な、抜本的な改革をやっていかねば東京一極集中の是正は難しいというふうに思っております。

大臣として、今の東京一極集中が続く理由、これについてはどういうふうに考えておられるのか、そしてこの大きな流れを変えるためには何をすべきなのか、お伺いしたいと思います。

○高市国務大臣 依然として東京圏への転入超過が続いている理由でございますけれども、転入超過の大半を十代の後半及び二十代の若者が占めているということを考えますと、この世代の進学や就職がまずは最初の主な原因であると思います。

今後ですけれども、総務省としましては、第二期まち・ひと・しごと創生総合戦略を踏まえて、関係府省と連携して取組を進めてまいります。

まず、具体的には、やはり地方への人の流れの創出をすること、そのために、地域おこし協力隊の推進や、関係人口の取組の深化と横展開による地方とのつながりの強化というものを図ってまいります。

また、これまでの取組ではちょっとという御指摘もあったんですけれども、やはり稼げる地域というのを考えますと、これまでやってまいりました分散型エネルギーインフラプロジェクトを拡充してまいりたいと考えております。さらに、ローカル一千万プロジェクト、これも雇用を生み出すものですから、しっかりと推進してまいります。

それから、テレワークの推進、さらには、これから期待が持てるのは、5G、IoT、AIといった技術をさまざまな分野に活用して、その恩恵を享受できる地域社会をつくり上げていく。つまり、遠隔医療や遠隔教育や、それから、これからだったら自動運転などを活用した地域の足の確保ということも可能性としてはあります。

ですから、5Gや光ファイバーなどのICTインフラの整備と利用環境の整備というものを進めてまいりたいと考えております。

○井上(一)委員 私自身も、第二期のまち・ひと・しごと創生総合戦略、これを讀ませていただいたんですけれども、正直、二〇二四年に転入と転出を均衡させるという目標が達成できると思いません。非常に懐疑的です。

私は、やはりあらゆる施策を総動員して大きな流れを変えていかないとけないというふうに思うんですが、この戦略で本当に目標が実現されるのか、ちょっと御説明いただきたいと思えます。

○辻政府参考人 お答え申し上げます。ただいまお話がありましたとおり、東京圏への一極集中の是正につきましては、あらゆる施策を総動員いたしまして、地方と東京圏との転入転出の均衡を目指すことが必要と考えております。

このため、昨年十二月に閣議決定いたしました第二期の総合戦略におきまして、地方と東京圏との転入転出を均衡するとの目標を堅持いたしまして、この達成に向けて、一極集中の是正に向けた取組を強化することとしております。

具体的には、引き続き、地方大学・地域産業創生交付金による地域の中核的産業の振興等に取り組みとともに、移住支援事業について対象者や対象企業を拡大するなどにより、地方への移住、定着を更に促進してまいりたいと考えております。加えまして、都市と地方のつながりを強化し、地方移住の裾野を拡大することも必要と考えておりまして、このため、地域とつながる人や企業をふやす取組といたしまして、関係人口の創出、拡大や企業版ふるさと納税の活用促進などを強く推し進め、地方への人の流れを重層的な形で力強いものにしてまいりたいと考えております。

いずれにいたしまして、東京圏への一極集中の是正は大きな政策課題でありまして、今後、第二期の総合戦略に基づきまして、あらゆる施策を総動員いたしまして、地域における魅力ある仕事づくり、学びの場づくり、まちづくりなどに取り組ましまして、その是正に全力を尽くしてまいりたいというふうに考えております。

○井上(一)委員 まち・ひと・しごと創生総合戦略に関する検証会中間整理というのが、一度検証

するということで、令和元年の五月三十一日に出しておりますが、その中で、「東京一極集中のとりえ方」というのが書いてあって、「人口は東京一極集中が続く、製造業は地方分散が進み、情報サービス業や卸売業は「東京再集中」がみられる。大企業の東京圏集中率については、二〇〇五年から二〇一五年にかけて上昇している点に注目する必要がある。」ということをもとに検証いたしましたので、そして、まち・ひと・しごと創生基本方針二

〇一九において、「東京一極集中に歯止めがかかっていない状況を踏まえ、東京から地方への企業の本社機能移転等の加速化に向け、様々な施策を総動員した、総合的かつ抜本的な方策について検討し、年内に成案を得る。」というふうになっておりますが、具体的にはどういうような案が得られたか、御説明いただきたいと思えます。

○長谷川政府参考人 お答え申し上げます。企業の拠点の所在は、一般に、顧客、取引先等との関係、経営コストの効率化、人材の確保等、さまざまな要素を総合的に勘案した経営判断がなされるものと承知いたしております。

そうした複合的な要素のうち、コストに関しては、地方拠点強化税制について、企業から、人手不足で雇用確保が難しく、適用要件を満たすことが難しい等々の御指摘を頂戴してきたところがあります。

そこで、令和二年度の税制改正におきましては、企業や自治体のニーズを踏まえまして、地方拠点強化税制のうち、雇用促進税制につきまして、本社機能を東京から地方に移転した場合における雇用の増加に対するインセンティブの強化、そして、要件の見直しによる制度の簡素化等々の見直しをすることとしております。

次に、人材の確保に関しましては、地方創生推進交付金等を活用いたしまして、地方へのUIJターンを行う就業者に対する助成、産官学連携による専門人材の育成、副業、兼業の形態を含め人材と地域企業とのマッチングに対する支援等を行うこととしてございます。

昨年十二月に閣議決定いたしました第二期まち・ひと・しごと創生総合戦略におきましては、地方拠点に関して、今回の税制改正を含みます一連の支援施策を踏まえた形で、地域再生法に基づく認定を受けた地方活力向上地域等特定業務施設整備計画に掲載されました特定業務施設において常時雇用する従業員の増加数を、二〇一五年度から二〇二四年度までの累計で三万人とする目標を掲げております。

これらの施策全般について、より多くの企業に有効に御活用いただけますよう、引き続き、地方自治体等々と連携いたしまして、経済団体を始めとする関係者の皆さんに積極的な周知、広報に努めまして、地方拠点の強化につなげてまいりたい、というふうに考えております。

以上でございます。

○井上(一)委員 地方拠点強化税制、これについても説明を受けまして、第一期のときは、この地方拠点強化税制の適用を、七千五百件を目標にするという目標を掲げたんですが、実際のところは約一〇、約八十件にとどまっております。

今回も同じように、この地方拠点強化税制、これをより強化したという御説明もありましたけれども、私、正直言って、今の税制では、本社を移転する経営判断をするには、やはり魅力のある税制にはなっていないというふうに思っております。こういった税制については、本当に抜本的なものをぜひやってほしいというふうに思っております。

この点、もっと抜本的な税制改正について、これから、まだやれる時間はあるわけですから、ぜひ取り組んでいただきたいと思いますけれども、いかがでしょうか。

○長谷川政府参考人 お答え申し上げます。先ほども御答弁申し上げましたが、今回の税制改正におきましては、企業等のニーズを踏まえまして、本社機能を東京から地方に移転した場合における雇用の増加に対して、インセンティブの増加ですね、今まで、雇用者数の増加要件でありま

すとか、あるいは全体の給与額の要件とかいろいろありましたが、そのあたりを緩和いたしました。よりインセンティブを強化したということと、それと、簡素化ですね、手続の簡素化等々の見直しをしております。

そういったことで、より使いやすくなっているものと思われまして、この制度の見直しを受けまして、引き続き、地方自治体とも連携して、経済団体を始め、やはり関係者の皆さんに積極的な周知、広報が必要と思っておりますので、しっかりとこの税制の活用を進めるとともに、関連する施策等々の連携が大事でございますので、関係省庁とも連携しながらしっかりと対策を進めてまいりたい、こういうふうに考えております。

○井上(二)委員 この点についてはまた議論したいと思います。

資料の二を見ていただきましたんですが、産業、雇用の、産業別就業人口、構成割合の変動状況ということで、昭和四十五年と平成二十七年を比べると、過疎地域、当然人口が減っておりますが、その中で、昭和四十五年のときはやはり第一次産業が約半分あったわけですね。それが、平成二十七年のときにはもう一四・五ということで、かなり減ってきているわけです。

私は、地方を活性化するには、農業、林業、水産業、これらの発展なくしては地方の発展がないというふうに思っております。そういう意味で、特に農業の振興とか、こういうことが非常に重要だと思っております。この点については、また時間を改めて議論させていただきたいと思えます。

次に、関係人口の創出、拡大の取組を深化させるといふように高市大臣はおっしゃっています。私も、これは非常に大事な視点であって、評価をしたいと思っております。

資料三をちょっと見ていただきたいんですが、これは、私の地元綾部市に古屋という本場に小さな集落があるんです。四人の集落で、これは写真に出ておりますけれども、三人の女性、おばあ

ちゃん、一人のおばあちゃんの息子さん一人、四人の集落なんです。この三人の女性の平均年齢、これは一年前の新聞ですから、ここには九十一・六歳と書いておりますけれども、平均年齢がもう九十三歳。渡辺さんも六十代、この四人のグループなんです。

普通であれば、もう消え行く限界集落という位置づけになるわけですが、綾部市ではこの小さな集落を水源の里というふうに名づけて、こういった水源の里こそ、エネルギーそれから農業、いろんなところの供給地であるということで大事にしていこうということで、これを支えております。

この四人の集落では、ちよつと赤線で引つ張っておりますけれども、トチという地元の特産物を使ったお餅やクッキー、おかきを販売しているというところで、こういった活動を支えているのが市内外のボランティアの方々。これは全部で三百人が登録して、それで、そういった地域を盛り上げて、もう今では三千以上の人が来訪するということで、非常ににぎわっている。

私もボランティアの活動の際に一緒に行きましたけれども、遠くは、いろんなところから来られて、九州からも来られていました。おばあちゃんに元気をもらうために来たんですというふうにおっしゃっていました。こういった活動こそ、私たちは、今の日本が取り組むべき地方政策の一つではないかというふうに思っております。

先ほど言いましたように、この小さな集落を消え行く集落として捉えるのではなくて、生活や文化、自然、こういったものは都市部にとっても非常に大事なんだという認識でみんなで支え合う、そういう取組が必要だと思っております。

高市大臣は、いわゆる限界集落、過疎地域、こういう問題についてどのような認識を持っておられるか、お聞かせいただきたいと思います。

○高市国務大臣 過疎地域は、著しい人口減少や高齢化の進行、存続困難な集落の発生など、さまざまな課題に直面していると認識しています。

総務省が今年度実施した調査によりまして、高齢化の進行に伴って、高齢者割合の高い集落は増加する傾向が続いています。一方で、集落機能の維持が困難な集落や無人化の可能性のある集落の割合は、四年前の前回調査と比較して、大きな変化はなく、少し減少してきております。これは、集落支援員や地域おこし協力隊などのサポーター人材が活動する集落の割合が増加していることが背景にあると考えています。まさに委員が御紹介いただいた例もそうなのですが、サポーター人材が活動しておられる集落の割合が、前回二八・一％だったのが、今回三四・七％になっております。

やはり、これまで地域おこし協力隊による集落での活動や集落支援員による集落への目配りということもやってまいりましたけれども、さらに、集落ネットワーク圏の形成にも取り組んでまいりましたが、国民全体の生活にかかわる重要な公益的機能を有している過疎地域を守っていくための取組、特に実効性のある対策をしっかりと講じてまいりたいと存じます。

○井上(二)委員 それでは、関係人口の創出、拡大の取組を深化させるということですが、具体的にどのような取組を考えておられるか、御説明いただきたいと思います。

○境政府参考人 お答えいたします。特定の地域に継続的に多様な形でかわるという関係人口でございますが、地域の担い手として活躍していただくことにとどまらず、将来的な移住者の増加にもつながることも期待できる存在でございます。

この関係人口の創出、拡大に向けてまして、総務省では、これまでモデル事業を行ってまいりました。それによりまして、地域外の方々に関係人口となるような機会創出の促進でありますとか、あるいは全国への情報発信による機運の醸成などをこれまで図ってきたところでございます。

令和二年度からは、関係人口と地域との継続的な協働事業などに取り組みます自治体に対しましてモデル事業による支援を行いまして、関係人口

の取組を深化させていくことを行いたいと考えております。それとともに、この深化した取組を全国に横展開いたしまして、定着させていきたいと考えておりまして、予算案に所要額を計上いたしております。

これらの取組によりまして、全国各地で関係人口が地域とかかわり合いながら地域活性化に貢献するという姿を目指してまいりたいと考えております。

○井上(二)委員 この古屋での取組というのは、非常に、日本のこれからの地域政策のモデルになるのではないかと、私には思っております。高市大臣、大変お忙しいとは思いますが、ぜひ機会を見つけて古屋にも足を運んでいただいて、おばあちゃんやどういような活動をしているのかとか、それから、おばあちゃんに対する激励とか、そういうことで声をかけていただくと更に皆さん元気になるんじゃないかというふうに思っていますけれども、もし機会があったらぜひ訪ねていただきたいということを要望して、もしコメントがあればコメントをお願いして、最後の質問にしたいと思います。

○高市国務大臣 時間が許しましたら、なおかつ井上委員が御案内くださいましたら、考えさせていただきます。

ありがとうございます。

○井上(二)委員 ぜひ案内させていただきますので、よろしく願いいたします。

ありがとうございます。

○大口委員長 次に、國重徹君。

○國重委員 公明党の國重徹でございます。先ほどまで予算委員会の方で質疑をしてまいりました。総務委員会では十二分と時間が限られておりますので、きょうは一点のみ、今春、ことしの春、本格商用がスタートする5G、この定義、意味内容について整理をさせていただきたいと思

義、その内容等について一部で誤解や混乱が生じ始めている、そういうものが見受けられるからであります。

順次質疑をしてまいります。

まず、5Gとは何なのか、その意味内容について伺いたいします。

○谷脇政府参考人 お答え申し上げます。

5Gは、超高速、超低遅延、多数接続という三つの特徴を持つ次世代の移动通信システムでございます。

国際機関でございます国際電気通信連合、ITUが策定した5Gに係る勧告を始め、国際的にもこれらの三つの特徴を持つものと認識をされているところでございます。

○國重委員 今御答弁いただいたとおりでございます。

資料一、二を、資料一、二というか、ページ数の一、二をごらんください。

政府の定義としてはページ一、国際社会の定義については二ページ目にあるとおりでございますけれども、5Gというのは、通信の超高速大容量に加えて、多数同時接続、超低遅延という三つの特徴があるとされております。

その上で、経済産業省にお伺いいたします。

先日成立をしました令和元年度補正予算の経産省の施策の中に、ポスト5G情報通信システム基盤強化研究開発事業があります。ここで言うポスト5Gとは一体何なのか、その定義、意味内容について答弁を求めます。

○野原政府参考人 お答え申し上げます。

5Gにつきましては、ことしから商用サービスの開始が予定されておりますけれども、まず、超高速の特徴を利用したモバイル用途での利用が想定されます。それに加えて、今後、超低遅延や多数接続の特徴が強化され、産業用途などにおいても本格的に活用されていくことが想定されております。

このような背景から、昨年十月二十九日の未来投資会議におきまして、5Gの加速及びポスト5

Gのあり方という議題のもと、議論が行われました。その議論に際して、従来のモバイル用途の延長ではなく、産業用途などにも今後活用が広がっていくことに焦点を当てるため、超低遅延や多数接続の特徴が強化された5Gのことをポスト5Gと定義をいたしまして、議論がされたというふうに承知をしております。

○國重委員 何か、ポスト5Gというと、5Gの次の世代、6Gを想起する、こういったことが私は通常だと思っております。

現に、ことしに入ってから通信関係の論説等を見ました。インターネット等でも見ました。そうしますと、このポスト5Gを6Gの意味で使っている論説等も散見されます。改めて英和辞典でポストという言葉の意味を調べましたけれども、次の、後の、終了後のということが書かれております。

そこで、経済産業省にお伺いしますが、このポスト5Gという用語というのは、これはとりわけ海外では誤解を招く危険性がある、国際社会ではなかなか通用しない、そう懸念をしますけれども、いかがでしょうか。

○野原政府参考人 お答え申し上げます。

ポスト5Gという言葉自体は、国際的な合意がある言葉ではないというふうに承知をしております。

他方、これまでのようにモバイル端末での利用だけではなく、産業用途などに利用が拡大されていくのは超低遅延や多数接続という特徴を持つためであり、このことは国際的にも共通の認識があるというふうに考えております。

○國重委員 ただ、やはりポスト5Gは国際社会では6Gと誤解されると私は思います。危険性が高いというよりも、誤解されちゃうと思います。

今後、仮に国際社会でポスト5Gという言葉を使うようなことがあれば、きちんとその意味を明らかにして、誤解が生じないように慎重に使っていただきたい、裸のまま決して使わないでいただきたいというふうに強くこれはお願いしたいと思

います。

その上で、私がより強い危機感、懸念を抱いておりますのは、ポスト5Gという言葉が登場したことによって、5G自体について、この意味について誤解や混乱が生じ始めている。5Gというのは何か超高速大容量のみを指すかのような誤解が、一部なんですけれども、こういったものが広がっていくこととあります。

資料三、三ページ目をごらんください。

これは、先ほど御答弁いただきました昨年十月二十九日の未来投資会議の配付資料ですけれども、このときに、ポスト5Gという用語が政府内で初めて登場いたしました。この資料の中ほどに、下線を引かせていただきましたが、小さい注書きのところでですね、小さい字で恐縮ですけれども、「ここでは、「大容量化」を実現した5Gに対して、さらに「超低遅延」及び「多数同時接続」の機能が加わった5Gのことを「ポスト5G」と呼ぶ。」と記述をされております。

このように、当初は、ポスト5Gという言葉は、ここではという留保つきで、定義を明らかにした上で登場しました。その後の取りまとめにおいても、ここではという、明確に使用範囲が限定をされて登場してきました。

しかし、最近では、そういった明確な定義づけ、範囲の限定なしに、ポスト5Gという言葉を使っている傾向が見受けられます。

例えば、資料四をごらんください。

これは、先ほど御紹介いただきました、私も触れました、ポスト5G情報通信システム基盤強化研究開発事業の概要資料になります。この「事業目的・概要」の一ボツ目にこうございます。「大容量通信を可能とする5G「少し飛びまして」「さらに「超低遅延」や「多数同時接続」といった機能が加わる「ポスト5G」」こう書かれてあります。

ポスト5Gは、事前のやりとりの中で、5Gに包含される概念だというふうに聞いておりますけれども、この資料を見た人は、初めて見た人はどう受け取るのか。5Gというのは大容量通信を可

能にするだけで、超低遅延、多数同時接続が加わったものはポスト5Gなんだと。だから、5Gの方が古臭くて、ポスト5Gの方が新しい、進化バージョンなんだ、そう誤解をする人が出てきてもおかしくない、私はそう思います。

最近の政府答弁を聞いても、5Gのことを高速大容量の5G、こう言っている一つの特徴のみで説明したり、これは昨日の予算委員会でもあったんですよ、質疑者も答弁者も、5G、ポスト5Gと両方の言葉、用語を裸の言葉のまま単に並列して使っている。私、先週の間に質問通告もしているんですけど。誰が答弁書を書いているのかわかりませんけれども、これも裸のまま使って、テレビつきでこういったやりとりがされております。

要は、この5Gの進化したものがポスト5Gであって、5Gは高速大容量の機能しかないという受け取られかねないような発言が散見されるわけであります。言葉がラフに使われるようになれば、そこから誤解や混乱が生じます。現に、私も、議員同士で議論をしているとき、5Gやポスト5Gと言うときに、その想定している意味内容が、一部でありますけれども、人によって違う、そのことによつて議論がかみ合わない、この事態が生じてきております。これはゆゆしき事態だと私は思っております。こういう事態が広がれば、しっかりとした政策議論はできません。

5Gは、これからの日本にとって重要であります。今回、経産省の政策も、私も毛頭否定するつもりはありませんし、これはどんどんどんどんやっていただいたいと思います。ただ、5Gの意味を混乱させかねない、ポスト5Gという言葉を使っているこの用語、こういうあり方というのは、余り今後いたしません、私は使おうべきではないと思います。

そこで、松本経済産業副大臣にお伺いいたします。

政策論議においても、国民の理解を促す上でも、言葉の意味、定義というのは極めて大切であります。だからこそ、誤解や混乱を生みかねない

ポスト5Gという用語については、今後なるべく使わない、仮に使うとしても、未来投資会議のように留保をつけて、きちんとその意味内容を明らかにした上で、限定的な場面にとどめて使用するべきと考えますが、どうでしょうか。

○松本副大臣 委員の御質問にお答えを申し上げたいと思います。

ポスト5Gの定義につきましては、先ほど審議官から答弁があったとおりでありますけれども、この言葉の定義というのが明確に伝わっていない、また誤解を生じているということは大変大きな問題だというふうに私どもとしても認識をしているところであります。

そのため、御指摘のとおり、5Gをめぐるさまざまな表現によつて誤解が生まれることがないように、国際的な議論の際も含めまして、前提を明確にした上で言葉を適切に使用し、誤解が生じないようにしてまいりたいと思います。

よろしく願います。

○國重委員 適切に使うということでしたので、ぜひしっかりとそのことを共有してやっていただきたい。私は、できれば控え目に使っていたいただきたいということを再度要請しておきます。

その上で、高市総務大臣、大臣はこういう分野にも精通しておりますので、大臣は、5Gとかポスト5Gの用語で意味内容に混乱が生じないように、政府内で用語の整理をいまだ一度ぜひ主導していったいただきたいと思います。ポスト5Gを仮に使うとしても、留保つきで、限定的な場面でのみ使うように強く政府内に進言していただきたいと思いますが、どうでしょうか。

○高市国務大臣 國重委員、本当にありがとうございます。私も全く同じ違和感を政府内の会議で持っております。

経済産業省が大好きなポスト5Gという言葉でございしますが、平たく言えば、もうポスト5Gは5Gでございします。5Gに含まれる概念ばかりでございします。

総務省では、5Gの次の世代であるビヨンド5

G、いわゆる6Gについて、既に有識者会議を設置して、そのコンセプトや政策の方向性の検討を進めております。

今後、用語整理も含めた政府内の認識の共通化には私も力を尽くすつもりですが、経済産業省にも御協力をいただきたいと思います。

○國重委員 私も経済産業省は大好きでございすけれども、このポスト5Gという言葉についてはやはり慎重にやっていただきたい。そして、高市総務大臣からも非常に力強い、思いのこもった答弁がございました。ぜひ、期待しておりますので、よろしくお願いいたします。

以上で質疑を終わります。ありがとうございます。

○大口委員長 午後一時から委員会を再開することとし、この際、休憩いたします。

午前十一時五十二分休憩

午後三時一分開議

○大口委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

この際、お諮りいたします。

各件調査のため、本日、参考人として日本放送協会経営委員会委員長森下俊三君の出席を求め、意見を聴取したいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり〕

○大口委員長 御異議なしと認めます。よつて、そのように決しました。

引き続き、お諮りいたします。

各件調査のため、本日、政府参考人として内閣府大臣官房審議官村手聡君、金融庁総合政策局参事官齋藤馨君、総務省大臣官房長横田真二君、自治行政局長高原剛君及び情報流通行政局郵政行政部長長塩義樹君の出席を求め、説明を聴取したいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり〕

○大口委員長 御異議なしと認めます。よつて、

そのように決しました。

○大口委員長 質疑を続行いたします。高井崇志君。

○高井委員 岡山から参りました高井でございます。

総務委員会の皆様には大変お待たせをいたしました。

予算委員会でも、昨日、安倍総理から虚偽の答弁の疑いがある発言がありまして、それについて該当のホテルから総理の答弁とは全く違うことがマスコミ各社に報道されておりましたので、けさから、その真偽を確認する、総理の方でしっかりと疑念を晴らしていただかないと、我々として、予算委員会、総務委員会ということなく、やはり行政のトップである総理の国会の場での虚偽の発言の可能性というのは、これは大変重いものでございますから、総務大臣に対しても質疑はできないということでも中断をさせていただきます。

与野党国対委員長会談が断続的に開かれまして、一定の合意があったと聞いておりますので再開をさせていただきますが、NHKの経営委員長それから会長には、外部から来ていただいておりますのに、長時間お待たせしたことは申しわけないと思っております。

それでは、質疑に入らせていただきます。

きょうは、通告では、郵政のかんぽ不正の問題に関連して増田日本郵政の社長にお越しいただく予定だったんですが、こういったことになりましたので、どうしても社長の都合がつかなくなったというところでございします。この郵政の問題は省略をいたしまして、また改めて、増田社長にお越しただけるときに質疑をしていきたいということでございますので、ちよつと通告の順番を入れかえまして、先にNHKさんに幾つか御質問したいと思ひます。

お待たせしておいて申しわけない思いはありつても、委員会の場では厳しく問わなければならな

いこともございまして、まずは経営委員長にお聞きしたいと思ひます。

この総務委員会でも、あるいは、先日、予算委員会にも経営委員長にお越しいただきまして、かんぽ生命の問題に関するNHKの会長に対する嚴重注意の問題が議事録にも公開されていない中で行われたことは、これは極めて問題ではないかと。そして、起こったことに対しては、ぜひ総務省からも何らかの指導なりが必要ではないかと私は思っておりますが、まずは、少なくとも、経営委員会の中でこの議論があった点を議事録を出してくださいと。完全な議事録ではなくても、概要でもいいですけれども。

しかし、これまで何度も申し上げますが、一時間半の議論がたった五行で要約された状況では、やはり我々は納得できないということで、この場でも申し上げましたし、あと、我が党の部会で経営委員長にきていただいて議論した際にも、経営委員長は持ち帰って検討するという趣旨のことをおっしゃっていたので、先般、経営委員会が開かれた。月二回の経営委員会を待たないと、経営委員の合意が必要だと経営委員長がおっしゃるものですから、我々は経営委員会が開かれるのを待っていたわけですが、先般、先週ですか、開かれたと聞いておりますので、まずは、この経営委員会においてどういう議論が行われて、そして議事録は出していただけるのかどうか、お聞きいたします。

○森下参考人 御説明させていただきます。

今月五日の共同会派、総務部会で、平成三十年の十月二十三日の経営委員会において、上田前会長の退室後、経営委員会の総意として合意に至るまでの議事経過を説明するよう依頼がありましたので、先週の十二日の経営委員会で議論いたしました。

その内容であります。平成三十年十月二十三日の経営委員会におきまして、上田前会長の退室後、前会長に注意を申し入れることが提起されまして、反対する意見が出ませんでした、その後、

注意を申し入れる文言について意見を交わしまして、最終的に経営委員会の総意として合意したことを確認いたしました。

以前に、もとも非公表を前提とした議論でありましたので、平成三十年十月二十三日の経営委員会での議事経過につきましては、経営委員会が会長に注意を申し入れたことの重要性、あるいは経営委員会の透明性という観点から、異例の措置、対応といったしまして、昨年十月十五日に公表することとして、経営委員会の議事録の公表をいたしております。

そういうことで、この十月二十三日の退室後の経過につきましては、先ほど説明したとおりであります。

以上によりまして、会長退室後の議事経過について説明いたしました。

○高井委員 ちよつとよくわからなかったんですけども、議事録をこれ以上、五行にまとめた部分を、私がこだわっているのはその五行のところなんです、一時間半の議論が五行でまとめられたところを、ぜひ、もうちよつと、せめてもう十数行とか、公開というか、概要を更につくっていただかせんかということをお願いしているんですけども、それについてこの経営委員会の中で議論がなかったのか、そして、議事録を公開すべきだ、もつと出すべきだという意見は委員の中からはなかったんですか。

○森下参考人 先ほど御説明しましたように、これは非公表を前提に議論しておりますので、この非公表を前提とした意見交換の場を、内容を公表することになりますと、今後の自由な意見交換や多様な意見の表明を妨げるおそれがあるという経営委員の皆さんの意見もありまして、ただし、先ほどお話ししましたように、十月二十三日の経営委員会での議事経過につきましては、非常に重要な問題だったということで、議事録に異例の措置、対応として書いたわけでありまして。

一応、そういった意味では、議事の経過については議事録に載せておりますので、それで、十二

日の委員会での議論では、公表している議事経過に追加して公表するような議論にはなりませんのでした。

以上です。

○高井委員 結果だけ教えていただいているんですけども、ぜひ中身を。

これは、経営委員会、正式な、この議論は議事録はとっていますよね。まず、今回のその点の議論が議事録公開の対象になっているかなっていいかということと、あと、なっていればなおさらですけれども、ちよつと、どういう議論があった、公開すべきだという発言をした委員もいるんじゃないかと思うんですけども、そのあたり、どういう具体的に議論があったのか、もう少し教えてください。

○森下参考人 既に議事経過については御説明していると思いますが、幾つかの意見がございました。(高井委員 今回のですよ、今回)と呼ぶにあ、今回です。今回は、もう既に先ほどお話ししましたように、会長退室後の対応の話だけでしたから、ほとんど意見はありませんでした。それと、公表したらどうかという意見は全く出ませんでした。

以上です。

○高井委員 会長退室後の議事録に極めて矮小化して、では議論されたんですね。

ちよつと、詳しく御存じない方は何のこっちゃと思われると思うんですけども、その一時間半議論したのは、厳重注意をするのがいかにどうかという議論をしていて、最後に出すかどうかの結論の議論は会長退室後にやって、その部分を公開しろと言っている人ももちろんいるんですけども、私はそこは短時間に終わったと聞いていますので、むしろそこよりも、その前段の、一時間半やったという、それをわずかに五行でまとめられている中に、その五つのボツのうちの一つには、やはり厳重注意するのはいかにかかみないな、ちよつと否定的な意見もあったというふうにして、概要にも書いていますので、ですから、そこをも

うちよつと詳しく説明していただきたい、この場合も何度か、あと部会でも申し上げているんですけども、そこについては、では、先日の経営委員会では議論はしていただかなかったということですか。

○森下参考人 会長退室後の議論ですので、先ほどありました一時間半ぐらいの議論というのは、会長が在席のところでの議論なんです。ですから、それはちよつと、何件か意見がありましたので、一職員の発言をガバナンスの問題にまで結びつけて本当にいいのかわからない意見もありましたし、経営委員会は番組にタッチできないが、ガバナンスに問題があれば職務上正す必要がある、いろいろな意見があったわけです。

ですから、おっしゃったように、会長退室後の、厳重注意するまでの間の議論という話でしたので、それについては先ほどお話ししたとおりなんです。

○高井委員 いやいや、ですから、何度も言っていますけれども、会長退室後じゃなくて、会長退室前の議論、一時間半やつたわけですよ。その一時間半やつた議論について公開してください、もうちよつと公開してくださいというお願いに対して、経営委員会で議論がなかったんです。やっていないということでしょう、多分。やっていないならやっていないとお答えください。

○森下参考人 先日の五日の日の共同会派、総務部会での御質問は、会長退室後のというお話がありましたので、それについて十二日に議論したということなんです。その前についての議論はもう既に公表しております、いろいろな意見があったということも公表しているわけでありまして。

ですから、今回、あくまでも、総務部会で御要望がありました会長退室後の議論について議事経過を説明してくれということでしたので、それについて議論をしたということでございます。

○高井委員 総務部会では確かにそういう発言もあったんですけども、私はちよつと一貫して、こ

の総務委員会の場で、あと予算委員会でも多分三、四回経営委員長に言っていると思いますけれども、むしろ、その退室後の話じゃなくて、退室前の五行に何でまとめられているんですか、一時間半の議論をわずかに五行にまとめているのが、まとめ方がちよつと恣意的じゃないかということで、ここを、議論したんでしょう、議論をした結果五行になったとおっしゃるんだけれども、我々は納得できないので、そこを更にもうちよつと、五行を何十行かにしてくださいということを経営委員会でも詰ってくださいたいというのを経営委員会、今の答弁だと委員長に伝わっていないかということなので、これは委員長、もう一回議論してください、来週か再来週か、その経営委員会です。

私が何度も国会の場でお願しているのは、その退室前の五行を五行じゃなくてちよつとちよつとちゃんと詳しく明らかにしていただかないと、なぜそこまでこだわっているかということ、経営委員長が会長に厳重注意をするということとは極めて重たいことで、それは、放送法では、こういう場合は経営委員会は会長に対していろいろタッチしてはいけないということが放送法にまで決められている、そういう経営委員会の役割の範囲を超えている可能性があるから、番組の内容にまで踏み込んで、その部分を出していただきたいということをお願いしている。

議論していないならしやうがないですけども、次回までに、次回の経営委員会ではちゃんとそこを議論して、そしてその結果をこの総務委員会で、また私が質問しますので、ぜひ答えていただけるということをお願いいたします。

○森下参考人 今の点につきましては、既に何度も議論をして、既に議事経過については御説明をしておりますのであります。

私もとしては、十月二十三日のものにつきましては、非公表を前提に議論しておりますので、基本的には公表することは差し控えたいというところでありますが、今回の会長注意という、

確かに重要なポイントでしたので、それについては経営委員会で議論をして、議事経過を既に公表しております。

それについては、十二日ではありませんが、その前の経営委員会の際にも議論をして、基本的には、公開するのはこのままで、これ以上公開するのは差し控えたいという意見が大半でございましたので、先ほどの件につきましてはそういうふうに御理解いただきたいというふうに思います。よろしく願います。

○高井委員 これは総務大臣に聞くつもりはなかったんですけれども、こういう答弁だとさすがに、先日、二月五日の予算委員会、高市大臣からは、NHKにおかれましては、今後、説明責任をより適切に果たしていただくよう期待申し上げますと。かなり期待という言葉、私が、指導監督すべきじゃないかということに対して、まずはNHKの対応を見守りたい、期待したいということをおっしゃっていますが、やはり、今のやりとりを見ると、経営委員会に、情報公開を進めよう、総務大臣の期待にも応えようという意思は全く感じられないんですけれども、いかがですか。

○高市国務大臣 確かに、NHK経営委員会の議事録については、経営の透明性を確保するという観点から、放送法第四十一条により、経営委員会の定めるところにより、作成、公表を行うこととされております。

今、経営委員長が説明されたのを聞いておまして、非公表を前提に議論をされた内容が含まれた旨などお話ございました。昨年十月の経営委員会でも議論が行われて、議事経過を公表して、議事録にその内容が反映されておりますことと、そして、四十一条の趣旨で、経営委員会の判断により一部を非公表にすることができるようにも、この経営委員会の定めるところによりという規定が置かれているものでもあり、直ちに放送法第四十一条の趣旨に照らして問題があるという状況ではないと思います。ですから、私の方からNHKに対して強い要請をするような段階にはないと考

えております。

ただ、やはり今後のことを考えますと、国民や視聴者の皆様の受信料で成り立つ公共放送でございますので、透明性の確保というのは重要でありますので、説明責任はより適切に果たしていただくように引き続き期待を申し上げておきます。

○高井委員 要請とか、正式な要請まではとおっしゃっていますが、ただ、相当、やはり期待という言葉、あと、直ちに、直ちに違法ではないけれどもというあたりにかなり語気を強めておられましたので、これはちょっと、やはりNHKとしてしっかり受けとめていただいて、やはり経営委員会あるいはもうNHKそのものの情報公開を問われかねない事態になっていると私は思います。それで、よくプライバシーとか、確かに内規で、経営委員長がよく答弁されるのは、こう答弁しているんですよ。人事や個人のプライバシーに関する事案、あるいは率直な意見交換をすることが必要な経営課題など、非公表にすることがふさわしい案件もありますと言っているけれども、厳重注意をしたことが、人事や個人のプライバシーに関する事案、あるいは率直な意見交換をすることが必要な経営課題なんですか。

そして、こうもおっしゃっていますね。先日の総務委員会で、経営委員というのは非常に多様な職業の人がメンバーになっておりますので、率直な意見交換をして情報共有することが非常に必要なので、そういった意味で、公表すると支障が出てくるものは非公表にしていると。特に、NHKの非常に重要な案件を議論するときは、十二名の議員ができる限り情報交換をして、そうやって幅広く意見を交わすことによって、全員がある程度情報共有した上で審議をすることが大事だと。

だから、何度も言っていますけれども、非公表で情報共有することまでは私は否定していません。それはいかぬという議員もいますけれども、私は、いろいろなそういう事情があるなら、委員の中にもレベル差があつて、情報共有して合わせることがあるという勉強会的な非公表の場もあつ

ていいと思います。ですけれども、やはり大事なことを決めるところは、それも非公表はおかしいです。もう何度も言っていますけれども、厳重注意という非常に重い処分を下す最後の決定の過程はやはり公開すべきだし、しかもそこを公開していなかったわけじゃないですか。厳重注意したことすら公開していなかったということ、これは私は、経営委員会としては大きなミスジャッジだったと思いますよ。

ですから、このことについて、やはり私は総務省も、明らかに、内規とかいうレベルの話じゃなくて、勉強会を超えた、最終の厳重注意という決定に至る、結果すら公表していなかったわけですから、この点については、経営委員長、当時は経営委員長代行でしたかね、ですけれども、今の経営委員長として、その部分の責任というか、どうお考えなんですか。

○森下参考人 経営委員会といたしましては、経営委員会の透明性という観点で、説明責任を果たすことは重要だということに思っておりますし、議事録の公開については当然必要だと思っておりますが、物によっては、やはり大事な部分については非公表ということをやっております。そういった意味では、今回の点につきましては、非常に重要なことだったということで議事録に経過を公表したということでありますが、私どもとしては、主体的に判断をしているところであります。

今後につきましては、自由な意見交換、あるいは多様な意見の表明を妨げるおそれのないように運営していきたいと思っておりますが、その中で、できるだけ、重要なことについては議事経過を何らかの形で公表する形で検討してまいりたいというように思っております。

そういった意味では、あくまでも非公表を前提として議論したことありますので、開示することとは差し控えていただきたいと思います。

○高井委員 ちょっと全くくみ合っていないんですが、本当に何度やってもこういうことでは、これからNHKの予算審議なども始まりますし、

ちよつと総務省、本当にこれでいいのかということとは、私は、もう期待して見守っているというレベルではないと思っておりますので、もうこれ以上やつてもこれだけで終わっちゃいけないので次の質問に移りますが、これは全く納得できません。ぜひもう一回、経営委員会でしっかり議論をしていただきたいと思っています。

それでは、NHK会長にもきょう来ていただきましたので、会長に質問に移りたいと思いますが、先般、私の方からメディアと政権との距離という問題について、これも予算委員会、予算委員会と総務委員会、ちよつとごちゃごちゃになつてきているんですけれども、質問させていただいて、前田会長からは、大変立派なというか、政権とはしっかり距離を置くん、それがメディアの役割だということを、自分の信念だという答弁をいただいているんですが、問題は、やはりそれが本当に実行に移されるかということでございます。

実は、最近になって、やはりメディアと総理の会食、これが大変頻繁に、ふえているということ、去年一年間で、数えたら二十四回あるということですね。これは月に二回のペースですね。新聞、メディア、それぞれのトップが、あるいはトップじゃなくて、先日も、桜を見る会の追及が始まった直後に内閣記者クラブのメンバーとの会食があつて、そこにはNHKの方も参加をされていたというふうに残っていますし、また、ことしに入つて、NHKの幹部の方が、これはもととマスコミの勉強会に総理を呼んだだけというふうにおっしゃるんですけれども、やはりそういった場が何度も続いている。

これは、それぞれのメディアが矜持を持って、そもそも日本がそういう風土にあるというのは、これは先日も言いましたけれども、昨年の夏に総務委員会、ヨーロッパ、フィンランド、スイス、それからスペイン、視察に行った際に、私は公共放送の方とお話するたびにメディアと政権の距離というのを聞いてきましたけれども、やは

り、どこの国に行っても、マスコミの人が時の総理と食事をするなんてことは考えられないというふうにおっしゃっています。いろいろな雑誌とか論文とか読んでも、まず、欧米、先進国でこのようなことを続けている国は日本だけですね。

そういった中で、私は、NHKは公共放送でありますから、これが政権と一緒にたたら国営放送になっちゃうわけですね、公共放送じゃなくて。という意味で、より、ほかのマスメディアよりもNHKは慎重な対応が求められると思っております。会長、ぜひ、こういった会食はもうおやめになる、職員にそういったことを、きちんと会長の意思を伝達して、やめるべきだと考えますけれども、いかがですか。

○前田参考人 お答え申し上げます。

NHKは、放送法にのっとりまして、事実に基づいて、公平公正、不偏不党、自主自律を貫き、視聴者の判断のよりどころとなる情報を多角的に伝えることが役割だと考えておりまして、これをしっかりと守って放送を行っている認識しております。

ただいま委員からお話ありました会食の問題ですけれども、食事を全てやめるとか、それは取材活動の一端でもありますので、これはなかなか難しいと思いますけれども、少なくとも私は、直接、食べたり、そういうことをするつもりはございません。

そういう意味で、私は、お約束しましたとおり、政治的公平性についてはしっかりと自律的にやってまいりたいと思いますし、それが私の信念でございます。

○高井委員 大体、どのメディアの方も、食事をされる方は、やはりそういった場に、相手の懐に飛び込んで、そして取材をしないと真実がとれないんだ、情報がとれないんだとおっしゃるんですけれども、そういったことを海外のメディアの方に言うと、それはやはりおかしいというのが海外、欧米の常識なんですね。ですから、そこはぜひ、日本のメディアの中でも一番そういったこと

に気を使わなきゃいけないNHKが率先してやるべきだということを申し上げておきたいと思っております。

関連してですけれども、さまざまなNHKの報道に対して、実は西日本新聞が、ちよつと古い、去年の六月のことなんですけれども、森友学園の国有地売却問題で司法判断が出たことに對して、NHKの報道を見て驚いたと。全国各紙が賠償命令というのを見出しに出しているのに、NHKのニュースだけは、値引き理由不開示は適法だという、政府の、国の立場を尊重した報道をしていて、それに対して西日本新聞は公然とNHKの批判をしています。

こういったこととか、先日、私、過去の議事録をぜひ読んでくださいと申し上げましたけれども、例えばニュースで、総理の記者会見と同時にテロップが出るなんというのは、昔現場にいた人から私は直接聞きましてけれども、そんなことはなかった、あり得なかったというふうに言われているんですね。

ですから、そういう一つ一つの番組のことを、まあ、全て会長が、分掌しているということだとは思いますが、まさに会長がそういう信念を持たれて、この場でも、あるいは記者会見でも答弁していただいていますから、こういったことにはぜひ十分に目を配っていただきたいというふうに思います。

それでは、もう残り少なくなりましたので、災害のことをちよつと先に一問聞かせていただいで、ちよつと、時間があつたらもう一回NHKに聞きたいと思ひます。

災害対応で、きょう内閣府、来ていただいていますね、災害救助法に特別基準というのがあるんですね。これは先日、衆議院の本会議でも聞かせていただきましたけれども、一般基準というやつは、通常、自治体がそれに合わせて避難所の運営とか、いろいろな救助のメニューが決まっているんですけれども、それを、災害が起つた後に特別基準というのを出すことができる。それは、自

治体側から内閣府に、条文を読むと、内閣総理大臣に協議するとなつていそうですね。内閣総理大臣と協議し、定めることができる。

しかし、総理と協議なんて、要するに何が言いたいのかというと、自治体の現場では非常にこの特別基準というのが重いことに、総理と協議しなきゃいけないとか、内閣府にお伺いを立てなきゃいけないと。これは、内閣府は、自治体側で結構自由に幾らでも出せるんだ、災害があつたときに、その災害に必要なメニューとかを自治体側がみずから決めて特別基準というものでやつてもいいというふうになつていそうですね、現実には被災地を回つてみると、それが市町村の職員に徹底されていないんですね。

だから、一般基準でできることしかやろうとしない。避難所に、あるメニューとかを何か求めても、それはできませんと言つてみたり、あるいは、避難者からの求めがないと、例えば、段ボールベッドを置いた方がいいとなつていそうですねけれども、避難者から求めがないから、それはやりません、出しませんというふうな市町村が多い。これでは避難者の方はわからないですよ、段ボールベッドがどれだけ寝心地がいいとか、便利とか。

今、既にそこで雑魚寝していたら、もうそのままでほつておいてくれ、避難者の人はそう思う。だけれども、それが結果的に、さまざまな、肺血、検症で亡くなつちゃう、災害関連死につながつたり、日本の被災地の避難所の環境が劣悪であるというこににつながつていしますので、ここはぜひ内閣府でもちよつと、私は、この特別基準というやり方が果たしていいのか、もう一般基準と同じようにして、やはり、常に自治体の職員が意識して、一般とか特別とか区分けなく、特別基準といつても最低限のレベルなんですよ、こういったことをできるような仕組みをつくるべきだと考えますが、内閣府、いかがですか。

○村手政府参考人 お答え申し上げます。災害救助法による救助につきましては、おつ

しやるように、一般基準では救助の適切な実施が困難な場合には、救助実施主体たる県又は救助実施市が内閣府に御相談いただいで、協議の上で特別基準の設定ができるということとされております。

私どもとしては、特別基準が設定された場合には、その基準をしっかりと活用していただいで、事務委任をされている市区町村さんと連携して、避難所において適切な運営が行われるように努めていただきたいと考えております。

必要な情報が現場に伝わって、被災者のニーズに応えられるような避難所運営がされるよう、救助実施主体に徹底を促してまいりたいと思つております。

○高井委員 これは非常に大事なことで、先般、本会議で総理にまで答弁していただきましたので、ぜひここは。

やはり、日本の災害の特徴は、自治体によって格差がいろいろある。私も、一昨年、西日本豪雨災害、私は岡山山なものですから、経験をして、そのときに、どこの町とは言いませんけれども、例えば、一カ月間ボランティアを受け入れない町があつたり、あるいは、泥かきも、家の中じゃなくて、まずは道路の泥をかいとくれなという指示が出て、一生懸命道路の泥をかいとるうちに家の中はカビだらけになつてしまつたとか、あと、炊き出しも一切お断りみたいな市町村があるんですね、現実的に。これは、やはり自治体任せにしてはいけません。

まさにそういう実例があるわけですから、しっかりと内閣府が、私は何度も実は言っていますけれども、もつと防災省のような省をつつて、今百名足らずのところを、イタリアは七百人ぐらいいるわけですから、そのぐらいの組織にしてあげないと確かに内閣府もかわいそうだなと思ひますが、しかし、なかなかこれは総理に言つても官房長官に言つてもうんと言つてくれませんので、今ある体制の中でぜひ内閣府は頑張つていただきたいと思ひます。

それでは、もう一回ちょっとNHK、少し時間が過ぎましたので、戻りまして。

私、実は、昨年の夏、ヨーロッパに行つて、いろいろな国の視察に行ったときに、受信料のあり方、これが今、インターネット同時配信を今度やりますけれども、インターネット時代になって、インターネットを見ている人からどうやって取つたらいいんだという議論が、もう既に五年、十年ぐらい前からヨーロッパでは起こっていて、だったら、もうこれはいつそ受信料じゃなくて税方式で広く皆さんから集めたらどうかというふうな、結構どんどん移行している国が多いんですね。

もちろん、それだと国営放送につながるかと、今までのNHKの考えはよく私も存じ上げています。ただ、一方で、やはり払っている人、払っていない人がいるということの不公平はずっと私は総務委員会でも主張してまいりましたし、あとは、なかなか、受信料を集めるコスト、これも年間七百億ぐらい、約一割かかって、もちろん、では、集金している人たちの雇用をどうするかという問題もまたあるわけですから、これも、しかし、インターネット時代になったときに、私は、この税方式というのも日本でもう考えていかなきゃいけないんじゃないかと思えますけれども、この辺の、インターネット時代の受信料のあり方について、NHKの御見解を伺います。

○前田参考人 お答え申し上げます。
各国の公共放送は、それぞれの国の歴史、伝統、政治、経済に応じて発展しております。財源につきましても、その歴史的経緯に応じて各国が独自に決めているものと承知しております。

NHKが自主自律を堅持しながら、放送法に規定されている公共放送としての役割を果たしていくための財源としては、広く視聴者の皆様に負担していただく現行の受信料制度が現状では最もふさわしいと考えております。
ただ、将来についてはいろいろな研究する必要があります。以上です。

○高井委員 これはぜひ研究してください。もう始めないと間に合わないと思います。

海外の状況とかも、これはNHKや、あと総務省に聞いても、余り、何か調べている感じがしないんですね。まずは、これは海外の状況とか調べて、どういう受信料が望ましいのか、これをぜひ徹底的に検証していただきたいと思っています。最後に、ちょっとだけ時間が余ったので。

実はきょう、池田先生と一緒にNHKに伺つて、会長にお会いして、大河ドラマの、岡山、山田方谷、過去最高の百三万名以上の署名が集まつておりまして、そのことをちょっと、岡山の思いをお伝えに行こうと思つていたわけですが、ちょっとこういうことになりましたけれども、最後に、会長、この件も一言、お聞きできたらと思っています。

○大口委員長 前田会長、時間が来ていますので、簡潔にお答えください。

○前田参考人 お答え申し上げます。
大河ドラマへの御要望はさまざま寄せられておりますが、番組制作部門が十分に検討を重ねた上で企画を決定しております。御要望として承ります。

○高井委員 以上で質問を終わります。ありがとうございます。

○大口委員長 次に、重徳和彦君。

○重徳委員 共同会派の重徳和彦でございます。まず冒頭に、ちょっとお時間をおかりしまして、今の新型コロナウイルス対策の関連で高市大臣に要望がございますので、申し上げます。いただきたいと思っています。

きのう突如としてニュースになりました、本日から実施されるという予定になっておりますのが、実は、私の地元愛知県岡崎市で、ことしの四月、間もなく開院予定であります藤田医科大学岡崎医療センターというところがあるんですが、四百床ほどの大きな病院として開院する予定です。ここに、今、クルーズ船のダイヤモンド・プリンセス号でかなりたくさんの方々があそこにステイ

をされているわけですが、その方々の中でPCR検査で陽性だった方、ただしまだ症状が出ていない、こういう方々を、報道によりますと二百人近く受け入れる、こういう話が、急にという話であります。この件、今晩、経緯の説明が地元の住民の皆さんにも行われ、そして、続いて、三十数人の方々が搬送されてくる予定になっているというふう聞いております。

このコロナウイルス対策につきましては、もうそれこそ政府を挙げて対応されておられます。高市大臣におかれましても、新型コロナウイルス感染症対策本部の本部長ということで参画されていると承知しております。

これは、病院にとつては大変な御決断だったと思います。医療従事者の皆さん方も相当な覚悟が必要なことでございます。また、地元の市民の皆さん方にとつては、さまざま、まだ十分な説明を受けていない段階ですから、特に大変な不安を抱いておられる、こういう段階でございます。

こういうことでありますので、やはり病院だけの問題じゃなくて、地域の全体の問題だと思っております。こういった地域への対策を、ぜひ、本部長の一人として、厚労大臣始め皆さんと協力をして万全の対策をとっていただきたいということと、一つ、例えばですけれども、今後、仮に、万が一多くの皆さんが同時に発症するようなことがあった場合に、専門の病院への救急搬送は地元の消防に任せる話なのか、あるいは国としてしっかりと対応することなのか、こういうことも含めて、ぜひ真剣に御検討いただければ。

あらゆる面にわたって全面的な支援をいただきたいということをお願い申し上げます。

○高市国務大臣 総務省として、これまで精いっぱい対応はしてまいりました。さまざまな情報を、地方公共団体、そして関係諸団体、これは情報通信企業であったり、NHKや日本郵政も含まれますが、こういったところにもお伝えをする。

また、ダイヤモンド・プリンセス号の中におられる多くの方々のために、情報通信機器の手配をするといったことも続けてまいりました。

また、先般、十三日に決定しました緊急対応策のうち、一部事業については地方負担が見込まれますので、地方団体の財政運営に支障が生じることのないよう手厚い地方交付税措置、もうこれは災害並みの措置という観点から、特別交付税で八割を基本として措置をするということも決めました。

今後も、できる限り地方団体の御要望も伺いながら、対応を進めてまいりたいと存じます。

○重徳委員 地元自治体の方々、関係者の方々、皆さん全く対応した経験のない事態でございますので、ぜひ国を挙げての支援をお願い申し上げます。

さて、それでは、きょうは大臣の所信演説に対する質問ということで、私は、もともと自治省というところで働いておりました、地方自治に関する質問をさせていただきたいと思っております。

私は、市町村合併の旗振りを総務省がしていた時期に、青森県庁とか広島県庁に出向しておりました。きょうも木村次郎先生がおみえになりますけれども、当時、青森県職員として同僚でございました。広島は、佐藤公治先生がおみえでございます。それぞれの地域を回らせていただきました。それはいろいろな目的のために合併を推進すべしということで取り組んでおりましたが、ここへ来て、果たして市町村合併というのが地域にとつて本当にいいことだったのかどうか、このことも、旗を振っていた一人として、やはりちょっと自責の念もあります。

私の今の地元も、二市なんです。一つ、岡崎市というところは一町を吸収合併しました。西尾市というところは三町を吸収合併しました。だけれども、やはり、旧町における方々の声を聞く、いや、別に合併して特段いいことはないという声が正直ほとんどであります。

なっていたかもしれないとか、言いようはあるのかもしれないが、それは十分な説得力が必ずしもない。それから、実際にさまざまな課題が、これはわかっていった課題かもしれないが、露見しているということを少し指摘をしてまいりたいと思います。

まず、その前提として、三千三百ほどあります市町村が千七百十八になりました平成の合併の功罪について、総務省として検証されているのかどうか、お答えください。

○高原政府参考人 御答弁申し上げます。

総務省では、平成の合併後、今後の基礎自治体のあり方の検討に際し、必要に応じて平成の合併後の市町村の状況や課題の把握を行っております。

まず、平成二十二年には、「平成の合併」についてと題して、その時点における平成の合併の評価を取りまとめ、公表しております。

また、これまで、累次の地方制度調査会においても、これからの基礎自治体のあり方等の調査審議に際し、合併の成果や課題が取り上げられ、答申でもそれぞれ言及がなされております。

現在行われております第三十二次地方制度調査会においても、本年三月に期限切れを迎える現行合併特例法の取扱いについて調査審議を行う中で、市町村合併の成果と課題について取り上げております。

事務局からは、土木建築分野などの専門職員の配置されている市町村の割合の上昇や専門職員の平均配置人数の増加、行政区域の拡大に応じたまちづくり、財政力指数の上昇など行財政基盤の強化などの市町村合併の効果に関するデータなどをお示しいたしました。

また、市町村合併による行政区域の拡大に伴い、周辺部の旧市町村の活力が失われている、住民の声が届きにくくなっているなどのアンケート結果なども紹介し、こうした課題に関して、支所の設置など、住民サービスを維持するための合併市町村のさまざまな取組の状況についても資料を

提出し、御議論いただきました。

その上で、昨年十月に、市町村合併についての今後の対応方策に関する答申が取りまとめられております。

総務省としては、今後とも、これからの基礎自治体のあり方等の検討に際しましては、平成の合併後の市町村の状況や課題の把握に努めてまいります。

以上でございます。

○重徳委員 旧町の町長さん方、まだ御健在の方もおみえになりますので、今回いろいろと改めて聞িয়েきたんです。やはり中心部に人が集まっちゃって旧町の特性が薄まっちゃった、こういう言い方をされる方もいました。それから、旧町では活発だったまちづくりグループ、こういう方々も当時はたくさんいて、お互い競い合って町を盛り上げていたんだけど、そういう人たちがすっかりなくなっちゃったと。

これは同じことなんですけれども、要するに、旧町が、二万人の町があったんですね、今合併して十七万人の市になったんですけれども、やはり、二万人の町であるときは、二万人分の一、こういう自覚というか責任を感じてやっておられた。だけれども、十七万分之一になっちゃうと、もう何か、町がどうなろうと、自分の責任という、その責任の重さというものがなかなか感じられにくいとか、こういうのがやはり肌感覚として非常にあります。

そして、旧町をリードしてこれた町長さん方、議員さん方、町のキーマンだったと思います。そういう方々の人的要素というのは、やはりもとと非常に大きかったんだと思うんですね。であります、この平成の合併で合併した市町村というのは五百九十あるというふうに聞いていますが、五百九十になった、千以上減ったんです。その千以上の方々が、首長で考えると首長じゃなくなったわけで、それから、平成の十七年ぐらいがピークですから、もう十数年がたつて、合併の協議をしていたころに首長さんだった

人たちがかなりもう首長じゃなくなったという状況だと思えます。

ちょっと数字を確認しますが、合併をしたときに首長だった方が依然として今も首長だという市町村の数、比率は今のぐらいなんでしょうか。

○高原政府参考人 御答弁申し上げます。

平成の合併以降に合併した五百九十市町村について、合併年月日と首長の就任年月日などの情報をもとに確認したところでは、平成三十一年四月一日現在の首長のうち、合併時から継続して首長であった方は七十九人で、その比率は一三・四%でございます。

以上でございます。

○重徳委員 当然、時とともに減っていくわけですが、現時点でも一三・四%ということで、多くの首長さんは新しい世代に移ってきているということでもあります。

新しい世代になっても旧町村に思いをいたして市町村運営をされている方ももちろんおられると思いますが、やはり、合併する際に、仮に、中心だった市の市長さんでも、旧町村に対して、決して上から見る話ではない、小さくても歴史のある町に対して、それを自分のところに吸収して、自分らに合わせろなんというのはおこがましい、こういう思いを持って、ある意味謙虚に合併の協議を進めてこられた、こういう思いを持って進めてきた首長さんもういらっしゃいます。

私がちょっと問題にしたい、あえて問題にしたのは、きょう資料をお配りしていると思いますけれども、市町村合併による効果として、先ほど高原局長も行財政基盤という言葉を使われましたけれども、行財政が効率化するという中の大きな項目として、二役、つまり市町村長、副市町村長の数が大幅に合併したところで減りました、それだけ考えればそれとおりなんですけれども、だけれども、それに、世の中は、何か議員の数なんて少なきや少ないほうがいいんだ、こういう論もちらんありますが、そういうのも、やはり一生懸命

地域のためにやってきた首長、議員もいるわけで、それが減ったことをもって成果だというふうな、ちょっと一面的に捉え過ぎじゃないかなという気もいたすわけですけども、この点はいろんな評価をしなきゃいけないと思います。

ちょっと聞いてみたいんですが、合併をしたときの首長が今もやっていますという場合と、そうじゃなく、かわりましたという首長との施策の違いみたいなものを分析したことがあるかどうかという点と、首長、議員の定数が減ることについては、これは大体答えもわかりますが、メリットなのかデメリットなのか、どのように捉えているのかということについて、二点お聞きします。

○高原政府参考人 御答弁申し上げます。

まず、前段の御質問でございますが、総務省において御指摘のような分析は行っております。ただ、合併市町村においては、市町村長が合併協議に加わっていたか否かにかかわらず、合併時に作成した市町村建設計画でありますとか合併市町村基本計画に基づいて施策を進めてまいります、また、必要に応じて、支所の設置、地域自治区の活用など、旧市町村の区域を含め、住民の意見をきめ細かく反映する取組を行いながら合併後のまちづくりを進めておられるものというふうに思っております。

二つ目の御質問でございますが、市町村合併によりまして首長の数が減る、あるいは議員定数の削減が結果としてそういう形になっているということでございますが、市町村合併後の議員定数について申し上げますと、定数が減少することによりメリット、デメリット、適正な議会の規模のあり方を含めて、合併協議の過程で関係市町村での検討や協議を経て、合併市町村の条例によって定められたものというふうと考えているところでございます。

以上でございます。

○重徳委員 議員とか首長のことについては余り役所の方からは言及しづらいことかもしれませんが、じゃ、ちょっと高市大臣にお尋ねし

ます。

今申し上げましたような文脈で、確かに議員なんて、余計な議員もいると僕らもよく言われますけれども、しかし、そこはやはり人間として、熱意を持って仕事をしたり、あるいは時々失敗したり、いろいろな人間模様があるのが議員なんですけれども、政治の世界だと思っています。

そういった政治の息遣いみたいなことも含めて、そして、さっき言ったように、首長さん方というのはやはり旧町のリーダーでありました。そういう人たちがいなくなることは、もちろん財政的には効率化する話でしょうけれども、簡単に行政の効率化というふうにとめられちゃうと、ちよつと物を言いたいぞという首長もいるんじゃないか、こんなことを思います。かといって、またふやすというわけになかなか話じやないんですけれども、高市大臣として、この合併に対するそういう政治的な、あるいは人的要素、人の質的なですね、数というよりは、そういったことについてどんな思いをお持ちかというのを聞いてみたいと思います。

○高市国務大臣 奈良県でも、合併をするかしなにかということを決める選挙があったときには、もう村を二分しての大論争があり、本当に大変な議論を経て、各自治体において、地域の将来像ですとか地域の今後のあり方を展望し、議論をして、最後は選挙などを通じて決断をされたということだと思います。

そんな中で、合併で確かに専門人材がふえたとか、財政基盤が強化されたとか、今まで自分の村だけではできなかった新たな行政サービスができるようになったといったお声も伺いますけれども、先ほども紹介がありましたが、私の耳にも、旧村だったところが大きな市の中の一部になってから行政サービスが低下したとか、また、子育てをされている人が予防接種を受けるのに随分遠くまで行かなきゃいけないとか、それから、やはり自分の地域から市議会議員を一人出せるほどの人口がないので、なかなかその旧村だったところの

声が届きにくい、こういうお声は何つています。ただ一方で、元村長だった方とか元村議会議員でいらした方が、それぞれの自治会、地域組織の中でリーダーとして活躍をしておられるという姿も見ております。

先ほど局長が答弁しましたけれども、やはりこの定数、適正な議会の規模のあり方ということについては、それぞれの市町村での検討、協議を経て、合併市町村の条例によって適切に定められていますので、なかなか総務省として、議員定数の減少ですとか首長さんそのものの人数の減少ということについて一概に評価をするというのは難しいうございます。

ただ、今後これをどうクリアしていくかということなんですけれども、やはり支所の設置ですとか、地域の自治区の活用というのが今できるようになっておりますので、その中で知恵を絞っていく、そしてまた、私どももそれを支援していくということだろうと思っております。

○重徳委員 議員定数を決めるのも各自治体の条例で定めるんだというのとおりなんですけれども、やはり平成の合併というのは相当国が旗を振って、後ほどお話ししますけれども、結局金目の話がすごく大きかったと思うんですね。つまり、財政的な、支援するから合併しようや、そう言わなかったら多分進まなかったのが市町村合併だったと思います。

ただ、これは、自治の力をちゃんと維持していくという部分について、国としてこれからも引き続き、もつともっと支援をしていかないといけないだろうということ強く思います。

揚げ足をとるわけじゃないですけれども、高市大臣の今回の所信演説の中に、自治という言葉が一回も出てきていないんですね。自治とか分権とか、そういう、分権という言葉は動的な話ですけれども、自治という言葉はやはり大事にしたいなというふうに思っているところでございます。

それから、付言しますと、最近水害が多いじゃ

ないですか。これも、日本の国土というのは、国土の三分の二は森林であります。この森林、中山間部の自治体の機能、自治の機能が弱まってくると、林業という業も含め、中山間地におけるコミュニティというものが廃れてきますので、森が荒れる、山が荒れると、水を貯留をする、洪水を緩和させる、こういう機能が損なわれてきます。ですから、この市町村合併で損なわれつつある中山間コミュニティというのは、結局は、都市部に住んでいるたくさんの人たちにとって巨大な災厄をもたらすんだ、こういうことだとも認識をしております。

ですから、金目の話もそうなんですけれども、自治の体制というものを、政治のあり方、地方自治における政治のあり方ということにもっと思いをいたしていかないといけないのではないかといいふうに思います。

もう一個の財政面の話を上げますと、財政的要素として市町村合併を推進するツールとなつたのが、地方交付税の算定がえという仕組みであります。

大体、合併後十年は旧市町村が存在していた状態での算定をするということでありまして、その後五年間で減っていく、段階的に減らされていくということなんですけれども、やはりどうしても旧町村への目配りというのは、合併してから時間がたてばたつほど目配りが減っていく感があると思います。これは言ってもしょうがない話かもしれないんですけど、合併算定がえが十年間保障され、五年たつて減らされるというのは、旧町村部への目配りが減っていくことを制度的に裏づけするような仕組みのようにも見えるわけでございます。

この合併の算定がえの趣旨というものを、改めて、正式に、どういふことなのかということをお答えいただきたいと思います。

○高原政府参考人 御答弁申し上げます。

市町村合併に伴う普通交付税の合併算定がえ制度は、市町村合併後、当面は行政運営に係る経費の急激な節減が困難であることを考慮し、一定期

間、合併市町村の普通交付税額が、合併せずに関係市町村が存続したと仮定した場合の普通交付税の額の合算額を下回らないようにする特例ということでございます。

以上でございます。

○重徳委員 それで、合併は平成十七から十八年ごろがピークだったわけですが、その後、算定がえの適用を受けている団体がどんどん減っていくわけですが、現時点に至るまで、どういう推移で減ってきたかということについて御答弁いただけますでしょうか。

○内藤政府参考人 お答え申し上げます。

平成の合併以降に合併した市町村のうち、合併算定がえの特例期間の対象団体でございますけれども、平成二十年度では、合併団体五百六十七団体のうち一〇〇％の五百六十七団体、平成二十五年算定におきましては、合併団体五百九十団体のうち九八・六％の五百八十二団体、それから、平成三十年度算定におきましては、合併団体五百九十団体のうち〇・二％の二団体となっております。

なお、特例期間終了後、先ほどお話がございましたけれども、一定期間かけて段階的に特例措置を縮減させていくものとされておりまして、平成三十年度算定におきましては、段階的縮減期間の対象団体が、合併団体五百九十団体のうち九八・五％の五百八十一団体となっております。

○重徳委員 結局、今はもう一団体しか、もう最後の一団体ということになっているわけですね。これは栃木県栃木市というところだと聞いておりますが、これも今年度で終わってしまうふうに聞いております。合併算定がえというのはもう終わって、今年度で終わらなければならない状況で、いよいよ各自治体からすれば厳しい状態になつてきているんだらう。

それから、先ほどあわせて聞くのを忘れていましたが、交付税の算定がえによって一時的にふやされていた交付税総額というものが、ピークのと

きから比べて幾ら落ちたことになるのでしょうか。

○内藤政府参考人 お答え申し上げます。

合併算定がえの特例期間が終了いたしました段階的に通常の算定に移行することによりまして、合併算定がえの適用額でございまして、ピークでございまして平成二十五年度算定の約九千五百億円から令和元年度算定の約千三百億円へと、約八千二百億円減少しているところでございます。

○重徳委員 この算定がえ制度がなくなったことによつて、八千二百億円の交付税額の減ということですから、これはいろんな原因で増減するものですが、交付税総額が九千八百億円減ったということではないのかもしれませんが、少なくとも、合併算定がえの効果というものは八千二百億円分減少したということでございます。

そこで、この資料の二枚目をごらんいただきましたけれども、これも市町村合併による効果でございます。

財政基盤の強化ということで、財政力指数の変化が示されていますね。これは要するに、合併団体は大幅に財政力指数が上がった、そうじゃない、合併していないところは変わらないというように、こんなような資料だと思ふんですけども、合併したことで財政力指数が上がったというのが合併の効果だと言われますが、合併市町村で財政力指数が上がった要因というのは何なんですか。

○高原政府参考人 御答弁申し上げます。

合併市町村ごとに状況は異なりますが、一般論として申し上げますと、合併市町村においては、合併により、内部管理等の重複部門の解消や職員配置などにおいてスケールメリットがあることを反映いたしまして、基準財政需要額を算定する際に、基準財政需要額の増加が基準財政収入額の増加と比較し、相対的に抑えられることから、財政力指数が上昇する傾向にあるものと考えております。

以上でございます。

○重徳委員 今の御答弁だとよくわからないのが、財政力指数が上がったことは本当に喜んでいいことなのかどうかということなんです。

つまり、合併をして、幾つかの団体が合併したことによつて、今、基準財政の収入額と需要額という話でしたけれども、収入額は、合併したから、何か、どんとふえるという話でも、どんと減るという話でもなくて、基本的に税収を足し合わせた数字が収入額でありますから、合併しようと思まいと基本的には変わらないことだと思ふんです。

それに対して、じゃ、なぜ財政力指数が上がったかというところ、その分母である需要額が小さくなったからということですね。その要因は、内部の重複がなくなったとかスケールメリットと今局長はおっしゃいましたけれども、これも、でも、理論値ですよ。

つまり、例えば、公共施設の配置だつてそうだと思いますけれども、それまで公民館が三町一つづつありました。これが、理論値として、このぐらゐの規模の自治体は公民館が一つで済むはずだということであれば、需要額としては、一つの公民館のための財政需要としか計算されないのじゃないかと私は認識しているんですけども。

ですから、いろんな事情があつて、合併したからといって三つを一つに簡単に減らせるものではないわけですから、もし、この需要額が、理論値といひましようかね、あるべき姿として、この三町が合併したら公民館は一つだというふうになつて、いや、実際、そんなに減らせられないよという自治体にとつては、単に需要額が小さくなった分だけ財政が厳しくなるといふことになりかねないんじゃないかと思ふんですが、それは私の認識でよろしいんですか。

○内藤政府参考人 お答え申し上げます。

先ほど、合併算定がえの適用額についての増減ということでしょうか、縮減額を申し上げましたけれども、その合併算定がえ終了後の交付税算定に

つきましても、平成の合併により市町村の面積が拡大するなど市町村の姿が大きく変化したことを踏まえまして、支所に要する経費の加算でございまして、旧市町村単位の消防署、出張所に要する経費の加算でございまして、あるいは旧市町村単位の保健福祉に係る住民サービスの経費の加算など、平成二十六年度以降五年間かけて普通交付税の算定を順次見直してきたところでございます。

したがしまして、これらの見直しによりまして、合併市町村に対しては、合併算定がえの影響額の約七割に当たります六千七百億円程度が措置される見込みとなつているところでございます。

○重徳委員 今の御答弁は、つまり、簡単に言えば、八千二百億円合併算定がえの効果がなくなつたけれども、何だかんだで六千七百億円上積みしているから、トータルでいうと千五百億円ぐらゐは効率化されたけれども、効率化というのか、交付税額が減つたことになるけれども、割と相殺されていきますよ、こういう御趣旨でしょうか。

○内藤政府参考人 お答え申し上げます。

先ほど御答弁申し上げましたように、平成の合併後の市町村の姿、これを実情を調査いたしました、変化をしたことを踏まえまして、そういう需要を積んだということでございますので、そういう意味では、先ほど委員が御指摘のとおりでございます。

○重徳委員 じゃ、ちよつとまた違う切り口で検証ということを試みてみたいと思います。

これは余り総務省が言えないというのか、言っちゃいけないことなのかもしませんけれども、結局、お金が随分厳しくなつてきたな、財政が厳しくなつてきたというところが今回の平成の合併の大きな要素なんだとしたら、それは各自治体ももちろん厳しいんですけども、要するに国の財布も厳しいから、自治体制を、統治機構を簡素化という効率化する必要が出てきた。それだけじゃないという話はもちろんわかるんですけど

も、そこはやはり非常に大きな部分だと思ひます。

また、これはどう捉えるかなんですけども、日本の財政というのは、そもそも国と地方というのはほぼ一体で、今、財源不足が地方であります。交付税を出してもまだ足りないということになりまして、国の交付税特会とか一般財源からお金を捻出して、それでも足りない、折半ルールとかいろんなことで自治体が臨財債というものを発行する、こういうことで、国と地方がそれぞれ負担していますよみたいな形には一応なっていますけれども、その臨財債も結局はまた交付税で全部後年度負担するということですから、結局全部国が結果的には負担していることと見ることもできるし、もつと言うと、国というよりは、国、地方が一つの財布で、その時々、やりとりしたり借金をしたり、こういうふうに見ることができるといひません。これは一言で、国と地方は財布が一つというのか、一体なんだという見立てをしてもいいんじゃないかと思ふんですけども、どのように捉えておられますでしょうか。

○高市国務大臣 国の財政と地方財政の関係につきましましては、我が国においては、多くの行政分野におきまして、国と地方の役割分担が法令によって定められております。国が地方に支出を義務づけている事業ですとか、国庫補助負担金を伴う事業が多くなつております。

他方で、地方の自主財源であります地方税につきましましては、その充実を図っていくのですが、偏在性の小さい地方税体系を構築してもなお、税源の偏在というものは残つてしまうことになりまして、ですから、どのような地域であっても、国が法令などで定める一定水準の行政サービスを提供できるように財源を保障するというのは国の責務でございます。

そういったことで、地方財政計画の策定を通じて地方全体として必要な財源を確保するということとともに、個別団体に対しても地方交付税に

よって財源保障を行うことが必要だということでございます。

○重徳委員 済みません、ちよつとわかりにくいやりとりになってしまったと思いますけれども、ちよつと今のは一旦おいておいても、もう少し乱暴に言うと、市町村合併というのは国家財政に寄与したのか、こういう聞き方をしてみたいと思います。

国はやはり財源を保障するわけですから、当然、地方自治体が赤字だらけだと国の国家財政に大きな影響を与えてきます。それが、財政力指数が上がった、ただ、そこは交付税でちゃんと補填しています、そういう説明なので、地方が本来の意味で財政健全化されたかというちよつとわからないんですけれども、一言で言って、合併で国家財政の負担を軽減できたのか、国家財政に寄与できたのかという問いに対しては、どのようにお答えになりますか。

○高市国務大臣 そもそも平成の合併そのものが、地方分権の担い手となる基礎自治体に基づいた行財政基盤を確立するというのを目的で行われており、国の財政負担を軽減するために行われたものではございません。

また、市町村合併による国の財政負担への影響につきましては、市町村合併時以後に行われた制度改正ですとか、社会情勢の変化に伴う行政需要の増というものがありますので、市町村合併によるものだけというのを切り分けるのは無理でございます。

○重徳委員 今、ちよつと大臣の御答弁で、国の財政を軽くするためにやったわけではないというのは、それはそうでしょうし、建前と言ったら変です、まあ、そんなことは言えない話でしょう。だけれども、結果として、少しは国の負担も軽減されたんでしょうかと。これは別に批判されるべきこととは言えないような気がしますが、どうでしょう。

結果として、目的じゃないですよ、国の財政を軽減させるために合併を進めるんだなんていうこ

とは、当時から、今でも口が裂けても言えないというか、言うべきじゃないことだと思ふんですが、結果として、自治体、財政運営が効率化されてとかいろいろあつて、国の財政は平成の合併によつて健全化、軽減されたということは、何も言えないんですかね。少しだけということですかね。どうなんでしょう。

○高市国務大臣 くだいようですが、社会情勢の変化による財政需要の増というのは当然あるわけで、また、平成の合併後にさまざまな制度も変わってきておりますので、合併によつて国の財政が楽になったかどうかといったら、その分を切り分けるというのは難しゅうございますし、また、そもそも国の財政負担軽減のために合併がなされたというわけでもないということでございます。

○重徳委員 やはり財政というのは、そうはいつても非常に重要な要素ですから、国の財政が厳しいからと言うと国と地方の二項対立みたいになっちゃうんですけれども、やはり先ほどの、高原局長からありました、内部の重複の部分とかスケールメリットとかいろいろなんことも一つの、これは目的でもあったと思ひますし成果でもあると思ひますので、その部分は、それによつてトータルとして、財政が国、地方合わせて軽減されたという言い方は決して間違つていないように思ふんですけれどもね。まあ、これはちよつとまた議論してみたいと思ひます。

残りあと数分になりました。

地方創生というのは、これは内閣府が中心にやつていて思ひますが、地方創生というのは結局お金のばらまきじゃないかと、それから、人口の奪い合いであつて、ゼロサムで、国全体が発展することに寄与しない、何か客のとり合いみたいな話になつていふんじゃないかと、いろいろ批判はあります。まあ、何でもやたら批判にさらされるものとは思ひますけれども。

一つ視点として、もう一つ必要なのは、先ほどから申し上げております自治の強化。統治機構をきちんとする、今までの仕組みを変えていく、こ

ういう提案が自治体からあつてもいいんじゃないかな。そして、それを全面的に応援する。

例えば、首長さんがいなくなつちやつた町村を、違う形のガバナンスを確立するとか、そういうような、骨太というのか、骨格部分、自治の骨格についていろいろアイデアが出てきてもいいんじゃないかなというふうにも思ふんですが、こういう提案というのは、実際に出てきたり議論されているものでしょうか、最近どうなんでしょう。

○高原政府参考人 御答弁申し上げます。

地方の統治機構のあり方については、これまでも地方制度調査会において、地方の声を伺いながら検討が行われてきております。例えば、第三十次の地方制度調査会では、大都市制度のあり方について、地方団体の御意見をお伺いしながら検討を行い、答申も出してあります。

現在、第三十二次地方制度調査会において、人口減少に対応するために必要な地方行政体制のあり方について調査審議が進められておりますが、地方からの意見や声を丁寧に向ひながら、幅広い見地から議論いただくことが重要と認識しております。

以上でございます。

○重徳委員 余り具体的には出てきていないというか、私は、市町村合併の一つの目的でもあった地方分権とか、地方自治体の権限強化、これが市町村合併とセットだったと思ふんです。これがどれほど図られたのかと。ちよつとこれも、最近首をかしげたくなるような状態になつていて思つております。

市町村合併だと言つていたころは、合併が進んで自治の基盤が強くなつたら、次は明治維新以来変わつていない都道府県制度も、道州制だ、こういうこともその先のビジョンとして、私なりに思ひ描いていたわけです。

議員になつてからも、そういう道というのは一つの方角性だ、強い地方政府をつくるというのは大きな方向性だというふうに考えてきたわけ

ですが、やはり、合併をして、繰り返しになりますけれども、政治的なリーダーシップというものが、過疎になればなるほど、周辺地域になればなるほどなくなつていくみたいな姿を目の当たりにすると、ちよつと思ひとどまる部分もあるわけなんです。

今までは、議論があちこち行きますけれども、財政の健全化、効率化のために市町村合併をやるとか、統治機構を変えるみたいな話は、一般的には、深く考えなければあり得る一つの方向性だったのかなと思ふ一方で、本当に、効率化する、議員が減る、首長が減る、これだけでいいのかという発想に思ひ至りますと、そこでちよつと想起するのが、実は今、大阪で、こしもまた十一月に住民投票をやるという話ですけれども、大阪都構想ですね。

あれは、足立先生いますよね、二百八十万ぐらいいる大阪府を一人の市長が見るといふのはちよつと大き過ぎるんじゃないの、これを現在、四つの特別区に分けて、要するに首長を四人にしよう、こういう話です。それから、市町村合併とか道州制で、とにかく首長とか議員は減らそう減らそうということとは、そういう意味では逆行するといふか、自治の力を強めよう、そういう統治機構改革じゃないですか。

これを進めることに、与野党の多くが、共産党と社民党を除いてということですが、賛成してできたのが、二〇一一年、私は浪人中でしたけれども、大都市地域特別区設置法、そういう法律ですね。もうほとんど皆さんが賛成してやつた。

この大阪都構想に対して、高市大臣は期待されておりますか。自治のあり方として、これはいいねと思つておられますか、どう捉えておられますか。

○高市国務大臣 これは、現段階で総務大臣としてお答えするのは非常に難しゅうございます。

現在、ちよつと大阪府と大阪市が特別区設置協議会において協議を行つておられると聞いております。この構想の実現に向けては、この法律の手

続に従って地域の判断に委ねられるものですが、関係者間の真摯な議論を期待申し上げているという段階でございます。

○重徳委員 まあ、私も大阪の人間じゃありませんので、大阪のことをどうするべきかなんて私の立場から言うべきものなんでしょうかともわかりませんけれども……(発言する者あり)大阪都構想、私も応援に駆けつけた、そんな時期もありました。そういう時期もございました。

○大口委員長 答弁者に質問してください。

○重徳委員 だけれども、これは、政治的にどうだというのは皆さんいろいろと、皆さんとうるか、思惑もいろいろあるのかもしれないが、しかし、自治のあり方、統治機構のあり方を、自治体自身が、地域自身がどうあるべきかということを考えて抜いたその一つの構想だということは、これは誰にも否定できないものだと思うんですね。その内容について賛成だろうと反対だろうと、それはいろんな意見があつていいとも思いますが、最後は住民が決めることであります。

しかしながら、先ほどちょっと申し上げました、地方創生の中に、単に金をまくだけじゃなくて、やはり、これから自立していこうよ、自治の力をもっと強くしていこうよ、こういういろんな構想がこれからもあつてしかるべきじゃないかと思うんです。日本は千七百以上の自治体があるわけですから、地域性はそれぞれです。

そういう中で、大臣にお尋ねしますけれども、今、余り具体的な提案がないかのような、高原局長、余り具体的な提案は特にない、先ほどはそういう御答弁だったと受けとめましたけれども、具体的な提案があつたら、どんどんそれは取り上げていくべきではないですか。あるいは、そういうことを、いろんなアイデアがあるんだということとは積極的に進めていくということ、統治機構のあり方について自治体自身が考える、こういうことも進めるべきじゃないかと思いますが、いかがでしょうか、大臣。

○大口委員長 高市総務大臣、時間が来ています。

ので、簡潔にお答えください。

○高市国務大臣 はい。

先ほど例に挙げられました大都市地域特別区設置法、これについても、対象となる市というのは全国で十一市もございまして。その中で、じゃ、どうするかというの、それぞれの地方の皆様の御判断だと存じます。

やはり、我が国の統治機構改革ということになりますと、これは国のあり方をどうするかという非常に大きな課題でもありますので、もちろん地方の声も伺いながらですけども、国民的な議論が必要なことになっていくと考えております。

○重徳委員 これからもよろしくお願いします。ありがとうございます。

○大口委員長 次に、地方自治及び地方税財政に関する件について調査を進めます。

この際、令和二年度地方財政計画について説明を聴取いたします。高市総務大臣。

○高市国務大臣 令和二年度地方財政計画の概要について、御説明申し上げます。

本計画の策定に際しましては、通常収支分については、極めて厳しい地方財政の現状等を踏まえ、人づくり革命の実現や地方創生の推進、地域社会の維持、再生、防災・減災対策等に対応するために必要な経費を計上するとともに、社会保障関係費の増加を適切に反映した計上を行う一方、国の取組と基調を合わせた歳出改革を行うこととしております。

あわせて、引き続き生じる財源不足については、適切な補填措置を講じることとして、地方の一般財源総額について、前年度の地方財政計画を上回る額を確保することとしております。

また、東日本大震災分については、復旧復興事業について、直轄・補助事業に係る地方負担分等を措置する震災復興特別交付税を確保することとしております。

以上の方針のもとに、令和二年度の地方財政計

画を策定いたしました結果、歳入歳出額の規模は、通常収支分については、前年度に比べ一兆千四百六十七億円増の九兆七千三百九十七億円、東日本大震災分については、復旧復興事業が、前年度に比べ二千三百億円の八千九百八十四億円などとなっております。

以上が、令和二年度地方財政計画の概要でございます。

○大口委員長 以上で説明は終わりました。

○大口委員長 次に、内閣提出、地方税法等の一部を改正する法律案及び地方交付税法等の一部を改正する法律案の両案を議題といたします。

順次趣旨の説明を聴取いたします。高市総務大臣。

地方税法等の一部を改正する法律案
地方交付税法等の一部を改正する法律案

(本号末尾に掲載)

○高市国務大臣 地方税法等の一部を改正する法律案及び地方交付税法等の一部を改正する法律案について、御説明申し上げます。

まず、地方税法等の一部を改正する法律案について、その提案の理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

現下の経済社会情勢等を踏まえ、地方税に關し、所要の施策を講ずるため、本法律案を提出した次第です。

以下、法律案の内容について、その概要を御説明申し上げます。

第一に、固定資産税の改正です。所有者不明土地等に係る固定資産税の課税上の課題に対応するため、登記名義人等が死亡している場合における現所有者に賦課徴収に關し必要な事項を申告させることができる制度の創設及び固定資産の使用を所有者とみなして課税することができる制度の拡大を行うこととしております。

第二に、個人住民税の改正です。未婚の一人親に対する税制上の措置及び寡婦控除等の見直しを行うこととしております。

第三に、法人事業税の改正です。電気供給業のうち発電事業等及び小売電気事業に係る課税方式の見直しを行うこととしております。

そのほか、税負担軽減措置等の整理合理化等を行うこととしております。

以上が、この法律案の提案の理由及び内容の概要でございます。

次に、地方交付税法等の一部を改正する法律案について、その提案の理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

地方財政の収支が引き続き著しく不均衡な状況にあること等に鑑み、地方交付税の総額の特例等の措置を講ずるため、本法律案を提出した次第です。

以下、法律案の内容について、その概要を御説明申し上げます。

第一に、地方交付税の総額の特例です。令和二年度分の通常収支に係る地方交付税の総額は、地方交付税の法定率分に、法定加算額を加え、交付税特別会計借入金償還額及び同特別会計における借入金利子支払い額等を控除した額十六兆五千八百八十二億円とすることとしております。

第二に、地方交付税の基準財政需要額の算定方法の改正です。地域社会の維持、再生に必要な取組に要する経費の財源を措置するため、当分の間の措置として、地域社会再生事業費を設けるほか、各種の制度改正等に伴って必要となる行政経費の財源を措置するため、令和二年度分の普通交付税の算定に用いる単位費用を改正することとしております。

第三に、東日本大震災の復旧復興のための財源となる震災復興特別交付税の確保です。令和二年度分の震災復興特別交付税については、新たに三千四百二十三億円を確保することとし、総額三千七百四十二億円としております。

そのほか、令和二年度から令和六年度までの間

に限り、地方公共団体における河川等におけるしゅんせつ等に要する経費に充てるため、地方財政法第五条の規定にかかわらず、地方債を起すことができることとするほか、公営競技を施行する地方公共団体の地方公共団体金融機構に対する納付金の納付制度を五年間延長しております。

以上が、この法律案の理由及び内容の概要でございます。

何とぞ、御審議の上、速やかに御賛同を賜りますようお願い申し上げます。

○大口委員長 これにて両案についての趣旨の説明は終わりました。

次回は、来る二十日木曜日午前八時五十分理事会、午前九時委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午後四時三十九分散会

地方税法等の一部を改正する法律案

地方税法等の一部を改正する法律

(地方税法の一部改正)

第一条 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。

目次中「第七十三條の三十八」を「第七十三條の三十九」に、「第七十四條の二十九」を「第七十四條の三十」に、「第七十七條の二十三」を「第七十七條の二十四」に、「第四百六十三條の二十九」を「第四百六十三條の三十」に、「第七百三十條」を「第七百三十條の二」に改める。

第十四條の九第二項第二号及び第十六條の四第十二項中「資本割」の下に「又は収入割」を加える。

第十七條の五第六項を同条第七項とし、同条第五項の次に次の一項を加える。

6 第一項の規定により決定をすることができないこととなる日前三月以内にされた申告納付又は申告納入に係る地方税の申告書の提出に伴つて行われることとなる不申告加算金(第七十一條の十四第五項、第七十一條の三

十五第六項、第七十一條の五十五第六項、第七十二條の四十六第五項第一号に係る部分に限る。)、第七十四條の二十三第五項、第九十條第五項、第四百四十四條の四十七第五項、第七百七十一條第五項、第二百七十八條第五項、第三百二十八條の十一第五項、第四百六十三條の三第五項、第四百八十三條第五項、第五百三十六條第五項、第六百九十九條第五項、第六百八十八條第五項、第七百一十一條の十二第五項、第七百一十一條の六十一第五項、第七百二十一條第五項又は第七百三十三條の十八第六項の規定の適用があるものに限る。についてする決定は、第一項の規定にかかわらず、当該申告書の提出があつた日から三月を経過する日まで、することが出来る。

第十八條第一項第二号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

二 第二十七條の五第六項の規定の適用がある不申告加算金 同項の規定があつた日

第二十条の十一の見出し中「官公署等」を「事業者等」に改め、同条中「官公署又は政府関係機関」を「事業者(特別の法律により設立された法人を含む。)(又は官公署)」に改める。

第二十三條第一項第四号イ中「第四十二條の十(第一項、第三項から第五項まで及び第八項)」を「第四十二條の十(第一項、第三項、第四項及び第七項)」に、「第四十二條の十二の六」を「第四十二條の十二の五の二」に、「第六十六條の七(第三項、第六項及び第十項から第十三項まで)」を「第六十六條の七(第三項、第七項及び第十一項から第十四項まで)」に改め、同号ロ中「第四十二條の十(第一項、第三項から第五項まで及び第八項)」を「第四十二條の十(第一項、第三項、第四項及び第七項)」に、「第四十二條の十二の六」を「第四十二條の十二の五の二」に改め、同項第四号の三イ及びロ中「第六十八條の十五の七」を「第六十八條の十五の六の二」に改め、同項第十一号中「次に掲げる者」の下に「でひとり親に該当しないもの」を加え、同号イを次のように改める。

うに改める。

イ 夫と離婚した後婚姻をしていない者のうち、次に掲げる要件を満たすもの

(1) 扶養親族を有すること。

(2) 前年の合計所得金額が五百万円以下であること。

(3) その者と事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる者として総務省令で定めるものがないこと。

第二十三條第一項第十一号ロ中「イに掲げる者のほか」を削り、「前年の合計所得金額が五百万円以下である」を「イ(2)及び(3)に掲げる要件を満たす」に改め、同項第十二号を次のように改める。

十二 ひとり親 現に婚姻をしていない者又は配偶者の生死の明らかでない者で政令で定めるもののうち、次に掲げる要件を満たすものをいう。

イ その者と生計を一にする子で政令で定めるものを有すること。

ロ 前年の合計所得金額が五百万円以下であること。

ハ その者と事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる者として総務省令で定めるものがないこと。

第二十三條第一項第十二号の二を削る。

第二十四條の五第一項第二号中「寡夫」を「ひとり親」に改める。

第二十七條第二項中「第五十條第五項」を「第五十條第六項」に改める。

第三十四條第一項第五号イ中「第八項第一号イ」を「第七項第一号イ」に、「第八項」を「第七項」に改め、同号ロ中「第八項第二号」を「第七項第二号」に改め、同項第六号中「第四項及び第九項」を「第三項及び第八項」に改め、同項第八号中「又は寡夫」を削り、同号の次に次の一号を加える。

ハの二 ひとり親である所得割の納税義務者 三十万円

第三十四條第一項十一号中「第九項」を「第八項」に、「第五項」を「第四項」に改め、同条中第三項を削り、第四項を第三項とし、第五項を第四項とし、第六項を第五項とし、同条第七項中「第四項」を「第三項」に改め、「及び第三項」を削り、「寡婦(寡夫)控除額と、第一項第九号」を「寡婦控除額と、同項第八号の二の規定により控除すべき金額をひとり親控除額と、同項第九号」に、「第五項」を「第四項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第八項を同条第七項とし、同条第九項中「第四項又は第五項」を「又は第四項」に改め、「第三項の規定に該当する寡婦若しくはその他の」を削り、「寡夫」を「ひとり親」に、「第四項の」を「第三項の」に、「第五項」を「第四項」に改め、同項ただし書中「親族(扶養親族を除く。)」を「子」に、「その親族」を「当該子」に、「第二十三條第一項第十一号イ又は第十二号」を「第二十三條第一項第十二号イ」に、「親族」を「子」に改め、同項を同条第八項とし、同条第十項を同条第九項とし、同条第十一項を同条第十項とし、同条第十二項中「寡婦(寡夫)控除額」を「寡婦控除額、ひとり親控除額」に改め、同項を同条第十一項とし、同条第十三項を同条第十二項とする。

第三十七條第一号イの表(3)の項中「寡夫」を「ひとり親で政令で定めるもの」に改め、「(4)に掲げる者を除く。」を削り、同表(4)の項中「第二十三條第一項第十一号に規定する寡婦のうち同号イに該当する者で、扶養親族である子を有し、かつ、前年の合計所得金額が五百万円以下」を「ひとり親で政令で定めるもの」に改める。

第四十一條第二項中「第三百三十二條並びに第三百三十三條」を「並びに第三百三十二條から第三百三十四條まで」に改める。

第四十五條の二第一項ただし書中「第三十四條第五項」を「第三十四條第四項」に改め、同項第五号中「寡婦(寡夫)控除額」を「寡婦控除額、ひとり親控除額」に改める。

第四十五條の三の二の見出し中「扶養親族等

申告書」を「扶養親族申告書」に改め、同条第一項第三号を削り、同項第四号を同項第三号とする。

第四十五条の三の三の見出し中「扶養親族等申告書」を「扶養親族申告書」に改め、同条第一項中「若しくは単身児童扶養者である者」を削り、同項第三号を削り、同項第四号を同項第三号とする。

第五十条第一項中「次項及び第四項」を「以下この条に改め、同条第六項を同条第七項とし、同条第五項中「前各項」を「第一項から第四項まで」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項の次に次の一項を加える。

5 第四十八条第一項又は第二項の場合において、国税徴収法第九十九条の二（同法第九十九条第四項において準用する場合を含む。）の規定の例により道府県知事に対して陳述すべき事項について虚偽の陳述をした者は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第五十三条第二十四項中「第六十六条の七第四項及び第十項」を「第六十六条の七第五項及び第十一項」に、「同法第六十六条の七第四項」を「同法第六十六条の七第五項」に、「第六十六条の七第四項に規定する法人税の額及び同条第十項」を「第六十六条の七第五項に規定する法人税の額及び同条第十一項」に改める。

第七十一条から第七十一条の四までを次のように改める。

（国税徴収法の例による法人の道府県民税に係る滞納処分に関する虚偽の陳述の罪）

第七十一条 第六十八条第六項の場合において、国税徴収法第九十九条の二（同法第九十九条第四項において準用する場合を含む。）の規定の例により道府県知事に対して陳述すべき事項について虚偽の陳述をした者は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第七十一条の二から第七十一条の四まで 削除

第七十一条の二十二から第七十一条の二十五

までを次のように改める。

（国税徴収法の例による利子割に係る滞納処分に關する虚偽の陳述の罪）

第七十一条の二十二 第七十一条の十九第六項の場合において、国税徴収法第九十九条の二（同法第九十九条第四項において準用する場合を含む。）の規定の例により道府県知事に対して陳述すべき事項について虚偽の陳述をした者は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第七十一条の二十三から第七十一条の二十五まで 削除

第七十一条の四十三から第七十一条の四十六までを次のように改める。

（国税徴収法の例による配当割に係る滞納処分に關する虚偽の陳述の罪）

第七十一条の四十三 第七十一条の四十第六項の場合において、国税徴収法第九十九条の二（同法第九十九条第四項において準用する場合を含む。）の規定の例により道府県知事に対して陳述すべき事項について虚偽の陳述をした者は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第七十一条の四十四から第七十一条の四十六まで 削除

第七十一条の六十三から第七十一条の六十六までを次のように改める。

（国税徴収法の例による株式等譲渡所得割に係る滞納処分に関する虚偽の陳述の罪）

第七十一条の六十三 第七十一条の六十第六項の場合において、国税徴収法第九十九条の二（同法第九十九条第四項において準用する場合を含む。）の規定の例により道府県知事に対して陳述すべき事項について虚偽の陳述をした者は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第七十一条の六十四から第七十一条の六十六まで 削除

第七十二条の二第一項第一号中「次号」の下に

「及び第三号」を加え、同号口中「第七十二条の二十四の七第五項各号」を「第七十二条の二十四の七第六項各号」に改め、同項第二号中「電気供給業の下に「次号に掲げる事業を除く。」を加え、同項に次の一号を加える。

三 電気供給業のうち、電気事業法（昭和十九年法律第七十号）第二条第一項第二号に規定する小売電気事業（これに準ずるものとして総務省令で定めるものを含む。）以下この節において「小売電気事業等」という。）及び同項第十四号に規定する発電事業（これに準ずるものとして総務省令で定めるものを含む。）以下この節において「発電事業等」という。）次に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ次に定める額

イ ロに掲げる法人以外の法人 収入割額、付加価値割額及び資本割額の合算額

ロ 第一号ロに掲げる法人 収入割額及び

所得割額の合算額

第七十二条の二の二第六項中「に掲げる法人」を「又は第三号イに掲げる法人」に改め、同条第八項の表第七十二条の二十四の四、第七十二条の二十四の七第一項第一号及び第三項第一号、第七十二条の二十五第一項、第八項及び第九項、第七十二条の二十六第四項及び第八項から第十項まで、第七十二条の三十四、第七十二条の三十八の二第二項及び第六項並びに第七十二条の四十一の二第二項の項中「第三項第一号、第七十二条の二十五第一項、第八項及び第九項、第七十二条の二十六第四項及び第八項から第十項まで、第七十二条の三十四」を「第四項第一号、第七十二条の二十五第八項及び第十一項、第七十二条の二十六第九項」に改め、同表第七十二条の二十四の七第一項第三号及び第三項第三号の項中「第三項第三号」を「第四項第三号」に改め、同項の次に次のように加える。

第七十二条の二十四の七第三項第一号

合計額

合計額（受託法人であるものにあっては、イに掲げる金額）

第七十二条の二の二第八項の表第七十二条の二十四の七第三項の項中「第七十二条の二十四の七第三項」を「第七十二条の二十四の七第四項」に改め、同項の次に次のように加える。

第七十二条の二十五第一項

第七十二条の二第一項第一号イに掲げる法人

第七十二条の二第二項第一号イに掲げる法人

同号ロに掲げる法人

掲げる事業を行う法人

同項第三号イに掲げる法人

同項第三号イに掲げる法人

同項第三号イに掲げる法人

第七十二条の二十五第九項

法人
法人(同号イに掲げる法人で受託法人であるものを含む。)

第七十二条の二十五第十項

法人
法人(同項第三号イに掲げる法人で受託法人であるものを含む。)

第七十二条の二の二第八項の表に次のように加える。

第七十二条の二の二第六第八項及び第十項

第七十二条の三十四

第七十二条の二の二第六第八項及び第十項	第七十二条の二の二第一項第一号イに掲げる法人	第七十二条の二の二第一項第一号イに掲げる法人であるもの
第七十二条の二の二第六第八項及び第十項	法人(同号イに掲げる法人で受託法人であるものを含む。)	法人(同号イに掲げる法人で受託法人であるものを含む。)

第七十二条の五第一項第五号中「第七十二条の二十四の七第五項」を「第七十二条の二十四の七第六項」に改める。

第七十二条の十二中「事業の区分」を「事業税の区分」に改め、同条各号を次のように改める。

一 付加価値割 各事業年度の付加価値額

二 資本割 各事業年度の資本金等の額

三 所得割 各事業年度の所得

四 収入割 各事業年度の収入金額

第七十二条の十四中「第七十二条の十二第一号イ」を「第七十二条の十二第一号」に改める。

第七十二条の二十一第一項中「第七十二条の十二第一号ロ」を「第七十二条の十二第二号」に改め、同条第二項中「第七十二条の十二第一号ロ」に規定する「第七十二条の十二第二号の」に改める。

第七十二条の二十三第一項及び第二項中「第七十二条の十二第一号ハ」を「第七十二条の十二第三号」に改める。

第七十二条の二十四の二中「第七十二条の十二第二号」を「第七十二条の十二第四号」に改める。

第七十二条の二十四の四中「第七十二条の十

二第一号ハ」を「第七十二条の十二第三号」に改める。

第七十二条の二十四の七第一項中「第三項」を「第四項」に改め、同条第二項中「電気供給業」の下に「小売電気事業等及び発電事業等を除く。」を加え、同条第八項中「第三項」を「第四項」に改め、同項を同条第九項とし、同条第七項中「第三項まで」を「第四項まで」に改め、同項第一号中「及び第三項各号」を「第三項各号に掲げる法人の区分に応じて当該各号に定める率及び第四項各号」に改め、同項第二号中「第三項第一号ハ」を「第四項第一号ハ」に改め、同項を同条第八項とし、同条第六項中「第三項」を「第四項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第五項中「第三項第二号」を「第四項第二号」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項を第五項とし、第三項を第四項とし、第二項の次に次の一項を加える。

3 電気供給業のうち、小売電気事業等及び発電事業等に対する事業税の額は、次の各号に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める金額とする。

一 第七十二条の二第一項第三号イに掲げる

法人 次に掲げる金額の合計額
イ 各事業年度の収入金額に百分の〇・七五の標準税率により定めた率を乗じて得た金額
ロ 各事業年度の付加価値額に百分の〇・三七の標準税率により定めた率を乗じて得た金額
ハ 各事業年度の資本金等の額に百分の〇・一五の標準税率により定めた率を乗じて得た金額

二 第七十二条の二第一項第三号ロに掲げる法人 次に掲げる金額の合計額

イ 各事業年度の収入金額に百分の〇・七五の標準税率により定めた率を乗じて得た金額
ロ 各事業年度の所得に百分の一・八五の標準税率により定めた率を乗じて得た金額

第七十二条の二十四の十一第一項中「又は所得」を「所得又は収入金額」に改める。

第七十二条の二十五第一項中「所得割」を「所得割等」に、「法人にあつては、」を「法人の」に、「とする」を「又は同号ロに掲げる法人の所得割をいう」に、「所得割等」というを「同じ」に、「収入割」を「収入割等」(同項第二号に掲げる事業を行う法人の収入割、同項第三号イに掲げる法人の収入割、付加価値割及び資本割又は同号ロに掲げる法人の収入割及び所得割をいう。以下この節において同じ。に改め、同条第二項から第五項までの規定中「収入割」を「収入割等」に改め、同条第六項中「第十四項」を「第十六項」に改め、「収入割」を「収入割等」に改め、同条第七項中「第十四項」を「第十六項」に改め、同条第八項中「第十項の下」から第十二項までを加え、同条第九項中「所得割を申告納付すべき法人」(第七十二条の二第一項第一号イに掲げる法人を除く。を「第七十二条の二第一項第二号ロに掲げる法人」に改め、同条第十項中「収入割を申告納付すべき法人」を「第七十二条の二第一項第二号

に掲げる事業を行う法人」に改め、同条第十七項を同条第十九項とし、同条第十六項中「第十項の下」から第十二項までを加え、同項を同条第十八項とし、同条第十五項中「第十項の下」から第十二項までを加え、同項を同条第十七項とし、同条第十四項中「同項」を「これら」に改め、同項を同条第十六項とし、同条第十一項から第十三項までを二項ずつ繰り下げ、同条第十項の次に次の二項を加える。

11 第七十二条の二第一項第三号イに掲げる法人は、第一項の規定により申告納付する場合において、事務所又は事業所所在地の道府県知事に提出すべき申告書には、事業の種類、当該事業年度中に有していた事務所又は事業所の名称及び所在地、当該事業年度の収入金額、付加価値額、資本金等の額、収入割額、付加価値割額及び資本割額その他必要な事項を記載するとともに、これに当該事業年度の収入金額、付加価値額及び資本金等の額に関する計算書、貸借対照表及び損益計算書その他の書類のうち総務省令で定めるものを添付しなければならない。

12 第七十二条の二第一項第三号ロに掲げる法人は、第一項の規定により申告納付する場合において、事務所又は事業所所在地の道府県知事に提出すべき申告書には、事業の種類、当該事業年度中に有していた事務所又は事業所の名称及び所在地、当該事業年度の収入金額、所得、収入割額及び所得割額その他必要な事項を記載するとともに、これに当該事業年度の収入金額及び所得に関する計算書、貸借対照表及び損益計算書その他の書類のうち総務省令で定めるものを添付しなければならない。

第七十二条の二十六第四項中「所得割を申告納付すべき法人(同号イに掲げる法人を除く。を「第七十二条の二第一項第一号ロに掲げる法人」に、「収入割を申告納付すべき法人」を同項第二号に掲げる事業を行う法人」に、「添付しな

ければを、同項第三号に掲げる法人にあつては当該事業年度開始の日から六月を経過した日の前日までの期間に係る収入金額、付加価値額及び資本金等の額に関する計算書、当該期間終了の日における貸借対照表及び当該期間の損益計算書その他の書類のうち総務省令で定めるものを、同号に掲げる法人にあつては当該事業年度開始の日から六月を経過した日の前日までの期間に係る収入金額及び所得に関する計算書、当該期間終了の日における貸借対照表及び当該期間の損益計算書その他の書類のうち総務省令で定めるものを添付しなければに改め、同条第五項中「同項に」を「第一項に」に改め、同条第八項ただし書中「又は収入割を申告納付すべき法人」を、同項第二号に掲げる事業を行う法人又は同項第三号若しくは口に掲げる法人に改め、同条第十項中「及び収入割を申告納付すべき法人」を、同項第二号に掲げる事業を行う法人並びに同項第三号イ及び口に掲げる法人に改め、同条第十二項中「第七十二条の二十四の七第五項各号」を「第七十二条の二十四の七第六項各号」に改める。

第七十二条の二十九第一項中「第三項」を「第四項」に改め、同条第二項中「第十一項まで及び第十四項から第十七項まで」を「第十三項まで及び第十六項から第十九項まで」に改め、「付加価値割額」との下に、「同条第十一項中「付加価値額、資本金等の額」とあるのは「付加価値額」と、「付加価値割額及び資本割額」とあるのは「及び付加価値割額」と、付加価値額及び資本金等の額」とあるのは「及び付加価値額」とを加え、同条第三項中「第三項」を「第四項」に改め、同条第四項中「第十一項まで、第十五項及び第十六項」を「第十三項まで、第十七項及び第十八項」に改め、「所得」との下に、「同条第十二項

中「収入金額、所得、収入割額及び所得割額」とあるのは「所得及び所得割額」と、「収入金額及び所得」とあるのは「所得」とを加える。
第七十二条の三十第一項中「付加価値割額」との下に、「同条第十一項中「付加価値額、資本金等の額」とあるのは「付加価値額」と、「付加価値割額及び資本割額」とあるのは「及び付加価値割額」と、付加価値額及び資本金等の額」とあるのは「及び付加価値額」とを、「所得」との下に、「同条第十二項中「収入金額、所得、収入割額及び所得割額」とあるのは「所得及び所得割額」と、「収入金額及び所得」とあるのは「所得」とを加える。
第七十二条の三十四中「所得割を申告納付すべき法人第七十二条の二第一項第一号に掲げる法人及び収入割を申告納付すべき法人を除く。」を「第七十二条の二第一項第一号に掲げる法人（収入割を申告納付すべきものを除く。）」に改める。
第七十二条の三十九第一項中「第七十二条の四十一第一項の規定に該当するものを」を「第七十二条の四十一第一項第一号に掲げる法人に改め、同条第三項中「によつて」を「により」に改める。
第七十二条の四十一第一項中「これを」次の各号に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるもの」に改め、同項に次の各号を加える。

一 次号に掲げる法人以外の法人 収入金額若しくは所得又は収入割額若しくは所得割額

二 小売電気事業等又は発電事業等を行う法人のうち、連結申告法人、第七十二条の二十三第二項の規定の適用を受ける医療法人若しくは農業協同組合連合会、第七十二条の二十四の規定の適用を受ける法人、法人税が課されない法人、事業税を課されない事業とその他の事業とを併せて行う法人又は小売電気事業等若しくは発電事業等とそ

の他の事業とを併せて行う法人以外の法人 収入金額又は収入割額
第七十二条の四十一の二第二項中「第七十二条の二第一項第一号の下に「及び第三号イ」を加え、同条第三項中「規定によつて」を「規定により」に改め、同条第四項中「によつて」を「により」に改める。
第七十二条の四十一の三の見出し中「関係等を」に改め、同条に次の二項を加える。
2 道府県知事は、第七十二条の四十一第二項の規定による収入金額及び収入割額の決定と前条第二項の規定による決定をする場合には、これらの決定を併せてしなければならない。
3 道府県知事は、第七十二条の三十九第二項又は第七十二条の四十一第二項の規定による所得及び所得割額の決定と同項の規定による収入金額及び収入割額の決定をする場合には、これらの決定を併せてしなければならない。
第七十二条の四十五の二第一項中「収入割を」に改める。
第七十二条の四十八第一項中「同条第四項を」に改め、同条第三項第二号イ中「電気事業法（昭和三十九年法律第七十号）第二条第一項第二号に規定する小売電気事業（これに準ずるものとして総務省令で定めるものを含む。）を「小売電気事業等」に改め、同号ハ中「電気事業法第二条第一項第十四号に規定する発電事業（第九項第二号において「発電事業」という。）（これに準ずるものとして総務省令で定めるものを含む。）を「発電事業等」に改め、同条第九項第二号中「発電事業」とを「発電事業等」と改め、同条第十四号に規定する発電事業をいう。以下この号において同じ。」とに改める。
第七十二条の五十第一項中「においては、第四項を」には、第四項に改め、同項ただし書中「においては」を「には」に改め、同条第二項中

「においては」を「には」に改め、「から第七十九条まで、第八十一条を削り、同条第四項中」において「を」には「に」に改める。
第七十二条の七十一から第七十二条の七十五までを次のように改める。
（国税徴収法の例による事業税に係る滞納処分に関する虚偽の陳述の罪）
第七十二条の七十一 第七十二条の六十八第六項の場合において、国税徴収法第九十九条の二（同法第九十九条第四項において準用する場合を含む。）の規定の例により道府県知事に対して陳述すべき事項について虚偽の陳述をした者は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。
第七十二条の七十二から第七十二条の七十五まで削除
第七十二条の七十六第一号中「第七十二条の二十四の七第七項」を「第七十二条の二十四の七第八項」に、「第三項」を「第四項」に改める。
第七十二条の七十四第八項第二号中「第七十二条第一項第二十二号」を「第七十二条第一項第二十四号」に改め、同項第三号中「第二百五条第一項第二十二号」を「第二百五条第一項第二十四号」に改める。
第二章第四節第四款中第七十三条の三十八の次に次の一条を加える。
（国税徴収法の例による不動産取得税に係る滞納処分に関する虚偽の陳述の罪）
第七十三条の三十九 第七十三条の三十六第六項の場合において、国税徴収法第九十九条の二（同法第九十九条第四項において準用する場合を含む。）の規定の例により道府県知事に対して陳述すべき事項について虚偽の陳述をした者は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。
第七十二条の四第二項に次のただし書を加える。
ただし、一本当たりの重量が〇・七グラム未満の葉巻たばこの本数の算定については、

当該業巻たばこの一本をもつて紙巻たばこの
○・七本に換算するものとする。

第七十四条の六第三項を同条第四項とし、同
条第二項中「前項の」を「第一項(第三号又は第四
号に係る部分に限る。の)」に、「同項各号」を「同
項第三号又は第四号」に、「提出しない場合には、
第三号又は第四号」に、「提出しない場合には、
適用しない」を「提出している場合に限り、適用
する」に改め、同項を同条第三項とし、同条第
一項の次に次の一項を加える。

2 前項(第一号又は第二号に係る部分に限
る。の)の規定は、卸売販売業者等が、同項第一
号又は第二号に掲げる製造たばこの売渡し又
は消費等について、第七十四条の十第一項又
は第三項の規定による申告書に前項第一号
又は第二号に係る部分に限る。の適用を受け
ようとする製造たばこに係るたばこ税額を記
載し、かつ、総務省令で定めるところにより
当該製造たばこの売渡し又は消費等が同項第
一号又は第二号に掲げる製造たばこの売渡し
又は消費等に該当することを証するに足りる
書類を保存している場合に限り、適用する。

第七十四条の十第一項中「第七十四条の六第
二項」を「第七十四条の六第三項」に改める。
第二章第五節第三款中第七十四条の二十九の
次に次の一条を加える。

(国税徴収法の例によるたばこ税に係る滞納
処分に關する虚偽の陳述の罪)

第七十四条の三十 第七十四条の二十七第六項
の場合において、国税徴収法第九十九条の二
(同法第九十九条第四項において準用する場合
を含む。の)の規定の例により道府県知事に対し
て陳述すべき事項について虚偽の陳述をした
者は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰
金に処する。

第七十五条の三第一号中「として」の下に
「、又はその公式の練習のために」を加える。
第九十七条から第二百二条までを次のように改
める。

(国税徴収法の例によるゴルフ場利用税に係
る滞納処分に關する虚偽の陳述の罪)

第九十七条 第九十四条第六項の場合におい
て、国税徴収法第九十九条の二(同法第九九
条第四項において準用する場合を含む。の)規
定の例により道府県知事に対して陳述すべき
事項について虚偽の陳述をした者は、六月以
下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。
第九十八條から第二百二条まで 削除
第九十四条の五十四から第九十四条の五
十九までを次のように改める。

(国税徴収法の例による軽油引取税に係る滞
納処分に關する虚偽の陳述の罪)

第九十四条の五十四 第九十四条の五十一
条の二(同法第九十九条第四項において準用す
る場合を含む。の)の規定の例により道府県知事
に対して陳述すべき事項について虚偽の陳述
をした者は、六月以下の懲役又は五十万円以
下の罰金に処する。
第九十四條の五十五から第九十四條の五十
九まで 削除

第九十九條第一項第四号イ(2)中「平成三十
二年度以降」を「令和二年度以降」に、「平成三十
二年度基準エネルギー消費効率」を「令和二年度
基準エネルギー消費効率」に改め、同号ロ(2)並
びに同項第五号イ(2)及びロ(2)中「平成三十
二年度基準エネルギー消費効率」を「令和二年度基準
エネルギー消費効率」に改め、同条第二項の表
以外の部分中「平成三十二年基準エネルギー
消費効率」を「令和二年度基準エネルギー消費効
率」に改め、同項の表第四号イ(2)の項中「平成三
十二年以降」を「令和二年度以降」に、「平成三
十二年基準エネルギー消費効率」を「令和二
年度基準エネルギー消費効率」に改め、同表第四
号ロ(2)の項中「平成三十二年基準エネルギー
消費効率」を「令和二年度基準エネルギー消費効
率」に改める。

第九十九條第一項第一号イ(2)及びロ(2)並び
に第二号イ(2)及びロ(2)、第二項第一号ロ(2)及び
第二号ロ(2)並びに第四項の表中「平成三十二年
度基準エネルギー消費効率」を「令和二年度基準
エネルギー消費効率」に改める。
第九十七條の二から第九十七條の五まで
を次のように改める。
(国税徴収法の例による環境性能割に係る滞
納処分に關する虚偽の陳述の罪)

第九十七條の二 第九十五条第六項の場合
において、国税徴収法第九十九条の二(同法
第九十九条第四項において準用する場合を含
む。の)の規定の例により道府県知事に対して陳
述すべき事項について虚偽の陳述をした者
は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金
に処する。

第九十七條の三から第九十七條の五まで
削除
第二章第八節第三款第三目中第九十七條の
二十三の次に次の一条を加える。
(国税徴収法の例による種別割に係る滞納処
分に關する虚偽の陳述の罪)

第九十七條の二十四 第九十七條の二十一
第六項の場合において、国税徴収法第九十九
條の二(同法第九十九条第四項において準用す
る場合を含む。の)の規定の例により道府県知事
に対して陳述すべき事項について虚偽の陳述
をした者は、六月以下の懲役又は五十万円以
下の罰金に処する。
第二百三條から第二百五十八條までを次のよ
うに改める。

(国税徴収法の例による鉱区税に係る滞納処
分に關する虚偽の陳述の罪)

第二百三條 第二百六項の場合において、
国税徴収法第九十九条の二(同法第九十九条第
四項において準用する場合を含む。の)の規定の
例により道府県知事に対して陳述すべき事項
について虚偽の陳述をした者は、六月以下の
懲役又は五十万円以下の罰金に処する。
第二百四條から第二百五十八條まで 削除

第二百八十八條及び第二百八十九條を次のよ
うに改める。

(国税徴収法の例による道府県法定外普通税
に係る滞納処分に關する虚偽の陳述の罪)

第二百八十八條 第二百八十五条第六項の場合
において、国税徴収法第九十九条の二(同法
第九十九条第四項において準用する場合を含
む。の)の規定の例により道府県知事に対して陳
述すべき事項について虚偽の陳述をした者
は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金
に処する。

第二百八十九條 削除
第二百九十二条第一項第四号イ中「第四十二
條の十(第一項、第三項から第五項まで及び第
八項)を「第四十二條の十(第一項、第三項、第
四項及び第七項)に、「第四十二條の十二の六」
を「第四十二條の十二の五の二」に、「第六十六
條の七(第三項、第六項及び第十項から第十三
項まで)を「第六十六條の七(第三項、第七項及
び第十一項から第十四項まで)に改め、同号ロ
中「第四十二條の十(第一項、第三項から第五項
まで及び第八項)を「第四十二條の十(第一項、
第三項、第四項及び第七項)に、「第四十二條の
十二の六」を「第四十二條の十二の五の二」に改
め、同項第四号の三イ及びロ中「第六十八條の
十五の七」を「第六十八條の十五の六の二」に改
め、同項第十一号中「次に掲げる者」の下に「で
ひとり親に該当しないもの」を加え、同号イを
次のように改める。

イ 夫と離婚した後婚姻をしていない者の
うち、次に掲げる要件を満たすもの
(1) 扶養親族を有すること。
(2) 前年の合計所得金額が五百万円以下
であること。

(3) その者と事実上婚姻関係と同様の事
情にあると認められる者として総務省
令で定めるものがないこと。
第二百九十二条第一項第十一号ロ中「イに掲
げる者のほか、」を削り、「前年の合計所得金額

が五百万円以下である」を「イ(2)及び(3)に掲げる要件を満たす」に改め、同項第十二号を次のように改める。

十二 ひとり親 現に婚姻をしていない者又は配偶者の生死の明らかでない者で政令で定めるもののうち、次に掲げる要件を満たすものをいう。

イ その者と生計を一にする子で政令で定めるものを有すること。

ロ 前年の合計所得金額が五百万円以下であること。

ハ その者と事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる者として総務省令で定めるものがないこと。

第二百九十二条第一項第十二号の二を削る。

第二百九十五条第一項第二号中「寡夫」を「ひとり親」に改める。

第三百十四条の二第一項第五号イ中「第八項第一号イ」を「第七項第一号イ」に、「第八項」を「第七項」に改め、同号ロ中「第八項第二号」を「第七項第二号」に改め、同項第六号中「第四項及び第九項」を「第三項及び第八項」に改め、同項第八号中「又は寡夫」を削り、同号の次の一号を加える。

ハの二 ひとり親である所得割の納税義務者 三十万円

第三百十四条の二第一項第十一号中「第九項」を「第八項」に、「第五項」を「第四項」に改め、同条中第三項を削り、第四項を第三項とし、第五項を第四項とし、第六項を第五項とし、同条第七項中「第四項」を「第三項」に改め、「及び第三項を削り」、「寡婦(寡夫)控除額と、第一項第九号」を「寡婦控除額と、同項第八号の二の規定により控除すべき金額をひとり親控除額と、同項第九号」に、「第五項」を「第四項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第八項を同条第七項とし、同条第九項中「第四項又は第五項」を「又は第四項」に改め、「第三項の規定に該当する寡婦若しくはその他の」を削り、「寡夫」を「ひとり親」に、「第四項の」を「第三項の」に、「第五項」を「第四項」に改め、同項ただし書中「親族(扶養親族を除く。)」を「子」に、「その親族」を「当該子」に、「第二百九十二条第一項第十一号イ又は第十二号」を「第二百九十二条第一項第十二号イ」に、「親族」を「子」に改め、同項を同条第八項とし、同条第十項を同条第九項とし、同条第十一項を同条第十項とし、同条第十二項中「寡婦(寡夫)控除額」を「寡婦控除額、ひとり親控除額」に改め、同項を同条第十一項とし、同条第十三項を同条第十二項とする。

親に、「第四項の」を「第三項の」に、「第五項」を「第四項」に改め、同項ただし書中「親族(扶養親族を除く。)」を「子」に、「その親族」を「当該子」に、「第二百九十二条第一項第十一号イ又は第十二号」を「第二百九十二条第一項第十二号イ」に、「親族」を「子」に改め、同項を同条第八項とし、同条第十項を同条第九項とし、同条第十一項を同条第十項とし、同条第十二項中「寡婦(寡夫)控除額」を「寡婦控除額、ひとり親控除額」に改め、同項を同条第十一項とし、同条第十三項を同条第十二項とする。

第三百十四条の六第一号イの表(3)の項中「寡夫」を「ひとり親で政令で定めるもの」に改め、「(4)に掲げる者を除く。」を削り、同表(4)の項中「第二百九十二条第一項第十一号に規定する寡婦のうち同号イに該当する者で、扶養親族である子を有し、かつ、前年の合計所得金額が五百万円以下」を「ひとり親で政令で定めるもの」に改める。

第三百十七条の二第一項ただし書中「第三百十四条の二第五項」を「第三百十四条の二第四項」に改め、同項第五号中「寡婦(寡夫)控除額」を「寡婦控除額、ひとり親控除額」に改める。

第三百十七条の三の二の見出し中「扶養親族等申告書」を「扶養親族申告書」に改め、同条第一項第三号を削り、同項第四号を同項第三号とする。

第三百十七条の三の三の見出し中「扶養親族等申告書」を「扶養親族申告書」に改め、同条第一項中「若しくは単身児童扶養者である者」を削り、同項第三号を削り、同項第四号を同項第三号とする。

第三百二十一条の八第二十四項中「第六十六条の七第四項及び第十項」を「第六十六条の七第五項及び第十一項」に、「の同法第六十六条の七第四項」を「の同法第六十六条の七第五項」に、「第六十六条の七第四項に規定する法人税の額及び同条第十項」を「第六十六条の七第五項に規定する法人税の額及び同条第十一項」に改める。

第三百三十四条から第三百四十条までを次のように改める。

(国税徴収法の例による市町村民税に係る滞納処分に関する虚偽の陳述の罪)

第三百三十四条 第三百三十一条第六項の場合において、国税徴収法第九十九条の二(同法第九十九条第四項において準用する場合を含む。)の規定の例により市町村長に対して陳述すべき事項について虚偽の陳述をした者は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

(個人の道府県民税に係る督促、滞納処分等)

第三百三十五条 市町村は、個人の市町村民税に係る地方団体の徴収金について督促状を発し、滞納処分をし、及び交付要求をする場合には、この法律に特別の定めがある場合を除くほか、当該個人の道府県民税に係る地方団体の徴収金について併せて督促状を発し、滞納処分をし、及び交付要求をするものとする。

第三百三十六条から第三百四十条まで 削除

第三百四十三条第二項中「登録されている」を「登録がされている」に改め、同条第四項中「によつて」を「により」に、「においては」を「には」に改め、「これを」を削り、同項に後段として次のように加える。

この場合において、当該市町村は、当該登録をしようとするときは、あらかじめ、その旨を当該使用者に通知しなければならない。

第三百四十三条第九項を同条第十項とし、同条第八項を同条第九項とし、同条第七項中「によつて」を「により」に改め、同項を同条第八項とし、同条第六項中「によつて」を「により」に改め、同項を同条第七項とし、同条第五項中「によつて」を「により」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項の次の一項を加える。

5 市町村は、相当な努力が払われたと認められるものとして政令で定める方法により探索を行つてもなお固定資産の所有者の存在が不明である場合(前項に規定する場合を除く。)には、その使用者を所有者とみなして、固定資産課税台帳に登録し、その者に固定資産税を課することができる。この場合において、当該市町村は、当該登録をしようとするときは、あらかじめ、その旨を当該使用者に通知しなければならない。

第三百四十八条第二項第三十五号中「第三百四十九条の三第十九項」を「第三百四十九条の三第十八項」に改め、同項第三十六号中「第三百四十九条の三第二十二項」を「第三百四十九条の三第二十一項」に改め、同条第四項中「第三百四十九条の三第二十四項」を「第三百四十九条の三第二十三項」に改める。

第三百四十九条の三の見出し中「変電又は送電施設等に対する」を削り、同条第一項を削り、同条第二項中「の三分の一の」を「(償却資産課税台帳に登録された賦課期日における価格をいう。以下この条において同じ。)の三分の一の」に改め、同項を同条第一項とし、同条第三項を同条第二項とし、同条第四項中「法人が」の下に「国の補助金又は交付金で政令で定めるものの交付を受けて」を加え、同項を同条第三項とし、同条中第五項を第四項とし、第六項から第八項までを一項ずつ繰り上げ、同条第九項中「同条第八項」を「同条第九項」に改め、同項を同条第八項とし、同条第十項を同条第九項とし、同条第十一項を同条第十項とし、同条第十二項を同条第十一項とし、同条第十三項中「第二項」を「第一項」に改め、同項を同条第十二項とし、同条第十四項中「第二項又は第二十五項」を「第一項又は第二十四項」に改め、同項を同条第十三項とし、同条第十五項中「第二項本文」を「第一項本文」に改め、同項を同条第十四項とし、同条第十六項を同条第十五項とし、同条第十七項を同条第十六項とし、同条第十八項を同条第十七項とし、同条第十九項中「以下」旧日本国有

第三百八十四条の二の次に次の一条を加える。

第三百八十四条の三 市町村長は、その市町村内の土地又は家屋について、登記簿又は土地

(国税徴収法の例による環境性能割に係る滞
納処分に關する虚偽の陳述の罪)
第四百六十三條の十 第四百六十三條の七第六

る。の規定は、卸売販売業者等が、同項第一号又は第二号に掲げる製造たばこの売渡し又は消費等について、第四百七十三条第一項又は第二項の規定による申告書に前項(第一号又は第二号に係る部分に限る。)の適用を受け

七項」を「第三百四十三條第八項」に改める。
第六百十六條から第六百二十條までを次のよ
うに改める。

(國稅徵收法の例による特別土地保有税に係
る滞納処分に関する虚偽の陳述の罪)

附則第八條の二の二第二項中「平成三十二年三月三十一日」を「令和七年三月三十一日」に、「行つた」を「行う」に、「百分の二・九」を「百分の五・七」に改め、同条第三項中「平成三十二年三月三十一日」を「令和七年三月三十一日」に、「百分の二・九」を「百分の五・七」に改め、同条第七項及び第九項中「平成三十二年三月三十一日」を「令和七年三月三十一日」に、「百分の十七・一」を「百分の三十四・三」に改め、同条第十三項中「百分の十七・一」を「百分の三十四・三」に、「百分の二十」を「百分の四十」に改める。

月三十日」を「令和三年三月三十一日」に改め、同項第二号中「百分の九十」を「百分の九十五」に改め、同条第十四項中「第七十二条の二第一項第一号イ」の下に「及び第三号イ」を加え、「平成三十三年三月三十一日」を「令和三年三月三十一日」に改め、同項第二号中「百分の九十」を「百分の九十五」に改め、同条第十八項を削り、同条第十九項中「平成三十四年三月三十一日」を「令和四年三月三十一日」に改め、同項を同条第十八項とし、同条第二十項中「第七十二条の十二第二号」を「第七十二条の十二第四号」に、「平成

附則第十条第一項中「平成三十三年三月三十一日」を「令和三年三月三十一日」に改め、同条第二項中「平成三十五年三月三十一日」を「令和五年三月三十一日」に改め、同条第三項中「平成

項とし、同条第十四項中「平成三十二年三月三十一日」を「令和四年三月三十一日」に改め、同項を同条第十三項とし、同条第十五項中「第九条の六第二項第一号」を「第九条の十五第二項第一号」に、「第九百九条の八」を「第九百九条の十七」に、「第九百九条の六第一項」を「第九百九条の十五第一項」に、「同条第十項」を「同条第十五項」に、「第四十六条第十七項」を「第四十六条第二十六項」に、「平成三十二年三月三十一日」を「令和四年三月三十一日」に改め、同項を同条第十四項とし、同条第十六項中「平成三十二年三月

率化事業者が当該車両を取得して、又は取得した後に当該車両を他の者に譲渡し、当該者から当該車両を賃借して、これを事業の用に供する場合には、当該車両に係る固定資産税の課税標準となるべき価額の五分の三」に改め、同条第十八項中「平成三十二年三月三十一日」を「令和七年三月三十一日」に改め、同条第十九項中「平成三十三年三月三十一日」を「令和三年三月三十

改め、同号の下欄中「平成三十一年度分」を「令和元年度分」に改め、同表の第三号中「平成三十二年度分」を「令和二年度分」に、「平成三十一年度分」を「令和元年度分」に改め、同表の第四号の「上欄中「平成三十一年度分」を「令和元年度に改め、同号の中欄中「平成三十一年度分」を「令和元年度」に、「平成三十二年度分」を「令和二年度」に改め、同号の下欄中「平成三十一年度分」を「令和元年度分」に改め、同表の第五号中「平成三十一年度分」を「令和元年度」に、「平成三十二年度分」を「令和二年度」に改め、同表の第六号の「上欄中「平成三十二年度分」を「令和二年度」に、「平成三十二年度の土地」を「令和二年度の土地」に改め、同号の中欄中「平成三十二年度」を「令和二年度」に改め、同号の下欄中「平成三十二年度の土地」を「令和二年度の土地」に、「平成三十二年度分」を「令和元年度分」に改め、同表第二項中「平成三十一年度分」を「令和元年度分」に、「平成三十一年度適用土地」を「令和元年度適用土地」に、「平成三十一年度類似適用土地」を「令和元年度類似適用土地」に、「平成三十二年度分」を「令和二年度分」に改め、同表第三項の表以外の部分中「平成三十二年度分」を「令和二年度分」に、「平成三十一年度分」を「令和元年度分」に改め、同項の表の第一号及び第二号中「平成三十一年度分」を「令和元年度」に改め、同表の第三号中「平成三十二年度分」を「令和二年度」に、「平成三十一年度分」を「令和元年度分」に改め、同表の第四号中「平成三十一年度分」を「令和元年度」に改め、同表の第五号及び第六号中「平成三十二年度分」を「令和二年度」に、「平成三十一年度分」を「令和元年度分」に改め、同表第四項の表以外の部分中「平成三十二年度分」を「令和二年度分」に改め、同項の表中「平成三十二年度分」を「令和二年度」に、「平成三十一年度分」を「令和元年度分」に改め、同表第五項の表以外の

部分中「平成三十二年度分」を「令和二年度分」に、「平成三十一年度分」を「令和元年度分」に改め、同項の表第三百四十九条の第三十項の項中「第三百四十九条の第三十項」を「第三百四十九条の第三十九項」に改め、同表第三百四十九条の第三十九項、第二十三項、第二十六項、第三十一項及び第三十四項の項中「第三百四十九条の第三十九項、第二十三項、第二十六項、第三十一項及び第三十四項」を「第三百四十九条の第三十八項、第二十二項、第二十五項、第三十項及び第三十三項」に改め、同表第三百四十九条の第三十二項及び第三十三項並びに第三百四十九条の三の二第一項及び第二項の項中「第三百四十九条の第三十二項及び第二十二項」を「第三百四十九条の第三十一項及び第二十一項」に改め、同表第四百十一条第三項の項中「平成三十二年度」を「令和二年度」に、「平成三十一年度の土地」を「令和元年度の土地」に、「平成三十一年度の土地」を「令和元年度分」に改め、同表第四百三十二条第一項の項中「平成三十一年度適用土地」を「令和元年度適用土地」に、「平成三十二年度」を「令和二年度」に、「平成三十一年度分」を「令和元年度分」に、「平成三十一年度類似適用

土地」を「令和元年度類似適用土地」に、「平成三十二年度分」を「令和二年度分」に改め、同表附則第十五条第十三項、第二十項、第二十三項、第二十四項、第二十七項、第四十三項から第四十五項まで及び第四十八項から第五十項まで、第十五条の二第二項並びに第十五条の三の項中「第二十項、第二十三項、第二十四項、第二十七項、第四十三項から第四十五項まで及び第四十八項から第五十項まで」を「第二十一項、第二十四項、第三十七項から第三十九項まで、第四十二項から第四十四項まで、第四十七項及び第四十八項」に改め、同条第六項の表以外の部分中「平成三十二年度分」を「令和二年度分」に改め、同項の表第三百四十九条の三十項の項中「第三百四十九条の三十項」を「第三百四十九条の三第九項」に改め、同表第三百四十九条の

第三十九項、第二十三項、第二十六項、第三十一項及び第三十四項の項中「第三百四十九条の三第三十九項、第二十三項、第二十六項、第三十一項及び第三十四項」を「第三百四十九条の三第十八項、第二十二項、第二十五項、第三十項及び第三十三項」に改め、同表第三百四十九条の三の三第二一項及び第二二項の項中「第三百四十九条の三第十二項及び第二十二項」を「第三百四十九条の三第十一項及び第二十一項」に改め、同表附則第十五条第十三項、第二十項、第二十三項、第二十四項、第二十七項、第四十三項から第四十五項まで及び第四十八項から第五十項まで、第十五条の二第二項並びに第十五条の三の項中「第二十項、第二十三項、第二十四項、第二十七項、第四十三項から第四十五項まで及び第四十八項から第五十項まで」を「第二十一項、第二十四項、第三十七項から第三十九項まで、第四十二項から第四十四項まで、第四十七項及び第四十八項」に改め、同条第八項から第十項までの規定中「平成三十一年度分を」と令和元年度分」に、「平成三十二年度分」を「令和二年
度分」に改める。

附則第十八条の前の見出し及び同条第一項から第五項までの規定中「平成三十二年度」を「令和二年度」に改め、同条第六項第二号口中「平成三十一年度又は平成三十二年度」を「令和元年度又は令和二年度に改め、同項第三号中「平成三十一年度」を「令和元年度」に改め、同号イ中「平成三十一年度」を「令和元年度」に改め、同号ロ及び同項第四号中「平成三十二年度」を「令和二年度」に改める。

附則第十八条の第三一項中「平成三十二年度」を「令和二年度」に改め、同条第二項第二号中「平成三十一年度」を「令和元年度」に改め、同項第三号中「平成三十二年度」を「令和二年度」に改め、同号イ中「平成三十一年度分」を「令和元年度分」に改め、同号ロ中「平成三十一年度分」を「令和元年度分」に改め、「同年度分の固定資産

税について」の下に「令和二年改正前の地方税法」を加え、同条第三項中「平成三十一年度法」を「令和元年度」に、「平成三十一年度類似用途変更宅地等」を「令和元年度類似用途変更宅地等」に、「平成三十一年度類似用途変更宅地等に係る平成三十一年度分」を「令和元年度類似用途変更宅地等に係る令和元年度分」に、「平成三十二年度類似用途変更宅地等に係る平成三十二年度分」を「令和二年度類似用途変更宅地等に係る令和二年度分」に改め、同項第二号中「平成三十一年度類似用途変更宅地等」を「令和元年度類似用途変更宅地等」に、「平成三十一年度」を「令和元年度」に改め、同項第三号中「平成三十二年度類似用途変更宅地等」を「令和二年度類似用途変更宅地等」に、「平成三十一年度」を「令和元年度」に改め、同項第四項第三号中「平成三十一年度類似課税標準額」を「令和元年度類似課税標準額」に改め、同号イ中「平成三十一年度類似特定用途宅地等」を「令和元年度類似特定用途宅地等」に、「平成三十一年度」を「令和元年度」に改め、同号ロ中「平成三十一年度」を「令和元年度」に改め、同号ハ中「平成三十一年度」を「令和元年度」に改め、同年次分の固定資産税について」の下に「令和二年改正前の地方税法を加え、同条第五項中「平成三十二年度」を「令和二年度」に改める。

附則第十九条の見出し及び同条第一項中「平成三十二年度」を「令和二年度」に改める。

附則第十九条の二の見出し及び同条第一項か

ら第五項までの規定中「平成三十一年度」を「令和元年度」に改め、同条第六項の表以外の部分中「平成三十二年度」を「令和二年度」に改め、同項の表第一項の項中「平成三十二年度分」を「令和二年度分」に改め、同表第一項の表第三号の項中「平成三十一年度分」を「令和元年度分」に改め、同表第一項の表第五号の項中「平成三十一年度分」を「令和元年度分」に、「平成三十一年度の土地」を「令和元年度の土地」に改め、同表第一項の表第六号の項中「平成三十二年度の土地」に改め、同表第二項の項中「平成三十一年度適用土地」を「令和元年度適用土地」に、「平成三十一年度類似適用土地」を「令和元年度類似適用土地」に改め、同条第七項の表以外の部分中「平成三十二年度」を「令和二年度」に改め、同項の表第一項の項中「平成三十二年度分」を「令和二年度分」に改め、同表第一項の表第五号の項中「平成三十一年度の土地」を「令和元年度の土地」に改め、同表第一項の表第六号の項中「平成三十二年度の土地」を「令和二年度の土地」に改め、同表第二項の項中「平成三十一年度適用土地」を「令和元年度適用土地」に、「平成三十一年度類似適用土地」を「令和元年度類似適用土地」に改める。

附則第十九条の二の二の見出し並びに同条第一項及び第二項中「平成三十一年度」を「令和元年度」に改め、同条第三項中「平成三十二年度」を「令和二年度」に改め、同条第四項中「平成三十一年度」を「令和元年度」に改め、同条第五項の表以外の部分中「平成三十二年度」を「令和二年度」に改め、同項の表第一項の項中「平成三十二年度分」を「令和二年度分」に改め、同表第一項の表第三号の項中「平成三十一年度分」を「令和元年度分」に改め、同表第一項の表第五号の項中「平成三十一年度分」を「令和元年度分」に、「平成三十一年度の土地」を「令和元年度の土地」に改め、同表第一項の表第六号の項中「平成三十二年度の土地」を「令和二年度の土地」に改め、同表第二項の項中「平成三十一年度適用土地」を

宅地等」に、「平成三十一年度分を〔令和元年度分〕に改め、同号口中〔平成三十一年度分〕を〔令和元年度分〕に」、「平成三十一年度類似特定用途宅地等」を「令和元年度類似特定用途宅地等」に改め、「固定資産税について」の下に「令和二年改正前の地方税法」を加え、同条第五項中「平成三十二年度」を「令和二年度」に改める。

附則第二十六条の見出し中「平成三十二年度」を「令和二年度」に改め、同条第一項中「平成三十二年度」を「令和二年度」に、「第十九項」を「第十八項」に改める。

条の二第三項の項、同条第三項の表附則第三十四條の二第三項の項、同条第六項の表附則第三十四條の二第六項の項及び同条第八項の表附則第三十四條の二第六項の項中「第三十五條の二まで」を「第三十五條の三まで」に、「第三十五條の二」を「第三十五條の二、第三十五條の三」に改める。

附則第四十四條の三第二項及び第四項中「第三十一條の二第二項第十二号」を「第三十一條の二第二項第十三号」に改める。

附則第四十五條第三項及び第六項中「平成三十三年」を「令和三年」に改める。

附則第五十一條第一項から第三項まで、第五十一條の二及び第五十三條の二第一項から第三項までの規定中「平成三十三年三月三十一日」を「令和三年三月三十一日」に改める。

附則第五十四條第一項第一号中「平成三十二年三月三十一日」を「令和二年三月三十一日」に、「平成三十二年度分及び平成三十二年度分」を「令和元年度分及び令和二年年度分」に改め、同項第二号中「平成三十二年四月一日から平成三十三年三月三十一日まで」を「令和二年四月一日から令和三年三月三十一日まで」に、「平成三十二年度分及び平成三十三年度分」を「令和二年年度分及び令和三年度分」に改める。

附則第五十六條第一項から第四項までの規定中「平成三十三年度」を「令和三年度」に改め、同条第六項中「第三百四十三條第六項」を「第三百四十三條第七項」に、「平成三十三年度」を「令和三年度」に改め、同条第七項から第九項までの規定中「平成三十三年度」を「令和三年度」に、「第三百四十三條第六項」を「第三百四十三條第七項」に改め、同条第十項及び第十一項中「平成三十三年三月三十一日」を「令和三年三月三十一日」に改め、同条第十二項中「平成三十三年三月三十一日」を「令和三年三月三十一日」に、「第二十九項」を「第二十六項」に改め、同条第十五項中「第二十九項」を「第二十六項」に改める。

中「平成三十三年三月三十一日」を「令和三年三月三十一日」に改め、同条第四項中「同項の規定」を「同条第一項の規定」に改める。

附則第五十八條第一項第一号中「平成三十二年三月三十一日」を「令和二年三月三十一日」に、「平成三十二年度分」を「令和二年年度分」に改め、同項第二号中「平成三十二年四月一日から平成三十三年三月三十一日まで」を「令和二年四月一日から令和三年三月三十一日まで」に、「平成三十二年度分及び平成三十三年度分」を「令和二年年度分及び令和三年度分」に改める。

第二条 地方税法の一部を次のように改正する。

第十一条の五第一号中「(当該法人税に係る個別帰属法人税額を課税標準として課する道府県民税又は市町村民税の法人税割を含む。)」を削り、同条第三号中「若しくは同法第二条第十八号の四に規定する連結所得」及び「この法律の」を削る。

第十四條の九第二項第一号中「(当該法人税に係る個別帰属法人税額を課税標準として課する道府県民税又は市町村民税の法人税割を含む。)」を削る。

第十五條の四第一項第一号中「第五十三條第二十二項又は第三百二十一條の八第二十二項」を「第五十三條第三十四項又は第三百二十一條の八第三十四項」に改める。

第十六條の四第十二項中「(当該法人税に係る個別帰属法人税額を課税標準として課する道府県民税又は市町村民税の法人税割を含む。)」を削る。

第十七條の四第一項第一号中「第五十三條第二十一項若しくは第二十三項若しくは第三百二十一條の八第二十一項若しくは第二十三項」を「第五十三條第三十三項若しくは第三十五項若しくは第三百二十一條の八第三十三項若しくは第三十五項」に、「(法人税に係る更正若しくは」を「(法人税に係る更正又は」に改め、「又は法人税に係る更正若しくは決定により納付すべき連結法人税額(第五十三條第四項に規定する連結

法人税額をいう。に係る個別帰属法人税額」及び「(当該法人が当該事業年度において第七十二条の十八第一項に規定する連結申告法人(第七十二条の十三第九項に規定する連結子法人に限る。である場合には、当該事業年度終了の日の属する第七十二条の十三第三十三項に規定する連結事業年度において当該法人との間に同項に規定する連結完全支配関係がある同条第十一項に規定する連結親法人が当該連結事業年度に係る法人税の課税標準について税務官署の更正又は決定を受けた場合)」を削り、「第七十二条の三十一第三項」を「同条第三項」に改める。

第十七條の六第二項中「第六十一條の十三第一項」を「第六十一條の十一第一項」に、「第六十一條の十三第二項」を「第六十一條の十一第二項」に、「第二十二條第十二号の六の七」を「第二十二條の七の二」に、「連結親法人(以下この項において「連結親法人」という。)」を「通算法人(以下この項において「通算法人」という。)」に、「当該連結親法人に係る同条第十二号の七に規定する連結子法人(以下この項において「連結子法人」という。を含むものとし、当該受けた者が連結子法人である場合には当該連結子法人に係る他の連結法人(同条第十二号の七の二に規定する連結法人をいう。)」を「他の通算法人」に改める。

第二十條の五の二第二項中「第五十三條第四十六項」を「第五十三條第五十五項」に、「第三百二十一條の八第四十二項」を「第三百二十一條の八第五十二項」に、「第五十三條第六十項」を「第五十三條第六十九項」に、「第三百二十一條の八第五十六項」を「第三百二十一條の八第六十六項」に改める。

第二十條の九の三第六項中「若しくは連結事業年度後の事業年度分若しくは連結事業年度分を(後の事業年度分)に改め、「若しくは個別帰属法人税額」を削り、「第五十三條第五項若しくは第三百二十一條の八第五項に規定する控除対象個別帰属調整額、第五十三條第九項若しくは

は第三百二十一條の八第九項に規定する控除対象個別帰属税額、第五十三條第十二項第一号若しくは第三百二十一條の八第十二項第一号」を「第五十三條第四項若しくは第三百二十一條の八第四項に規定する控除対象通算適用前欠損調整額、第五十三條第九項若しくは第三百二十一條の八第九項に規定する控除対象合併等前欠損調整額、第五十三條第十四項若しくは第三百二十一條の八第十四項に規定する控除対象通算対象所得調整額、第五十三條第二十項若しくは第三百二十一條の八第二十項に規定する控除対象配賦欠損調整額、第五十三條第二十三項第一号若しくは第三百二十一條の八第二十三項第一号」に、「第五十三條第十二項第二号若しくは第三百二十一條の八第十二項第二号」を「第五十三條第二十三項第二号若しくは第三百二十一條の八第二十三項第二号」に、「第五十三條第十二項第三号若しくは第三百二十一條の八第十二項第三号」を「第五十三條第二十三項第三号若しくは第三百二十一條の八第二十三項第三号」に、「第五十三條第十五項若しくは第三百二十一條の八第十五項に規定する控除対象個別帰属還付税額」を「第五十三條第二十七項若しくは第三百二十一條の八第二十七項に規定する控除対象還付対象欠損調整額」に改め、「若しくは第七十二条の二十三第四項に規定する個別欠損金額」を削る。

第二十三條第一項第三号イ中「この節」を「この項及び第五十三條」に改め、「又は個別帰属法人税額」を削り、同項第四号イ中「(法人税法第八十一條の十九第一項(同法第八十一條の二十第一項の規定が適用される場合を含む。))及び第八十一條の二十二第一項の規定による申告書に係る法人税額を除く。)」を削り、「第三項、第七項及び第十項から第十四項まで」を「第二項、第六項及び第十項から第十三項まで」に、「第三項、第六項及び第十項から第十三項まで」を「第二項、第五項及び第九項から第十二項まで」に改め、同項第四号の二から第四号の四までを削

り、同項第四号の五イ中「ホ」を「ハ」に改め、「又は各連結事業年度を削り、「過去事業年度等」を「過去事業年度」に改め、同号ロ中「又は」を「若しくは」に、「ホ」を「ハ」に掲げる法人を除く。又は第五十三条第二項の規定により申告納付する法人ハ」に改め、「又は同条第十七号の二に規定する連結個別資本金等の額を削り、「過去事業年度等」を「過去事業年度」に改め、同号ハ及びビを削り、同号ホを同号ハとし、同号を同項第四号の二とする。

第二十四条第五項中「及びマンシオン敷地売却組合」を、「マンシオン敷地売却組合及び敷地分割組合」に改め、同条第六項中「第五十三条第四十六項から第四十九項まで」を「第五十三条第五十五項から第七十一項まで」に改める。

第二十四条の二第一項中「第五十三条第十九項」を「第五十三条第三十一項」に改め、同条第四項中「第四条の七」を「第四条の三」に改め、同条第五項の表第二十三条第一項第四号の五イの項中「第二十三条第一項第四号の五イ」を「第二十三条第一項第四号の二イ」に改め、同表第二十三条第一項第四号の五ロ及びハの項中「第二十三条第一項第四号の五ロ及びハ」を「第二十三条第一項第四号の二ロ」に改め、同表第二十三条第一項第四号の五ニの項を削り、同表第二十三条第一項第四号の五ホの項中「第二十三条第一項第四号の五ホ」を「第二十三条第一項第四号の二ハ」に改め、同表第五十二条第二項第一号及び第三号の項中「及び第三号」を削り、同表第五十二条第二項第二号の項中「これらの」を「当該」に改め、同表第五十二条第四項から第六項までの項中「から第六項まで」を「及び第五項」に改め、同表第五十三条第一項の項中「から第四項まで」を「及び次項」に改め、同表第五十三条第二項から第四項までの項中「から第四項まで」を削り、同表第五十三条第三十九項の項中「第五十三条第三十九項」を「第五十三条第五十項」に改める。

第三十四条第一項第十一号中「年齢十六歳以

上の」を「次に掲げる者の区分に応じそれぞれ次に定める」に改め、同号に次のように加える。

イ 所得税法第二条第一項第三号に規定する居住者 年齢十六歳以上の者

ロ 所得税法第二条第一項第五号に規定する非居住者 年齢十六歳以上三十歳未満の者及び年齢七十歳以上の者並びに年齢三十歳以上七十歳未満の者であつて次に掲げる者のいずれかに該当するもの

- (1) 留学によりこの法律の施行地に住所及び居所を有しなくなつた者
- (2) 障害者
- (3) その道府県民税の納税義務者から前年において生活費又は教育費に充てるための支払を三十八万円以上受けている者

第五十一条第二項中「第五十三条第一項の規定によつて申告納付するものにあつては同項」を「第五十三条第一項」に改め、「同条第四項の規定によつて申告納付するものにあつては同項に規定する連結法人税額の課税標準の算定期間の末日現在」を削る。

第五十二条第二項第二号中「又は同条第三項の規定により納付する法人」を削り、「これらの法人の同条第二項に規定する連結事業年度開始の日から六月」を「当該法人の同項」に改め、同項第三号を削り、同項第四号中「次条第十九項及び第四十七項第一号」を「次条第三十一項及び第五十六項第一号」に改め、同号を同項第三号とし、同条第三項中「同項第二号の連結事業年度の連結開始の日から六月の期間若しくは同項第三号の連結法人税額の課税標準の算定期間又は同項第四号」を「若しくは同項第二号の期間又は同項第三号」に改め、同条第六項を削り、同条第七項を同条第六項とする。

第五十三条第一項中「(連結事業年度に該当する期間を除く。）」、「又は当該事業年度開始の日の前日の属する連結事業年度の法人税割額を基準として政令で定めるところにより計算した法

人税割額」及び「(連結事業年度に該当する期間を除く。以下この節において同じ。）」の「を削り、「六月」を「六月経過日(当該事業年度(当該法人が同法第二条第十二号の七に規定する通算子法人である場合には、当該事業年度開始の日の属する当該法人に係る通算親法人(同条第十二号の六の七に規定する通算親法人をいう。次項において同じ。))の事業年度)開始の日以後六月を経過した日(をいう。の前日まで)」に、「第三十九項」を「第五十項」に改め、同条第二項及び第三項を次のように改める。

2 法人税法第七十一条第一項ただし書の規定により同項の規定による法人税に係る申告書を提出することを要しないこととされた法人(同項第一号に掲げる金額(同条第二項又は第三項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)が十万円以下である場合又は当該金額がない場合に該当するものを除く。))は、その事業年度(新たに設立された法人のうち適格合併(同法第二条第十二号の八に規定する適格合併をいう。以下この条において同じ。))により設立されたもの以外のものの設立の日の属する事業年度及び同法第六十四条の九第一項の規定による承認の効力が生じた日が同日の属する当該法人に係る通算親法人の事業年度(以下この項において「通算親法人事業年度」という。))開始の日以後六月を経過した日以後であるときのその効力が生じた日の属する事業年度を除く。以下この項において「同じ。開始の日」の属する通算親法人事業年度が六月を超え、かつ、当該通算親法人事業年度開始の日以後六月を経過した日(以下この項及び第五十項において「六月経過日」という。))において当該通算親法人との間に同法第二条第十二号の七の七に規定する通算完全支配関係がある場合には、総務省令で定める様式により、六月経過日から二月以内に、前事業年度の法人税割額を基準として政令で定めるところにより計算した法人税割額(第五十

五条第一項において「法人税において予定申告義務がない法人の予定申告に係る法人税割額」という。))、均等割額その他必要な事項を記載した申告書(以下この項において「法人の道府県民税の申告書」という。))を当該事業年度開始の日から六月経過日の前日までの期間中において有する事務所、事業所又は寮等所在地の道府県知事に提出し、及びその申告した道府県民税額を納付しなければならない。この場合において、当該法人が、法人の道府県民税の申告書をその提出期限までに提出しなかつたときは、第五十項の規定の適用がある場合を除き、当該申告書の提出期限において、当該道府県知事に対し、政令で定めるところにより計算した法人税割額及び均等割額を記載した当該申告書の提出があつたものとみなし、当該法人は、当該申告納付すべき期限内にその提出があつたものとみなされる申告書に係る道府県民税に相当する税額の道府県民税を事務所、事業所又は寮等所在地の道府県に納付しなければならない。

3 法人税法第七十一条第一項(同法第七十二条第一項の規定が適用される場合に限る。))又は第七十四条第一項の規定により法人税に係る申告書を提出する義務がある法人について、当該事業年度開始の前十年以内に開始した事業年度において生じた通算適用前欠損金額(同法第五十七条第一項の欠損金額(同法第五十八条第一項の規定によりないものとされたものを除く。))で、同法第五十七条第六項又は第八項の規定によりないものとされたものをいう。次項から第六項までにおいて同じ。がある場合の当該法人が納付すべき当該事業年度分の法人税割の課税標準となる法人税額の算定については、第一項、第三十四項又は第三十五項の規定にかかわらず、これらの規定により申告納付すべき当該法人税額の課税標準の算定期間に係る法人税割の課税標準となる法人税額から、当該法人税額(当該

法人税額について租税特別措置法第四十二条の十四第一項若しくは第四項、第六十二条第一項、第六十二条の三第一項若しくは第九項又は第六十三条第二項の規定により加算された金額がある場合には、政令で定める額を控除した額を限度として、控除対象通算適用前欠損調整額を控除するものとする。この場合において、控除対象通算適用前欠損調整額は、前事業年度以前の法人税割の課税標準とすべき法人税額について控除されなかつた額に限る。

第五十三条第四項及び第五項を削り、同条第六項中「控除対象個別帰属調整額」を「控除対象通算適用前欠損調整額」に、「連結適用前欠損金額又は連結適用前欠損金額を」通算適用前欠損金額に、「最初連結結事業年度の終了の日(二)以上の最初連結結事業年度の」を「最初通算事業年度(法人税法第六十四条の九第一項の規定による承認の効力が生じた日以後最初に終了する事業年度をいう。以下この項から第六項までにおいて同じ。終了の日(二)以上の最初通算事業年度に」、「最初の最初連結結事業年度の」を「最初の最初通算事業年度」に改め、「応じ」の下に「それぞれ」を加え、同項各号を次のように改める。

一 普通法人(法人税法第二条第九号に規定する普通法人をいう。第十四項第一号及び第四十五項第四号において同じ。) 同法第六十六条第一項に規定する税率に相当する率

二 協同組合等(法人税法第二条第七号に規定する協同組合等をいう。第十四項第二号及び第四十五項第四号において同じ。) 同法第六十六条第三項に規定する税率に相当する率

第五十三条第六項を同条第四項とし、同条第七項中「第五項の」を「第三項の」に改め、「規定する完全支配関係」の下に「(以下この条において「完全支配関係」という。)を、「の関係」の下

に「(以下この条において「相互の関係」という。)を加え、「以下この条において同じ。」が「を」に、「連結適用前欠損金額又は連結適用前災害損失欠損金額」を「通算適用前欠損金額」に、「第五項に」を「前項に」に、「控除対象個別帰属調整額」を「控除対象通算適用前欠損調整額」に、「最初連結結事業年度の」を「最初通算事業年度の」に、「第八十一条の九第二項を」を「第五十七条第六項又は第八項に」、「ない」を「ある」に、「第一項の規定によつて」を「第一項の規定により」に、「第七十四条第一項の規定によつて」を「第七十四条第一項の規定により」に改め、「又は第四項の規定によつて提出すべき申告書」を削り、「当該適格合併の日前十年以内に開始し、又は当該残余財産の確定の日の翌日前十年以内に開始した事業年度又は連結結事業年度」を「前十年内事業年度に改め、「又は個別帰属法人税額」を削り、「控除未済個別帰属調整額」を「控除未済通算適用前欠損調整額」に改め、「若しくは連結結事業年度」を削り、「合併等事業年度等」を「合併等事業年度に」、「の事業年度又は連結結事業年度」を「の事業年度に改め、「又は前連結結事業年度」を削り、「同項」を「前項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第八項中「第五項の」を「第三項の」に、「連結適用前欠損金額又は連結適用前災害損失欠損金額」を「通算適用前欠損金額」に、「第五項に規定する控除対象個別帰属調整額とみなされた被合併法人等の同項に規定する控除対象個別帰属調整額」を「第四項に規定する控除対象通算適用前欠損調整額(以下この項において「控除対象通算適用前欠損調整額」という。)とみなされた被合併法人等の控除対象通算適用前欠損調整額」に、「最初連結結事業年度」を「最初通算事業年度に」、「第八十一条の九第二項」を「第五十七条第六項又は第八項に」、「ない」を「ある」に、「第五項に規定する控除対象個別帰属調整額とみなされたものにつき同項」を「控除対象通算適用前欠損調整額とみなされたものにつき第三項に」、「にあつては、合併

等事業年度等」を「には、合併等事業年度」に改め、同項を同条第六項とし、同条第六十三項中「又は個別帰属法人税額」を削り、同項を同条第七十二項とし、同条第六十二項中「第五十項」を「第五十九項」に、「第六十項」を「第六十九項」に、「第四十六項」を「第五十五項」に、「第四十九項」を「第五十八項」に改め、同項を同条第七十一項とし、同条第六十一項を同条第七十項とし、同条第六十項中「第四十六項」を「第五十五項」に改め、同項を同条第六十九項とし、同条第五十九項中「第五十項後段」を「第五十九項後段」に、「第五十七項」を「第六十六項」に、「第七十五条の四第三項若しくは第六項(同法第八十一条の二十四の第三項において準用する場合を含む。）」を「第七十五条の五第三項若しくは第六項」に、「第四十六項」を「第五十五項」に改め、同項を同条第六十八項とし、同条第五十八項中「第五十項前段」を「第五十九項前段」に、「第五十五項」を「第六十四項」に、「第四十六項」を「第五十五項」に改め、同項を同条第六十七項とし、同条第五十七項中「第五十項」を「第五十九項」に、「第四十六項」を「第五十五項」に改め、同項を同条第六十六項とし、同条第五十六項を同条第六十五項とし、同条第五十五項中「第五十項前段」を「第五十九項前段」に改め、同項を同条第六十四項とし、同条第五十四項中「第五十一項」を「第六十項」に、「第五十項前段」を「第五十九項前段」に改め、同項を同条第六十三項とし、同条第五十三項中「第五十一項」を「第六十項」に、「第五十項前段」を「第五十九項前段」に改め、同項を同条第六十二項とし、同条第五十二項を同条第六十一項とし、同条第五十一項中「第四項、第十項若しくは第二十三項」を「第三十一項若しくは第三十五項」に改め、同項を同条第六十項とし、同条第五十項中「第四十六項」を「第五十五項」に、「第七十五条の四第二項(同法第八十一条の二十四の第三項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）」の規定により

同法第七十五条の四第二項」を「第七十五条の五第二項の規定により同項」に改め、「若しくは同法第八十一条の二十四の第三項第一項」を削り、「同法第七十五条の四第三項(同法第八十一条の二十四の第三項において準用する場合を含む。）」を「同条第三項」に、「同法第七十五条の四第二項」を「同条第一項」に改め、「又は同法第八十一条の二十四の第三項第一項の規定により指定する期間(同条第二項において準用する同法第七十五条の四第五項の規定により当該期間として当該指定があつたものとみなされた期間を含む。）」を削り、同項を同条第五十九項とし、同条第四十九項中「第四十六項本文」を「第五十五項本文」に改め、同項を同条第五十八項とし、同条第四十八項中「第四十六項」を「第五十五項」に改め、同項を同条第五十七項とし、同条第四十七項第一号中「又は連結結事業年度」を削り、同項を同条第五十六項とし、同条第四十六項中「第四項、第十九項又は第二十一項から第二十三項まで」を「第三十一項又は第三十三項から第三十五項まで」に、「第四十八項」を「第五十七項」に、「第四項、第十九項及び第二十一項から第二十三項まで」を「第三十一項及び第三十三項から第三十五項まで」に、「第四十九項」を「第五十八項」に、「第六十一項」を「第七十項」に改め、同項を同条第五十五項とし、同条第四十五項を削り、同条第四十四項を同条第五十四項とし、同条第四十三項中「第四十項若しくは第四十一項」を「第五十一項に改め、同項を同条第五十三項とし、同条第四十二項中「前二項」を「前項」に改め、同項を同条第五十二項とし、同条第四十一項を削り、同条第四十項中「第四十四項」を「第五十四項」に改め、「第七十五条第五項」の下に「又は同法第七十五条の第二十一項第二号」を加え、「場合又は」を「場合(同法第七十五条の第二十一項第二号の規定により当該申告書の提出期限の延長の処分についての取消し又は変更の処分があつたものとみなされた場合を含む。）」に、「には」を「(同法

第七十五条の第二十一項第四号の規定により当該届出書を提出したものとみなされた場合を含む。又は同法第七十五条の第二十一項第五号若しくは第六号の規定により当該申告書の提出期限の延長の処分が効力を失つた場合には、に改め、同項を同条第五十一項とし、同条第三十九項中「連結事業年度を」事業年度に、「六月を」六月経過日の前日まで」に改め、同項を同条第五十項とし、同条第三十八項中「第二十八項又は第二十九項これらの規定を第三十項第三十一項」を「第四十項（第四十一項（第四十二項に「及び第三十一項において準用する場合を含む」を「及び第四十二項において準用する場合を含む。以下この項において同じ」に、「でこれら」を「で第四十項」に、「これら」を「同項」に改め、同項を同条第四十九項とし、同条第三十七項を同条第四十八項とし、同条第三十六項を同条第四十七項とし、同条第三十五項中「第三十七項」を「第四十八項」に、「第二十七項」を「第三十九項」に改め、同項を同条第四十六項とし、同条第三十四項中「又は連結事業年度の開始」を「開始」に、「又は連結事業年度の法人」を「法人」に改め、「又は当該五年を経過する日の属する連結事業年度の」及び「若しくは連結事業年度を」を削り、「第三十七項」を「第四十八項」に、「第二十七項」を「第三十九項」に改め、同項を同条第四十五項とし、同条第三十三項中「又は連結法人税額に係る個別帰属法人税額」を削り、「第三十五項」を「第四十六項」に改め、「又は連結事業年度」を削り、「以下この条を」次項及び第四十六項に、「第三十七項」を「第四十八項」に改め、同項を同条第四十四項とし、同条第三十二項中「第二十四項から第二十七項までの規定並びに第二十八項及び第二十九項（これらの規定を第三十項を」第三十六項から第三十九項までの規定及び第四十項（第四十一項に、「第二十四項及び第二十五項」を「第三十六項及び第三十七項」に、「第二十六項」を「第三十八項」に、「第二十七項の」を「第三十九項の」に、「並びに

第二十八項及び第二十九項の」を「及び第四十項の」に改め、同項を同条第四十三項とし、同条第三十一項中「前三項」を「前二項」に、「第二十八項又は第二十九項」を「第四十項」に、「第二十八項若しくは第二十九項」を「同項」に改め、同項を同条第四十二項とし、同条第三十項中「第二十八項」を「前項」に、「国税通則法第二十四条若しくは」を「国税通則法第二十四条又は」に改め、「若しくは各連結事業年度の連結法人税額」及び「又は前項に規定する同法第二十四条若しくは第二十六条の規定による更正に伴い当該更正に係る連結事業年度の各連結事業年度の連結法人税額若しくは各事業年度の法人税額を減少させる更正があつた場合」を削り、「これらの」を「その」に改め、「又はこれらの更正に係る連結法人税額に係る個別帰属法人税額」を削り、「法人税額に係る租税条約の実施に係る還付すべき金額又は個別帰属法人税額に係る租税条約の実施に係る還付すべき金額」を「租税条約の実施に係る還付すべき金額」に、「前二項」を「前項」に改め、同項を同条第四十一項とし、同条第二十九項を削り、同条第二十八項中「第三十項」を「次項」に、「法人税額に係る租税条約の実施に係る還付すべき金額」を「租税条約の実施に係る還付すべき金額」を「租税条約の実施に係る還付すべき金額」に改め、「又は連結事業年度」及び「又は各連結事業年度を」削り、「若しくは」を「又は」に改め、「又は同法第八十一条の二十二第一項の規定により申告書を提出すべき連結事業年度に係る連結法人税額に係る個別帰属法人税額」及び「又はその連結法人税額の課税標準の算定期間」を削り、同項を同条第四十項とし、同条第二十七項中「又は同法第八十一条の二十二第一項の規定により法人税に係る申告書を提出する義務がある法人若しくは当該法人との間に連結完全支配関係がある連結子法人（連結申告法人に限る。）」及び「又は各連結事業年度」「又は連結事業年度」「又は当該各連結事業年度」及び「又は連結法人税額に係る個別帰属法人税額」を削り、「第三十三項」を「第四十四

項」に、「第三十四項又は第三十七項」を「第四十五項又は第四十八項」に改め、同項を同条第三十九項とし、同条第二十六項中「控除限度額若しくは」を「控除限度額又は」に改め、「又は同法第八十一条の十五第一項の連結控除限度個別帰属額及び」若しくは同条第三項の控除の限度額で政令で定めるものを削り、「第四項、第二十二項又は第二十三項」を「第三十四項又は第三十五項」に改め、同項を同条第三十八項とし、同条第二十五項中「又は各連結事業年度を」削り、「第六十六条の九の三第四項及び第十項又は第六十八条の九の三第四項及び第十項」を「第六十六条の九の三第三項及び第九項」に改め、「又は連結事業年度」を削り、「同法第六十六条の九の三第四項」を「同条第三十三項」に改め、「又は同法第六十八条の九十三の三第四項に規定する個別控除対象所得税額等相当額」を削り、「同法第六十六条の九の三第四項に規定する法人税の額及び同条第十項」を「同項に規定する法人税の額及び同条第九項」に改め、「又は同法第六十八条の九十三の三第四項に規定する法人税の額及び同条第十項に規定する所得地方法人税額の合計額」を削り、「第四項、第二十二項又は第二十三項」を「第三十四項又は第三十五項」に改め、同項を同条第三十七項とし、同条第二十四項中「又は各連結事業年度を」削り、「第六十六条の七第五項及び第十一項又は第六十八条の九十一第四項及び第十項」を「第六十六条の七第四項及び第十項」に改め、「又は連結事業年度」を削り、「同法第六十六条の七第五項」を「同条第四項」に改め、「又は同法第六十八条の九十一第四項に規定する個別控除対象所得税額等十一第四項に規定する個別控除対象所得税額等相当額」を削り、「同法第六十六の七第五項」を「同項」に、「同条第十一項」を「同条第十項」に改め、「又は同法第六十八条の九十一第四項に規定する法人税の額及び同条第十項に規定する所得地方法人税額の合計額」及び「、第四項」を削り、同項を同条第三十六項とし、同条第二十三項中「第二項又は第四項」を「又は第

二項」に改め、「（当該法人が連結子法人である場合又は連結子法人であつた場合に於ては、当該法人との間に連結完全支配関係がある連結親法人（法人税法第二条第十二号の六の七に規定する連結親法人をいう。以下この節において同じ。）若しくは連結完全支配関係があつた連結親法人が法人税に係る修正申告書を提出し、又は法人税に係る更正若しくは決定の通知を受けたこと」を削り、「によつて」を「により」に改め、「若しくは連結法人税額」を削り、同項を同条第三十五項とし、同条第二十二項中「第四項、第十九項」を「第三十一項」に、「によつて」を「により」に改め、同項を同条第三十四項とし、同条第二十一項中「第四項、第十九項及び第二十三項」を「第三十一項及び第三十五項」に、「によつて」を「により」に改め、同項を同条第三十三項とし、同条第二十項中「又は同法第八十一条の二十二第一項の規定による申告書に係る連結法人税額に係る個別帰属法人税額」を削り、「において」を「に」に改め、「又は当該申告書に係る連結法人税額に係る個別帰属法人税額」を削り、「若しくは決定に係る法人税額又は当該更正若しくは決定に係る連結法人税額に係る個別帰属法人税額」を「又は決定に係る法人税額」に、「第三百二十一条の八第二十項」を「第三百二十一条の八第三十二項」に改め、同項を同条第三十二項とし、同条第十九項中「前条第二項第四号」を「前条第二項第三号」に改め、同項を同条第三十一項とし、同条第十八項中「第五項、第九項、第十二項及び第十五項」を「第十一項及び第十七項の規定による法人税額への加算並びに第三項、第八項、第十三項、第十九項、第二十三項及び第二十六項」に改め、「又は個別帰属法人税額を削り、「第五項及び第九項の規定による控除をし、次に第十一項及び第十五項」を「第十一項及び第十七項の規定による加算をし、次に第三項、第八項、第十三項及び第十九項の規定による控除をした後において、第二十三項及び第二十六項」に改め、同項を同条第三十項

は第七十四条第一項の規定により法人税に係る申告書を提出する義務がある法人について、当該事業年度において生じた被配賦欠損金控除額(同法第六十四条の七第二項第二号ハに掲げる金額に同項第三号ロに規定する非特定損金算入割合(第十九項において「非特定損金算入割合」という。)を乗じて計算した金

の額に算入されたものをいう。次項において同じ。がある場合の当該法人が納付すべき当該事業年度分の法人税割の課税標準となる法人税額の算定については、第一項、第三十四項又は第三十五項の規定にかかわらず、これらの規定により申告納付すべき当該法人税額の課税標準の算定期間に係る法人税割の課税標準となる法人税額に加算対象配賦欠損調整額を加算するものとする。

18 前項に規定する加算対象配賦欠損調整額とは、被配賦欠損金控除額に、同項の法人の当該事業年度終了の日における第四項各号に掲げる当該法人の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める率を乗じて得た金額をいう。

19 法人税法第七十一条第一項(同法第七十二条第一項の規定が適用される場合に限る。)又は第七十四条第一項の規定により法人税に係る申告書を提出する義務がある法人について、当該事業年度開始の前十年以内に開始した事業年度において生じた配賦欠損金控除額(同法第六十四条の七第一項第二号に掲げる金額に非特定損金算入割合を乗じて計算した金額で同法第五十七条第一項の規定により損金の額に算入されたものをいう。次項から第二十二項までにおいて同じ。)がある場合の当該法人が納付すべき当該事業年度分の法人税割の課税標準となる法人税額の算定については、第一項、第三十四項又は第三十五項の規定にかかわらず、これらの規定により申告納付すべき当該法人税額の課税標準の算定期間に係る法人税割の課税標準となる法人税額から、当該法人税額(当該法人税額について租税特別措置法第四十二条の十四第一項若しくは第四項、第六十二条第一項、第六十二条の三第一項若しくは第九項又は第六十三条第一項の規定により加算された金額がある場合には、政令で定める額を控除した額)を限度として、控除対象配賦欠損調整額を控除するものとする。この場合において、控除対象

配賦欠損調整額は、前事業年度以前の法人税割の課税標準とすべき法人税額について控除されなかつた額に限る。

20 前項に規定する控除対象配賦欠損調整額とは、配賦欠損金控除額に、同項の法人の当該配賦欠損金控除額の生じた事業年度後最初の事業年度終了の日における第十四項各号に掲げる当該法人の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める率を乗じて得た金額をいう。

21 第十九項の法人を合併法人とする適格合併が行われた場合又は当該法人との間に完全支配関係(当該法人による完全支配関係又は相互の関係に限る。)がある他の法人で当該法人が発行済株式若しくは出資の全部若しくは一部を有するものの残余財産が確定した場合において、当該適格合併に係る被合併法人又は当該他の法人(以下この項及び次項において「被合併法人等」という。)の当該適格合併の日前十年以内に開始し、又は当該残余財産の確定の日の翌日前十年以内に開始した事業年度(以下この項において「前十年内事業年度」という。)において生じた配賦欠損金控除額に係る前項に規定する控除対象配賦欠損調整額(当該被合併法人等が当該控除対象配賦欠損調整額(この項の規定により当該被合併法人等の前項に規定する控除対象配賦欠損調整額とみなされたものを含む。)に係る配賦欠損金控除額の生じた事業年度について法人税法第五十七条第一項の規定の適用があることを証する書類を添付した法人の道府県民税の確定申告書を提出していることその他の政令で定める要件を満たしている場合における当該控除対象配賦欠損調整額に限るものとし、第十九項の規定により当該被合併法人等の前十年内事業年度の法人税割の課税標準とすべき法人税額について控除された額を除く。以下この項において「控除未済配賦欠損調整額」という。)があるときは、当該法人の当該適格合併の日の属する事業年度又は当該残余財産の確

定の日の翌日の属する事業年度(以下この項及び次項において「合併等事業年度」という。)以後の事業年度における第十九項の規定の適用については、当該前十年内事業年度に係る控除未済配賦欠損調整額(当該他の法人に株主等が二以上ある場合には、当該控除未済配賦欠損調整額を当該他の法人の発行済株式又は出資(当該他の法人が有する自己の株式又は出資を除く。)の総数又は総額で除し、これに当該法人の有する当該他の法人の株式又は出資の数又は金額を乗じて計算した金額)は、それぞれ当該控除未済配賦欠損調整額に係る前十年内事業年度開始の日の属する当該法人の事業年度(当該法人の合併等事業年度開始の日以後に開始した当該被合併法人等の前十年内事業年度に係る控除未済配賦欠損調整額にあつては、当該合併等事業年度の事業年度(当該前項に規定する控除対象配賦欠損調整額とみなす。

22 第十九項の規定は、同項の法人が配賦欠損金控除額(前項の規定により当該法人の第二十項に規定する控除対象配賦欠損調整額(以下この項において「控除対象配賦欠損調整額」という。)とみなされた被合併法人等の控除対象配賦欠損調整額に係る配賦欠損金控除額を除く。)の生じた事業年度について法人税法第五十七条第一項の規定の適用があることを証する書類を添付した法人の道府県民税の確定申告書を提出し、かつ、その後において連続して法人の道府県民税の確定申告書を提出している場合(前項の規定により当該法人の控除対象配賦欠損調整額とみなされたものにつき第十九項の規定を適用する場合)は、合併等事業年度以後において連続して法人の道府県民税の確定申告書を提出している場合)に限り、適用する。

第五十三条第十一項中「第九項」を「第十三項」に、「控除対象個別帰属税額」を「通算対象所得金額」に、「控除対象個別帰属税額とみなされ

たものを」と第十四項に規定する控除対象通算対象所得調整額(以下この項において「控除対象通算対象所得調整額」という。)とみなされた被合併法人等の控除対象通算対象所得調整額に係る通算対象所得金額を」と、「連結事業年度以後」を「事業年度について法人税法第六十四条の五第三項の規定の適用があることを証する書類を添付した法人の道府県民税の確定申告書を提出し、かつ、その後」に、「控除対象個別帰属税額とみなされたものに」と「控除対象通算対象所得調整額とみなされたものに」に、「にあつては、合併等事業年度等」を「に」に、「にあつては、合併等事業年度等」を「に」に、「同項の」に「に」に改め、同項を同条第十六項とし、同項の前に次の二項を加える。

14 前項に規定する控除対象通算対象所得調整額とは、通算対象所得金額に、同項の法人の当該通算対象所得金額の生じた事業年度後最初の事業年度終了の日における次の各号に掲げる当該法人の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める率を乗じて得た金額をいう。

一 普通法人又は法人税法第六十六条第一項に規定する一般社団法人等 同項に規定する税率に相当する率

二 法人税法第六十六条第三項に規定する公益法人等又は協同組合等 同項に規定する税率に相当する率

15 第十三項の法人を合併法人とする適格合併が行われた場合又は当該法人との間に完全支配関係(当該法人による完全支配関係又は相互の関係に限る。)がある他の法人で当該法人が発行済株式若しくは出資の全部若しくは一部を有するものの残余財産が確定した場合において、当該適格合併に係る被合併法人又は当該他の法人(以下この項及び次項において「被合併法人等」という。)の当該適格合併の日前十年以内に開始し、又は当該残余財産の確定の日の翌日前十年以内に開始した事業年度(以下この項において「前十年内事業年度」という。)において生じた通算対象所得金額に係

資の数又は金額を乗じて計算した金額)は、それぞれ当該控除未済合併等前欠損金額に係る前十年内事業年度開始の日の属する当該法人の事業年度(当該法人の合併等事業年度開始の日以後に開始した当該被合併法人等の前十年内事業年度に係る控除未済合併等前欠損金額にあつては、当該合併等事業年度の前身事業年度)において生じた合併等前欠損金額とみなす。

8 前項の法人が納付すべき当該事業年度分の法人税割の課税標準となる法人税額の算定については、第一項、第三十四項又は第三十五項の規定にかかわらず、これらの規定により申告納付すべき当該法人税額の課税標準の算定期間に係る法人税割の課税標準となる法人税額から、当該法人税額(当該法人税額について租税特別措置法第四十二条の第十四第一項若しくは第四項、第六十二条第一項、第六十二条の第三第一項若しくは第九項又は第六十三条第一項の規定により加算された金額がある場合は、政令で定める額を控除した額)を限度として、前項の規定により当該事業年度を開始の日前十年以内に開始した事業年度において生じたものとみなされた合併等前欠損金額に係る控除対象合併等前欠損調整額を控除するものとする。この場合において、控除対象合併等前欠損調整額は、前事業年度以前の法人税割の課税標準とすべき法人税額について控除されなかつた額に限る。

9 前二項に規定する控除対象合併等前欠損調整額とは、合併等前欠損金額に、第七項の法人の合併等事業年度終了の日における第四項各号に掲げる当該法人の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める率を乗じて得た金額をいう。

10 第八項の規定は、第七項の法人が合併等事業年度以後において連続して法人の道府県民

税の確定申告書を提出している場合に限り、適用する。

11 法人税法第七十一条(同法第七十二条第一項の規定が適用される場合に限る。)又は第七十四条第一項の規定により法人税に係る申告書を提出する義務がある法人について、当該事業年度において生じた通算対象欠損金額(同法第六十四条の五第一項に規定する通算対象欠損金額で同項の規定により損金の額に算入されたものをいう。次項において同じ。)がある場合の当該法人が納付すべき当該事業年度の法人税額の課税標準となる法人税額の算定については、第一項、第三十四項又は第三十五項の規定にかかわらず、これらの規定により申告納付すべき当該法人税額の課税標準の算定期間に係る法人税額の課税標準となる法人税額に算入対象となる法人税額を加算するものとする。

12 前項に規定する加算対象通算対象欠損調整額とは、通算対象欠損金額に、同項の法人の当該事業年度終了の日における第四項各号に掲げる当該法人の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める率を乗じて得た金額をいう。

第五十三條の二中「第四項又は第二十二項を」又は第三十四項に改め、「(同条第二項又は第四項の申告書を提出した法人が連結子法人の場合にあつては、当該連結子法人との間に連結完全支配関係がある連結親法人又は連結完全支配関係があつた連結親法人が法人税の額について国の税務官署の更正を受けたこと)及び若しくは個別帰属法人税額」を削る。

第五十三條の三第一項中「第四項又は第十九項を」又は第三十一項に、「において」を「には」に改め、同条第三項中「において」を「には」に改める。

第五十四條第一項中「同条第二十二項を」同条第三十四項に改め、同条第二項中「において」を「には」に改める。

第五十五條第一項中「若しくは個別帰属法人税額」を削り、「これら」を「これ」に、「法人税に関する法律の規定によつて」を「法人税に関

する法律の規定により」に改め、「若しくは法人税に関する法律の規定によつて申告し、修正申告し、更正され、若しくは決定された連結法人税額に係る個別帰属法人税額(確定個別帰属法人税額)という。以下この項から第三項までにおいて同じ。)を削り、「予定申告に係る連結法人の法人税額を」法人税において予定申告義務がない法人の予定申告に係る法人税額に、「によつて確定法人税額若しくは確定個別帰属法人税額を」により確定法人税額に改め、同条第二項中「第四項又は第十九項を」又は第三十一項に改め、「又は確定個別帰属法人税額を削り、同条第三項中「若しくは個別帰属法人税額及び若しくは確定個別帰属法人税額」を削り、「これら」を「これ」に改め、同条第四項中「によつて」を「により」に、「において」を「には」に改め、同条第五項中「第五十三條第二十項を」第五十三條第三十二項に、「によつて」を「により」に改め、「又は当該連結事業年度分」を削る。

第五十五條の二第一項中「租税条約(以下この節を「租税条約(以下この項に」、「締約者以下この節を」締約者以下この項に、「協議以下この節を」協議以下この項及び次条に、「この項及び次条に」を「この項及び次条第一項に」に、「第五十三條第二十三項を」第五十三條第三十五項に改める。

第五十五條の四及び第五十五條の五を削る。

第五十六條第二項中「第四項又は第十九項を」又は第三十一項に、「同条第二十三項を」同条第三十五項に、「第二項又は第四項を」又は第二項に改め、同条第三項中「第四項又は第十九項を」又は第三十一項に改め、

同条第二項又は第四項に規定する申告書を提出すべき法人が連結子法人の場合には、当該連結子法人との間に連結完全支配関係がある連結親法人若しくは連結完全支配関係があつた連結親法人が法人税に係る修正申告書を提出し、又は法人税に係る更正若しくは決定を受けたこ

と。次項第二号において同じ。)を削り、同条第四項中「第四項又は第十九項を」又は第三十一項に改める。

第五十七條第一項中「によつて」を「により」に、「において」を「には」に改め、「又は個別帰属法人税額を削り、同条第二項中「又は連結法人税額の課税標準の算定期間(以下この項及び次項において「算定期間」という。)及び又は個別帰属法人税額を削り、「あん分して」を「按分して」に改め、同条第三項第一号及び第二号中「算定期間の中途」を「法人税額の課税標準の算定期間の中途」に改め、同項第三号中「算定期間中」を「法人税額の課税標準の算定期間中」に改め、同条第五項中「又は個別帰属法人税額」を削る。

第五十八條の見出し中「法人税額等」を「法人税額」に改め、同条第一項及び第二項中「又は個別帰属法人税額」を削り、同条第四項中「若しくは個別帰属法人税額を削り、同条第五項中「において」を「には」に、「によつて」を「により」に改め、「若しくは個別帰属法人税額を削り、同条第六項中「によつて」を「により」に改め、「若しくは個別帰属法人税額」を削り、「において」を「には」に改める。

第六十二條第一項中「によつて」を「により」に改め、「又は個別帰属法人税額」を削り、「同条第二十二項を」同条第三十四項に、「において」を「には」に改め、同条第二項中「において」を「には」に改め、同条第三項中「第四項又は第十九項を」又は第三十一項に改め、同条第四項、第五項及び第七項中「において」を「には」に改める。

第六十三條第一項中「連結子法人が政府に提出した法人税法第八十一条の二十五に規定する書類を削り、同条第二項中「及び連結所得(法人税法第二条第十八号の四に規定する連結所得をいう。第六十五條第四項において同じ。)を削り、「並びに法人税額及び連結法人税額」を「及び法人税額」に、「若しくは」を「又は」

に改め、「又は連結法人税額の課税標準の算定期間の末日」及び「(当該法人が連結親法人(連結申告法人に限る。以下この項において同じ。)の場合には、当該連結親法人及び当該連結親法人との間に連結完全支配関係がある連結子法人)」を削る。

第六十四條第一項中「第四項若しくは第十九項を」若しくは第三十一項に、「同条第二十二項を」同条第三十四項に、「第四項又は第十九項の」を「又は第三十一項の」に改め、同項第一号及び第二号中「第四項又は第十九項を」又は第三十一項に改め、同項第三号中「第五十三條第二十三項を」第五十三條第三十四項に、「同条第二十三項を」同条第三十五項に改め、同条第二項中「第四項又は第十九項を」又は第三十一項に、「同条第二十二項を」同条第三十四項に、「第五十三條第二十三項を」第五十三條第三十五項に改め、同条第三項中「第五十三條第二十二項を」第五十三條第三十四項に、「第四項又は第十九項を」又は第三十一項に改め、同項第三号中「第五十三條第二十三項を」第五十三條第三十五項に改める。

第六十五條第四項から第六項までを削る。

第七十二條の二第二項中「その事業年度開始の日から六月の期間の末日を」同項に規定する六月経過日の前日」に改める。

第七十二條の二の二第三項中「第四条の七」を「第四条の三」に改め、同条第四項中「第四条の八及び第五十二條第一項を」第四条の四及び第五十二條第三項に改め、同条第八項の表第七十二條の五第二項、第七十二條の十三第三項及び第七十二條の二十六第十二項の項中「第七十二條の二十六第十二項を」第七十二條の二十六第六十一項に改め、同表第七十二條の二十六第六十一項の項中「当該法人」を「当該法人(に、「固有法人」を「法人(固有法人に限り、」に改める。

第七十二條の三第三項中「及び各連結事業年度の連結所得の金額」を削る。

第七十二条の五第一項第八号中「及びマン
ション敷地売却組合」を「マンション敷地売却
組合及び敷地分割組合」に改める。
第七十二条の十三第三項中「においては」を

「には」に改め、同条第四項中「事業年度の」を
「第一項に規定する」に、「においては、この節
の適用については、事業年度を」には、その法
人の事業年度は、同項の規定にかかわらず、当
該期間をその「に」、「期間」を「各期間」に、「を
それぞれ一事業年度とみなす」を「とする」に改
め、同条第五項から第十二項までを次のように
改める。

5 次の各号に掲げる事実が生じた場合には、
その事実が生じた法人の事業年度は、第一項
の規定にかかわらず、当該各号に定める日に
終了し、これに続く事業年度は、第二号又は
第五号に掲げる事実が生じた場合を除き、同
日の翌日から開始するものとする。

一 内国法人（第七十二条の十九に規定する
内国法人をいう。以下この条において同
じ。）が事業年度の中途において解散（合併
による解散を除く。）をしたこと、その解散
の日

二 法人が事業年度の中途において合併によ
り解散したこと、その合併の日の前日

三 内国法人である第七十二条の五第一項各
号に掲げる法人又は人格のない社団等が事
業年度の中途において新たに収益事業を開
始したこと（人格のない社団等にあつては、
第三項に規定する場合に該当する場合を除
く。）その開始した日の前日

四 第七十二条の五第一項各号に掲げる法人
が事業年度の中途において同項各号に掲げ
る法人以外の法人（人格のない社団等を除
く。）に該当することとなつたこと又は同項
各号に掲げる法人以外の法人（人格のない
社団等を除く。）が事業年度の中途において
同項各号に掲げる法人に該当することとな
つたこと、これらの事実のうちいずれかが

生じた日の前日
五 清算中の法人の残余財産が事業年度の中
途において確定したこと、その残余財産の
確定の日

六 清算中の内国法人が事業年度の中途にお
いて継続したこと、その継続の日の前日

七 恒久的施設を有しない外国法人が事業年
度の中途において恒久的施設を有すること
となつたこと、その有することとなつた日
の前日

八 恒久的施設を有する外国法人が事業年度
の中途において恒久的施設を有しないこと
となつたこと、その有しないこととなつた
日

6 通算親法人（法人税法第二条第十二号の六
の七に規定する通算親法人をいう。以下この
節において同じ。）について同法第六十四条の
十第五項又は第六項（第三号、第四号又は第
七号に係る部分に限る。）の規定により同法第
六十四条の九第一項の規定による承認が効力
を失つた場合には、当該通算親法人であつた
内国法人の事業年度は、第一項の規定にか
かわらず、その効力を失つた日の前日に終了
し、これに続く事業年度は、当該効力を失つ
た日から開始するものとする。

7 通算子法人（法人税法第二条第十二号の七
に規定する通算子法人をいう。以下この節に
おいて同じ。）で当該通算子法人に係る通算親
法人の事業年度開始の時に当該通算親法人と
の間に通算完全支配関係（同法第二条第十二
号の七の七に規定する通算完全支配関係をい
う。以下この節において同じ。）があるものと
事業年度は、当該開始の日に開始するものと
し、通算子法人で当該通算子法人に係る通算
親法人の事業年度終了の時に当該通算親法人
との間に通算完全支配関係があるものの事業
年度は、当該終了の日に終了するものとする。

8 次の各号に掲げる事実が生じた場合には、
その事実が生じた内国法人の事業年度は、当
該各号に定める日の前日に終了し、これに続
く事業年度は、第二号の内国法人の合併によ
る解散又は残余財産の確定に基因して同号に
掲げる事実が生じた場合を除き、当該各号に
定める日から開始するものとする。
一 内国法人が通算親法人との間に当該通算
親法人による完全支配関係（法人税法第十
四条第四項第一号に規定する完全支配関係
をいう。以下この条において同じ。）を有す
ることとなつたこと、その有することとな
つた日
二 内国法人が通算親法人との間に当該通算
親法人による通算完全支配関係を有しなく
なつたこと、その有しなくなつた日
9 次の各号に掲げる内国法人の事業年度は、
当該各号に定める日の前日に終了し、これに
続く事業年度は、当該各号に定める日から開
始するものとする。
一 親法人（法人税法第六十四条の九第一項
に規定する親法人をいう。以下この条にお
いて同じ。）の申請特例年度（同法第六十四
条の九第九項に規定する申請特例年度をい
う。以下この条において同じ。）開始の時に
当該親法人との間に完全支配関係がある内
国法人、その申請特例年度の期間内に当該親
法人との間に当該親法人による完全支配関
係を有することとなつた内国法人、その有
することとなつた日
10 前項の場合において、同項各号に掲げる内
国法人が法人税法第六十四条の九第一項の規
定による承認を受けなかつたとき、又は前項
各号に掲げる内国法人が同条第十項第一号若
しくは第十二項第一号に掲げる法人に該当す
るときは、これらの内国法人の前項各号に定
める日から開始する事業年度は、申請特例年
度終了の日（同日前にこれらの内国法人の合
併による解散又は残余財産の確定により当該

各号の親法人との間に完全支配関係を有しな
くなつた場合（以下この項において「合併によ
る解散等の場合」という。）には、その有しな
くなつた日の前日。次項において「終了等の
日」という。）に終了し、これに続く事業年度
は、合併による解散等の場合を除き、当該申
請特例年度終了の日の翌日から開始するもの
とする。

11 内国法人の通算子法人に該当する期間（第
九項各号に掲げる内国法人の当該各号に定め
る日から終了等の日までの期間を含む。）につ
いては、第一項及び第五項の規定は、適用し
ない。

12 内国法人が、通算親法人との間に当該通算
親法人による完全支配関係を有することとな
り、又は親法人の申請特例年度の期間内に当
該親法人との間に当該親法人による完全支配
関係を有することとなつた場合において、法
人税法第十四条第八項に規定する提出期限と
なる日まで、当該通算親法人又は親法人
（第一号において「通算親法人等」という。）が
同項に規定する書類を納税地の所轄税務署長
に提出したときは、第八項（第一号に係る部
分に限る。）、第九項（第二号に係る部分に限
る。）、及び前二項の規定の適用については、次
の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に
定めるところによる。

一 当該内国法人の加入日（法人税法第十四
条第八項に規定する加入日をいう。以下こ
の号において同じ。）から当該加入日の前日
の属する特例決算期間（同項第一号に規定
する特例決算期間をいう。以下この号にお
いて同じ。）の末日まで継続して当該内国法
人と当該通算親法人等との間に当該通算親
法人等による完全支配関係がある場合、当
該内国法人及び当該内国法人が発行済株式
又は出資を直接又は間接に保有する他の内
国法人（当該加入日から当該末日までの間
に当該通算親法人等との間に完全支配関係

その事実が生じた内国法人の事業年度は、当
該各号に定める日の前日に終了し、これに続
く事業年度は、第二号の内国法人の合併によ
る解散又は残余財産の確定に基因して同号に
掲げる事実が生じた場合を除き、当該各号に
定める日から開始するものとする。
一 内国法人が通算親法人との間に当該通算
親法人による完全支配関係（法人税法第十
四条第四項第一号に規定する完全支配関係
をいう。以下この条において同じ。）を有す
ることとなつたこと、その有することとな
つた日
二 内国法人が通算親法人との間に当該通算
親法人による通算完全支配関係を有しなく
なつたこと、その有しなくなつた日
9 次の各号に掲げる内国法人の事業年度は、
当該各号に定める日の前日に終了し、これに
続く事業年度は、当該各号に定める日から開
始するものとする。
一 親法人（法人税法第六十四条の九第一項
に規定する親法人をいう。以下この条にお
いて同じ。）の申請特例年度（同法第六十四
条の九第九項に規定する申請特例年度をい
う。以下この条において同じ。）開始の時に
当該親法人との間に完全支配関係がある内
国法人、その申請特例年度の期間内に当該親
法人との間に当該親法人による完全支配関
係を有することとなつた内国法人、その有
することとなつた日
10 前項の場合において、同項各号に掲げる内
国法人が法人税法第六十四条の九第一項の規
定による承認を受けなかつたとき、又は前項
各号に掲げる内国法人が同条第十項第一号若
しくは第十二項第一号に掲げる法人に該当す
るときは、これらの内国法人の前項各号に定
める日から開始する事業年度は、申請特例年
度終了の日（同日前にこれらの内国法人の合
併による解散又は残余財産の確定により当該

を有することとなつたものに限る。次号において「他の内国法人」という。については、当該加入日の前日の属する特例決算期間の末日の翌日をもつて第八項第一号又は第九項第二号に定める日とする。この場合において、当該翌日が申請特例年度終了の日後であるときは、当該末日を申請特例年度終了の日とみなして、第十項の規定を適用する。

二 前号に掲げる場合以外の場合 当該内国法人及び他の内国法人については、第八項（第一号に係る部分に限る。）及び第九項（第二号に係る部分に限る。）の規定は、適用しない。

第七十二条の十三第十三項から第二十八項までを削り、同条第二十九項中「第二十四項」を「第五項第三号」に改め、同項を同条第十三項とする。

第七十二条の十五第一項中「もの又は当該事業年度終了の日の属する連結事業年度の法人税の連結所得（法人税法第二十八号の四に規定する連結所得をいう。以下本節において同じ。）の計算上損金の額に算入されるもの（これらのうちを「もの（二）に改め、同条第二項第一号中「もの又は当該事業年度終了の日の属する連結事業年度の法人税の連結所得の計算上損金の額に算入されるもの（これらのうちを「もの（一）に改め、同項第二号中「又は当該事業年度終了の日の属する連結事業年度の法人税の連結所得の計算上損金の額に算入されるもの」を削る。

第七十二条の十六第一項及び第七十二条の十七第一項中「もの又は当該事業年度終了の日の属する連結事業年度の法人税の連結所得の計算上損金の額に算入されるもの（これらのうちを「もの（一）に改め、同項第二号中「又は当該事業年度終了の日の属する連結事業年度の法人税の連結所得の計算上損金の額に算入されるもの」を削る。

第七十二条の十八第一項第一号中「連結申告法人（法人税法第二十六号に規定する連結

申告法人をいう。以下この節において同じ。）以外のものを削り、同項第二号を削り、同項第三号中「及び第七十二条の二十三第四項を削り、同項を同項第二号とし、同条第二項中「によつて」を「により」に、「においては」を「には」に改め、「法人税法」の下に「第二十七條」を加え、「第五十八條、第八十一条の九及び第八十一条の十」を「第六十四條の五及び第六十四條の八」に、「第九項」を「第八項」に、「第五十九條の二」を「第五十九條の二及び」に改め、「第六十八條の四十三（同条第一項及び第八項に規定する特定株式等で政令で定めるものに係る部分を除く。）、第六十八條の六十二の二及び第六十八條の八十九の三（第二項に係る部分を除く。）」を削る。

第七十二条の二十一第一項中「又は同条第七号の二に規定する連結個別資本金等の額」を削り、同条第四項及び第五項中「連結子法人」を「通算子法人」に、「連結事業年度」を「当該事業年度」に改め、同条第六項第一号中「同項ただし書」を「同項」に、「期間」を「中間期間」に改め、同条第九項及び第十項中「連結子法人」を「通算子法人」に、「連結事業年度」を「当該事業年度」に改める。

第七十二条の二十三第一項第一号中「連結申告法人以外のものを削り、同項第二号を削り、同項第三号を同項第二号とし、同条第二項中「第五十七條第八項及び第九項、第五十七條の二第四項、第五十八條第四項」を「第五十七條第六項、第七項及び第八項」に、「第八十一条の九並びに第八十一条の十」を「第六十四條の五、第六十四條の七並びに第六十四條の八」に、「第九項」を「第八項」に改め、「及び第六十八條の四十三（同条第一項及び第八項に規定する特定株式等で政令で定めるものに係る部分を除く。）」、「又は個別帰属益金額」及び「又は個別帰属損金額」を削り、同条第四項及び第五項を削る。

第七十二条の二十四の七第七項中「その事業年度の開始の日から六月の期間の末日」を「第七

十二條の二十六第一項に規定する六月経過日の前日」に改める。

第七十二条の二十四の八ただし書中「当該事業年度の開始の日から六月の期間の末日」を「第七十二条の二十六第一項に規定する六月経過日の前日」に改める。

第七十二条の二十四の十一第一項中「又は当該更正に係る法人税の連結所得に係る個別所得金額」を削り、「によつて」を「により」に改める。

第七十二条の二十五第四項中「連結完全支配関係がある連結法人」を「通算完全支配関係がある通算法人（法人税法第二十二條の七の二に規定する通算法人をいう。以下この条及び第七十二条の四十一第一項において同じ。）」に、「当該法人との間に連結完全支配関係がある連結親法人（当該法人が連結親法人である場合には、当該法人。次項及び第七項において同じ。）」が各連結事業年度の連結所得の金額」を「同法第二編第一章第一節第一款第一目の規定その他通算法人に適用される規定による法人税の所得の金額若しくは欠損金額及び法人税の額」に改め、同条第五項中「の法人」の下に「（通算法人に限る。）」を加え、「との間に連結完全支配関係がある連結親法人」及び「との間に連結完全支配関係がある連結法人」を「若しくは当該法人との間に通算完全支配関係がある通算法人」に、「二月以内に当該連結親法人の当該各連結事業年度」を「二月以内に当該各事業年度」に、「常況にある」と認められるとき、又は当該連結親法人が連結子法人」を「ため、又は当該法人との間に通算完全支配関係がある通算法人」に、「より各連結事業年度の連結所得の金額」を「より法人税法第二編第一章第一節第一款第一目の規定その他通算法人に適用される規定による法人税の所得の金額若しくは欠損金額及び法人税の額」に改め、「（その終了の日を連結親法人事業年度終了の日と同じくする事業年度に限る。以下この項において同じ。）」を削り、同項第一号中「当該連結親法人」を「当該法人又は当該法人との間に通

算完全支配関係がある通算法人」に、「各連結事業年度」を「各事業年度」に改め、同項第二号中「当該連結親法人の当該各連結事業年度の決算」を「当該各事業年度の決算」に、「当該連結法人」を「当該法人又は当該法人との間に通算完全支配関係がある通算法人」に、「当該連結親法人の当該各連結事業年度の連結所得の金額」を「法人税法第二編第一章第一節第一款第一目の規定その他通算法人に適用される規定による法人税の所得の金額又は欠損金額及び法人税の額」に改め、同条第七項中「連結完全支配関係がある連結法人」を「通算完全支配関係がある通算法人」に、「当該法人との間に連結完全支配関係がある連結親法人（当該法人が連結親法人である場合には、当該法人。次項及び第七項において同じ。）」が各連結事業年度の連結所得の金額」を「同法第二編第一章第一節第一款第一目の規定その他通算法人に適用される規定による法人税の所得の金額若しくは欠損金額及び法人税の額」に改め、同条第七項中「次項において同じ」を削り、「第七十五條の三第一項」を「第七十五條の四第一項」に改め、同条第十八項を削り、同条第十九項を同条第十八項とする。

第七十二条の二十六の見出し中「法人」を「法人等」に改め、同条第一項中「事業年度又は」を「事業年度、当該法人が通算子法人である場合において法人税法第六十四條の九第一項の規定による承認の効力が生じた日が同日の属する当該法人に係る通算親法人の事業年度（以下この項及び第七十二条の四十八第二項において「通算親法人事業年度」という。開始の日以後六月を経過した日以後であるときのその効力が生じた日の属する事業年度及び」に、「には、当該事業年度の開始の日から六月を経過した日」を「（当該法人が通算子法人である場合には、当該事業年度の開始の日の属する通算親法人事業年度が六月を超え、かつ、当該通算親法人事業年度の開始の日以後六月を経過した日において当該通算親法人との間に通算完全支配関係がある場合）には、当該事業年度（当該法人が通算子法人

事業税の申告書に係る事業年度開始の日から六月の期間の末日」を「六月経過日の前日」に改め、同項第二号中「事業年度開始の日から六月の期間の末日」及び「その開始の日から六月の期間の末日」を「六月経過日の前日」に改め、同条第九項中「によつて」を「により」に改める。

第七十二条の三十九の二第二項中「租税条約（以下この条から第七十二条の三十九の五まで）」を「租税条約（以下この項に改め、及び第七十二条の三十九の四を削り、「協議」以下この条から第七十二条の三十九の五まで」を「協議（以下この項及び次条に」、「この項及び次条に」を「この項及び次条第一項にに改め、同項ただし書中「第五十三条第二十三項」を「第五十三条第三十五項」に改める。

第七十二条の三十九の四及び第七十二条の三十九の五を削る。

第七十二条の四十一第一項中「法人、連結申告法人を」法人、通算法人（通算子法人にあつては、当該通算子法人の事業年度が当該通算子法人に係る通算親法人の事業年度終了の日に終了するものに限る。第二号において同じ。）に改め、同項第二号中「連結申告法人」を「通算法人」に改め、同条第三項中「規定によつて」を「規定により」に改め、同条第四項中「によつて」を「により」に改める。

第七十二条の四十八第二項中「超える場合」の下に「（当該分割法人が通算子法人である場合には、当該事業年度開始の日の属する通算親法人事業年度が六月を超え、かつ、当該通算親法人事業年度開始の日以後六月を経過した日において当該分割法人に係る通算親法人との間に通算完全支配関係がある場合）」を加え、「の六倍に相当する額と」を「に中間期間の月数を乗じて計算した額に相当する額と」に改め、同項ただし書中「当該事業年度の開始の日から六月を経過した日」を「六月経過日」に、「の六倍」を「に中間期間の月数を乗じて計算した額」に改め、同条第七項中「当該事業年度の開始の日から六月を

経過した日の前日までの期間」を「中間期間」に改める。

第七十二条の四十九の二中、「連結子法人が政府に提出した法人税法第八十一条の二十五に規定する書類」を削り、「においては」を「には」に改める。

第七十四条の四第二項ただし書中「〇・七グラム」を「一グラム」に、「〇・七本」を「一本」に改める。

第二百九十二条第一項第三号イ中「この節を」の項及び第三百二十一条の八に改め、「又は個別帰属法人税額」を削り、同項第四号イ中「(法人税法第八十一条の十九第一項(同法第八十一条の二十第一項の規定が適用される場合を含む。))及び第八十一条の二十二第一項の規定による申告書に係る法人税額を除く。」を削り、「第三項、第七項及び第十一項から第十四項まで」を「第二項、第六項及び第十項から第十三項まで」に、「第三項、第六項及び第九項から第十二項まで」に改め、同項第四号の二から第四号の四までを削り、同項第四号の五イ中「ホ」を「ハ」に改め、「又は各連結事業年度」を削り、「過去事業年度等」を「過去事業年度」に改め、同項中「又は」を「若しくは」に、「ホ」を「ハ」に掲げる法人を除く。又は第三百二十一条の八第二項の規定により申告納付する法人(ハ)に改め、「又は同条第十七号の二に規定する連結個別資本金等の額」を削り、「過去事業年度等」を「過去事業年度」に改め、同項ハ及びニを削り、同項ホを同項ハとし、同項を同項第四号の二とする。

第二百九十四条第七項中「及びマンション敷地売却組合」を、「マンション敷地売却組合及び敷地分割組合」に改め、同条第八項中「第三百二十一条の八第四十二項から第四十五項まで」を「第三百二十一条の八第五十二項から第六十八項まで」に改め、同条第九項中「第八項」を「前項」に改める。

第二百九十四条の二第二項中「第三百二十一条の八第十九項」を「第三百二十一条の八第三十一項」に改め、同条第四項中「第四条の七」を「第四条の三」に改め、同条第五項の表第二百九十二条第一項第四号の五イの項中「第二百九十二条第一項第四号の五イ」を「第二百九十二条第一項第四号の二イ」に改め、同表第二百九十二条第一項第四号の五ロ及びハの項中「第二百九十二条第一項第四号の五ロ及びハ」を「第二百九十二条第一項第四号の五ニ」に改め、同表第二百九十二条第一項第四号の五ホの項中「第二百九十二条第一項第四号の五ホ」を「第二百九十二条第一項第四号の二ハ」に改め、同表第二百九十二条第三項第一号及び第三号の項中「及び第三号」を削り、同表第三百三十二条第三項第二号の項中「これらの」を「当該」に改め、同表第三百三十二条第六項から第八項までの項中「から第八項まで」を「及び第七項」に改め、同表第三百三十二条の八第一項の項中「から第四項まで」を「及び次項」に改め、同表第三百三十二条の八第二項から第四項までの項中「から第四項まで」を削り、同表第三百三十二条の八第三十九項の項中「第三百三十二条の八第三十九項」を「第三百三十二条の八第五十項」に改める。

第三百三十二条第三項第二号中「又は同条第三項の規定により納付する法人」を削り、「これらの法人の同条第二項に規定する連結事業年度開始の日から六月」を「当該法人の同項」に改め、同項第三号を削り、同項第四号中「第三百三十二条の八第十九項及び第四十三項第一号」を「第三百三十二条の八第三十一項及び第五十三項第一号」に改め、同項を同項第三号とし、同条第四項中「同項第二号の連結事業年度開始の日から六月の期間若しくは同項第三号の連結法人税額の課税標準の算定期間又は同項第四号」を「若しくは同項第二号の期間又は同項第三号」に改め、同条第五項中「第三項第一号から第三号まで」を「第三項第一号及び第二号」に改め、同

条第八項を削り、同条第九項を同条第八項とする。

第三百三十四条の二第二項第十一号中「年齢十六歳以上の」を「次に掲げる者の区分に応じそれぞれ次に定める」に改め、同号に次のように加える。

イ 所得税法第二条第一項第三号に規定する居住者 年齢十六歳以上の者

ロ 所得税法第二条第一項第五号に規定する非居住者 年齢十六歳以上三十歳未満の者及び年齢七十歳以上の者並びに年齢三十歳以上七十歳未満の者であつて次に掲げる者のいずれかに該当するもの

(1) 留学によりこの法律の施行地に住所及び居所を有しなくなつた者

(2) 障害者

(3) その市町村民税の納税義務者から前年において生活費又は教育費に充てるための支払を三十八万円以上受けている者

第三百三十四条の四第二項中「第三百三十一条の八第一項の規定によつて申告納付するものにあつては同項」を「第三百三十一条の八第一項」に改め、「同条第四項の規定によつて申告納付するものにあつては同項に規定する連結法人税額の課税標準の算定期間の末日現在」を削る。

第三百三十一条の八第一項中「(連結事業年度に該当する期間を除く。)」を削り、「又は当該事業年度開始の日の前日の属する連結事業年度の法人税割額を基準として政令で定めるところにより計算した法人税割額及び(連結事業年度に該当する期間を除く。以下この節において同じ。))」を削り、「六月」を「六月経過日(当該事業年度(当該法人が同法第二条第十二号の七に規定する通算子法人である場合には、当該事業年度開始の日の属する当該法人に係る通算親法人(同条第十二号の六の七に規定する通算親法人をいう。次項において同じ。))の事業年度開始の日以後六月を経過した日をいう。の前日ま

で」に、「第三十九項」を「第五十項」に改め、同条第二項及び第三項を次のように改める。

2 法人税法第七十一条第一項ただし書の規定により同項の規定による法人税に係る申告書を提出することを要しないこととされた法人(同項第一号に掲げる金額(同条第二項又は第三項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)が十万円以下である場合又は当該金額がない場合に該当するものを除く。))は、その事業年度(新たに設立された法人のうち適格合併(同法第二条第十二号の八に規定する適格合併をいう。以下この条において同じ。))により設立されたものの以外のものの設立の日の属する事業年度及び同法第六十四条の九第一項の規定による承認の効力が生じた日が同日の属する当該法人に係る通算親法人の事業年度(以下この項において「通算親法人事業年度」という。))開始の日以後六月を経過した日以後であるときその効力が生じた日の属する事業年度を除く。以下この項において同じ。))開始の日の属する通算親法人事業年度が六月を超え、かつ、当該通算親法人事業年度開始の日以後六月を経過した日(以下この項及び第五十項において「六月経過日」という。))において当該通算親法人との間に同法第二条第十二号の七の七に規定する通算完全支配関係がある場合には、総務省令で定める様式により、六月経過日から二月以内に、前事業年度の法人税割額を基準として政令で定めるところにより計算した法人税割額(第三百三十一条の十一第一項において「法人税」に

係る法人税割額」という。))、均等割額その他必要な事項を記載した申告書(以下この項において「法人の市町村民税の申告書」という。))を当該事業年度開始の日から六月経過日の前日までの期間中において有する事務所、事業所又は寮等所在地の市町村長に提出し、及びその申告した市町村民税額を納付しなければな

らない。この場合において、当該法人が、法人の市町村民税の申告書をその提出期限までに提出しなかつたときは、第五十項の規定の適用がある場合を除き、当該申告書の提出期限において、当該市町村長に対し、政令で定めるところにより計算した法人税割額及び均等割額を記載した当該申告書の提出があつたものとみなし、当該法人は、当該申告納付すべき期限内にその提出があつたものとみなされる申告書に係る市町村民税に相当する税額の市町村民税を事務所、事業所又は寮等所在の市町村に納付しなければならない。

3 法人税法第七十一条第一項 同法第七十二条第一項の規定が適用される場合に限る。又は第七十四条第一項の規定により法人税に係る申告書を提出する義務がある法人について、当該事業年度開始の日前十年以内に開始した事業年度において生じた通算適用前欠損金額 同法第五十七條第一項の欠損金額(同法第五十八條第一項の規定によりないものとされたものを除く。)で、同法第五十七條第六項又は第八項の規定によりないものとされたものをいう。次項から第六項までにおいて同じ。がある場合の当該法人が納付すべき当該事業年度分の法人税割の課税標準となる法人税額の算定については、第一項、第三十四項又は第三十五項の規定にかかわらず、これらの規定により申告納付すべき当該法人税額の課税標準の算定期間に係る法人税割の課税標準となる法人税額から、当該法人税額(当該法人税額について租税特別措置法第四十二条の十四第一項若しくは第四項、第六十二条第一項、第六十二条の三第一項若しくは第九項又は第六十三条第一項の規定により加算された金額がある場合には、政令で定める額を控除した額)を限度として、控除対象通算適用前欠損調整額を控除するものとする。この場合において、控除対象通算適用前欠損調整額は、前事業年度以前の法人税割の課税標準と

すべき法人税額について控除されなかつた額に限る。

第三百二十一条の八第四項及び第五項を削り、同条第六項中「控除対象個別帰属調整額」を「控除対象通算適用前欠損調整額」に、「連結適用前欠損金額又は連結適用前災害損失欠損金額」を「通算適用前欠損金額」に、「最初連結事業年度の終了の日(二)以上の最初連結事業年度の」を「最初通算事業年度(法人税法第六十四条の九第一項の規定による承認の効力が生じた日以後最初に終了する事業年度をいう。以下この項から第六項までにおいて同じ。)終了の日(二)以上の最初通算事業年度」に、「最初の最初連結事業年度の」を「最初の最初通算事業年度」に改め、「応じ、」の下に「それぞれ」を加え、同項各号を次のように改める。

一 普通法人 法人税法第二条第九号に規定する普通法人をいう。第十四項第一号及び第四十五項第四号において同じ。 同法第六十六条第一項に規定する税率に相当する率

二 協同組合等 法人税法第二条第七号に規定する協同組合等をいう。第十四項第二号及び第四十五項第四号において同じ。 同法第六十六条第三項に規定する税率に相当する率

第三百二十一条の八第六項を同条第四項とし、同条第七項中「第五項の」を「第三項の」に改め、「規定する完全支配関係の下に(以下この条において「完全支配関係」という。)」を、「関係の下に(以下この条において「相互の関係」という。)」を加え、「以下この条において同じ。」が「を」に、「連結適用前欠損金額又は連結適用前災害損失欠損金額」を「通算適用前欠損金額」に、「第五項に」を「前項に」に、「控除対象個別帰属調整額」を「控除対象通算適用前欠損調整額」に、「最初連結事業年度」を「最初通算事業年度」に、「第八十一条の九第二項」を「第五十七條第六項又は第八項」に、「ない」を「ある」に、

「(第一項の規定によつて)」を「(第一項の規定により)」に、「第七十四条第一項の規定によつて)」を「第七十四条第一項の規定により)」に改め、「又は第四項の規定によつて提出すべき申告書」を削り、「当該適格合併の日前十年以内に開始し、又は当該残余財産の確定の日の翌日前十年以内に開始した事業年度又は連結事業年度を「前十年内事業年度」に改め、「又は個別帰属法人税額」を削り、「控除未済個別帰属調整額」を「控除未済通算適用前欠損調整額」に改め、「若しくは連結事業年度」を削り、「合併等事業年度等」を「合併等事業年度」に、「の事業年度又は連結事業年度」を削り、「同項」を「前項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第八項中「第五項の」を「第三項の」に、「連結適用前欠損金額又は連結適用前災害損失欠損金額」を「通算適用前欠損金額」に、「第五項に規定する控除対象個別帰属調整額」とみなされた被合併法人等の同項に規定する控除対象個別帰属調整額」を「第四項に規定する控除対象通算適用前欠損調整額(以下この項において「控除対象通算適用前欠損調整額」という。)とみなされた被合併法人等の控除対象通算適用前欠損調整額」に、「最初連結事業年度」を「最初通算事業年度」に、「第八十一条の九第二項」を「第五十七條第六項又は第八項」に、「ない」を「ある」に、「第五項に規定する控除対象個別帰属調整額」とみなされたものにつき同項を「控除対象通算適用前欠損調整額」とみなされたものにつき第三項に、「にあつては、合併等事業年度等」を「には、合併等事業年度」に改め、同項を同条第六項とし、同条第五十九項中「又は個別帰属法人税額」を削り、同項を同条第六十九項とし、同条第五十八項中「第四十六項」を「第五十六項」に、「第五十六項」を「第六十六項」に、「第四十二項」を「第五十二項」に、「第四十五項」を「第五十五項」に改め、同項を同条第六十七項とし、同条第五十七項を同条第六十七項とし、同条第五十六項中「第四十二項」を「第

五十二項」に改め、同項を同条第六十六項とし、同条第五十五項中「第四十六項後段」を「第五十六項後段」に、「第五十三項」を「第六十三項」に、「第七十五条の四第三項若しくは第六項(同法第八十一条の二十四の三第二項において準用する場合を含む。)」を「第七十五条の五第三項若しくは第六項」に、「第四十二項」を「第五十二項」に改め、同項を同条第六十五項とし、同条第五十四項中「第四十六項前段」を「第五十六項前段」に、「第五十一項」を「第六十一項」に、「第四十二項」を「第五十二項」に改め、同項を同条第六十四項とし、「第五十六項」を「第五十六項」に、「第四十二項」を「第五十二項」に改め、同項を同条第六十三項とし、同条第五十二項中「第四十六項前段」を「第五十六項前段」に改め、同項を同条第六十一項とし、同条第五十項中「第四十七項」を「第五十七項」に、「第四十六項前段」を「第五十六項前段」に、「第四十八項」を「第五十八項」に改め、同項を同条第六十項とし、同条第四十九項中「第四十七項」を「第五十七項」に、「第四十六項前段」を「第五十六項前段」に改め、同項を同条第五十九項とし、同条第四十八項を同条第五十八項とし、同条第四十七項中「第四項、第十九項若しくは第二十三項」を「第三十一項若しくは第三十五項」に改め、同項を同条第五十七項とし、同条第四十六項中「第四十二項」を「第五十二項」に、「第七十五条の四第二項(同法第八十一条の二十四の三第二項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。)」の規定により同法第七十五条の四第二項を「第七十五条の五第二項の規定により同項」に改め、「若しくは同法第八十一条の二十四の三第一項」を削り、「同法第七十五条の四第一項を「同条第一項」に改め、「又は同法第八十一条の二十四の三第一項の規定により指定

五十二項」に改め、同項を同条第六十六項とし、同条第五十五項中「第四十六項後段」を「第五十六項後段」に、「第五十三項」を「第六十三項」に、「第七十五条の四第三項若しくは第六項(同法第八十一条の二十四の三第二項において準用する場合を含む。)」を「第七十五条の五第三項若しくは第六項」に、「第四十二項」を「第五十二項」に改め、同項を同条第六十五項とし、同条第五十四項中「第四十六項前段」を「第五十六項前段」に、「第五十一項」を「第六十一項」に、「第四十二項」を「第五十二項」に改め、同項を同条第六十四項とし、「第五十六項」を「第五十六項」に、「第四十二項」を「第五十二項」に改め、同項を同条第六十三項とし、同条第五十二項中「第四十六項前段」を「第五十六項前段」に改め、同項を同条第六十一項とし、同条第五十項中「第四十七項」を「第五十七項」に、「第四十六項前段」を「第五十六項前段」に、「第四十八項」を「第五十八項」に改め、同項を同条第六十項とし、同条第四十九項中「第四十七項」を「第五十七項」に、「第四十六項前段」を「第五十六項前段」に改め、同項を同条第五十九項とし、同条第四十八項を同条第五十八項とし、同条第四十七項中「第四項、第十九項若しくは第二十三項」を「第三十一項若しくは第三十五項」に改め、同項を同条第五十七項とし、同条第四十六項中「第四十二項」を「第五十二項」に、「第七十五条の四第二項(同法第八十一条の二十四の三第二項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。)」の規定により同法第七十五条の四第二項を「第七十五条の五第二項の規定により同項」に改め、「若しくは同法第八十一条の二十四の三第一項」を削り、「同法第七十五条の四第一項を「同条第一項」に改め、「又は同法第八十一条の二十四の三第一項の規定により指定

する期間(同条第二項において準用する同法第七十五条の四第五項の規定により当該期間として当該指定があつたものとみなされた期間を含む。を削り、同項を同条第五十六項とし、同条第四十五項中「第四十二項本文」を「第五十二項本文」に改め、同項を同条第五十五項とし、同条第四十四項中「第四十二項」を「第五十二項」に改め、同項を同条第五十四項とし、同条第四十三項第一号中「又は連結事業年度」を削り、同項を同条第五十三項とし、同条第四十二項中「第四項、第十九項又は第二十一項から第二十三項まで」を「第三十一項及び第三十三項から第三十五項まで」に、「第四十四項」を「第五十四項」に、「第四項、第十九項及び第二十一項から第二十三項まで」を「第三十一項及び第三十三項から第三十五項まで」に、「第四十五項」を「第五十五項」に改め、同項を同条第五十二項とし、同条第四十一項を削り、同条第四十項を同条第五十一項とし、同条第三十九項中「連結事業年度」を「事業年度」に、「六月」を「六月経過日の前日まで」に改め、同項を同条第五十項とし、同条第三十八項中「第二十八項又は第二十九項」これらの規定を第三十項(第三十一項を「第四十一項(第四十二項」に、「及び第三十一項において準用する場合を含む」を「及び第四十二項において準用する場合を含む。以下この項において同じ」に、「でこれら」を「で第四十項」に、「これら」を「同項」に改め、同項を同条第四十九項とし、同条第三十七項を同条第四十八項とし、同条第三十六項を同条第四十七項とし、同条第三十五項中「第三十七項」を「第四十八項」に、「第二十七項」を「第三十九項」に改め、同項を同条第四十六項とし、同条第三十四項中「又は連結事業年度の開始」を「開始」に、「又は連結事業年度の法人」を「の法人」に改め、「又は当該五年を経過する日の属する連結事業年度の「及び」若しくは連結事業年度」を削り、「第三十七項」を「第四十八項」に、「第二十七項」を「第三十九項」に改め、同項を同条第四十五項とし、

同条第三十三項中「又は連結法人税額に係る個別帰属法人税額を削り、「第三十五項」を「第四十六項」に改め、「又は連結事業年度」を削り、「以下この条」を「次項及び第四十六項」に、「第三十七項」を「第四十八項」に改め、同項を同条第四十四項とし、同条第三十二項中「第二十四項から第二十七項までの規定並びに第二十八項及び第二十九項(これらの規定を第三十項」を「第三十六項から第三十九項までの規定及び第四十項(第四十一項」に、「第二十四項及び第二十五項」を「第三十六項及び第三十七項」に、「第二十六項」を「第三十八項」に、「第二十七項」を「第三十九項」に、「並びに第二十八項及び第二十九項」を「及び第四十項」に改め、同項を同条第四十三項とし、同条第三十一項中「前三項」を「前二項」に、「第二十八項又は第二十九項」を「第四十項」に、「第二十八項若しくは第二十九項」を「同項」に改め、同項を同条第四十二項とし、同条第三十項中「第二十八項」を「前項」に、「国税通則法第二十四条若しくは」を「国税通則法第二十四条又は」に改め、「若しくは各連結事業年度の連結法人税額」及び「又は前項に規定する同法第二十四条若しくは第二十六条の規定による更正に伴い当該更正に係る連結事業年度後の各連結事業年度の連結法人税額若しくは各事業年度の法人税額を減少させる更正があつた場合」を削り、「これらの」を「その」に改め、「又はこれらの更正に係る連結法人税額に係る個別帰属法人税額を削り、「法人税額に係る租税条約の実施に係る還付すべき金額又は個別帰属法人税額に係る租税条約の実施に係る還付すべき金額」を「租税条約の実施に係る還付すべき金額」に、「前二項」を「前項」に改め、同項を同条第四十一項とし、同条第二十九項を削り、同条第二十八項中「第三十項」を「次項」に、「法人税額に係る租税条約の実施に係る還付すべき金額」を「租税条約の実施に係る還付すべき金額」に改め、「又は連結事業年度」及び「又は各連結事業年度」を削り、「若しくは」を「又

は」に改め、「又は同法第八十一条の二十二第一項の規定により申告書を提出すべき連結事業年度に係る連結法人税額に係る個別帰属法人税額」及び「又はその連結法人税額の課税標準の算定期間」を削り、同項を同条第四十項とし、同条第二十七項中「又は同法第八十一条の二十二第一項の規定により法人税に係る申告書を提出する義務がある法人若しくは当該法人との間に連結完全支配関係がある連結子法人(連結申告法人に限る。」「又は各連結事業年度」「又は連結事業年度」「又は当該各連結事業年度」及び「又は連結法人税額に係る個別帰属法人税額」を削り、「第三十三項」を「第四十四項」に、「第三十四項又は第三十七項」を「第四十五項又は第四十八項」に改め、同項を同条第三十九項とし、同条第二十六項中「控除限度額若しくは」を「控除限度額又は」に改め、「又は同法第八十一条の十五第一項の連結控除限度個別帰属額」及び「若しくは同条第三項の控除の限度額で政令で定めるもの」を削り、「第五十三条第二十六項」を「第五十三条第三十八項」に、「第四項、第二十二項又は第二十三項」を「第三十四項又は第三十五項」に改め、同項を同条第三十八項とし、同条第二十五項中「又は各連結事業年度」を削り、「第六十六条の九の三第四項及び第十項又は第六十六條の九の三第三項及び第九項」に改め、「又は連結事業年度」を削り、「同法第六十六条の九の三第四項」を「同条第三十三項」に改め、「又は同法第六十八條の九十三の三第四項に規定する個別控除対象所得税額等相当額」を削り、「同法第六十六条の九の三第四項に規定する法人税の額及び同条第十項」を「同項に規定する法人税の額及び同条第九項」に、「第五十三条第二十五項に規定する法人税割額の合計額又は同法第六十八條の九十三の三第四項に規定する法人税の額及び同条第十項に規定する所得地方法人税額並びに第五十三条第二十五項」を「第五十三条第三十七項」に、「第四項、第二十二項又は第

二十三項」を「第三十四項又は第三十五項」に改め、同項を同条第三十七項とし、同条第二十四項中「又は各連結事業年度」を削り、「第六十六条の七第五項及び第十一項又は第六十六条の九十一第四項及び第十項」を「第六十六条の七第四項及び第十項」に改め、「又は連結事業年度」を削り、「同法第六十六条の七第五項」を「同条第四項」に改め、「又は同法第六十八條の九十一第四項に規定する個別控除対象所得税額等相当額」を削り、「同法第六十六条の七第五項」を「同項」に、「同条第十一項」を「同条第十項」に、「第五十三条第二十四項に規定する法人税割額の合計額又は同法第六十八條の九十一第四項に規定する法人税の額及び同条第十項に規定する所得地方法人税額並びに第五十三条第二十四項」を「第五十三条第三十六項」に改め、「第四項」を削り、同項を同条第三十六項とし、同条第二十三項中「第二項又は第四項」を「又は第二項」に改め、「当該法人が連結子法人である場合又は連結子法人であつた場合があつては、当該法人との間に連結完全支配関係がある連結親法人(法人税法第二条第十二号の六の七に規定する連結親法人をいう。以下この節において同じ)若しくは連結完全支配関係があつた連結親法人が法人税に係る修正申告書を提出し、又は法人税に係る更正若しくは決定の通知を受けたこと」を削り、「によつて」を「により」に改め、「若しくは連結法人税額」を削り、同項を同条第三十五項とし、同条第二十二項中「第四項、第十九項」を「第三十一項」に、「によつて」を「により」に改め、同項を同条第三十四項とし、同条第二十一項中「第四項、第十九項及び第二十三項」を「第三十一項及び第三十五項」に、「によつて」を「により」に改め、同項を同条第三十三項とし、同条第二十項中「又は同法第八十一条の二十二第一項の規定による申告書に係る連結法人税額に係る個別帰属法人税額」を削り、同項を同条第三十二項とし、同条第十九項中「第三百十二条第三項第四号」を「第三百十

二条第三項第三号」に改め、同項を同条第三十一項とし、同条第十八項中「第五項、第九項、第十二項及び第十五項を」第十一項及び第十七項の規定による法人税額への加算並びに第三項、第八項、第十三項、第十九項、第二十三項及び第二十六項に改め、「又は個別帰属法人税額を」削り、「第五項及び第九項の規定による控除をし、次に第十二項及び第十五項を」第十一項及び第十七項の規定による加算をし、次に第三項、第八項、第十三項及び第十九項の規定による控除をした後において、第二十三項及び第二十六項に改め、同項を同条第三十項とし、同条第十七項中「第十五項を」第二十六項に、「控除対象個別帰属還付税額」を「還付対象欠損金額」に、「控除対象個別帰属還付税額」とみなされたものを「第二十七項に規定する控除対象還付対象欠損調整額(以下この項において「控除対象還付対象欠損調整額」という。)とみなされた被合併法人等の控除対象還付対象欠損調整額に係る還付対象欠損金額を」に、「計算の基礎となつた連結欠損金額に係る連結事業年度以後を」生じた事業年度又は中間期間開始の日の属する事業年度について法人の市町村民税の確定申告書を提出し、かつ、その後」に、「控除対象個別帰属還付税額とみなされたものを」に、「控除対象還付対象欠損調整額とみなされたものに」に、「」にあつては、合併等事業年度等」を」に、合併等事業年度に改め、同項を同条第二十九項とし、同条第十六項中「前項を」第二十六項に改め、「完全支配関係」の下に「当該法人による完全支配関係又は相互の関係に限る。」を、「法人以下この項の下に」及び「次項」を加え、「連結事業年度(法人税法第八十一条の三十一第五項に規定する中間期間を含む)」を「事業年度又は中間期間」に、「前十年内連結事業年度又は前十年内事業年度」に、「損金の額が益金の額を超えることとなつたため、当該被合併法人等に控除対象個別帰属還付税額を」生じた還付対象欠損金額に係る前項に規定す

る控除対象還付対象欠損調整額」に、「当該控除対象個別帰属還付税額を」当該控除対象還付対象欠損調整額」に、「の控除対象個別帰属還付税額を」の前項に規定する控除対象還付対象欠損調整額」に、「の計算の基礎となつた連結欠損金額に係る前十年内連結事業年度を」に係る還付対象欠損金額の生じた事業年度又は中間期間」に、「日又は」を「前十年以内に開始し、又は」に、「連結事業年度又は事業年度を」事業年度に改め、「個別帰属法人税額又は」を削り、「控除未済個別帰属還付税額を」控除未済還付対象欠損調整額」に改め、「連結事業年度若しくは」を削り、「合併等事業年度等」を「合併等事業年度に、」当該前十年内連結事業年度を」当該前十年内事業年度に、」前十年内連結事業年度開始を」前十年内事業年度開始に、」前十年内連結事業年度又は」前十年内事業年度に改め、「前連結事業年度又は」を削り、「係る控除対象個別帰属還付税額を」に係る前項に規定する控除対象還付対象欠損調整額」に改め、同項を同条第二十八項とし、同項の前に次の一項を加える。

27 前項に規定する控除対象還付対象欠損調整額とは、還付対象欠損金額に、同項の法人の当該還付対象欠損金額の生じた事業年度又は中間期間後最初に開始する事業年度終了の日における第十四項各号に掲げる当該法人の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める率を乗じて得た金額をいう。

第三百二十一條の八第十五項中「若しくは」を「又は」に改め、「又は同法第八十一条の二十二第一項の規定により法人税に係る申告書を提出する義務がある法人若しくは当該法人との間に連結完全支配関係がある連結子法人(連結申告法人に限る。)」を削り、「又は連結事業年度開始を」開始」に、「連結事業年度(同法第八十一条の三十一第五項を」事業年度又は中間期間(同法第八十条第五項に、」を含む)」をいう。次項から第二十九項までにおいて同じ」に、「損

金の額が益金の額を超えることとなつたため、これらの法人に同法第八十一条の十八第一項第五号に掲げる金額(以下この項から第十七項までにおいて「控除対象個別帰属還付税額」という。)がある場合におけるこれらの」を「生じた還付対象欠損金額(同法第八十条第十二項の規定により計算した還付を受けるべき金額の計算の基礎となつた金額と同条第十三項の規定により計算した還付を受けるべき金額の計算の基礎となつた金額の合計額をいう。次項から第二十九項までにおいて同じ)」がある場合の当該に改め、「又は連結事業年度分」及び「又は個別帰属法人税額」を削り、「第四項、第二十二項又は第二十三項を」第三十四項又は第三十五項に改め、「又は当該連結法人税額の課税標準の算定期間を削り、「第四十二條の六第五項、第四十二條の九第四項、第四十二條の十二の三第五項、第四十二條の十二の四第五項を」第四十二條の十四第一項若しくは第四項に改め、「又は当該個別帰属法人税額(当該個別帰属法人税額について個別帰属特別控除取戻税額等がある場合は、政令で定める額を控除した額)を削り、「控除対象個別帰属還付税額」を削り、「控除対象還付対象欠損調整額」に改め、「又は前連結事業年度」を削り、同項を同条第二十六項とし、同条第十四項中「第十二項を」第二十三項とし、「事業年度以後」を「事業年度又は中間期間開始の日の属する事業年度について法人の市町村民税の確定申告書を提出し、かつ、その後」に、「」にあつては、合併等事業年度等」を」に、合併等事業年度に改め、同項を同条第二十五項とし、同条第十三項中「完全支配関係」の下に「当該法人による完全支配関係又は相互の関係に限る。」を加え、「(法人税法第八十条第五項又は第百四十四條の十三第十一項に規定する中間期間を含む)」を「又は中間期間(欠損事業年度を除く)」に改め、「当該被合併法人等の当該適格合併の日」の下に「前十年以内に開始し、」を加え、「事業年度又は連結事業年度の」を「事業年

度」に改め、「又は個別帰属法人税額」及び「若しくは連結事業年度」を削り、「合併等事業年度等」を「合併等事業年度」に、「事業年度又は連結事業年度に」を「事業年度」に改め、同項第一号中「又は連結事業年度を削り、「合併等事業年度等」を「合併等事業年度」に改め、「又は前連結事業年度」を削り、同項第二号中「合併等事業年度等」を「合併等事業年度」に改め、同項を同条第二十四項とし、同条第十二項中「若しくは」を「又は」に改め、「又は同法第八十一条の二十二第一項の規定により法人税に係る申告書を提出する義務がある法人若しくは当該法人との間に連結完全支配関係がある連結子法人(連結申告法人に限る。)」を削り、「当該事業年度開始の前十年以内に開始した事業年度」の下に「又は中間期間」を加え、「含む」又は「当該連結事業年度開始の前十年以内に開始した事業年度(同法第八十条第五項又は第百四十四條の十三第十一項に規定する中間期間を含む)」を「いう。次項及び第二十五項において同じ。」(同法第八十条第七項又は第八項に規定する欠損事業年度(次項において「欠損事業年度」という。))を除く」に改め、「又は当該連結事業年度分」を削り、「法人税額又は個別帰属法人税額」を削り、「法人税額」に、「第一項、第四項、第二十二項又は第二十三項を、」第一項、第三十四項又は第三十五項に改め、同項第一号中「第四項、第二十二項又は第二十三項を」第三十四項又は第三十五項に改め、「又は個別帰属法人税額」を削り、「第四十二條の六第五項、第四十二條の九第四項、第四十二條の十二の三第五項、第四十二條の十二の四第五項を」第四十二條の十四第一項若しくは第四項に改め、「又は当該個別帰属法人税額(当該個別帰属法人税額について個別帰属特別控除取戻税額等がある場合は、政令で定める額を控除した額)を削り、「第十四項を」第二十五項に改め、「又は前連結事業年度」を削り、同項第二号及び第三号中「第二十二項又は第二十三項を」第三十四項又

は第三十五項に、「第十四項」を「第二十五項」に改め、同項を同条第二十三項とし、同項の前に次の六項を加える。

17 法人税法第七十一条第一項(同法第七十二条第一項の規定が適用される場合に限る。)又は第七十四条第一項の規定により法人税に係る申告書を提出する義務がある法人について、当該事業年度において生じた被配賦欠損金控除額(同法第六十四条の七第一項第二号ハに掲げる金額に同項第三号ロに規定する非特定損金算入割合(第十九項において「非特定損金算入割合」という。)を乗じて計算した金額で同法第五十七条第一項の規定により損金の額に算入されたものをいう。次項において同じ。)がある場合の当該法人が納付すべき当該事業年度分の法人税割の課税標準となる法人税額の算定については、第一項、第三十四項又は第三十五項の規定にかかわらず、これらの規定により申告納付すべき当該法人税額の課税標準の算定期間に係る法人税割の課税標準となる法人税額となる法人税額に加算対象被配賦欠損調整額を加算するものとする。

18 前項に規定する加算対象被配賦欠損調整額とは、被配賦欠損金控除額に、同項の法人の当該事業年度終了の日における第四項各号に掲げる当該法人の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める率を乗じて得た金額をいう。

19 法人税法第七十一条第一項(同法第七十二条第一項の規定が適用される場合に限る。)又は第七十四条第一項の規定により法人税に係る申告書を提出する義務がある法人について、当該事業年度開始の日前十年以内に開始した事業年度において生じた配賦欠損金控除額(同法第六十四条の七第一項第二号ニに掲げる金額に非特定損金算入割合を乗じて計算した金額で同法第五十七条第一項の規定により損金の額に算入されたものをいう。次項から第二十二項までにおいて同じ。)がある場合の当該法人が納付すべき当該事業年度分の法人

人税割の課税標準となる法人税額の算定については、第一項、第三十四項又は第三十五項の規定にかかわらず、これらの規定により申告納付すべき当該法人税額の課税標準の算定期間に係る法人税割の課税標準となる法人税額から、当該法人税額(当該法人税額について租税特別措置法第四十二条の十四第一項若しくは第四項、第六十二条第一項、第六十二条の三第一項若しくは第九項又は第六十三条第一項の規定により加算された金額がある場合には、政令で定める額を控除した額)を限度として、控除対象配賦欠損調整額を控除するものとする。この場合において、控除対象配賦欠損調整額は、前事業年度以前の法人税割の課税標準とすべき法人税額について控除されなかつた額に限る。

20 前項に規定する控除対象配賦欠損調整額とは、配賦欠損金控除額に、同項の法人の当該配賦欠損金控除額の生じた事業年度後最初の事業年度終了の日における第十四項各号に掲げる当該法人の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める率を乗じて得た金額をいう。

21 第十九項の法人を合併法人とする適格合併が行われた場合又は当該法人との間に完全支配関係(当該法人による完全支配関係又は相互の関係に限る。)がある他の法人で当該法人が発行済株式若しくは出資の全部若しくは一部を有するものの残余財産が確定した場合において、当該適格合併に係る被合併法人又は当該他の法人(以下この項及び次項において「被合併法人等」という。)の当該適格合併の日前十年以内に開始し、又は当該残余財産の確定の日の翌日前十年以内に開始した事業年度(以下この項において「前十年内事業年度」という。)において生じた配賦欠損金控除額に係る前項に規定する控除対象配賦欠損調整額(当該被合併法人等が当該控除対象配賦欠損調整額(この項の規定により当該被合併法人等の前項に規定する控除対象配賦欠損調整額

とみなされたものを含む。)に係る配賦欠損金控除額の生じた事業年度について法人税法第五十七条第一項の規定の適用があることを証する書類を添付した法人の市町村民税の確定申告書を提出していることその他の政令で定める要件を満たしている場合における当該控除対象配賦欠損調整額に限るものとし、第十九項の規定により当該被合併法人等の前十年内事業年度の法人税割の課税標準とすべき法人税額について控除された額を除く。以下この項において「控除未済配賦欠損調整額」という。)があるときは、当該法人の当該適格合併の日の属する事業年度又は当該残余財産の確定の日の翌日の属する事業年度(以下この項及び次項において「合併等事業年度」という。)以後の事業年度における第十九項の規定の適用については、当該前十年内事業年度に係る控除未済配賦欠損調整額(当該他の法人に株主等が二以上ある場合には、当該控除未済配賦欠損調整額を当該他の法人の発行済株式又は出資(当該他の法人が有する自己の株式又は出資を除く。)の総数又は総額で除し、これに当該法人の有する当該他の法人の株式又は出資の数又は金額を乗じて計算した金額)は、それぞれ当該控除未済配賦欠損調整額に係る前十年内事業年度開始の日の属する当該法人の事業年度(当該法人の合併等事業年度開始の日以後に開始した当該被合併法人等の前十年内事業年度に係る控除未済配賦欠損調整額にあつては、当該合併等事業年度の事業年度)に係る前項に規定する控除対象配賦欠損調整額とみなす。

22 第十九項の規定は、同項の法人が配賦欠損金控除額(前項の規定により当該法人の第二十項に規定する控除対象配賦欠損調整額(以下この項において「控除対象配賦欠損調整額」という。)とみなされた被合併法人等の控除対象配賦欠損調整額に係る配賦欠損金控除額を除く。)の生じた事業年度について法人税法第

五十七条第一項の規定の適用があることを証する書類を添付した法人の市町村民税の確定申告書を提出し、かつ、その後において連続して法人の市町村民税の確定申告書を提出している場合(前項の規定により当該法人の控除対象配賦欠損調整額とみなされたものにつき第十九項の規定を適用する場合)には、合併等事業年度以後において連続して法人の市町村民税の確定申告書を提出している場合)に限り、適用する。

第三百二十一条の八第十一項中「第九項を「第十三項」に、「控除対象個別帰属税額」を「通算対象所得金額」に、「控除対象個別帰属税額」とみなされたものを「第十四項に規定する控除対象通算対象所得調整額(以下この項において「控除対象通算対象所得調整額」という。)とみなされた被合併法人等の控除対象通算対象所得調整額に係る通算対象所得金額を「連結事業年度以後の「事業年度について法人税法第六十四条の五第三項の規定の適用があることを証する書類を添付した法人の市町村民税の確定申告書を提出し、かつ、その後」に、「控除対象個別帰属税額とみなされたものを「控除対象通算対象所得調整額とみなされたもの」に、「に」あつては、合併等事業年度等」を「に」は、合併等事業年度」に改め、同項を同条第十六項とし、同項の前に次の二項を加える。

14 前項に規定する控除対象通算対象所得調整額とは、通算対象所得金額に、同項の法人の当該通算対象所得金額の生じた事業年度後最初の事業年度終了の日における次の各号に掲げる当該法人の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める率を乗じて得た金額をいう。
一 普通法人又は法人税法第六十六条第一項に規定する一般社団法人等 同項に規定する税率に相当する率
二 法人税法第六十六条第三項に規定する公益法人等又は協同組合等 同項に規定する税率に相当する率

15 第十三項の法人を合併法人とする適格合併が行われた場合又は当該法人との間に完全支配関係（当該法人による完全支配関係又は相互の関係に限る。）がある他の法人で当該法人が発行済株式若しくは出資の全部若しくは一部を有するものの残余財産が確定した場合において、当該適格合併に係る被合併法人又は当該他の法人（以下この項及び次項において「被合併法人等」という。）の当該適格合併の日前十年以内に開始し、又は当該残余財産の確定の日の翌日前十年以内に開始した事業年度（以下この項において「前十年内事業年度」という。）において生じた通算対象所得金額に係る前項に規定する控除対象通算対象所得調整額（当該被合併法人等が当該控除対象通算対象所得調整額とみなされたものを含む。）に係る通算対象所得金額の生じた事業年度について法人税法第六十四条の五第三項の規定の適用があることを証する書類を添付した法人の市町村民税の確定申告書を提出していることその他の政令で定める要件を満たしている場合における当該控除対象通算対象所得調整額に限るものとし、第十三項の規定により当該被合併法人等の前十年内事業年度の法人税割の課税標準とすべき法人税額について控除された額を除く。以下この項において「控除未済通算対象所得調整額」という。）があるときは、当該法人の当該適格合併の日の属する事業年度又は当該残余財産の確定の日の属する事業年度以下この項及び次項において「合併等事業年度」という。）以後の事業年度における第十三項の規定の適用については、当該前十年内事業年度に係る控除未済通算対象所得調整額（当該他の法人に株主等が二以上ある場合には、当該控除未済通算対象所得調整額を当該他の法人の発行済株式又は出資当該他の法人が有する自己の株式又は出資を除く。）の総数又は総額で除し、これに当該法人

の有する当該他の法人の株式又は出資の数又は金額を乗じて計算した金額）は、それぞれ当該控除未済通算対象所得調整額に係る前十年内事業年度開始の日の属する当該法人の事業年度（当該法人の合併等事業年度開始の日以後に開始した当該被合併法人等の前十年内事業年度に係る控除未済通算対象所得調整額にあつては、当該合併等事業年度の前事業年度）に係る前項に規定する控除対象通算対象所得調整額とみなす。

く。の総数又は総額で除し、これに当該法人の有する当該他の法人の株式又は出資の数又は金額を乗じて計算した金額）は、それぞれ当該控除未済通算対象所得調整額に係る前十年内事業年度開始の日の属する当該法人の事業年度（当該法人の合併等事業年度開始の日以後に開始した当該被合併法人等の前十年内事業年度に係る控除未済通算対象所得調整額にあつては、当該合併等事業年度の前事業年度）に係る前項に規定する控除対象通算対象所得調整額とみなす。

第三百二十一条の八第十項を削り、同条第九項中「若しくは」を「又は」に改め、「又は同法第八十一条の二十二第一項の規定により法人税に係る申告書を提出する義務がある法人若しくは当該法人との間に連結完全支配関係がある連結子法人（連結申告法人に限る。）を削り、「又は連結事業年度開始」を「開始し」、「又は連結事業年度において控除対象個別帰属税額（零（個別帰属特別控除取戻税額等がある場合には、当該個別帰属特別控除取戻税額等）から調整前個別帰属法人税額を差し引いた額であつて、零を超えるものをいう。以下この項から第十一項までにおいて同じ。）が生じた場合におけるこれらの」を「事業年度において生じた通算対象所得金額（同法第六十四条の五第三項に規定する通算対象所得金額で同項の規定により益金の額に算入されたものをいう。次項から第十六項までにおいて同じ。）がある場合の当該」に改め、「又は連結事業年度分」及び「又は個別帰属法人税額」を削り、「第四項又は第三十五項又は第二十三項を「第三十四項又は第三十五項に改め、「又は当該連結法人税額の課税標準の算定期間」を削り、「第四十二条の六第五項、第四十二条の九第四項、第四十二条の十二の三第五項、第四十二条の十二の四第五項を「第四十二条の十四第一項若しくは第四項に改め、「又は当該個別帰属法人税額（当該個別帰属法人税額について個別帰属特別控除取戻税額等がある場合には、政令で定める

く。の総数又は総額で除し、これに当該法人の有する当該他の法人の株式又は出資の数又は金額を乗じて計算した金額）は、それぞれ当該控除未済通算対象所得調整額に係る前十年内事業年度開始の日の属する当該法人の事業年度（当該法人の合併等事業年度開始の日以後に開始した当該被合併法人等の前十年内事業年度に係る控除未済通算対象所得調整額にあつては、当該合併等事業年度の前事業年度）に係る前項に規定する控除対象通算対象所得調整額とみなす。

第三百二十一条の八第十項を削り、同条第九項中「若しくは」を「又は」に改め、「又は同法第八十一条の二十二第一項の規定により法人税に係る申告書を提出する義務がある法人若しくは当該法人との間に連結完全支配関係がある連結子法人（連結申告法人に限る。）を削り、「又は連結事業年度開始」を「開始し」、「又は連結事業年度において控除対象個別帰属税額（零（個別帰属特別控除取戻税額等がある場合には、当該個別帰属特別控除取戻税額等）から調整前個別帰属法人税額を差し引いた額であつて、零を超えるものをいう。以下この項から第十一項までにおいて同じ。）が生じた場合におけるこれらの」を「事業年度において生じた通算対象所得金額（同法第六十四条の五第三項に規定する通算対象所得金額で同項の規定により益金の額に算入されたものをいう。次項から第十六項までにおいて同じ。）がある場合の当該」に改め、「又は連結事業年度分」及び「又は個別帰属法人税額」を削り、「第四項又は第三十五項又は第二十三項を「第三十四項又は第三十五項に改め、「又は当該連結法人税額の課税標準の算定期間」を削り、「第四十二条の六第五項、第四十二条の九第四項、第四十二条の十二の三第五項、第四十二条の十二の四第五項を「第四十二条の十四第一項若しくは第四項に改め、「又は当該個別帰属法人税額（当該個別帰属法人税額について個別帰属特別控除取戻税額等がある場合には、政令で定める

く。の総数又は総額で除し、これに当該法人の有する当該他の法人の株式又は出資の数又は金額を乗じて計算した金額）は、それぞれ当該控除未済通算対象所得調整額に係る前十年内事業年度開始の日の属する当該法人の事業年度（当該法人の合併等事業年度開始の日以後に開始した当該被合併法人等の前十年内事業年度に係る控除未済通算対象所得調整額にあつては、当該合併等事業年度の前事業年度）に係る前項に規定する控除対象通算対象所得調整額とみなす。

く。の総数又は総額で除し、これに当該法人の有する当該他の法人の株式又は出資の数又は金額を乗じて計算した金額）は、それぞれ当該控除未済通算対象所得調整額に係る前十年内事業年度開始の日の属する当該法人の事業年度（当該法人の合併等事業年度開始の日以後に開始した当該被合併法人等の前十年内事業年度に係る控除未済通算対象所得調整額にあつては、当該合併等事業年度の前事業年度）に係る前項に規定する控除対象通算対象所得調整額とみなす。

く。の総数又は総額で除し、これに当該法人の有する当該他の法人の株式又は出資の数又は金額を乗じて計算した金額）は、それぞれ当該控除未済通算対象所得調整額に係る前十年内事業年度開始の日の属する当該法人の事業年度（当該法人の合併等事業年度開始の日以後に開始した当該被合併法人等の前十年内事業年度に係る控除未済通算対象所得調整額にあつては、当該合併等事業年度の前事業年度）に係る前項に規定する控除対象通算対象所得調整額とみなす。

く。の総数又は総額で除し、これに当該法人の有する当該他の法人の株式又は出資の数又は金額を乗じて計算した金額）は、それぞれ当該控除未済通算対象所得調整額に係る前十年内事業年度開始の日の属する当該法人の事業年度（当該法人の合併等事業年度開始の日以後に開始した当該被合併法人等の前十年内事業年度に係る控除未済通算対象所得調整額にあつては、当該合併等事業年度の前事業年度）に係る前項に規定する控除対象通算対象所得調整額とみなす。

く。の総数又は総額で除し、これに当該法人の有する当該他の法人の株式又は出資の数又は金額を乗じて計算した金額）は、それぞれ当該控除未済通算対象所得調整額に係る前十年内事業年度開始の日の属する当該法人の事業年度（当該法人の合併等事業年度開始の日以後に開始した当該被合併法人等の前十年内事業年度に係る控除未済通算対象所得調整額にあつては、当該合併等事業年度の前事業年度）に係る前項に規定する控除対象通算対象所得調整額とみなす。

く。の総数又は総額で除し、これに当該法人の有する当該他の法人の株式又は出資の数又は金額を乗じて計算した金額）は、それぞれ当該控除未済通算対象所得調整額に係る前十年内事業年度開始の日の属する当該法人の事業年度（当該法人の合併等事業年度開始の日以後に開始した当該被合併法人等の前十年内事業年度に係る控除未済通算対象所得調整額にあつては、当該合併等事業年度の前事業年度）に係る前項に規定する控除対象通算対象所得調整額とみなす。

するものとする。この場合において、控除対象合併等前欠損調整額は、前事業年度以前の法人税割の課税標準とすべき法人税額について控除されなかつた額に限る。

9 前二項に規定する控除対象合併等前欠損調整額とは、合併等前欠損金額に、第七項の法人の合併等事業年度終了の日における第四項各号に掲げる当該法人の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める率を乗じて得た金額をいう。

10 第八項の規定は、第七項の法人が合併等事業年度以後において連続して法人の市町村民税の確定申告書を提出している場合限り、適用する。

11 法人税法第七十一条第一項（同法第七十二条第一項の規定が適用される場合に限る。）又は第七十四条第一項の規定により法人税に係る申告書を提出する義務がある法人について、当該事業年度において生じた通算対象欠損金額（同法第六十四条の五第一項に規定する通算対象欠損金額で同項の規定により損金の額に算入されたものをいう。次項において同じ。）がある場合の当該法人が納付すべき当該事業年度の法人税割の課税標準となる法人税額の算定については、第一項、第三十四項又は第三十五項の規定にかかわらず、これらの規定により申告納付すべき当該法人税額の課税標準の算定期間に係る法人税割の課税標準となる法人税額に加算対象通算対象欠損調整額を加算するものとする。

12 前項に規定する加算対象通算対象欠損調整額とは、通算対象欠損金額に、同項の法人の当該事業年度終了の日における第四項各号に掲げる当該法人の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める率を乗じて得た金額をいう。
第三百二十一條の八の二中、「第四項又は第三十二項を」と又は第三十四項に改め、「（同条第二項又は第四項の申告書を提出した法人が連結子法人の場合にあつては、当該連結子法人と

の間に連結完全支配関係がある連結親法人又は連結完全支配関係があつた連結親法人が法人税の額について国の税務官署の更正を受けたこと」と及び「若しくは個別帰属法人税額を削る。」
第三百二十一條の八の三第一項中、「第四項又は第三十九項を」と又は第三十一項に、「においては」とに改め、同条第三項中「においては」とに改める。

第三百二十一條の九第一項中「同条第二十二項を」と同条第三十四項に改め、同条第二項中「においては」とに改める。
第三百二十一條の十一第一項中「若しくは個別帰属法人税額を削り、これらをこれに」と、「法人税に関する法律の規定によつて」とを「若しくは法人税に関する法律の規定によつて申告し、修正申告し、更正され、若しくは決定された連結法人税額に係る個別帰属法人税額（確定個別帰属法人税額という。以下この項から第三項までにおいて同じ。）を削り、」予定申告に係る連結法人の法人税割額を「法人税において予定申告義務がない法人の予定申告に係る法人税割額に」とによつて確定法人税額若しくは確定個別帰属法人税額を」とにより確定法人税額に改め、同条第二項中「第四項又は第三十九項を」と又は第三十一項に改め、「又は確定個別帰属法人税額を削り、同条第三項中若しくは個別帰属法人税額及び若しくは確定個別帰属法人税額を削り、これらをこれに改め、同条第四項中」とによつてを」とによりに、「においては」とに改め、同条第五項中「第三十二條の八第二十項を」と第三十三條の八第三十二項に、「によつてを」とによりに改め、「又は当該連結事業年度分を削る。」
第三百二十一條の十一の二第二項中「及び次

条第一項を削り、」第三百二十一條の八第二十三項を「第三百二十一條の八第三十五項に改める。
第三百二十一條の十一の三を削る。」

第三百二十一條の十二第二項中、第四項又は第三十九項を「又は第三十一項に、」同条第二十三項を「同条第三十五項に、」第二項又は第四項を「又は第二項に改め、同条第三項中「第四項又は第三十九項を」と又は第三十一項に改め、（同条第二項又は第四項に規定する申告書を提出すべき法人が連結子法人の場合には、当該連結子法人との間に連結完全支配関係があつた連結親法人若しくは連結完全支配関係があつた連結親法人が法人税に係る修正申告書を提出し、又は法人税に係る更正若しくは決定を受けたこと。次項第二号において同じ。）を削り、同条第四項中「第四項又は第三十九項を」と又は第三十一項に改める。
第三百二十一條の十三第一項中「によつてを」とによりに、「においては」とに改め、又は個別帰属法人税額を削り、同条第二項中「又は連結法人税額の課税標準の算定期間（以下この項及び次項において「算定期間」という。）及び「又は個別帰属法人税額を削り、」あん分してを」と按分してに改め、同条第三項第一号及び第二号中「算定期間の中途を」と法人税額の課税標準の算定期間の中途に改め、同条第三号中「算定期間中」とを「法人税額の課税標準の算定期間中」に改め、同条第五項中「又は個別帰属法人税額を削る。」
第三百二十一條の十四の見出し中「法人税額等を」と法人税額に改め、同条第一項及び第二項中「又は個別帰属法人税額を削り、同条第四項中若しくは個別帰属法人税額を削り、同条第五項中」とにおいてはを」とに、」によつてを」とによりに改め、若しくは個別帰属法人税額を削り、同条第六項中「によつてを」とによりに改め、若しくは個別帰属法人税額を削り、」においてはを」とに改める。
第三百二十四條第一項中「又は個別帰属法人税額を削り、」同条第二十二項を「同条第三十四項に改め、同条第五項中、第四項若しくは第三十九項を」と若しくは第三十一項に改める。

第三百二十五條中「又は法人税を」と若しくは法人税に改め、「連結子法人が政府に提出した法人税法第八十一条の二十五に規定する書類を削る。」
第三百二十六條第一項中「第四項若しくは第三十九項を」と若しくは第三十一項に、「同条第三十二項を」と同条第三十四項に、「第三百二十一條の八第三十二項を」と（第三百二十一條の八第三十四項に、「第四項又は第三十九項の」と又は第三十一項の）に改め、同項第二号及び第三号中「第四項又は第三十九項を」と又は第三十二項に改め、同項第四号中「第三百二十一條の八第三十二項を」と第三百二十一條の八第三十四項に改め、同条第二十三項を「同条第三十四項に、」第三百二十一條の八第二十三項を「第三百二十一條の八第三十五項に改め、同条第三十三項を」と第三百二十一條の八第三十五項に改め、同条第三十七項に、「第五十

第三百二十七條第四項から第六項までを削る。
第四百六十七條第二項ただし書中「〇・七グラムを」とグラムに、「〇・七本を」と一本に改める。
第七百一條の三十四第二項中「及びマンション敷地売却組合を」と、マンション敷地売却組合及び敷地分割組合に改める。
第七百三十四條第三項の表第三百二十一條の八第二十四項の項中「第三百二十一條の八第二十四項を」と第三百二十一條の八第三十六項に、「第五十三條第二十四項を」と第五十三條第三十六項に改め、同表第三百二十一條の八第二十五項の項中「第三百二十一條の八第二十五項を」と第三百二十一條の八第三十七項に、「第五十

第三百二十七條第四項から第六項までを削る。
第四百六十七條第二項ただし書中「〇・七グラムを」とグラムに、「〇・七本を」と一本に改める。
第七百一條の三十四第二項中「及びマンション敷地売却組合を」と、マンション敷地売却組合及び敷地分割組合に改める。
第七百三十四條第三項の表第三百二十一條の八第二十四項の項中「第三百二十一條の八第二十四項を」と第三百二十一條の八第三十六項に、「第五十三條第二十四項を」と第五十三條第三十六項に改め、同表第三百二十一條の八第二十五項の項中「第三百二十一條の八第二十五項を」と第三百二十一條の八第三十七項に、「第五十

第三百二十七條第四項から第六項までを削る。
第四百六十七條第二項ただし書中「〇・七グラムを」とグラムに、「〇・七本を」と一本に改める。
第七百一條の三十四第二項中「及びマンション敷地売却組合を」と、マンション敷地売却組合及び敷地分割組合に改める。
第七百三十四條第三項の表第三百二十一條の八第二十四項の項中「第三百二十一條の八第二十四項を」と第三百二十一條の八第三十六項に、「第五十三條第二十四項を」と第五十三條第三十六項に改め、同表第三百二十一條の八第二十五項の項中「第三百二十一條の八第二十五項を」と第三百二十一條の八第三十七項に、「第五十

第三百二十七條第四項から第六項までを削る。
第四百六十七條第二項ただし書中「〇・七グラムを」とグラムに、「〇・七本を」と一本に改める。
第七百一條の三十四第二項中「及びマンション敷地売却組合を」と、マンション敷地売却組合及び敷地分割組合に改める。
第七百三十四條第三項の表第三百二十一條の八第二十四項の項中「第三百二十一條の八第二十四項を」と第三百二十一條の八第三十六項に、「第五十三條第二十四項を」と第五十三條第三十六項に改め、同表第三百二十一條の八第二十五項の項中「第三百二十一條の八第二十五項を」と第三百二十一條の八第三十七項に、「第五十

三条第二十五項を「第五十三條第三十七項」に改め、同表第三百二十一条の八第二十六項の項中「第三百二十一条の八第二十六項を」第三百二十一条の八第三十八項に、「第五十三條第二十六項を」第五十三條第三十八項に改める。

第七百四十七條の二第一項第一号中「第五十三條第四十六項」を「第五十三條第五十五項」に改め、同項第七号中「第三百二十一条の八第四十二項」を「第三百二十一条の八第五十二項」に改める。

第七百六十二條第二号ロ(1)中「第五十三條第四十六項及び第四十九項」を「第五十三條第五十五項及び第五十八項」に、「第三百二十一条の八第四十二項及び第四十五項」を「第三百二十一条の八第五十二項及び第五十五項」に改める。

附則第三條の二第二項及び第三條の二の二中「及び第四項」を削り、「並びに」を「及び」に改める。

附則第三條の二の四第三項中「又は各連結事業年度の連結所得の金額」を削る。

附則第八條中第三項及び第四項を削り、第五項を第三項とし、第六項を削り、第七項を第四項とし、第八項を削り、同條第九項中「第四十二條の十二第五項第一号」を「第四十二條の十二第六項第一号」に改め、同項を同條第五項とし、同條第十項中「中小連結親法人等の租税特別措置法第六十八條の十五の二第五項第一号に規定する適用年度を」中小企業者等の平成三十年四月一日から令和三年三月三十一日までの間に開始する各事業年度に、「適用年度の連結法人税額に係る調整前個別帰属法人税額を」事業年度の法人税額に、「同條第一項又は第二項を」租税特別措置法第四十二條の十二の五第一項に改め、「のうちに当該中小連結親法人等に係る金額に相当する金額」を削り、「第二十三條第一項第四号の三及び第二十九條第一項第四号の三」を「第二十三條第一項第四号及び第二百九十二條第一項第四号及び第二百九十八條の十五の三まで」を「第四十二條の十二の五」に、「第六十八

條の十五まで、第六十八條の十五の三」を「第四十二條の十二の五第二項」に改め、同項を同條第六項とし、同條第十一項中「第四十二條の十二の五第一項」を「第四十二條の十二の五第二項」に、「第四十二條の十二の五第二項」を「第四十二條の十二の五第三項」に改め、同項を同條第十二條の十二の五第一項に改め、同項を同條第七項とし、同條第十二項中「中小連結親法人等の平成三十年四月一日から令和三年三月三十一日までの間に開始する各連結事業年度の法人の道府県民税及び市町村民税に限り、当該連結事業年度の連結法人税額に係る調整前個別帰属法人税額について」を「中小企業者等の各事業年度の法人税額について」に、「第六十八條の十五の六第一項」を「第四十二條の十二の五の二第二項」に改め、「のうちに当該中小連結親法人等に係る金額に相当する金額」を削り、「第二十三條第一項第四号の三及び第二十九條第一項第四号及び第二百九十二條第一項第四号及び第二百九十八條の十五の六」を「第二十三條第一項第四号イ及び第二百九十二條第一項第四号イ中「第四十二條の十二の五、第四十二條の十二の五の二第一項、第三項、第四項及び第七項を除く。」とあるのは第四十二條の十二の五」と「第二十三條第一項第四号ロ及び第二百九十二條第一項第四号ロ中「第四十二條の十二の五及び第四十二條の十二の五の二(第一項、第三項、第四項及び第七項を除く。)」に、「第六十八條の十五の六第二項」を「及び第四十二條の十二の五」に改め、同項を同條第八項とし、同項の次に次の四項を加える。

9 第五十三條第三項又は第三百二十一条の八第三項の規定の適用を受ける法人が、当該法人のこれらの規定に規定する最初通算事業年度終了の日において、特定医療法人租税特別措置法第六十七條の二第一項の承認を受けている同項に規定する医療法人をいう。以下の條において同じである場合の当該法人の道府県民税及び市町村民税に係る第五十三

條第四項第一号及び第三百二十一条の八第四項第一号の規定の適用については、これらの規定中「同法第六十六條第一項に規定する」とあるのは、「租税特別措置法第六十七條の二第一項に規定する」とする。

10 第五十三條第七項又は第三百二十一条の八第七項の規定の適用を受ける法人が、当該法人のこれらの規定に規定する合併等事業年度終了の日において、特定医療法人である場合の当該法人の道府県民税及び市町村民税に係る第五十三條第九項及び第三百二十一条の八第九項の規定の適用については、これらの規定中「第四項各号」とあるのは、「附則第八條第九項の規定により読み替えられた第四項各号」とする。

11 第五十三條第十一項又は第三百二十一条の八第十一項の規定の適用を受ける法人が、当該法人の当該事業年度終了の日において、特定医療法人である場合の当該法人の道府県民税及び市町村民税に係る第五十三條第十二項及び第三百二十一条の八第十二項の規定の適用については、これらの規定中「第四項各号」とあるのは、「附則第八條第九項の規定により読み替えられた第四項各号」とする。

12 第五十三條第十三項又は第三百二十一条の八第十三項の規定の適用を受ける法人が、当該法人のこれらの規定に規定する当該通算対象所得金額の生じた事業年度後最初の事業年度終了の日において、特定医療法人である場合の当該法人の道府県民税及び市町村民税に係る第五十三條第十四項第一号及び第三百二十一条の八第十四項第一号の規定の適用については、これらの規定中「同項に規定する」とあるのは、「租税特別措置法第六十七條の二第一項に規定する」とする。

13 第五十三條第十七項又は第三百二十一条の八第十七項の規定の適用を受ける法人が、当

該法人の当該事業年度終了の日において、特定医療法人である場合の当該法人の道府県民税及び市町村民税に係る第五十三條第十八項及び第三百二十一条の八第十八項の規定の適用については、これらの規定中「第四項各号」とあるのは、「附則第八條第九項の規定により読み替えられた第四項各号」とする。

14 第五十三條第十九項又は第三百二十一条の八第十九項の規定の適用を受ける法人が、当該法人のこれらの規定に規定する当該配賦欠損金控除額の生じた事業年度後最初の事業年度終了の日において、特定医療法人である場合の当該法人の道府県民税及び市町村民税に係る第五十三條第二十項及び第三百二十一条の八第二十項の規定の適用については、これらの規定中「第十四項各号」とあるのは、「附則第八條第十二項の規定により読み替えられた第十四項各号」とする。

15 第五十三條第二十六項又は第三百二十一条の八第二十六項の規定の適用を受ける法人が、当該法人のこれらの規定に規定する当該還付対象欠損金額の生じた事業年度後最初の事業年度終了の日において、特定医療法人である場合の当該法人の道府県民税及び市町村民税に係る第五十三條第二十七項及び第三百二十一条の八第二十七項の規定の適用については、これらの規定中「第十四項各号」とあるのは、「附則第八條第十二項の規定により読み替えられた第十四項各号」とする。

附則第八條第十六項及び第十七項を削る。
附則第八條の二を次のように改める。
第八條の二 所得税法等の一部を改正する等の法律(平成十八年法律第十号、附則第六百六條の規定によりその例によることとされる同法第十三條の規定による改正前の租税特別措置法第四十二條の十一第十一項、所得税法等の一部を改正する法律(平成十九年法律第六号、附則第八十九條、第九十條第六項、第九十一條若しくは第九十二條の規定によりその例によ

ることとされる同法第十二条の規定による改正前の租税特別措置法第四十二条の六第六項、第四十二条の七第六項、第四十二条の十第六項若しくは第四十二条の十一第六項又は租税特別措置法の一部を改正する法律（平成八年法律第十七号）附則第十五条の規定によりその例によることとされる同法による改正前の租税特別措置法第六十二条の三第一項若しくは第八項、第六十三条第一項の規定により加算された金額がある場合における第五十三条第三項、第八項、第十三項、第十九項、第二十三項及び第二十六項並びに第三百二十一条の八第三項、第八項、第十三項、第十九項、第二十三項及び第二十六項の規定の適用については、これらの規定中「又は第六十三條第一項とあるのは、（「租税特別措置法の一部を改正する法律（平成八年法律第十七号。以下この項において「平成八年租税特別措置法改正法」という。）附則第十五条第一項の規定によりその例によることとされる平成八年租税特別措置法改正法による改正前の租税特別措置法第六十二条の三第一項又は第八項を含む。、第六十三条第一項（平成八年租税特別措置法改正法附則第十五条第二項の規定によりその例によることとされる平成八年租税特別措置法第六十三条第一項を含む。）、所得税法等の一部を改正する等の法律（平成十八年法律第十号）附則第六十六条の規定によりその例によることとされる同法第十三条の規定による改正前の租税特別措置法第四十二条の十一第一項又は所得税法等の一部を改正する法律（平成十九年法律第六号）附則第八十九条、第九十条第六項、第九十一条若しくは第九十二条の規定によりその例によることとされる同法第十二条の規定による改正前の租税特別措置法第四十二条の六第六項、第四十二条の七第六項、第四十二条の十第六項若しくは第四十二条の十一第六項」とする。

附則第八条の二の二第一項中「第七項」を「第四項」に、「平成二十八年法律第三十号。以下この条」を「平成二十八年法律第三十号。第四項」に、「第二十二項又は第二十三項」を「第三十四項又は第三十五項」に、「第五十三条第二十四項から第二十七項まで及び第二十八項同条第三十項（同条第三十一項を「第五十三条第三十六項から第三十九項まで及び第四十項同条第四十一項（同条第四十二項）に、「及び同条第三十一項」を「及び同条第四十二項」に改め、同条第三十二項中「同条第三十四項若しくは第三十五項」を「同条第三十三項及び第三十七項」に、「同条第三十三項及び第三十七項」を「同条第三十三項及び第三十七項」に改め、同項を同条第三十三項とし、同条第七項中「第三十五項」に、「第三百二十一条の八第二十四項から第二十七項まで及び第二十八項（同条第三十項（同条第三十一項を「第三百二十一条の八第三十六項から第三十九項まで及び第四十項（同条第四十一項（同条第四十二項）に、「及び同条第三十一項」を「及び同条第四十二項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第八項中「同条第三十二項若しくは第三十五項」に改め、同項を同条第三十五項とし、同条第九項から第十一項までを削り、同条第十二項中「第七項又は第九項の規定」を「第四項の規定」に、「第三百二十一条の八第三十二項」を「第三百二十一条の八第四十三項」に、「附則第八条の二の二第七項又は第九項」を「附則第八条の二の二第四項」に、「第二十四項及び第二十五項」を「第三十六項及び第三十七項」に、「同条第七項及び第九項」を「同項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第十三項中「又は連結親法人若しくは連結子法人を削り、〔附則第八条の二の二第七項から第十二項まで〕

を「附則第八条の二の二第四項から第六項まで」に、「第三百二十一条の八第二十六項」を「第三百二十一条の八第三十八項」に、「第五十三条第二十六項」を「第五十三条第三十八項」に、「附則第八条の二の二第七項及び第九項」を「附則第八条の二の二第四項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第十四項を同条第八項とする。
附則第九条第一項及び第二項中「又は同条第十七号の二に規定する連結個別資本金等の額」を削り、同条第七項第一号中「同項ただし書を削り、同条第七項第一号中「期間」を「中間期間」に改め、同条第十一項中「又は同条第十七号の二に規定する連結個別資本金等の額」を削り、同条第十三項中「（次項において「連結申告法人」という。）」、「及び次項及び（次項において「雇用安定除調整率」という。）」を削り、同条第十四項を削り、同条第十五項中「前二項を「前項」に、「第十三項中「比較雇用者給与等支給額を控除した」とあるのは「同項中「比較雇用者給与等支給額を控除した」とあるのは「に、「第十五項」を「次項」に改め、「及び次項」。次項において同じ」及び「前項中「比較雇用者給与等支給額を控除した」とあるのは「比較雇用者給与等支給額を控除した金額に、第七十二条の十五第一項に規定する各事業年度の報酬給与額を当該報酬給与額及び各事業年度において労働者派遣又は船員派遣の対価として当該労働者派遣又は当該船員派遣の役務の提供を受けた者から支払を受ける金額（当該事業年度終了の日の属する連結事業年度の法人税の連結所得の計算上益金の額に算入されるものに限る。）に百分の七十五の割合を乗じて得た金額（当該金額が当該労働者派遣に係る派遣労働者又は当該船員派遣に係る派遣船員に係る同項に規定する合計額を超える場合には、当該合計額）の合計額で除して計算した割合を乗じて計算した」とを削り、同項を同条第十四項とし、同条第十六項中「及び第十四項」を削り、「これらの規定」を「同項」に、「第十六項」を「第十五項」に改め、同項を同条第十五項とし、

同条第十七項中「及び第十四項」、「これらの規定を「及び又は第十四項」を削り、「これらの」を「第十三項」に改め、同項を同条第十六項とし、同条第十八項を第十七項とし、第十九項から第二十二項までを一項ずつ繰り上げる。
附則第九条の二の二第一項中「又は同法第二百一十一条第一項の承認を受けていない法人で同法第二条第六号に規定する連結申告法人に該当するもの」を削る。
附則第三十五条の三の二第一項中「（という。）又は（という。）」に、「に基づき」を「又は同項第六号に規定する特定非課税累積投資契約（以下この条において「特定非課税累積投資契約」という。）に基づき」に改め、同条第二項中「（という。）又は（を）」に、「から」を「」、同条第五項第七号に規定する特定累積投資勘定（以下この項及び第五項において「特定累積投資勘定」という。）又は同条第五項第八号に規定する特定非課税管理勘定（以下この項及び第五項において「特定非課税管理勘定」という。）から「に、又は非課税累積投資契約を、非課税累積投資契約又は特定非課税累積投資契約に、又は累積投資勘定を、累積投資勘定、特定累積投資勘定又は特定非課税管理勘定に改め、同条第四項中「又は非課税累積投資契約」を「非課税累積投資契約又は特定非課税累積投資契約」に改め、同条第五項中「又は累積投資勘定を、累積投資勘定、特定累積投資勘定又は特定非課税管理勘定」に、「又は非課税累積投資契約」を、非課税累積投資契約又は特定非課税管理勘定又は特定非課税累積投資契約に改める。
附則第四十一条第二項中「第七十二条の十三第六項、第二十項、第二十一項、第二十四項、第二十五項及び第二十七項」を「第七十二条の十三第五項第一号、第三号、第四号及び第六号に係る部分に限る。」、第六項及び第八項第二号に係る部分に限る。に、「第十二項を「第十一項」に改め、同条第四項中「第二項第四号、第五十三条第十九項」を「第二項（第三号に係る部

分に限る。)、第五十三条第三十一項に、「第三項第四号、第三百二十一条の八第十九項を「第三項第三号に係る部分に限る。」、第三百二十一条の八第三十一項に改める。

(地方税法等の一部を改正する法律の一部改正) 第三条 地方税法等の一部を改正する法律(平成三十一年法律第二号)の一部を次のように改正する。

第三条のうち、地方税法第二十四条の五第一項第二号の改正規定、同法第四十五条の第二項第八号を同項第九号とし、同項第七号の次に一号を加える改正規定、同法第二百九十五条第一項第二号の改正規定及び同法第三百七条の二第一項第八号を同項第九号とし、同項第七号の次に一号を加える改正規定を削り、同法附則第十二条の三に一項を加える改正規定及び同法附則第三十条に一項を加える改正規定中「平成三十三年四月一日から平成三十四年三月三十一日まで」を「令和三年四月一日から令和四年三月三十一日まで」に、「平成三十四年度分」を「令和四年度分」に、「平成三十四年四月一日から平成三十五年三月三十一日まで」を「令和四年四月一日から令和五年三月三十一日まで」に、「平成三十五年度分」を「令和五年度分」に改める。

附則第一条第一号中「平成三十一年六月一日」を「令和元年六月一日」に改め、同条第二号中「平成三十一年十月一日」を「令和元年十月一日」に改め、同条第三号中「平成三十二年一月一日」を「令和二年一月一日」に改め、同条第四号中「平成三十二年四月一日」を「令和二年四月一日」に改め、同条第五号を次のように改める。

五 削除

附則第一条第六号中「平成三十三年四月一日」を「令和三年四月一日」に改め、同条第七号中「平成三十四年一月一日」を「令和四年一月一日」に改め、同条第八号中「平成三十四年四月一日」を「令和四年四月一日」に改め、同条第九号中「平成四十六年四月一日」を「令和十六年四月一日」に改め、同条第十号中「平成四十七年四月一日」を「令和十七年四月一日」に改める。

日」を「令和十七年四月一日」に改める。

附則第二条第一項中「平成三十一年度」を「令和元年度」に改め、同条第二項中「平成三十二年度」を「令和二元度」に、「平成三十一年度分」を「令和元年度分」に改め、同条第三項中「平成三十二年度分」を「令和二元度分」に改め、同項の表中「平成三十一年六月一日」を「令和元年六月一日」に改め、同条第七項中「平成三十一年十二月三十一日」を「令和元年十二月三十一日」に、「平成三十一年六月一日」を「令和元年六月一日」に、「同年一月一日から同年五月三十一日まで」を「平成三十一年一月一日から令和元年五月三十一日まで」に改める。

附則第三条第一項中「三十二年新法」を「二年新法」に、「平成三十二年度」を「令和二元度」に、「平成三十一年度分」を「令和元年度分」に改め、同条第二項及び第三項中「三十二年新法」を「二年新法」に改め、同条第四項中「三十二年新法」を「二年新法」に、「平成三十二年度」を「令和二元度」に、「平成三十一年度分」を「令和元年度分」に改める。

附則第四条を次のように改める。

第四条 削除

附則第六条第一項中「三十一年十月新法」を「元年十月新法」に改める。

附則第十条第一項中「平成三十一年度分」を「令和元年度分」に改める。

附則第十一条第一項中「三十一年十月新法」を「元年十月新法」に改め、同条第二項及び第三項中「平成三十三年四月一日」を「令和三年四月一日」に改め、同条第四項中「三十一年十月新法」を「元年十月新法」に、「平成三十二年度」を「令和二元度」に改め、同条第五項から第七項までの規定中「三十一年十月新法」を「元年十月新法」に改める。

附則第十二条第一項中「平成三十四年度」を「令和四年度」に、「平成三十三年度分」を「令和三元度分」に改め、同条第二項中「平成三十三年度」を「令和三元度」に、「平成三十二年度分」を「令和二元度分」に改める。

「令和二元度分」に改める。

附則第十三条第一項中「平成三十一年度」を「令和元年度」に改め、同条第二項中「平成三十二年度」を「令和二元度」に、「平成三十一年度分」を「令和元年度分」に改め、同条第三項中「平成三十二年度分」を「令和二元度分」に改め、同項の表中「平成三十一年六月一日」を「令和元年六月一日」に改め、同条第七項中「平成三十一年十二月三十一日」を「令和元年十二月三十一日」に、「平成三十一年六月一日」を「令和元年六月一日」に、「同年一月一日から同年五月三十一日まで」を「平成三十一年一月一日から令和元年五月三十一日まで」に改める。

附則第十四条第一項中「三十二年新法」を「二年新法」に、「平成三十二年度」を「令和二元度」に、「平成三十一年度分」を「令和元年度分」に改め、同条第二項及び第三項中「三十二年新法」を「二年新法」に改め、同条第四項中「三十二年新法」を「二年新法」に、「平成三十二年度」を「令和二元度」に、「平成三十一年度分」を「令和元年度分」に改める。

附則第十五条を次のように改める。

第十五条 削除

附則第十六条第一項中「平成三十一年度」を「令和元年度」に改める。

附則第十七条第一項中「平成三十一年度分」を「令和元年度分」に改める。

附則第十八条第一項中「三十一年十月新法」を「元年十月新法」に改め、同条第二項及び第三項中「平成三十三年四月一日」を「令和三年四月一日」に改め、同条第四項中「三十一年十月新法」を「元年十月新法」に、「平成三十二年度」を「令和二元度」に改め、同条第五項から第七項までの規定中「三十一年十月新法」を「元年十月新法」に改める。

附則第十九条中「平成三十三年度」を「令和三元度」に、「平成三十二年度分」を「令和二元度分」に改める。

附則第二十条中「平成三十一年以後」を「令和元年以後」に、「平成三十一年前」を「令和元年前」に、「平成三十一年分」を「令和元年分」に改める。

附則第二十一条中「平成三十一年度」を「令和元年度」に改める。

附則第二十二条第二項中「平成四十六年度分」を「令和十六年度分」に、「平成四十六年六月」を「令和十六年六月」に改める。

附則第二十三条第二項中「平成三十一年度分」を「令和元年度分」に、「平成三十一年六月」を「令和元年六月」に、「同年二月」を「平成三十一年二月」に改め、同条第三項中「平成三十一年度分」を「令和元年度分」に、「平成三十一年四月から令和元年九月まで」を「平成三十一年四月から令和元年九月まで」に改め、同条第四項中「平成三十一年度分」を「令和元年度分」に、「平成三十一年六月」を「令和元年六月」に、「同年二月」を「平成三十一年二月」に改め、同条第五項中「平成三十一年度分」を「令和元年度分」に、「平成三十一年四月から令和元年九月まで」を「平成三十一年四月から令和元年九月まで」に改める。

附則第二十四条第一項中「平成三十四年新自動車重量譲与税法」を「令和四年新自動車重量譲与税法」に改め、同条第二項及び第三項中「平成三十四年新自動車重量譲与税法」を「令和四年新自動車重量譲与税法」に、「平成三十四年度分」を「令和四年度分」に、「平成三十四年六月」を「令和四年六月」に、「平成三十四年二月」を「令和四年二月」に改める。

附則第二十五条第一項中「平成四十六年新自動車重量譲与税法」を「令和十六年新自動車重量譲与税法」に改め、同条第二項及び第三項中「平成四十六年新自動車重量譲与税法」を「令和十六年新自動車重量譲与税法」に、「平成四十六年度分」を「令和十六年度分」に、「平成四十六年六月」を「令和十六年六月」に、「平成四十六年二月」を「令和十六年二月」に改める。

附則第二十六条第一項中「平成四十七年新自動車重量譲与税法」を「令和十七年新自動車重量譲与税法」に改める。

附則第三十條第一項及び第二項中「平成三十一年度分」を「令和元年度分」に改め、同条第三項中「平成四十六年度分」を「令和十六年度分」に改める。

(航空機燃料譲与税法の一部改正)

附則第二項中「平成三十一年度」を「令和三年
度」に改める。

(地方税法等の一部を改正する等の法律附則第三十一条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第九条の規定による廃止前の地方法人特別税等に関する暫定措置法の一部改正)

第五條 地方税法等の一部を改正する等の法律
(平成二十八年法律第十三号)附則第三十一条第
二項の規定によりなおその効力を有するものと
された同法第九条の規定による廃止前の地方法
人特別税等に関する暫定措置法(平成二十年法
律第二十五号)の一部を次のように改正する。

第三十条を次のように改める。

(滞納処分に関する虚偽の陳述の罪)

三十条 第十条の規定によりその例によることとされる地方税法第七十二条の六十八第六項の場合において、国税徴収法第九十九条の二（同法第九十九条第四項において準用する場合を含む。）の規定の例により都道府県知事に対して陳述すべき事項について虚偽の陳述をした者は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

(森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律の一部改正)

第一条中「この条及び第三十四条第一項において」を削る。

・ 第四条第一項第二号中、「寡夫又は單身児童扶養者」を「又はひとり親」に改め、同条第二項第三号中「寡夫」を「ひとり親」に改め、同項第四号を削り、同項第五号を同項第四号とする。

第二十五条の次に次の一条を加える。

(滞納処分に関する虚偽の陳述の罪)
第二十五条の二 第七条第一項の規定によりそ

の例によることとされる地方税法第三百三十一條第六項の場合において、国税徴収法第九十九條の二（同法第九十九條第四項において準用する場合を含む。）の規定の例により市町村長に対して陳述すべき事項について虚偽の陳述をした者は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

附則第一条ただし書中「第五十条第五項」を「第五十条第六項」に、「平成三十六年一月一日」を「令和六年一月一日」に改める。

附則第二条第一項中「平成三十六年度」を「令和六年度」に改め、同条第二項中「平成三十一年度」を「令和元年度」に改める。

附則第二条の次に次の見出し及び一条を加え

(森林環境譲与税の譲与の特例)

第二条の二 市町村及び都道府県における森林の整備及びその促進に関する施策の実施状況等に鑑み、令和二年度から令和六年度までの各年度において市町村及び都道府県に対して譲与する森林環境譲与税については、第二十七条及び第三十条第一項の規定にかかわらず、特別会計に関する法律附則第十条第三項の規定により交付税及び譲与税配付金特別会計に繰り入れた額の全部又は一部に相当する額を譲与するものとする。

附則第三条の見出しを削り、同条第一項中

度及び令和三年度」に改め、同項の表第二十七条の項中「三百億円」を「四百億円」に改め、同表第二十八条第一項の項を次のように改める。

第二十八條第一項

十分の九

二十分の十七

公表された結果

公表された結果又は林野庁長官が実施した調査のうち総務省令で定める調査の最近に公表された結果

附則第三条第二項の表第二十九条の項中「五分の一」を「二十分の三」に改め、同表第三十条第一項の項中「五分の四」を「二十分の十七」に、「五分の一」を「二十分の三」に改め、同表第三十条第一項の表九月の項及び第三十条第一項の表三月の項の項中「百五十億円」を「二百億円」に改め、同条第三項中「平成三十六年度において」を「令和四年度及び令和五年度において」に改め、同項の表第二十七條の項を次のように改める。

第二十七条

森林環境税の収入額に相当する額

五百億円

附則第三條第三項の表第二十八條第一項の項中「五分の四」を「二十五分の二十二」に改め、同表第二十九條の項中「五分の一」を「二十五分の三」に改め、同表第三十條第一項の項中「五分の四」を「二十五分の二十二」に、「五分の一」を「二十五分の三」に改め、同表第三十條第一項の表九月の項の項中「三月」を「当該年度の初日の属する年の三月」に、「四月から翌年の二月までの間において收納すべき森林環境税の収入額の見込額の二分の一に相当する額（次項において「見込額」という。）を」を「当該年度の初日の属する年の九月」に改め、同表第三十條第一項の表三月の項の項中「九月」を「当該年度の初日の属する年の九月」に改め、「係る森林環境税の収入額の下に」に「相当する額」を加え、「四月から翌年の二月までの間において收納した森林環境税の収入額から見込額と額及び利子支払額を控除した額」を「令和六年度」に改め、同表第四項中「平成三十七年度から平成四十年年度までの各年度」を「令和六年度」に改め、同項の表を次のように改める。

第二十七条

相当する額

相当する額に三百億円を加算した額

第三十条第一項の表九月の項

三月から八月までの
収納に係る森林環境
収入額に相当する額

[illegible]

九月から翌年の二月まで

の間の収納に係る森林環境税の収入額に相当する額

附則第三条第五項を削る。
附則第四条中「平成三十六年度」を「令和六年度」に改める。

附則第七条中「平成三十一年度分」を「令和元年度分」に改める。

附則第八条のうち、地方税法第二十七条第二項の改正規定中「第五十条第五項」を「第五十条第六項」に改め、同法第三百三十四条の改正規定中「第三百三十四条」を「第三百三十五条」に改め、「において」は、「には」及び「規定を」「定め」に、「外」を「ほか」に「を削り」「あわせて」を「併せて」に改め、同法第五章中第二節を第三節とし、第一節の次に一節を加える改正規定中第七百三十九条の六に係る部分を次のように改める。

(道府県が行う滞納処分に関する罪等)

第七百三十九条の六 個人の道府県民税の納税者又は特別徴収義務者が前条第一項又は第二項（これらの規定を同条第八項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定による滞納処分の執行を免れる目的でその財産を隠蔽し、損壊し、道府県及び市町村の不利益に処分し、又はその財産に係る負担を偽って増加する行為をしたときは、その者は、三年以下の懲役若しくは二百五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2 納税者又は特別徴収義務者の財産を占有する第三者が納税者又は特別徴収義務者に前条第一項又は第二項の規定による滞納処分の執行を免れさせる目的で前項の行為をしたときも、同項と同様とする。

3 情を知つて前二項の行為につき納税者若しくは特別徴収義務者又はその財産を占有する第三者の相手方となつた者は、二年以下の懲役若しくは百五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

4 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処

する。

一 前条第一項又は第二項の場合において、国税徴収法第四百一条の規定の例により行う道府県の徴税吏員の質問に対して答弁をせず、又は偽りの陳述をした者

二 前条第一項又は第二項の場合において、国税徴収法第四百一条の規定の例により行う道府県の徴税吏員の同条に規定する帳簿書類の検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又はその帳簿書類で偽りの記載若しくは記録をしたものを提示した者

5 前条第一項又は第二項の場合において、国税徴収法第九十九条の二（同法第九十九条第四項において準用する場合を含む。）の規定の例により道府県知事に対して陳述すべき事項について虚偽の陳述をした者は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

6 法人（法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。以下この項において同じ。）の代表者（当該社団又は財団の代表者又は管理人を含む。）又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務又は財産に関して第一項から第四項までの違反行為をした場合には、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、当該各項の罰金刑を科する。

7 法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めのあるものについて前項の規定の適用がある場合には、その代表者又は管理人がその訴訟行為につき当該法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めのあるものを代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

附則第九条第一項中「平成三十六年度」を「令

和六年度」に、「平成三十五年度分」を「令和五年度分」に改め、同条第二項及び第三項中「平成三十六年度」を「令和六年度」に改め、同条第四項中「第三百三十四条」を「第三百三十五条」に、「平成三十六年度」を「令和六年度」に、「平成三十五年度分」を「令和五年度分」に改め、同条第五項から第七項までの規定中「平成三十六年度」を「令和六年度」に、「平成三十五年度分」を「令和五年度分」に改める。

（特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律の一部改正）

第七条 特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律（平成三十一年法律第四号）の一部を次のように改正する。

第七条第二号中「第七十二条の二十四の七第五項」を「第七十二条の二十四の七第六項」に改め、同条に次の一号を加える。

五 収入割額、付加価値割額及び資本割額の合算額又は収入割額及び所得割額の合算額により法人の事業税を課される法人 基準法人収入割額に百分の四十の税率を乗じて得た金額

第十四条第一項中「第五十三条第二十項」を「第五十三条第三十二項」に、「第五十三条第三十四項、第三十七項及び第三十八項」を「第五十三条第四十五項、第四十八項及び第四十九項」に、「第三百二十一条の八第二十項」を「第三百二十一条の八第三十二項」に、「第三百二十一条の八第三十四項、第三十七項及び第三十八項」を「第三百二十一条の八第四十五項、第四十八項及び第四十九項」に改める。

第二十七条の次に次の一条を加える。

（滞納処分に関する虚偽の陳述の罪）

第二十七条の二 第八条の規定によりその例によることとされる地方税法第七十二条の六十八第六項の場合において、国税徴収法第九十九条の二（同法第九十九条第四項において準用する場合を含む。）の規定の例により都道府県知事に対して陳述すべき事項について虚偽の

陳述をした者は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

附則第一条中「平成三十一年十月一日」を「令和元年十月一日」に改める。

附則第二条第二項中「平成三十二年五月」を「令和二年五月」に改める。

附則第三条第二項中「平成三十二年」を「令和二年」に改める。

附則第四条中「平成三十二年二月」を「令和二年二月」に、「平成三十二年一月」を「令和元年十一月」に改め、同条第二項中「平成三十二年二月」を「令和二年二月」に改める。

附則第五条及び第六条中「平成三十二年二月」を「令和二年二月」に改める。

附則第七条第一項中「平成三十二年二月」を「令和二年二月」に、「平成三十一年十一月」を「令和元年十一月」に改め、同条第二項中「平成三十二年二月」を「令和二年二月」に改める。

附則第十四条第一項中「平成三十二年」を「令和二年」に改め、同条第二項中「平成三十二年」を「令和二年」に改め、同条第三項中「平成三十二年」を「令和二年」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、平成二十九年、平成三十年、平成三十一年及び令和元年の各年度の適用については、同条中「当該年度以後三年以内の年度分の基準税額等」とあるのは、「当該年度以後三年以内の年度分の基準税額等（令和二年及び令和三年の年度分においては特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律（平成三十一年法律第四号）附則第十三条による改正後の第十四条第三項の表の中欄に掲げる収入の項目のうち、特別法人事業譲与税に係る同表の基準税額等を含む。）とする。

附則第十四条第三項中「平成三十二年」を「令和二年」に改める。

附則

（施行期日）

第一条 この法律は、令和二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中地方税法第七十四条の四第二項にただし書を加える改正規定及び同法第四百六十七條第二項にただし書を加える改正規定並びに附則第九条及び第十五条の規定 令和二年十月一日

二 第一条中地方税法の目次の改正規定、同法第二十三条第一項第十一号及び第十二号、第二十四条の五第一項第二号、第二十七条第二項、第三十四条、第三十七条第一号イの表、第四十一条第二項、第四十五条の二第一項、第五十条、第七十一条から第七十一条の四まで、第七十一条の二十二から第七十一条の二十五まで、第七十一条の四十三から第七十一条の四十六まで、第七十一条の六十三から第七十一条の六十六まで、第七十二条の五十並びに第七十二条の七十一から第七十二条の七十五までの改正規定、同法第二章第四節第四款中第七十三条の三十八の次に一条を加える改正規定、同章第五節第三款中第七十四条の二十九の次に一条を加える改正規定、同法第九十七條から第二百二條まで、第二百四十四條の五十四から第二百四十四條の五十九まで及び第二百七十七條の二から第二百七十七條の五までの改正規定、同章第八節第三款第三目中第二百七十七條の二十三の次に一条を加える改正規定、同法第二百三條から第二百五十八條まで、第二百八十八條、第二百八十九條、第二百九十二條第一項第十一号及び第十二号、第二百九十五條第一項第二号、第三百十四條の二、第三百十四條の六第一号イの表、第三百十七條の二第一項、第三百三十四條から第三百四十條まで、第三百七十六條から第三百七十九條まで並びに第四百六十三條の十から第四百六十三條の十四までの改正規定、同法第三章第三節第三款第三目中第四百六十三條の二十九の次に一条を加える改正規定、同法第

四百八十五條の六から第四百八十五條の十二まで、第五百四十四條から第五百五十條まで及び第六百六十六條から第六百二十條までの改正規定、同法第六百九十七條の次に一条を加える改正規定、同法第七百條の六十八の次に一条を加える改正規定、同法第七百一十一條の二十一から第七百一十一條の二十九まで、第七百一十一條の六十八から第七百一十一條の七十二まで及び第七百一十一條の八十八の改正規定、同法第四

章第七節中第七百三十條の次に一条を加える改正規定、同法第七百三十三條の二十六の次に一条を加える改正規定並びに同法第七百四十五條第一項の改正規定並びに同法附則第三條の二、第四條第七項第一号及び第十三項第一号並びに第四條の二第七項第一号及び第十三項第一号の改正規定、同法附則第四條の四第一項及び第三項の改正規定（「同法第七項」を「同法第六項」に改める部分に限る。）並びに同法附則第三十三條の二第三項第一号及び第七項第一号、第三十三條の三第三項第一号及び第七項第一号、第三十四條第三項第一号及び第六項第一号、第三十五條第四項第一号及び第八項第一号、第三十五條の二第四項第一号及び第八項第一号並びに第三十五條の四第二項第一号及び第五項第一号の改正規定、第五條の規定並びに第七條中特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律第二十七條の次に一条を加える改正規定並びに附則第三條、第四條第二項及び第三項、第十二條第二項及び第三項、第二十七條（外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和三十七年法律第百四十四号）第八條、第十二條第四項、第十六條第一項並びに第三十四條第三項及び第十一項の改正規定に限る。）、第二十八條第一項から第四項まで、第二十九條並びに第三十條の規定 令和三年一月一日

三 第二条中地方税法附則第三十五條の三の二の改正規定 令和三年四月一日

四 第二条中地方税法第七十四条の四第二項ただし書及び第四百六十七條第二項ただし書の改正規定並びに附則第十條及び第十六條の規定 令和三年十月一日

五 第二条（前二号、次号及び第十号に掲げる改正規定を除く。）の規定及び第七條中特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律第十四條第一項の改正規定並びに附則第五條第二項から第八項まで、第七條、第十三條第二項から第八項まで、第二十七條（外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第三十八條から第四十條までの改正規定に限る。）、第二十八條第五項から第七項まで及び第三十一條の規定 令和四年四月一日

六 第二条中地方税法第三十四條第一項第十一号及び第三百十四條の二第一項第十一号の改正規定並びに附則第五條第一項及び第十三條第一項の規定 令和六年一月一日

七 第一条中地方税法附則第十一條第十五項の改正規定（「第百九條の六第二項第一号を」「第百九條の十五第二項第一号」に、「第百九條の八」を「第百九條の十七」に、「第百九條の六第一項」を「第百九條の十五第一項」に、「同法第十項」を「同法第十五項」に、「第四十六條第七項」を「第四十六條第二十六項」に改める部分に限る。）、同法附則第十五條第四十八項の改正規定（「第百九條の二第三項」を「第百九條の四第三項」に、「第百九條の二第一項」を「第百九條の四第一項」に、「第八十一條第八項」を「第八十一條第十項」に改める部分に限る。）、及び同條に五項を加える改正規定（同法第四十八項に係る部分に限る。）、都市再生特別措置法等の一部を改正する法律（令和二年法律第 号）の施行の日

八 第一条中地方税法第二十三條第一項第四号の改正規定（「第四十二條の十二の六」を「第四十二條の十二の五の二」に改める部分に限る。）、同項第四号の三の改正規定並びに同法附則第八條第十五項及び第十六項の改正規定並びに同法附則第十九項に係る部分に限る。並びに附則第四條第七項から第十項までの規定、特定高度情報通信技術活用システムの開発供給及び導入の促進に関する法律（令和二年法律第 号）の施行の日

百九十二條第一項第四号の改正規定（「第四十二條の十二の六」を「第四十二條の十二の五の二」に改める部分に限る。）、及び同項第四号の三の改正規定並びに同法附則第八條第十五項及び第十六項の改正規定並びに同法附則第十九項に係る部分に限る。並びに附則第四條第七項から第十項までの規定、特定高度情報通信技術活用システムの開発供給及び導入の促進に関する法律（令和二年法律第 号）の施行の日

九 第一条中地方税法附則第三十四條第一項及び第四項、第三十四條の二第三項及び第六項、第三十六條第一項並びに第四十四條の二の改正規定、土地基本法等の一部を改正する法律（令和二年法律第 号）附則第一項第一号に掲げる規定の施行の日の属する年の翌年の一月一日

十 第二条中地方税法第二十四條第五項、第七十二條の五第一項第八号、第二百九十四條第七項及び第七百一十一條の三十四第二項の改正規定並びに附則第十七條の規定、マンションの管理の適正化の推進に関する法律及びマンションの建替え等の円滑化に関する法律の一部を改正する法律（令和二年法律第 号）の施行の日（更正、決定等の期間制限及び消滅時効に関する経過措置）

第二条 第一条の規定による改正後の地方税法（以下「新法」という。）第十七條の五第六項の規定は、この法律の施行の日（以下「施行日」という。）以後に地方税法第十七條の五第一項に規定する法定納期限が到来する不申告加算金について適用する。

2 新法第十八條第一項（第二号に係る部分に限る。）の規定は、施行日以後に地方税法第十七條の五第一項に規定する法定納期限が到来する不申告加算金及び還付加算金に関する経過措置（延滞金及び還付加算金に関する経過措置）

第三条 新法附則第三条の二第一項から第五項までの規定は、附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日以後の期間に対応する延滞金及び還付加算金について適用し、同日前の期間に対応する延滞金及び還付加算金については、なお従前の例による。

(道府県民税に関する経過措置)

第四条 別段の定めがあるものを除き、新法の規定中個人の道府県民税に関する部分は、令和二年度以後の年度分の個人の道府県民税について適用し、令和元年度分までの個人の道府県民税については、なお従前の例による。

2 新法第二十三条第一項(第十一号及び第十二号に係る部分に限る。)、第二十四条の五第一項(第二号に係る部分に限る。)、第三十四条、第三十七条(第一号に係る部分に限る。)、及び第四十五条の二第一項並びに附則第四条第七項(第一号に係る部分に限る。)、附則第四条の二第七項(第一号に係る部分に限る。)、附則第三十三条の二第三項(第一号に係る部分に限る。)、附則第三十三條の三第三項(第一号に係る部分に限る。)、附則第三十三條の三第三項(第一号に係る部分に限る。)、附則第三十四條第三項(第一号に係る部分に限る。)、附則第三十五條第四項(第一号に係る部分に限る。)、附則第三十五條の二第四項(第一号に係る部分に限る。)、及び附則第三十五條の四第二項(第一号に係る部分に限る。))の規定は、令和三年度以後の年度分の個人の道府県民税について適用し、令和二年度分までの個人の道府県民税については、なお従前の例による。

3 令和三年度分の個人の道府県民税に係る申告書の提出に係る新法第四十五条の二第一項の規定の適用については、同項ただし書中「地震保険料控除額」とあるのは「地震保険料控除額、ひとり親控除額、地方税法等の一部を改正する法律(令和二年法律第 号)第一条の規定による改正前の地方税法(以下この項において「旧地方税法」という。))第二十三条第一項第十一号に規定する寡婦(旧地方税法第三十四条第三項の

規定に該当するものに限る。又は旧地方税法第二十三条第一項第十二号に規定する寡夫である第二十四条第一項第一号に掲げる者に係るものを除く。)」と、「同法」とあるのは「所得税法」とする。

4 新法第四十五条の三の二第一項の規定は、施行日以後に支払を受けるべき同項に規定する給与について提出する同項及び同条第二項に規定する申告書について適用する。

5 新法第四十五条の三の三第一項の規定は、施行日以後に支払を受けるべき所得税法(昭和四十年法律第三十三号)第二百三条の六第一項に規定する公的年金等(同法第二百三条の七の規定の適用を受けるものを除く。))について提出する新法第四十五条の三の三第一項に規定する申告書について適用する。

6 別段の定めがあるものを除き、新法の規定中法人の道府県民税に関する部分は、施行日以後に開始する事業年度分の法人の道府県民税及び施行日以後に開始する連結事業年度分の法人の道府県民税について適用し、施行日前に開始した事業年度分の法人の道府県民税及び施行日前に開始した連結事業年度分の法人の道府県民税については、なお従前の例による。

7 所得税法等の一部を改正する法律(令和二年法律第 号。以下「所得税法等改正法」という。))附則第八十四条の規定によりなお従前の例によることとされる所得税法等改正法第十五条の規定による改正前の租税特別措置法(昭和三十三年法律第二十六号。以下この条及び附則第十二条において「旧租税特別措置法」という。))第四十二条の十二の六第一項に規定する革新的情報産業活用設備について同条第二項の規定を適用する場合における第一条の規定による改正前の地方税法(以下「旧法」という。))第二十三条第一項第四号(旧租税特別措置法第四十二条の十二の六の規定に係る部分に限る。以下この項において同じ。))及び附則第八条第十五項(旧法第二十三条第一項第四号の規定に係る部分に限る。以下この項において同じ。))及び附則第八条第十五項(旧法第二十三条第一項第四号の規定に係る部分に限る。以下この項において同じ。))の規定に係る部分に限る。

る。))の規定の適用については、なお従前の例による。

8 所得税法等改正法附則第九十八条の規定によるなお従前の例によることとされる旧租税特別措置法第六十八条の十五の七第一項に規定する革新的情報産業活用設備について同条第二項の規定を適用する場合における旧法第二十三条第一項第四号の三(旧租税特別措置法第六十八条の十五の七の規定に係る部分に限る。以下この項において同じ。))及び附則第八条第十六項(旧法第二十三条第一項第四号の三の規定に係る部分に限る。))の規定の適用については、なお従前の例による。

9 新法第二十三条第一項第四号(所得税法等改正法第十五条の規定による改正後の租税特別措置法(次項及び附則第十二条において「新租税特別措置法」という。))第四十二条の十二の五の二の規定に係る部分に限る。以下この項において同じ。))及び附則第八条第十五項(新法第二十三条第一項第四号の規定に係る部分に限る。))の規定は、附則第一条第八号に掲げる規定の施行の日以後に終了する事業年度分の法人の道府県民税について適用する。

10 新法第二十三条第一項第四号の三(新租税特別措置法第六十八条の十五の六の二の規定に係る部分に限る。以下この項において同じ。))及び附則第八条第十六項(新法第二十三条第一項第四号の三の規定に係る部分に限る。))の規定は、附則第一条第八号に掲げる規定の施行の日以後に終了する連結事業年度分の法人の道府県民税について適用する。

11 新法附則第八条の二の二第一項及び第三項の規定(同条第一項に規定する特定寄附金に係る部分に限る。))は、施行日以後に終了する事業年度分の法人の道府県民税及び施行日以後に終了する連結事業年度分の法人の道府県民税について適用し、施行日前に終了した事業年度分の法人の道府県民税及び施行日前に終了した連結事業年度分の法人の道府県民税については、なお従前の例による。

従前の例による。

第五条 附則第一条第六号に掲げる規定による改正後の地方税法の規定中個人の道府県民税に関する部分は、令和六年度以後の年度分の個人の道府県民税について適用し、令和五年度分までの個人の道府県民税については、なお従前の例による。

2 別段の定めがあるものを除き、附則第一条第五号に掲げる規定による改正後の地方税法(以下「四年新法」という。))の規定中法人の道府県民税に関する部分は、同号に掲げる規定の施行の日(以下「五年施行日」という。))以後に開始する事業年度(所得税法等改正法第三条の規定(所得税法等改正法附則第一条第五号ロに掲げる改正規定に限る。附則第七条第五項において同じ。))による改正前の法人税法(以下この項及び次項において「四年旧法人税法」という。))第二条第十二号の七に規定する連結子法人(以下「連結子法人」という。))の連結親法人事業年度(四年旧法人税法第十五条の二第一項に規定する連結親法人事業年度をいう。以下同じ。))が五年施行日前に開始した事業年度を除く。第四項から第六項までにおいて「五年施行日以後事業年度」という。分の法人の道府県民税について適用する。

3 別段の定めがあるものを除き、五年施行日前に開始した事業年度(連結子法人の連結親法人事業年度が五年施行日前に開始した事業年度を含む。))分の法人の道府県民税及び五年施行日前に開始した連結事業年度(四年旧法人税法第十五条の二第一項に規定する連結事業年度をいう。以下同じ。))連結子法人の連結親法人事業年度が五年施行日前に開始した連結事業年度を含む。))分の法人の道府県民税については、附則第一条第五号に掲げる規定による改正前の地方税法(以下「四年旧法」という。))の規定中法人の道府県民税に関する部分は、なおその効力を有する。

4 四年新法第五十三条第三項、第五項及び第六

項の規定は、前項の規定によりなおその効力を有するものとされた四年旧法第五十三条第六項に規定する控除対象個別帰属調整額の五号施行日以後事業年度における控除について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

5 四年新法第五十三条第三項、第五項及び第六項の規定は、第三項の規定によりなおその効力を有するものとされた四年旧法第五十三条第九項に規定する控除対象個別帰属調整額の五号施行日以後事業年度における控除について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

6 四年新法第五十三条第二十六項、第二十八項及び第二十九項の規定は、第三項の規定によりなおその効力を有するものとされた四年旧法第五十三条第十五項に規定する控除対象個別帰属還付税額の五号施行日以後事業年度における控除について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

7 平成三十年四月一日前に開始した事業年度において生じた四年新法第五十三条第三項に規定する通算適用前欠損金額に係る同項及び同条第五項の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第三項	前十年以内	
	前十年以内	前九年内
第五項	前十年以内	
	前十年以内	前九年内
第七項	前十年以内	
	前十年以内	前九年内
第八項	前十年以内	
	前十年以内	前九年内

8 平成三十年四月一日前に開始した事業年度において生じた四年新法第五十三条第七項に規定する合併等前欠損金額に係る同項及び同条第八項の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第七項	前十年以内	
	前十年以内	前九年内
第八項	前十年以内	
	前十年以内	前九年内

(事業税に関する経過措置)

第六条 別段の定めがあるものを除き、新法の規定中法人の事業税に関する部分は、施行日以後に開始する事業年度に係る法人の事業税について適用し、施行日前に開始した事業年度に係る法人の事業税については、なお従前の例による。

2 施行日以後最初に開始する事業年度(以下この項において「最初事業年度」という。)開始の日の前日を含む事業年度において、電気供給業のうち新法第七十二条の二第一項第三号に規定す

る小売電気事業等(以下この項において「小売電気事業等」という。)又は同号に規定する発電事業等(以下この項において「発電事業等」という。)を行っていた法人の小売電気事業等又は発電事業等に係る事業税の課税標準である各事業年度の所得を新法第七十二条の二十三第一項の規定により当該法人の当該各事業年度の法人税の課税標準である所得又は当該各事業年度の法人税の課税標準である各連結事業年度の法人税の課税標準である連結所得に係る当該法人の個別所得金額(法人税法第八十一条の十八第一項に規定す

る個別所得金額をいう。以下この項において同じ。)の計算の例により算定する場合には、当該法人が、当該法人の最初事業年度開始の日前十一年以内に開始した各事業年度において、小売電気事業等又は発電事業等に係る事業税の課税標準である当該各事業年度の所得を旧法第七十二条の二十三第一項の規定により当該法人の当該各事業年度の法人税の課税標準である所得又は当該各事業年度終了の日の属する各連結事業年度の法人税の課税標準である連結所得に係る当該法人の個別所得金額の計算の例により算定していたものとみなす。

3 新法附則第九条の二の二第一項の規定(同項に規定する特定寄附金に係る部分に限る。)は、施行日以後に終了する事業年度分の法人の事業税について適用し、施行日前に終了した事業年度分の法人の事業税については、なお従前の例による。

7 別段の定めがあるものを除き、四年新法の規定中法人の事業税に関する部分は、五号施行日以後に開始する事業年度(連結子法人の連結親法人事業年度が五号施行日前に開始した事業年度を除く。)に係る法人の事業税について適用する。

2 別段の定めがあるものを除き、五号施行日前に開始した事業年度(連結子法人の連結親法人事業年度が五号施行日前に開始した事業年度を含む。)に係る法人の事業税については、四年旧法の規定中法人の事業税に関する部分は、なおその効力を有する。

3 四年新法第七十二条の十三第五項(第一号、第二号、第五号及び第六号に係る部分に限る。)の規定は、これらの号に定める日が五号施行日以後に開始する事業年度の期間(連結親法人事業年度の期間を除く。)内の日である場合における同項の法人の事業年度について適用する。

4 次の各号に掲げる事実の区分に応じ当該各号に定める日が五号施行日前に開始した事業年度

の期間(連結子法人にあつては、五号施行日前に開始した連結親法人事業年度の期間を含む。)内の日である場合における四年旧法第七十二条の十三第六項から第二十七項までの規定の法人の事業年度については、なお従前の例による。

一 四年旧法第七十二条の十三第六項の解散その解散の日

二 四年旧法第七十二条の十三第七項の合併その合併の日の前日

三 四年旧法第七十二条の十三第八項の最初連結親法人事業年度の開始 その開始の日の前日

四 四年旧法第七十二条の十三第九項の連結子法人の事業年度開始の日及び終了の日がそれぞれ当該開始の日の属する連結親法人事業年度開始の日及び終了の日でないこと 当該開始の日の前日

五 四年旧法第七十二条の十三第十項の申請書の提出 同項の連結申請特例年度開始の日の前日

六 四年旧法第七十二条の十三第十一項の完全支配関係を有することとなったこと 同項の連結親法人事業年度開始の日の前日

七 四年旧法第七十二条の十三第十二項の完全支配関係を有することとなったこと 同項の連結申請特例年度開始の日の前日

八 四年旧法第七十二条の十三第十三項の連結完全支配関係を有しなくなったこと 同項の離脱日の前日

九 四年旧法第七十二条の十三第十四項の破産手続開始の決定 その破産手続開始の決定の日

十 四年旧法第七十二条の十三第十五項の合併又は残余財産の確定 その合併の日の前日又は残余財産の確定の日

十一 四年旧法第七十二条の十三第十六項の完全支配関係を有することとなったこと 同項の支配日の前日

十二 四年旧法第七十二条の十三第十七項の解

関係がある通算子法人(同条第十二号の七に規定する通算子法人をいう)の事業年度について適用する。

こに係る道府県たばこ税については、なお従前の例による。

（ゴルフ場利用税に関する経過措置）

よる改正前の地方税法(以下この項において「旧地方税法」という。)第二百九十二条第一項第十一号に規定する寡婦(旧地方税法第三百十四条

措置法第六十八條の十五の七第一項に規定する革新的情報産業活用設備について同条第二項の規定を適用する場合における日去第二百九十二

条第一項第四号の三(旧租税特別措置法第六十八号の十五の七の規定に係る部分に限る。以下この項において同じ。)及び附則第八号第十六項(旧法第二百九十二条第一項第四号の三の規定に係る部分に限る。)の規定の適用については、なお従前の例による。

9 新法第二百九十二条第一項第四号(新租税特別措置法第四十二条の十二の五の二の規定に係る部分に限る。以下この項において同じ。)及び附則第八号第十五項(新法第二百九十二条第一項第四号の規定に係る部分に限る。)の規定は、附則第一条第八号に掲げる規定の施行の日以後に終了する事業年度分の法人の市町村民税について適用する。

10 新法第二百九十二条第一項第四号の三(新租税特別措置法第六十八号の十五の六の二の規定に係る部分に限る。以下この項において同じ。)及び附則第八号第十六項(新法第二百九十二条第一項第四号の三の規定に係る部分に限る。)の規定は、附則第一条第八号に掲げる規定の施行の日以後に終了する連結事業年度分の法人の市町村民税について適用する。

11 新法附則第八号の二の二第七項及び第九項の規定(同条第一項に規定する特定寄附金に係る部分に限る。)は、施行日以後に終了する事業年度分の法人の市町村民税及び施行日以後に終了する連結事業年度分の法人の市町村民税について適用し、施行日前に終了した事業年度分の法人の市町村民税及び施行日前に終了した連結事業年度分の法人の市町村民税については、なお従前の例による。

第十三条 附則第一条第六号に掲げる規定による改正後の地方税法の規定中個人の市町村民税に関する部分は、令和六年度以後の年度分の個人の市町村民税について適用し、令和五年度分までの個人の市町村民税については、なお従前の例による。

2 別段の定めがあるものを除き、四年新法の規定中法人の市町村民税に関する部分は、五号施行日以後に開始する事業年度(連結子法人の連結親法人事業年度が五号施行日前に開始した事業年度を除く。第四項から第六項までにおいて「五号施行日以後事業年度」という。)分の法人の市町村民税について適用する。

3 別段の定めがあるものを除き、五号施行日前に開始した事業年度(連結子法人の連結親法人事業年度が五号施行日前に開始した事業年度を含む。)分の法人の市町村民税及び五号施行日前に開始した連結事業年度(連結子法人の連結親法人事業年度が五号施行日前に開始した連結事業年度を含む。)分の法人の市町村民税については、四年旧法の規定中法人の市町村民税に関する部分は、なおその効力を有する。

4 四年新法第三百二十一条の八第三項、第五項及び第六項の規定は、前項の規定によりなおその効力を有するものとされた四年旧法第三百二十一条の八第六項に規定する控除対象個別帰属調整額の五号施行日以後事業年度における控除について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

5 四年新法第三百二十一条の八第三項、第五項及び第六項の規定は、第三項の規定によりなおその効力を有するものとされた四年旧法第三百二十一条の八第九項に規定する控除対象個別帰属調整額の五号施行日以後事業年度における控除について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

6 四年新法第三百二十一条の八第二十六項、第二十八項及び第二十九項の規定は、第三項の規定によりなおその効力を有するものとされた四年旧法第三百二十一条の八第十五項に規定する控除対象個別帰属調整額の五号施行日以後事業年度における控除について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

7 平成三十年四月一日前に開始した事業年度において生じた四年新法第三百二十一条の八第三項に規定する通算適用前欠損金額に係る同項及

び同条第五項の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第三項	前十年以内	
	前十年以内	前九年以内
第五項	前十年内事業年度	
	前十年以内	前九年内事業年度

8 平成三十年四月一日前に開始した事業年度において生じた四年新法第三百二十一条の八第七項に規定する合併等前欠損金額に係る同項及び同条第八項の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第七項	前十年以内	
	前十年内事業年度	前九年以内
第八項	前十年以内	
	前十年内事業年度	前九年内事業年度

第十四条 別段の定めがあるものを除き、新法の規定中固定資産税に関する部分は、令和二年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和元年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 新法第三百四十二条第四項の規定は、令和三年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和二年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

3 新法第三百四十三条第五項の規定は、令和三年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

4 施行日前に新たに建設された旧法第三百四十九条の三第一項に規定する償却資産に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

5 施行日前に取得された旧法第三百四十九条の三第四項に規定する機械及び装置に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

6 新法第三百八十四条の三の規定は、同条の条

例の施行の日以後に、同条に規定する現所有者であることを知った者について適用する。

7 流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律の一部を改正する法律(平成二十八年法律第三十六号)の施行の日から令和二年三月三十一日までの間に取得された旧法附則第十五条第一項に規定する施設又は設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

8 平成三十年四月一日から令和二年三月三十一日までの間に取得された旧法附則第十五条第二項に規定する施設又は設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

9 平成二十六年四月一日から令和二年三月三十一日までの間に新たに取得された旧法附則第十五条第六項に規定する償却資産に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

10 流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律の一部を改正する法律(平成二十八年法律第三十六号)の施行の日から令和二年三月三十一日までの間に新たに製造された旧法附則第十五条第十七項に規定する車両に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

11 平成十六年四月一日から令和二年三月三十一日までの間に取得された旧法附則第十五条第二十一項に規定する家屋及び償却資産に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

12 農林漁業有機物資源のバイオ燃料の原材料としての利用の促進に関する法律(平成二十年法律第四十五号)の施行の日から令和二年三月三十一日までの間に新設された旧法附則第十五条第二十六項に規定する機械その他の設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

13 港湾法及び特定外貿埠頭の管理運営に関する法律の一部を改正する法律(平成二十三年法律第九号)附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日から令和二年三月三十一日までの間に取得された旧法附則第十五条第二十八項に規定する家屋及び償却資産に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

14 平成三十年四月一日から令和二年三月三十一日までの間に新たに取得された旧法附則第十五条第三十三項に規定する特定再生可能エネルギー発電設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

15 平成二十六年四月一日から令和二年三月三十一日までの間に取得された旧法附則第十五条第三十七項に規定する基幹放送設備若しくは特定地上基幹放送局等設備又は基幹放送局設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

16 平成二十六年四月一日から令和二年三月三十一日までの間に取得された旧法附則第十五条第三十九項に規定する機械その他の設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

17 平成二十八年四月一日から令和二年三月三十一日までの間に新たに取得された旧法附則第十五条第四十項に規定する家屋及び償却資産に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

例による。

18 施行日から附則第一条第七号に掲げる規定の施行の日の前日までの間における新法附則第七条の第二項の表附則第十五条第十三項、第二十一項、第二十四項、第三十七項から第三十九項まで、第四十二項から第四十四項まで、第四十七項及び第四十八項、第十五条の第二項並びに第十五条の三の項及び新法附則第十七条の第二項の表附則第十五条第十三項、第二十一項、第二十四項、第三十七項から第三十九項まで、第四十二項から第四十四項まで、第四十七項及び第四十八項、第十五条の第二項並びに第十五条の三の項の規定の適用については、これらの規定中「、第四十七項及び第四十八項」とあるのは、「及び第四十七項」とする。

(市町村たばこ税に関する経過措置)
第十五条 附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであった葉巻たばこに係る市町村たばこ税については、なお従前の例による。

第十六条 附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであった葉巻たばこに係る市町村たばこ税については、なお従前の例による。

(事業所税に関する経過措置)

第十七条 附則第一条第十号に掲げる規定による改正後の地方税法第七百一条の三十四第二項の規定は、同号に掲げる規定の施行の日以後に終了する事業年度分の法人の事業に対して課すべき事業所税について適用する。

(都市計画税に関する経過措置)

第十八条 別段の定めがあるものを除き、新法の規定中都市計画税に関する部分は、令和二年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和元年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

2 流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律の一部を改正する法律(平成二十八年法律第三十六号)の施行の日から令和二年三月三十一日までの間に取得された旧法附則第十五条第一項に規定する施設又は設備に対して課する都市計画税については、なお従前の例による。

3 平成十六年四月一日から令和二年三月三十一日までの間に取得された旧法附則第十五条第二十一項に規定する家屋に対して課する都市計画税については、なお従前の例による。

4 港湾法及び特定外貿埠頭の管理運営に関する法律の一部を改正する法律(平成二十三年法律第九号)附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日から令和二年三月三十一日までの間に取得された旧法附則第十五条第二十八項に規定する家屋に対して課する都市計画税については、なお従前の例による。

5 平成二十八年四月一日から令和二年三月三十一日までの間に新たに取得された旧法附則第十五条第四十項に規定する家屋に対して課する都市計画税については、なお従前の例による。

第十九条 第四条の規定による改正後の航空機燃料譲与税法第三条第一項の規定の適用については、令和四年度分の航空機燃料譲与税に限り、同項の表九月の項中「三月」とあるのは「三月の収納に係る航空機燃料税の収入額の九分の二に相当する額」と同年の四月」と「相当する額」とあるのは「相当する額との合算額」とする。

2 令和二年度及び令和三年度における特別会計に関する法律(平成十九年法律第二十二号)附則第二百五十九条の五第一項の規定の適用については、同項中「十三分の十一」とあるのは、「九分の七」とする。

3 令和四年度及び令和五年度における特別会計に関する法律附則第二百五十九条の五第一項の規定の適用については、同項中「十三分の十一」とあるのは「九分の七」と、同項第一号中「航空機燃料税の収入額の予算額」とあるのは「航空機燃料税の収入見込額の十三分の十一に相当する額」として同年度の一般会計の歳入予算に計上される金額」とする。

第二十條 令和二年度分の地方交付税に係る地方交付税法(昭和二十五年法律第二百一十一号)第十四条の規定による基準財政収入額の算定に係る同条第三項の規定の適用については、同項の表道府県の項第十七号中「前年度の森林環境譲与税の譲与額」とあるのは「当該年度の森林環境譲与税の譲与見込額」として総務大臣が定める額」と、同表市町村の項第二十一号中「前年度の森林環境譲与税の譲与額」とあるのは「当該年度の森林環境譲与税の譲与見込額」として総務大臣が定める額」とする。

(特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律の一部改正に伴う経過措置)
第二十一条 第七條の規定による改正後の特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律第七條の規定は、施行日以後に開始する事業年度に係る法人の事業税と併せて賦課され、又は申告される特別法人事業税について適用し、施行日前に開始した事業年度に係る法人の事業税と併せて賦課され、又は申告される特別法人事業税については、なお従前の例による。

(罰則に関する経過措置)
第二十二条 この法律(附則第一条各号に掲げる規定にあつては、当該規定。以下この条において同じ。)の施行前にした行為並びにこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる地方税及び特別法人事業税並びにこの附則の規定によりなお効力を有することとされる旧法の規定に係る地方税に係るこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)
第二十三条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

(地方自治法の一部改正)

第二十四条 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)の一部を次のように改正する。

第二百八十二条第二項中「第七十二条の二十四の七第七項を」第七十二条の二十四の七第八項に、「第三項を」第四項に改める。

(地方交付税法の一部改正)

第二十五条 地方交付税法の一部を次のように改正する。

第十四条第二項中「第七十二条の二十四の七第八項を」第七十二条の二十四の七第九項に改める。

(国有資産等所在市町村交付金法の一部改正)

第二十六条 国有資産等所在市町村交付金法(昭和三十一年法律第八十二号)の一部を次のように改正する。

第二条第二項第四号中「第三百四十三条第五項を」第三百四十三条第六項に改める。

(外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律の一部改正)

第二十七条 外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律の一部を次のように改正する。

第八条第一項中「第七十一条の二十一を」第七十一条の二十二に、「第七十一条の四十二を」第七十一条の四十三に改め、同条第三項第二号中「第十一号口、第十二号」を「第十一号イ(2)、第十二号ロ」に、「第三項及び第十項を」及び第九項に改め、同条第四号中「第十二項を」第十一項に改め、同条第八項第二号中「第十一号口、第十二号」を「第十一号イ(2)、第十二号ロ」に、「第三項及び第十項を」及び第九項に改め、同条第十一項第二号中「第十一号口、第十二号」を「第十一号イ(2)、第十二号ロ」に、「第三項及び第十項を」及び第九項に改め、同条第十四項を「及び第九項」に改め、同項第四

号中「第十二項を」第十一項に改める。

第十二条第一項中「第七十二条の十二第一号イを」第七十二条の十二第一号ロに、「同号ロ」を「同条第二号」に改め、同条第四項中「第七十一条の二十一を」第七十一条の二十二に、「第七十一条の四十二を」第七十一条の四十三に改める。

第十六条第一項中「第七十一条の二十一を」第七十一条の二十二に、「第七十一条の四十二を」第七十一条の四十三に改める。

第三十四条第三項中「附則第三条の第二項」を「附則第三条の第四項」に、「特例基準割合」を「還付加算金特例基準割合」に改め、「に年一パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年七・三パーセントの割合を超える場合には、年七・三パーセントの割合を削り、同条第十一項中「特例基準割合」を「還付加算金特例基準割合」に改め、「に年一パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年七・三パーセントの割合を超える場合には、年七・三パーセントの割合を削る。)

第三十八条第一項中「若しくは第六十八条の八十八第一項」を「若しくは第六十八条の百七の第二項」に改め、「当該法人が連結法人である場合には、当該連結法人に係る連結完全支配関係(法人税法第二条第十二号の七に掲げる連結完全支配関係をいう。以下この条において同じ。がある連結子法人(法人税法第二条第十二号の七に掲げる連結子法人をいう。以下この条において同じ。を「又は第六十八条の八十八第二十八項第一号」同法第六十八条の百七の二第二十三項において準用する場合を含む。以下この条及び次条において同じ。及び「又は連結法人税額(地方税法第五十三条第四項に規定する連結法人税額をいい、当該課税上の取扱いに関する申立てに係る第三十二条第一項の国税庁長官の確認の対象となるものに限る。以下この項及び第五項並びに次条において同じ。に係る個別帰属法人

税額(地方税法第二十三条第一項第四号の二に掲げる個別帰属法人税額をいい、当該申請をし、当該連結親法人又は当該連結親法人との間に連結完全支配関係がある連結子法人に係るものに限る。以下この項及び第五項並びに次条において同じ。を削り、「第五十三條第二十三項を」第五十三條第三十五項に改め、「若しくは連結法人税額に係る個別帰属法人税額」及び「又は連結法人税額に係る個別帰属法人税額」を削り、同項ただし書中「若しくは第六十八条の八十八第二十八項第一号」及び「若しくは連結所得に係る個別所得金額(地方税法第七十二条の十八に規定する個別所得金額をいう。以下この条及び次条において同じ。を削り、「所得若しくは連結所得に係る個別所得金額」を「所得」に改め、同条第二項中「及び第五十五条の四第二項から第六項まで」を削り、同項の表第五十五條の四第二項の項及び第五十五條の四第五項の項を削り、同条第三項中「若しくは第六十八条の八十八第一項」を「若しくは第六十八条の百七の第二項」に改め、「当該法人が連結法人である場合には、当該連結法人に係る連結親法人又は当該連結親法人との間に連結完全支配関係がある連結子法人」を「又は第六十八条の八十八第二十八項第一号」及び「又は連結法人税額(地方税法第三十二条の八第四項に規定する連結法人税額をいい、当該課税上の取扱いに関する申立てに係る第三十二条第一項の国税庁長官の確認の対象となるものに限る。以下この項において同じ。に係る個別帰属法人税額(地方税法第二百九十二条第一項第四号の二に掲げる個別帰属法人税額をいい、当該申請をした連結親法人又は当該連結親法人との間に連結完全支配関係がある連結子法人に係るものに限る。以下この項において同じ。を削り、「第三百二十一條の八第二十三項を」第三百二十一條の八第三十五項に改め、「若しくは連結法人税額に係る個別帰属法人税額」及び「又は連結法人税額に係る個別帰属法人税額」を削り、同条第四項中「及び第三百二

十一条の十一の三第二項から第六項まで」を削り、同項の表第三百二十一條の十一の三第二項の項及び第三百二十一條の十一の三第五項の項を削り、同条第五項中「若しくは第六十八条の八十八第一項」を「若しくは第六十八条の百七の第二項」に改め、「当該法人が連結法人である場合には、当該連結法人に係る連結親法人又は当該連結親法人との間に連結完全支配関係がある連結子法人」を「又は第六十八条の八十八第二十八項第一号」及び「又は連結所得に係る個別所得金額(当該申請をした連結親法人又は当該連結親法人との間に連結完全支配関係がある連結子法人に係るものに限る。以下この項において同じ。を削り、「所得又は連結所得に係る個別所得金額」を「所得」に改め、同項ただし書中「若しくは第六十八条の八十八第二十八項第一号」及び「若しくは連結法人税額に係る個別帰属法人税額」を削り、「第五十三條第二十三項を」第五十三條第三十五項に改め、同条第六項中「及び第七十二条の三十九の四第二項から第六項まで」を削り、同項の表第七十二条の三十九の四第二項の項及び第七十二条の三十九の四第五項の項を削る。

第三十九条第一項中「又は第六十八条の八十八第二十八項第一号」及び「又は連結法人税額に係る個別帰属法人税額」を削り、同条第三項中「又は連結法人税額に係る個別帰属法人税額」を削り、同条第六項中「又は第六十八条の八十八第二十八項第一号」及び「又は連結所得に係る個別所得金額を削り、同条第八項中「又は連結所得に係る個別所得金額」を削る。

第四十条第二項中「法人(当該法人が連結法人である場合には、当該連結法人に係る連結親法人又は当該連結親法人との間に連結完全支配関係がある連結子法人)を」法人の申請に、「納税義務者」を「納税義務者の申請」に改め、「又は第六十八条の八十八第二十八項第一号」及び「又は連結法人税額(地方税法第三百二十一條の

十一の三第二項から第六項まで」を削り、同項の表第三百二十一條の十一の三第二項の項及び第三百二十一條の十一の三第五項の項を削り、同条第五項中「若しくは第六十八条の八十八第一項」を「若しくは第六十八条の百七の第二項」に改め、「当該法人が連結法人である場合には、当該連結法人に係る連結親法人又は当該連結親法人との間に連結完全支配関係がある連結子法人」を「又は第六十八条の八十八第二十八項第一号」及び「又は連結所得に係る個別所得金額(当該申請をした連結親法人又は当該連結親法人との間に連結完全支配関係がある連結子法人に係るものに限る。以下この項において同じ。を削り、「所得又は連結所得に係る個別所得金額」を「所得」に改め、同項ただし書中「若しくは第六十八条の八十八第二十八項第一号」及び「若しくは連結法人税額に係る個別帰属法人税額」を削り、「第五十三條第二十三項を」第五十三條第三十五項に改め、同条第六項中「及び第七十二条の三十九の四第二項から第六項まで」を削り、同項の表第七十二条の三十九の四第二項の項及び第七十二条の三十九の四第五項の項を削る。

八第四項に規定する連結法人税額をいい、当該課税上の取扱いに関する申立てに係る第三十二条第一項の国税庁長官の確認の対象となるものに限る。以下この項において同じ。）に係る個別帰属法人税額（地方税法第二百九十二条第一項第四号の二に掲げる個別帰属法人税額をいい、当該申請をした連結親法人又は当該連結親法人との間に連結完全支配関係がある連結子法人に係るものに限る。以下この項において同じ。）を削り、「第三百二十一条の八第二十三項」を「第三百二十一条の八第三十五項」に改め、「若しくは連結法人税額に係る個別帰属法人税額」及び「又は連結法人税額に係る個別帰属法人税額」を削り、同条第四項の表第一項の項中「又は第六十八條の八十八第二十八項第一号」及び「又は連結法人税額に係る個別帰属法人税額」を削り、同表第三項の項中「又は連結法人税額に係る個別帰属法人税額」を削り、同条第五項中「当該法人が連結法人である場合には、当該連結法人に係る連結親法人又は当該連結親法人との間に連結完全支配関係がある連結子法人」と「又は第六十八條の八十八第二十八項第一号」、「又は連結所得に係る個別所得金額」を削り、「又は第六十八條の八十八第二十八項第一号」及び「又は連結所得に係る個別所得金額」を削り、「所得又は連結所得に係る個別所得金額」を「所得」に改め、「若しくは第六十八條の八十八第二十八項第一号」及び「若しくは連結法人税額に係る個別帰属法人税額」を削り、「第五十三條第二十三項」を「第五十三條第三十五項」に改め、同条第七項の表第六項の項中「又は第六十八條の八十八第二十八項第一号」及び「又は連結所得に係る個別所得金額」を削り、同表第八項の項中「又は連結所得に係る個別所得金額」を削る。

第四十五條中「第七十二條の十二第一号イ」を「第七十二條の十二第一号」に、「同号ロ」を「同条第二号」に改める。

（外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律の一部改正に伴う経過措置）
第二十八條 前条の規定による改正後の外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（以下この条において「新外国居住者等所得相互免除法」という。）第八條第三項（第二号に係る部分に限る。）及び第六項（第二号に係る部分に限る。）の規定は、令和三年以後の年度分の個人の道府県民税について適用し、令和二年分までの個人の道府県民税については、なお従前の例による。

2 新外国居住者等所得相互免除法第八條第八項（第二号に係る部分に限る。）及び第十一項（第二号に係る部分に限る。）の規定は、令和三年以後の年度分の個人の市町村民税について適用し、令和二年分までの個人の市町村民税については、なお従前の例による。

3 新外国居住者等所得相互免除法第三十四條第三項の規定は、附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日以後の期間に対応する同項に規定する加算金について適用し、同日前の期間に対応する前条の規定による改正前の外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（以下この条において「旧外国居住者等所得相互免除法」という。）第三十四條第三項に規定する加算金については、なお従前の例による。

4 新外国居住者等所得相互免除法第三十四條第十一項の規定は、附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日以後の期間に対応する同項に規定する加算金について適用し、同日前の期間に対応する旧外国居住者等所得相互免除法第三十四條第十一項に規定する加算金については、なお従前の例による。

5 五号施行日前に開始した事業年度（連結子法人の連結親法人事業年度が五号施行日前に開始した事業年度を含む。）分の法人の道府県民税及び五号施行日前に開始した連結事業年度（連結

子法人の連結親法人事業年度が五号施行日前に開始した連結事業年度を含む。）分の道府県民税については、旧外国居住者等所得相互免除法第三十八條第一項及び第二項の規定は、なおその効力を有する。

6 五号施行日前に開始した事業年度（連結子法人の連結親法人事業年度が五号施行日前に開始した事業年度を含む。）分の法人の市町村民税及び五号施行日前に開始した連結事業年度（連結子法人の連結親法人事業年度が五号施行日前に開始した連結事業年度を含む。）分の市町村民税については、旧外国居住者等所得相互免除法第三十八條第三項及び第四項の規定は、なおその効力を有する。

7 五号施行日前に開始した事業年度（連結子法人の連結親法人事業年度が五号施行日前に開始した事業年度を含む。）に係る法人の事業税については、旧外国居住者等所得相互免除法第三十八條第五項及び第六項の規定は、なおその効力を有する。

（租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律の一部改正）
第二十九條 租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和四十四年法律第四十六号）の一部を次のように改正する。

第三條の二の二第三項中「第七十一條の二十一」を「第七十一條の二十二」に、「第七十一條の四十二」を「第七十一條の四十三」に改め、同条第五項第二号、第八項第二号、第十一項第二号及び第十四項第二号中「第十一号ロ、第十二号」を「第十一号イ(2)、第十二号ロ」に、「第三項及び第十項」を「及び第九項」に改める。

（租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律の一部改正に伴う経過措置）
第三十條 前条の規定による改正後の租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法

の特例等に関する法律（次項において「新租税条約等実施特例法」という。）第三條の二の第二項（第二号に係る部分に限る。）及び第八項（第二号に係る部分に限る。）の規定は、令和三年以後の年度分の個人の道府県民税について適用し、令和二年分までの個人の道府県民税については、なお従前の例による。

2 新租税条約等実施特例法第三條の二の第二十一項（第二号に係る部分に限る。）及び第十四項（第二号に係る部分に限る。）の規定は、令和三年以後の年度分の個人の市町村民税について適用し、令和二年分までの個人の市町村民税については、なお従前の例による。

（銀行等の株式等の保有の制限等に関する法律の一部改正）
第三十一條 銀行等の株式等の保有の制限等に関する法律（平成十三年法律第三十一号）の一部を次のように改正する。

第五十八條第四項中「第五十三條第十二項及び第三百二十一条の八第二十二項」を「第五十三條第二十三項及び第三百二十一条の八第二十三項」に改める。

（特別会計に関する法律の一部改正）
第三十二條 特別会計に関する法律の一部を次のように改正する。
附則第四條第二項から第四項までを削り、同条第五項中「前各項」を「前項」に改め、同項を同条第二項とし、同条第六項を同条第三項とする。
附則第十條第三項中「令和元年度」を「令和二年分」から令和六年分までの各年度に、「当該」を「各年度における森林環境譲与税譲与金を支弁し、又は地方税法等の一部を改正する法律（令和二年法律第 号）附則第三十二條の規定による改正前の附則第四條第二項の規定による借入金償還金及び利子の支払に充てたるため、当該」に改める。
附則第十一條第一項中「から第四項まで」を削り、「同条第六項」を「同条第三項」に改める。

第三十三条 前条の規定による改正前の特別会計に関する法律（次項において「旧特別会計法」という。）に基づく交付税及び譲与税配付金特別会計の令和元年度の収入及び支出並びに同年度以前の年度の決算に関しては、なお従前の例による。

（社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律の一部改正）

第三十四条 社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律(平成二十四年法律第六十九号)の一部を次のように改正する。

附則第一条第三号中「平成三十一年十月一日」を「令和元年十月一日」に改め、同条第四号中「平成三十二年四月一日」を「令和二年四月一日」に改める。

附則第八条及び第九条中「三十一年新地方税法」を「元年新地方税法」に改める。

附則第十條第一項中「三十一年新地方税法」を「元年新地方税法」に、「三十一年経過措置対象課税資産の譲渡等」を「元年経過措置対象課税資産の譲渡等」に、「三十一年経過措置対象課税仕

入れ等」を「元年経過措置対象課税仕入れ等」に改め、同条第二項中「三十一年経過措置対象課税資産の譲渡等」を「元年経過措置対象課税資産の譲渡等」に、「三十一年旧消費税法」を「元年旧消費税法」に改め、同条第三項中「三十一年経過措置対象課税仕入れ等」を「元年経過措置対象課税仕入れ等」に改め、同項第五号中「三十一年旧消費税法」を「元年旧消費税法」に改め、同条第四項中「三十一年新地方税法」を「元年新地方税法」に改める。

附則第十三条第一項中「平成三十二年三月三十一日」を「令和二年三月三十一日」に、「三十一年新地方税法」を「元年新地方税法」に改め、同条第二項中「平成三十二年四月一日から平成三十三年三月三十一日まで」を「令和二年四月一日から令和三年三月三十一日まで」に、「三十一年新地方税法」を「元年新地方税法」に改める。

附則第十六条中「平成三十一年度分」を「令和元年度分」に改める。

附則第十九条第一項中「平成三十二年度」を「令和二年度」に改める。

附則第二十三条中「平成三十一年度分」を「令和元年度分」に改める。

附則第二十五条中「平成三十二年度分」を「令和二年度分」に改める。

(「地方税法等の一部を改正する法律の一部改正」
第三十五条 地方税法等の一部を改正する法律
(平成二十七年法律第二号)の一部を次のように
改正する。

附則第十二條第二項第三号中「平成三十一年九月三十日」を「令和元年九月三十日」に改め、同条第十三項中「平成三十一年十月一日」を「令和元年十月一日」に改め、同条第十四項の表第四項の項中「平成三十一年十月三十一日」を「令和元年十月三十一日」に改め、同表第六項の項中「平成三十二年三月三十一日」を「令和二年三月三十一日」に改め、同表第七項の表第七十四條の十二の二の項及び第七十四條の十五第四項の項の項中「平成三十一年十月三十一日」を「令和元年十月三十一日」に改め、同表第七項の表第七十四條の二十一第一項の項の項中「平成三十二年三月三十一日」を「令和二年三月三十一日」に改める。

附則第二十條第二項第三号中「平成三十一年九月三十日」を「令和元年九月三十日」に改め、同条第十三項中「平成三十一年十月一日」を「令和元年十月一日」に改め、同条第十四項の表第四項の項中「平成三十一年十月三十一日」を「令和元年十月三十一日」に改め、同表第六項の項中「平成三十二年三月三十一日」を「令和二年三月三十一日」に改め、同表第七項の表第四百七十五條の二及び第四百七十八條第四項の項の中「平成三十一年十月三十一日」を「令和元年十月三十一日」に改め、同表第七項の表第四百八十一條第一項の項中「平成三十二年三月三

第三十六条 地方税法等の一部を改正する等の法律(平成二十八年法律第十三号)の一部を次のように改正する。

附則第一条第五号の四中「平成三十一年十月一日」を「令和元年十月一日」に改め、同条第五号の四の二中「平成三十二年三月一日」を「令和二年三月一日」に改め、同条第五号の五中「平成三十二年四月一日」を「令和二年四月一日」に改める。

附則第四條第二項中「三十一年新法」を「元年新法」に改める。

附則第六條第一項中「三十一年新法」を「元年新法」に改め、同項ただし書中「平成三十一年度」を「令和元年度」に、「平成三十二年度」を「令和二年度」に改め、同條第二項中「平成三十二年度」を「令和二年度」に、「三十一年新法」を「元年新法」に改め、同條第三項中「平成三十三年度及び平成三十四年度」を「令和三年度及び令和四年度」に、「三十一年新法」を「元年新法」に改め、同條第四項中「三十一年新法」を「元年新法」に改める。

附則第十四条第一項及び第二項中「三十一年新法を『元年新法』に改め、同条第三項中「三十一年新法を『元年新法』に、「平成三十一年度分」を『令和元年度分』に、「平成三十一年度分」を『令和元年度分』に改め、同条第四項中「平成三十一年度分」を『令和元年度分』に、「三十一年新法」を『元年新法』に改め、同条第五項中「三十一年旧法」を『元年旧法』に、「平成三十一年度分」を『令和元年度分』に改める。

附則第十七條第二項及び第三項中「三十一年新法」を「元年新法」に改める。

附則第二十條第一項及び第二項中「三十一年新法」を「元年新法」に改め、同條第三項中「三十一年新法」を「元年新法」に、「平成三十二年度」を「令和二年度」に、「平成三十一年度分」を「令和

和元年度分」に改め、同条第四項中「三十一年旧法を「元年旧法」に、「平成三十一年度分」を「令和元年度分」に改める。

附則第三十一条第二項中「平成三十一年一月」を「令和二年一月」に、「平成三十一年十二月」を「令和元年十二月」に改める。

附則第三十二条中「平成三十二年二月」を「令和二年二月」に、「平成三十一年十一月」を「令和元年十一月」に改める。

附則第三十六条第一項中「平成三十二年度」を「令和二年度」に、「平成三十一年度」を「令和元年度」に改め、同条第二項中「平成三十二年度」を「令和二年度」に、「平成三十一年十月一日から平成三十二年三月三十一日まで」を「令和元年十月一日から令和二年三月三十一日まで」に改め、同条第三項中「平成三十三年度及び平成三十四年度」を「令和三年度及び令和四年度」に改める。

附則第三十七条の三中「平成三十一年度分」を「令和元年度分」に改める。

附則第三十八条第一項中「三十二年新地方交付税法」を「二年新地方交付税法」に、「平成三十二年度分」を「令和二年度分」に、「平成三十一年度分」を「令和元年度分」に、「三十二年旧地方交付税法」を「二年旧地方交付税法」に改め、同条第二項中「三十二年新地方交付税法」を「二年新地方交付税法」に、「平成三十二年度」を「令和二年度」に、「平成三十一年度」に、「三十二年旧地方交付税法」を「二年旧地方交付税法」に改め、同条第三項中「平成三十二年度分」を「令和二年度分」に改め、同条第四項中「平成三十三年度分」を「令和三年度分」に改め、同条第五項中「平成三十四年度分」を「令和四年度分」に改める。

附則第四十条第一項中「平成三十一年度」を「令和元年度」に改め、同条第二項中「平成三十一年度」を「令和元年度」に、「三十一年旧法」を「元年旧法」に改める。

附則第四十七条の四中「平成三十一年度分」を

「令和元年度分」に改める。

附則第四十七条の五中「平成三十二年度分」を「令和二年度分」に、「平成三十一年度分」を「令和元年度分」に改める。

附則第五十一条第一項中「平成三十一年度」を「令和元年度」に改める。

附則第五十三条中「平成三十一年度」を「令和元年度」に、「三十一年旧法」を「元年旧法」に改める。

（地方税法及び航空機燃料譲与税法の一部を改正する法律の一部改正）

第三十七条 地方税法及び航空機燃料譲与税法の一部を改正する法律（平成二十九年法律第二号）の一部を次のように改正する。

附則第一条第六号中「平成三十二年四月一日」を「令和二年四月一日」に改める。

附則第六条及び第十六条中「平成三十一年度」を「令和元年度」に改める。

附則第二十一条第一項及び第三項を削り、同条第二項中「平成三十一年度」を「令和元年度」に改め、同項を同条とする。

附則第三十四条及び第四十条中「平成三十一年度」を「令和元年度」に改める。

（地方税法等の一部を改正する法律の一部改正）
第三十八条 地方税法等の一部を改正する法律（平成三十年法律第三号）の一部を次のように改正する。

附則第一条第五号中「平成三十一年十月一日」を「令和元年十月一日」に改め、同条第六号中「平成三十一年一月一日」を「令和二年一月一日」に改め、同条第七号中「平成三十二年四月一日」を「令和二年四月一日」に改め、同条第八号中「平成三十二年十月一日」を「令和二年十月一日」に改め、同条第九号中「平成三十三年一月一日」を「令和三年一月一日」に改め、同条第十号中「平成三十三年十月一日」を「令和三年十月一日」に改め、同条第十一号中「平成三十四年十月一日」を「令和四年十月一日」に改める。

附則第二条第一項及び第三条中「平成三十一

年度」を「令和元年度」に改める。

附則第五条第一項中「平成三十三年度」を「令和三年度」に、「平成三十二年度」を「令和二年度」に改め、同条第二項中「三十二年四月新法」を「二年四月新法」に改める。

附則第六条第六項中「平成三十二年度」を「令和二年度」に、「平成三十一年度」を「令和元年度」に改める。

附則第八条及び第九条中「三十二年四月新法」を「二年四月新法」に改める。

附則第十二条第二項中「平成三十二年十月一日」を「令和二年十月一日」に改め、同条第三項中「平成三十二年十一月二日」を「令和二年十一月二日」に改め、同条第五項中「平成三十三年三月三十一日」を「令和三年三月三十一日」に改め、同条第六項中「三十二年十月新法」を「二年十月新法」に改め、同項の表第七十四条の十二の二の項及び第七十四条の十五第四項の項中「平成三十二年十一月二日」を「令和二年十一月二日」に改め、同表第七十四条の二十一第一項の項中「平成三十三年三月三十一日」を「令和三年三月三十一日」に改める。

附則第十三条第二項中「平成三十三年十月一日」を「令和三年十月一日」に改め、同条第三項中「平成三十三年十一月一日」を「令和三年十一月一日」に改め、同条第五項中「平成三十四年三月三十一日」を「令和四年三月三十一日」に改め、同条第六項中「三十二年新法」を「三年新法」に改め、同項の表第七十四条の十二の二の項及び第七十四条の十五第四項の項中「平成三十三年十一月一日」を「令和三年十一月一日」に改め、同表第七十四条の二十一第一項の項中「平成三十四年三月三十一日」を「令和四年三月三十一日」に改める。

附則第十七条第一項中「平成三十一年度」を「令和元年度」に改める。

附則第十九条第一項中「平成三十三年度」を「令和三年度」に、「平成三十二年度」を「令和二年度」に改め、同条第二項中「三十二年四月

新法」を「二年四月新法」に改める。

附則第二十条第十項中「平成三十一年度」を「令和元年度」に改める。

附則第二十二條第一項及び第二項中「平成三十二年度」を「令和二年度」に改め、同条第三項中「平成三十一年度」を「令和元年度」に、「平成三十一年度の宅地等」を「令和元年度の宅地等」に、「平成三十二年度の宅地等」を「令和二年度の宅地等」に、「平成三十一年度分」を「令和元年度分」に、「平成三十二年度分」を「令和二年度分」に改め、同条第四項及び第五項中「平成三十二年度」を「令和二年度」に改める。

附則第二十四条第二項中「平成三十一年度」を「令和元年度」に改める。

附則第二十五条第二項中「平成三十二年十月一日」を「令和二年十月一日」に改め、同条第三項中「平成三十二年十一月二日」を「令和二年十一月二日」に改め、同条第五項中「平成三十三年三月三十一日」を「令和三年三月三十一日」に改め、同条第六項中「三十二年十月新法」を「二年十月新法」に改め、同項の表第四百七十五條の二及び第四百七十八條第四項の項中「平成三十二年十一月二日」を「令和二年十一月二日」に改め、同表第四百八十一条第一項の項中「平成三十三年三月三十一日」を「令和三年三月三十一日」に改め、同条第八項中「平成三十二年度」を「令和二年度」に改める。

附則第二十六条第二項中「平成三十三年十月一日」を「令和三年十月一日」に改め、同条第三項中「平成三十三年十一月一日」を「令和三年十一月一日」に改め、同条第五項中「平成三十四年三月三十一日」を「令和四年三月三十一日」に改め、同条第六項中「三十二年新法」を「三年新法」に改め、同項の表第四百七十五條の二及び第四百七十八條第四項の項中「平成三十三年十一月一日」を「令和三年十一月一日」に改め、同表第四百八十一条第一項の項中「平成三十四年三月三十一日」を「令和四年三月三十一日」に改め、

同条第八項中「平成三十三年度」を「令和三年度」に改める。

附則第二十七條第二項中「平成三十四年度」を「令和四年度」に改め、同条第三項中「平成三十五年度」を「令和五年度」に改める。

附則第三十六條中「平成三十一年度」を「令和元年度」に改める。

附則第三十七條第四項中「平成三十二年度」を「令和二年度」に、「平成三十一年度分」を「令和元年度分」に改める。

理由

所有者不明土地等に係る固定資産税の課税上の課題に対応するため、登記名義人等が死亡している場合における現所有者に賦課徴収に關し必要な事項を申告させることができる制度の創設及び固定資産の使用を所有者とみなして課税することができ、経済社会の構造変化を踏まえた個人住民税における未婚のひとり親に対する税制上の措置及び寡婦（寡夫）控除の見直し、電気供給業のうち発電事業等及び小売電気事業等に係る法人事業税の課税方式の見直し

等を行うほか、税負担軽減措置等の整理合理化等を行う必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

地方交付税法等の一部を改正する法律案

地方交付税法等の一部を改正する法律

（地方交付税法の一部改正）

第一条 地方交付税法（昭和二十五年法律第二百十一号）の一部を次のように改正する。

第十二条第一項の表道府県の項第八号中「昭和六十二年度」を「平成四年度」に、「平成三十九年度」を「令和元年度」に改め、同項第九号中「平成十年度から平成三十九年度まで」を「平成十一年度から令和元年度まで」に改め、同項第十号中「平成十一年度及び平成三十九年度までの各年度」を「平成十一年度から平成三十九年度までの各年度」に改め、同項第十一号中「平成十一年度から平成三十九年度まで」を「平成十一年度から令和元年度まで」に改め、同項第十二号中「平成十年度」を「平成十一年度」に改め、同項第十三号及び第十四号中「平成三十九年度」を「令和元年度」に改め、同項に次の一号を加える。

十五 国土強靱化施策債償還費

令和元年度において国土強靱化施策に要する費用に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債の額

第十二条第一項の表市町村の項第九号中「昭和六十二年度」を「平成四年度」に、「平成三十一年度」を「令和元年度」に改め、同項第十号中「平成十年度から平成三十九年度まで」を「平成十一年度から令和元年度まで」に改め、同項第十一号中「平成十年度から平成三十九年度までの各年度」を「平成十一年度及び平成三十九年度までの各年度」に改め、同項第十二号中「平成十年度から平成三十九年度までの各年度」を「平成十一年度から令和元年度までの各年度」に改め、同項第十三号中「平成十年度」を「平成十一年度」に改め、同項第十四号及び第十五号中「平成三十一年度」を「令和元年度」に改め、同項に次の一号を加える。

十六 国土強靱化施策債償還費

令和元年度において国土強靱化施策に要する費用に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債の額

第十二条第三項の表第四十号(1)及び(2)並びに第四十三号中「平成三十一年度」を「令和元年度」に改め、同表第四十四号中「平成十年度」を「平成十一年度」に、「平成三十一年度」を「令和元年度」に改め、同表第四十五号中「平成十年度から平成三十九年度までの各年度」を「平成十一年度及び平成三十九年度」に改め、同表第四十六号中「平成十年度から平成三十九年度まで」を「平成十一年度から令和元年度まで」に改め、

で「に改め、同表第四十八号中「平成三十一年度まで」を「令和元年度まで」に改め、同号(8)中「地方財政法」を「地方交付税法等の一部を改正する法律（令和二年法律第 号）第三条の規定による改正前の地方財政法」に、「及び平成三十一年度」を「令和元年度までの各年度」に改め、同表第四十九号中「平成三十一年度」を「令和元年度」に改め、同表に次の一号を加える。

五十 令和元年度において 全国的に、かつ、緊急に実施する国土強靱化のための施策 千円

て国土強靱化施策に要する費用に充てるため令和元年度において発行について同意又は許可を得た地方債で総務大臣の指定するものの額

第十三条第五項の表道府県の項第二号2中「密度補正及び」を削り、同項第四号中

保健 六十五歳以上人口

段階補正、密度補正及び態容補正

4 高齢者保健福祉費

六十五歳以上人口

段階補正、密度補正及び態容補正

に改め、同項第六号1中「及び七十五歳以上人口」を削り、同項に次の一号を加える。

八 補正予算債償還費

平成十一年度から平成十四年度まで及び平成十六年度から令和元年度までの各年度において国の補正予算等に係る事業費の財源に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債の額

第十三条第五項の表道府県の項第九号中「平成十年度から平成三十一年度まで」を「平成十一年度から令和元年度まで」に改め、同項第十号中「平成十年度から平成三十九年度までの各年度」を「平成十一年度及び平成三十九年度までの各年度」に改め、同項第十一号中「平成十年度から平成三十九年度までの各年度」を「平成十一年度及び平成三十九年度までの各年度」に改め、同項第十二号中「平成十年度」を「平成十一年度」に改め、同項第十三号及び第十四号中「平成三十一年度」を「令和元年度」に改め、同項に次の一号を加える。

十五 国土強靱化施策債償還費

令和元年度において国土強靱化施策に要する費用に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債の額

第十三条第五項の表市町村の項第三号中

1 小学校費	児童数
2 中学校費	学級数
	学校数
	生徒数
	学級数
	学校数

道府県	地域社会再生事業費	人口	一人につき 一、九五〇円
地方団体の種類	経費の種類	測定単位	単位費用

3	港湾費	港湾における係留施設の延長	メートルにつき	二八、七〇〇
		港湾における外郭施設の延長	メートルにつき	五、八六〇
		漁港における係留施設の延長	メートルにつき	一〇、二〇〇
		漁港における外郭施設の延長	メートルにつき	五、四三〇
4	その他の土木費	人口	一人につき	一、二七〇
三	教育費			
1	小学校費	教職員数	一人につき	六、〇五六、〇〇〇
2	中学校費	教職員数	一人につき	六、一二四、〇〇〇
3	高等学校費	教職員数	一人につき	六、五九七、〇〇〇
		生徒数	一人につき	五七、一〇〇
4	特別支援学校費	教職員数	一人につき	五、九一八、〇〇〇
		学級数	一学級につき	二、二一四、〇〇〇
5	その他の教育費	人口	一人につき	三、二三〇
		高等専門学校及び大学の学生の数	一人につき	二二二、〇〇〇
		私立の学校の幼児、児童及び生徒の数	一人につき	二九七、五〇〇
四	厚生労働費			
1	生活保護費	町村部人口	一人につき	九、二六〇
2	社会福祉費	人口	一人につき	一八、〇〇〇
3	衛生費	人口	一人につき	一四、九〇〇
4	高齢者保健福祉費	六十五歳以上人口	一人につき	五五、一〇〇
		七十五歳以上人口	一人につき	九七、二〇〇
5	労働費	人口	一人につき	四三五
五	産業経済費			
1	農業行政費	農家数	一戸につき	一〇七、〇〇〇

2	林野行政費	公有以外の林野の面積	一ヘクタールにつき	五、二六〇
		公有林野の面積	一ヘクタールにつき	一五、四〇〇
3	水産行政費	水産業者数	一人につき	三三五、〇〇〇
4	商工行政費	人口	一人につき	一、九五〇
六	総務費			
1	徴税費	世帯数	一世帯につき	五、九三〇
2	恩給費	恩給受給権者数	一人につき	八八四、〇〇〇
3	地域振興費	人口	一人につき	五三五
七	災害復旧費			
		災害復旧事業費の財源に充てられている地方法債に係る元利償還金	千円につき	九五〇
八	補正予算償還費			
		平成十四年度から平成十六年度までの各年度において国の補正予算等に充てられている地方法債に係る元利償還金	千円につき	八〇〇
		平成十四年度から平成十六年度までの各年度において国の補正予算等に充てられている地方法債に係る元利償還金	千円につき	五四
九	地方税減収補填償還費			
		地方税の減収補填のため平成十一年度から令和元年度までの各年度において特別に発行した地方債の償還額	千円につき	二四
十	臨時財政特別償還費			
		臨時財政特別対策のため平成十一年度及び平成十二年度において特別に発行を許可された地方債の額	千円につき	二八

[illegible]

4 高齢者保健福祉費	六十五歳以上人口 一人につき	六九、三〇〇
5 清掃費	七十五歳以上人口 一人につき	八四、八〇〇
5 産業経済費	人口 一人につき	五、〇七〇
1 農業行政費	農家数 一戸につき	八八、〇〇〇
2 林野水産行政費	林業及び水産業の従業者数 一人につき	四〇〇、〇〇〇
3 商工行政費	人口 一人につき	一、三一〇
6 総務費		
1 徴税費	世帯数 一世帯につき	四、二二〇
2 戸籍住民基本台帳費	戸籍数 一籍につき	一、一六〇
3 地域振興費	世帯数 一世帯につき	二、一七〇
	人口 一人につき	一、七二〇
	面積 一平方キロメー トルにつき	一、〇三七、〇〇〇
7 災害復旧費	災害復旧事業費の財源に充てるため 発行に充てるため 又は許可を得たため 方債に係る元利償還金	千円につき 九五〇
8 辺地対策事業債償還費	辺地対策事業費の財源に充てるため 発行に充てるため 又は許可を得たため 方債に係る元利償還金	千円につき 八〇〇
九 補正予算債償還費	平成十四年度から平成十六年度までの各年度において国の補正予算等に係る事業費の財源に充てるため発行を許可された地方債に係る元利償還金	千円につき 八〇〇
	平成十一年度から平成十四年度まで及び平成十六年度	千円につき 五三
十 地方税減収補填債償還費	地方税の減収補填のため平成十一年度から令和元年度までの各年度において特別に発行に同意を得た地方債の額	千円につき 二四
十一 臨時財政特別債償還費	臨時財政特別対策の度及び平成十一年度から令和元年度までの各年度において特別に発行に同意を得た地方債の額	千円につき 二八
十二 財源対策債償還費	平成十一年度から令和元年度までの各年度において特別に発行に同意を得た地方債の額	千円につき 二二
十三 減税補填債償還費	個人の市町村民税に由来する特別減税等から平成八年度までの各年度において特別に発行に同意を得た地方債の額	千円につき 六〇
十四 臨時財政対策債償還費	臨時財政対策の度から令和元年度までの各年度において特別に発行に同意を得た地方債の額	千円につき 六一
十五 東日本大震災等緊急防災施策債償還費	平成二十三年度から令和元年度までの各年度において	千円につき 一〇三

十六 国土強靱化施策償還費

東日本大震災全国緊急防災施策等に要する費用に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債の額

千円につき

一

別表第二道府県の項中「九、〇七〇」を「九、一五〇」に、「一、一〇、〇〇〇」を「一、一一、〇〇〇」に改め、同表市町村の項中「一七、一〇〇」を「一七、八〇〇」に、「一、三三〇、〇〇〇」を「一、二四四、〇〇〇」に改める。

(特別会計に関する法律の一部改正)

第二条 特別会計に関する法律(平成十九年法律第二十三号)の一部を次のように改正する。

附則第四条第一項中「令和元年度」を「令和二年度」に、「三十一兆二千二百二十二億九千五百四十万八千円」を「三十兆七千二百二十二億九千五百四十万八千円」に、「令和二年度から」を「令和三年度から」に改め、同項の表中「令和二年度

五千億円」を削る。

附則第五条中「令和元年度」を「令和二年度」に改める。

附則第九条第一項中「令和元年度」を「令和二年度」に改め、「及び第三号を削り、「百七十二億円」を「二百五十億円」に、「同条第七号」を「同条第六号」に改め、同条第二項中「令和二年度」を「令和三年度」に改め、同条第三項中「令和二年度から」を「令和三年度から」に、「令和二年度」を「令和三年度」に改め、「の規定により算定した額に第一号に掲げる額を加算した額から第二号に掲げる額を減額した額とし、令和三年度にあつては同項」を削り、「第二号」を「第二号」に、「第四号」を「第三号」に、「第五号」を「第四号」に改め、同項第一号の表中「令和二年度

二千五百三十三億円」を削り、同項第三号を同項第二号とし、

同項第四号を同項第三号とし、同項第五号を同項第四号とする。

(地方財政法の一部改正)

第三条 地方財政法(昭和二十三年法律第九号)の一部を次のように改正する。

第三十二条の二中「平成三十二年度」を「令和七年度」に改める。

「令和七年度」に改める。

第三十三条の五の六中「平成三十一年度」を「令和元年度」に改める。

第三十三条の五の十の次に次の一条を加える。

(河川等におけるしゅんせつ等に係る地方債の特例)

第三十三条の五の十一 地方公共団体は、令和二年度から令和六年度までの間に限り、河川(河川法(昭和三十九年法律第六十七号)第三十一条に規定する河川(同法第百条の規定により同法の二級河川に関する規定が準用される河川を含む。及び同法第百条の二第一項に規定する普通河川をいう。)、ダム(同法第三条第二項に規定する河川管理施設であるダムをいう。)、砂防設備(砂防法(明治三十年法律第二十九号)第一条に規定する砂防設備をいう。及び治山事業(森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第十条の十五第四項第四号に規定する治山事業をいう。))により設置された施設において実施されるしゅんせつ及び樹木の伐採(以下この条において「河川等におけるしゅんせつ等」という。)に係る事業であつて、総務省令で定める事項を定めた当該地方公共団体における河川等におけるしゅんせつ等に関する計画に基づいて行われるものに要する経費の財源に充てるため、第五条の規定にかかわらず、地方債を起すことができる。

第三十三条の八第一項及び第三十三条の八の二第二項中「平成三十七年度」を「令和七年度」に改める。

(地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律の一部改正)

第四条 地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律(平成十一年法律第十七号)の一部を次のように改正する。

第二条第二項から第四項まで、第三条の二及び第三条の三中「平成三十一年度及び平成三十

二年度」を「令和元年度及び令和二年度」に改める。

第五条第二項中「平成三十一年度」を「令和元年度」に、「平成三十二年度」を「令和二年度」に改める。

第七条の次に次の一条を加える。

(交付すべき額の算定に錯誤があつた場合の措置)

第七条の二 総務大臣は、地方特例交付金を各都道府県及び各市町村に交付した後において、その交付した額の算定に錯誤があつたため、交付した額を増加し、又は減少する必要があるときは、総務省令で定めるところにより、当該増加し、又は減少すべき額を、錯誤があつたことを発見した日以後初めて第四条第一項の規定により決定し、又は変更する額に加算し、又はこれから減額した額をもつて各都道府県及び各市町村に交付すべき額とするものとする。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、令和二年四月一日から施行する。

(地方交付税法の一部改正に伴う経過措置)

第二条 第一条の規定による改正後の地方交付税法の規定は、令和二年度分の地方交付税から適用し、令和元年度分までの地方交付税については、なお従前の例による。

(特別会計に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第三条 第二条の規定による改正後の特別会計に関する法律の規定は、令和二年度の予算から適用する。

理由

地方財政の収支が引き続き著しく不均衡な状況にあること等に鑑み、令和二年度分の地方交付税の総額の特例措置を講ずるほか、各種の制度改正等に伴つて必要となる行政経費の財源を措置する

ための地方交付税の単位費用等の改正を行うとともに、公営競技納付金制度を延長し、あわせて、河川等におけるしゅんせつ等に要する経費に充てるための地方債を起すことができることとする等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。